

- 地方交付税総額については、財源不足に関する国・地方の折半ルール（注）と、一般財源総額実質同水準ルールに基づいて算定が行われている。

（注）地方財政計画における歳出と歳入のギャップに対して、地方交付税の法定率分（所得税・法人税の33.1%、酒税の50%、消費税の19.5%、地方法人税の100%）等を充当しても不足する財源について、国（一般会計からの特例加算）と地方（臨時財政対策債の発行）の折半で負担するルール。

- 令和6年度においては、令和4・5年度に引き続き、3年連続で折半対象財源不足が発生しなかったことから、臨時財政対策債の新規発行は行わず、借換等のための発行も0.5兆円（対前年度▲0.5兆円）に抑制。また、交付税及び譲与税配付金特別会計の借入金についても、償還計画どおり0.5兆円を償還し、地方財政の健全化を推進。

◆ 令和6年度地方財政計画

（単位：兆円）

【歳出：93.6】

【歳入：93.6】

給与関係経費：20.2	地方交付税：18.7	一般財源 (65.7)
	地方特例交付金等：1.1	
一般行政経費：43.7	地方税・地方譲与税：45.5	
うち、補助分：25.1		
うち、単独分：15.4		
うち、デジタル田園都市国家構想事業費：1.25		
うち、地域社会再生事業費：0.4		
投資的経費：12.0	臨時財政対策債：0.5	
公債費：10.9	国庫支出金：15.8	
水準超経費：3.0	地方債：5.9 (臨時財政対策債を除く)	
その他：3.9	その他：6.3	

「経済財政運営と改革の基本方針2024」 (令和6年6月21日閣議決定)

- ・第3章 2. 中期的な経済財政の枠組み
 予算編成においては、**2025年度から2027年度までの3年間について**、上記の基本的な考え方の下、**これまでの歳出改革努力を継続**する。その具体的な内容については、日本経済が新しいステージに入りつつある中で、経済・物価動向等に配慮しながら、各年度の予算編成過程において検討する
- ・第3章 3.(5) 地方行財政基盤の強化
 交付団体を始め地方の安定的な財政運営に必要な**一般財源の総額について、2024年度地方財政計画の水準を下回らないよう実質的に同水準を確保**して、(略)

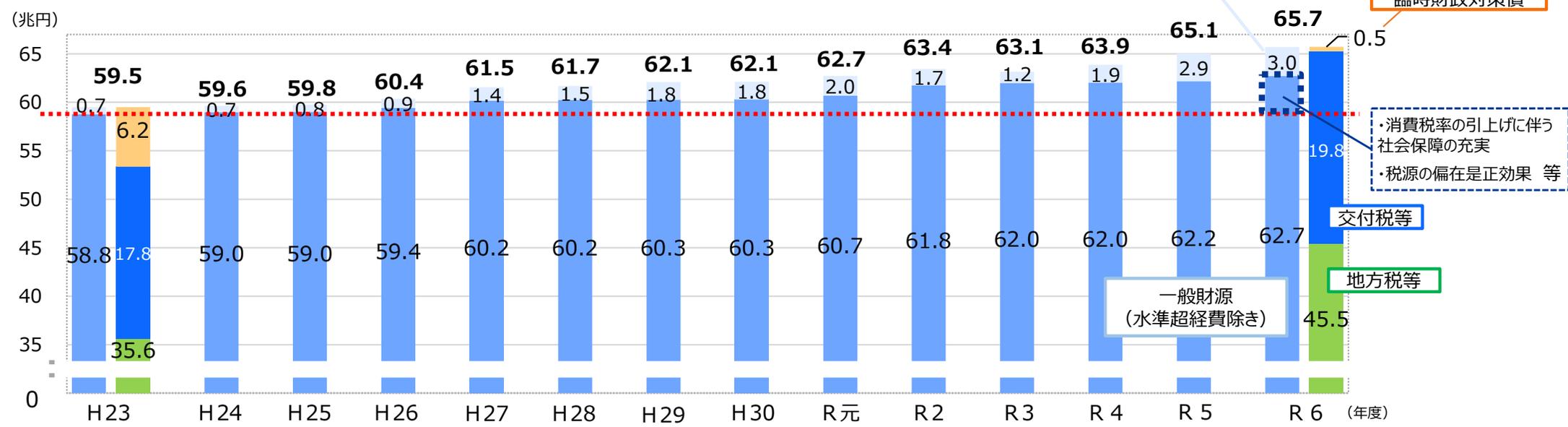
（注1）歳出の「その他」は、「維持補修費」及び「公営企業繰出金」。

（注2）歳入の「その他」は、主に「使用料・手数料」及び「雑収入」。

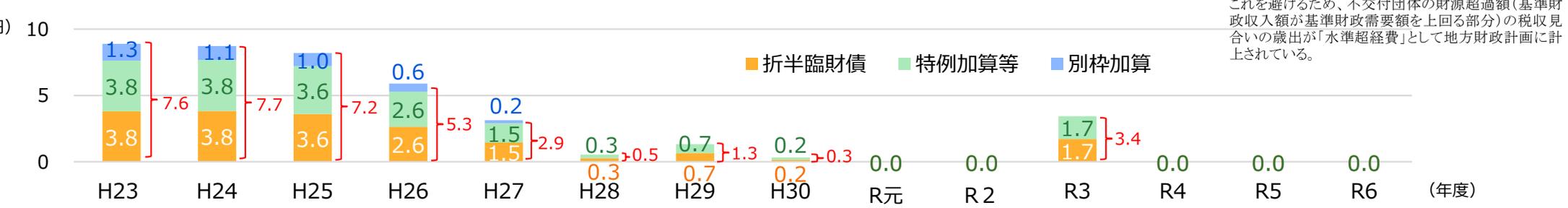
地方一般財源総額と折半対象財源不足の推移

- 「一般財源総額実質同水準ルール」は、平成23年度以降、地方財政の健全化のための規律として堅持されてきたものであり、骨太2024において示された「経済・財政新生計画」においては、同ルールを令和9年度まで継続する旨が規定。
- 同ルールに基づく毎年度の予算編成の結果、地方の一般財源総額は、消費税の引上げに伴う社会保障の充実や偏在是正効果に相当する分等を除き、実質的に同水準で維持されている。
- 同ルールを堅持して地方財政が規律されている状況下において、国税法定率分と地方税収等の増収により折半対象財源不足は減少傾向にあり、近年は折半対象経費がほぼ存在しない状態が継続。

◆ 地方一般財源総額の推移



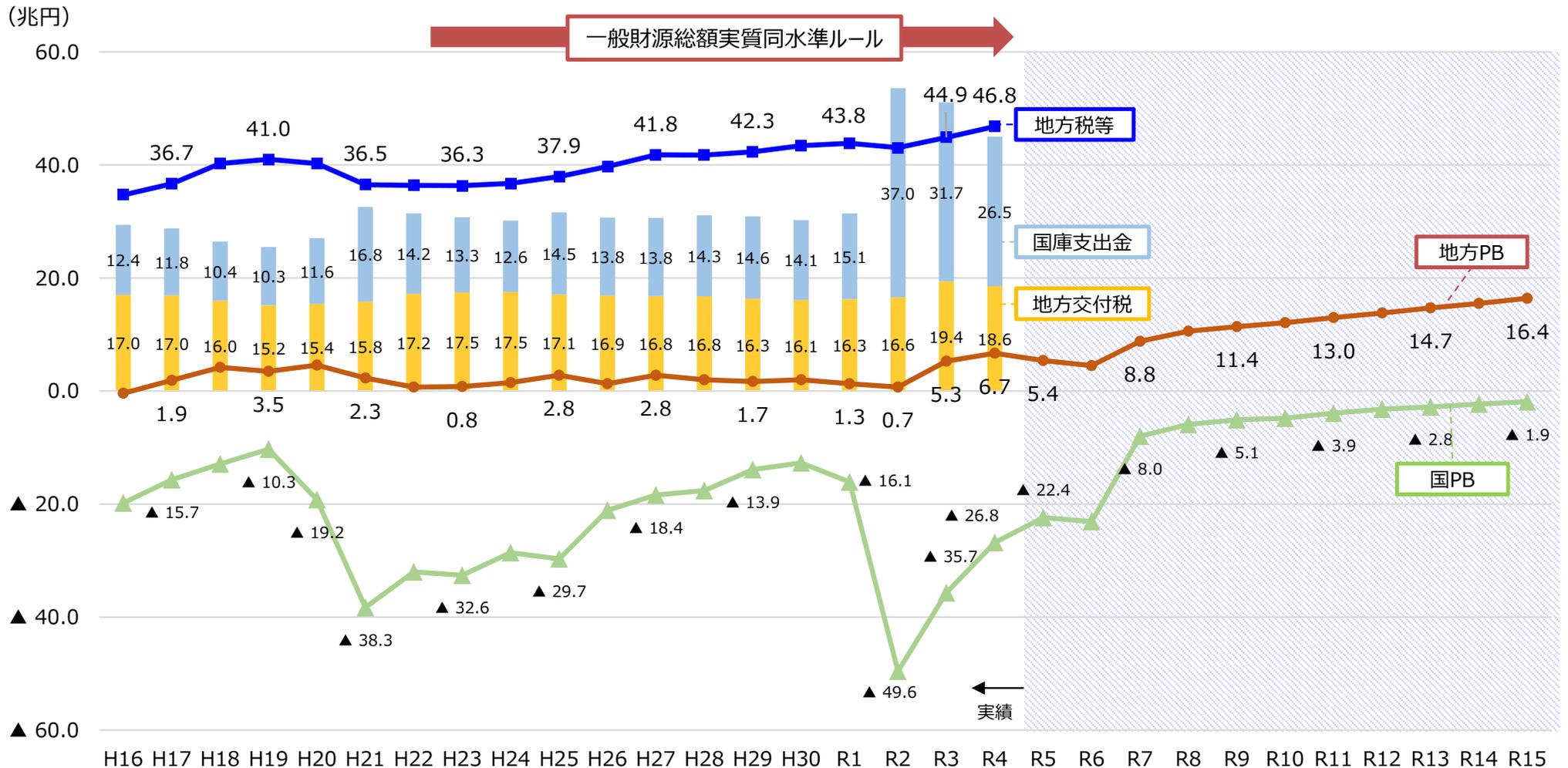
◆ 折半対象財源不足額等の推移



(※)「水準超経費」とは、不交付団体における平均水準を超える必要経費のこと。「水準超経費」を地方財政計画に計上しない場合、地方財政計画には不交付団体の見合いの歳入が計上されているため、その分だけ交付団体に必要な交付税総額が減額されてしまうことになる。これを避けるため、不交付団体の財源超過額(基準財政収入額が基準財政需要額を上回る部分)の税収見合いの歳入が「水準超経費」として地方財政計画に計上されている。

国・地方の財政状況（フロー）

- 国の財政状況が悪化する中においても、リーマンショック後や東日本大震災時を含め、国から地方へ手厚い財政移転を実施してきた。このため、PB目標設定以降、国PBは十分に改善が進まない一方で、地方PBはほぼ一貫して黒字を維持。
- 新型コロナ対応においても、地方創生臨時交付金をはじめとする国庫支出金により、国から地方へ多額の財政移転を実施。このため、地方PBは黒字を確保してきた一方、国PBは大幅に悪化。
- 2025年度のPB黒字化目標は国・地方合わせた目標であるが、仮に中長期試算の成長移行ケースのとおり国・地方合わせたPBが黒字化したとしても、国はPB赤字が続く見通し。

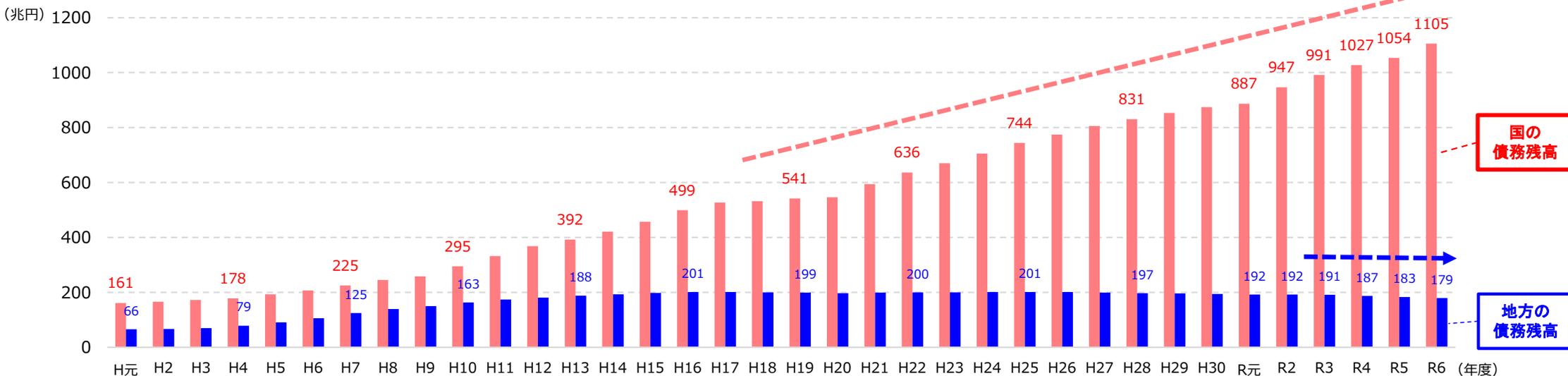


(出所) 国と地方のPBは「中長期の経済財政に関する試算」(令和6年7月29日)の成長移行ケースより。地方税等、地方交付税、国庫支出金は総務省「地方財政の状況」普通会計決算の概要より。
 (注) 地方税等、地方交付税、国庫支出金は地方の普通会計決算ベース。地方税等には地方譲与税を含む(超過課税、法定外税等を含む)。地方交付税と国庫支出金は、東日本大震災分を除いた決算額。
 国庫支出金には、国有提供施設等所在市町村助成交付金を含み、交通安全対策特別交付金は含まない。

国と地方の財政状況（ストック）

- 普通国債残高は累増の一途を辿っている一方、地方の債務残高は過去20年間はほぼ横ばいとなっており、近年は減少傾向。
- 地方の基金残高については、過去20年間で約2倍に増加。

◆ 国・地方の債務残高の推移

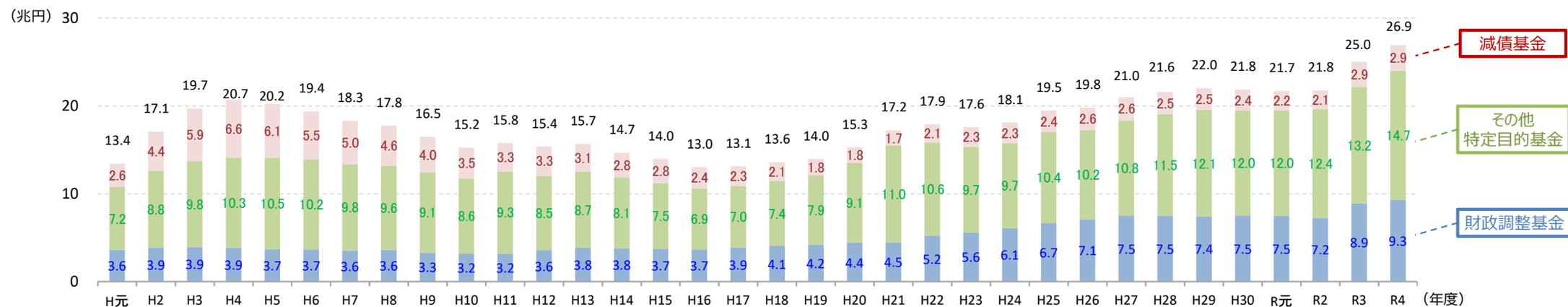


(出所) 「日本の財政関係資料」、「地方財政計画」、「地方財政の状況」、「最近20カ年間の各年度末の国債残高の推移」等

(注1) 普通国債残高は、令和5年度末までは実績、令和6年度末は予算に基づく見込みであり、建設公債残高、特例公債残高及び復興債残高。特例公債残高は、昭和40年度に発行した歳入補填債、国鉄長期債務、国有林野累積債務等の一般会計承継による借換債、臨時特別公債、減税特例公債、年金特例公債、GX経済移行債及び子ども・子育て支援特例公債を含む。

(注2) 地方の債務残高は、令和4年度までは決算ベース、令和5年度、6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

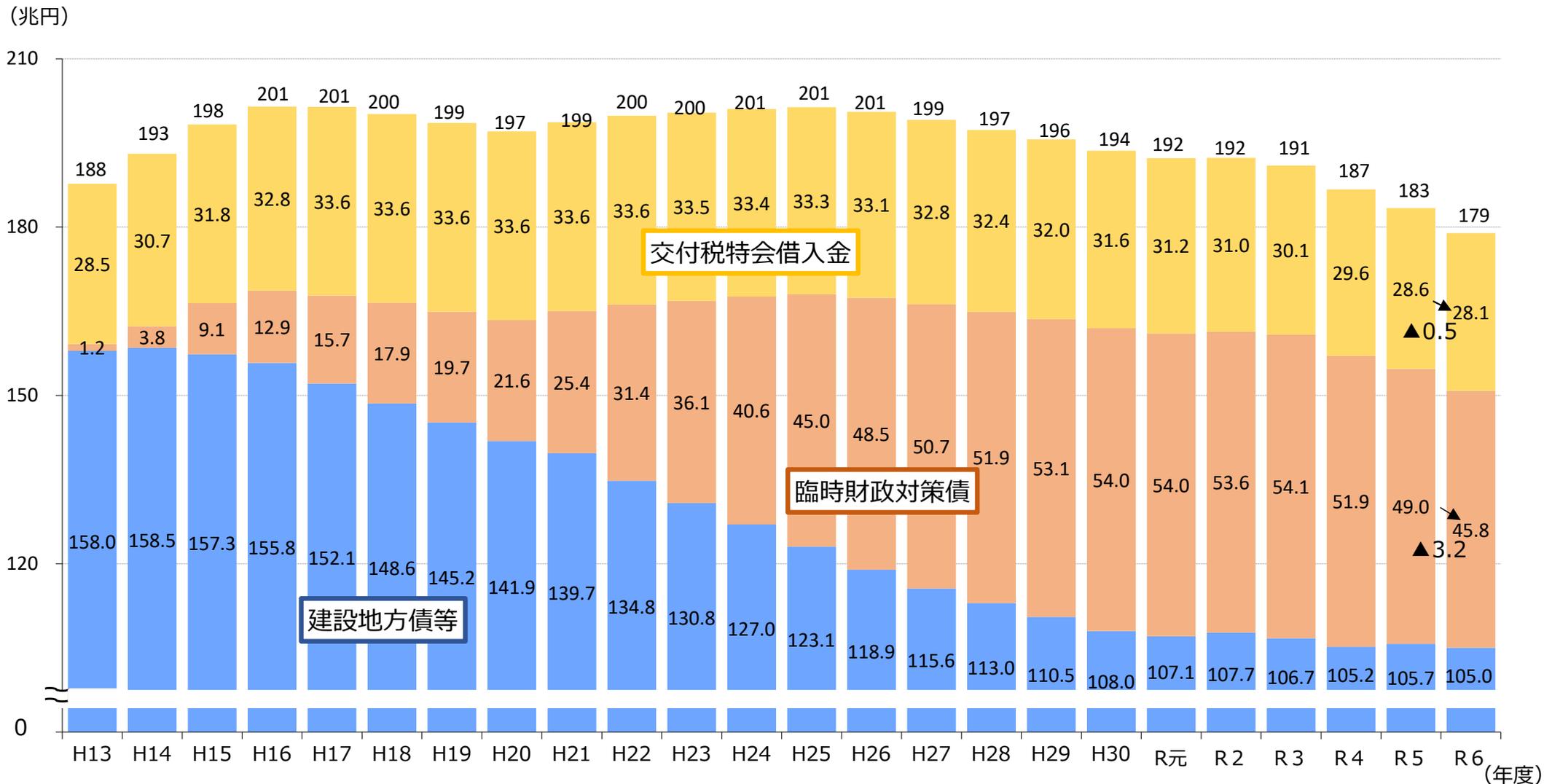
◆ 地方の基金残高の推移



(出所) 「地方財政状況調査」 (注) 基金残高は都道府県分と市町村分の合計。また、通常収支分であり東日本大震災分を除く。

地方の債務残高の推移

- 建設地方債等の残高は、平成14年度にピークの159兆円を記録後、足元では105兆円まで減少。（ピーク比▲53.5兆円）
- 他方、臨時財政対策債及び交付税及び譲与税配付金特別会計（交付税特会）の借入金の残高については、近年は減少傾向にあるが、依然として残高が積み上がっている状況。

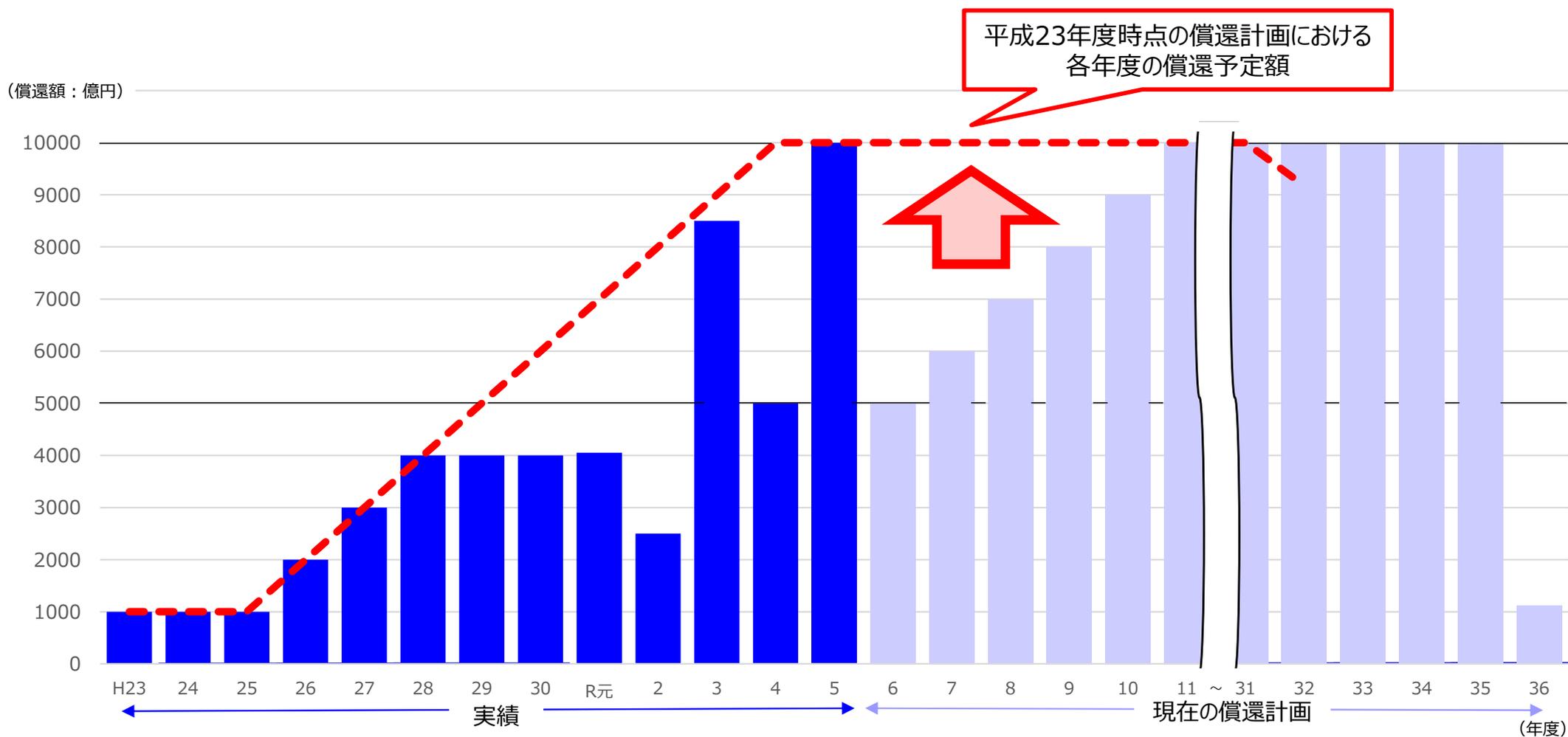


(出所)「地方財政計画」等

(注) 令和4年度までは決算ベース、令和5年度、6年度は地方財政計画等に基づく見込み。

交付税特別会計借入金の償還

- 交付税特会の借入金については、過去、財源不足を補うために借り入れられたものであり、現在の交付税特会の債務（約30兆円）は全て地方負担分となっている。
- これまで、交付税特会の償還計画が後倒しされてきたことを踏まえれば、近年の好調な税収により折半対象財源不足が解消されている中では、状況に応じて償還計画を前倒しするなど、残高の縮減に向けた努力を強化・継続し、地方財政の健全化を進めていくことが重要。
 - ※ 償還が始まった平成23年度以降、平成29年度当初や令和2年度補正、令和3年度当初等において償還計画を後倒し。
 - ※ 令和3年度補正、令和4年度当初、令和5年度当初は税収増等が見込まれたため償還計画を前倒し。

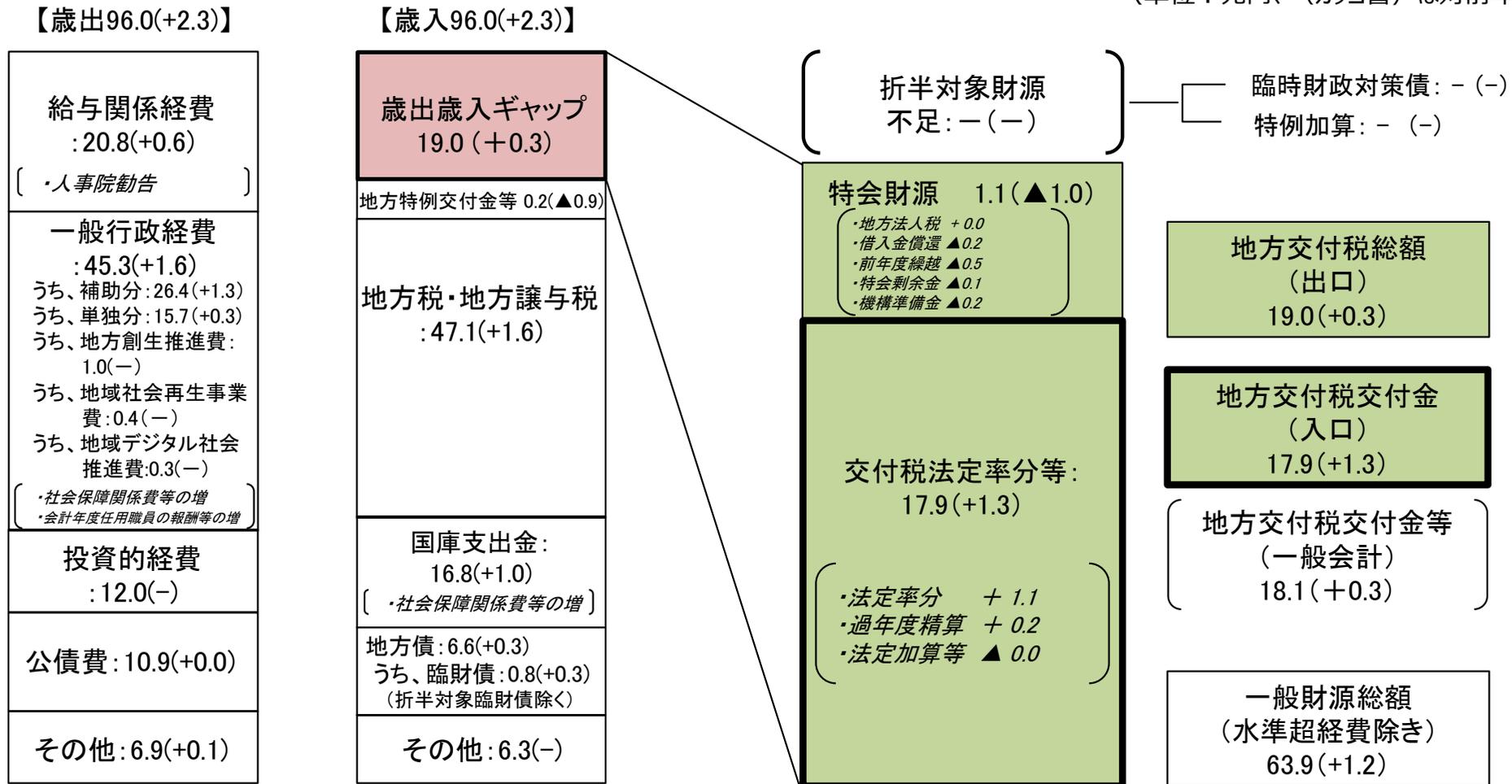


令和7年度総務省要求（仮試算）の概要

- 令和7年度の総務省要求（仮試算）においては、昨年度に引き続き折半対象財源不足は生じず、特例加算の要求はないものの、給与関係経費や社会保障費の増加等による歳出増（対前年度+2.3兆円）を要因として、一般財源総額（水準超経費除き）が対前年度で+1.2兆円増加し、地方税等が増えている中であっても、臨時財政対策債の発行額が増加する姿となっている。
- 2025年度のPB黒字化目標は、国・地方を合わせたものであり、一般財源総額実質同水準ルールの下で、臨時財政対策債の発行額の縮減を図るなど、地方財政の健全化を更に推進していく必要。

◆ 令和7年度総務省要求（仮試算）の姿

（単位：兆円、（カッコ書）は対前年度増減額）

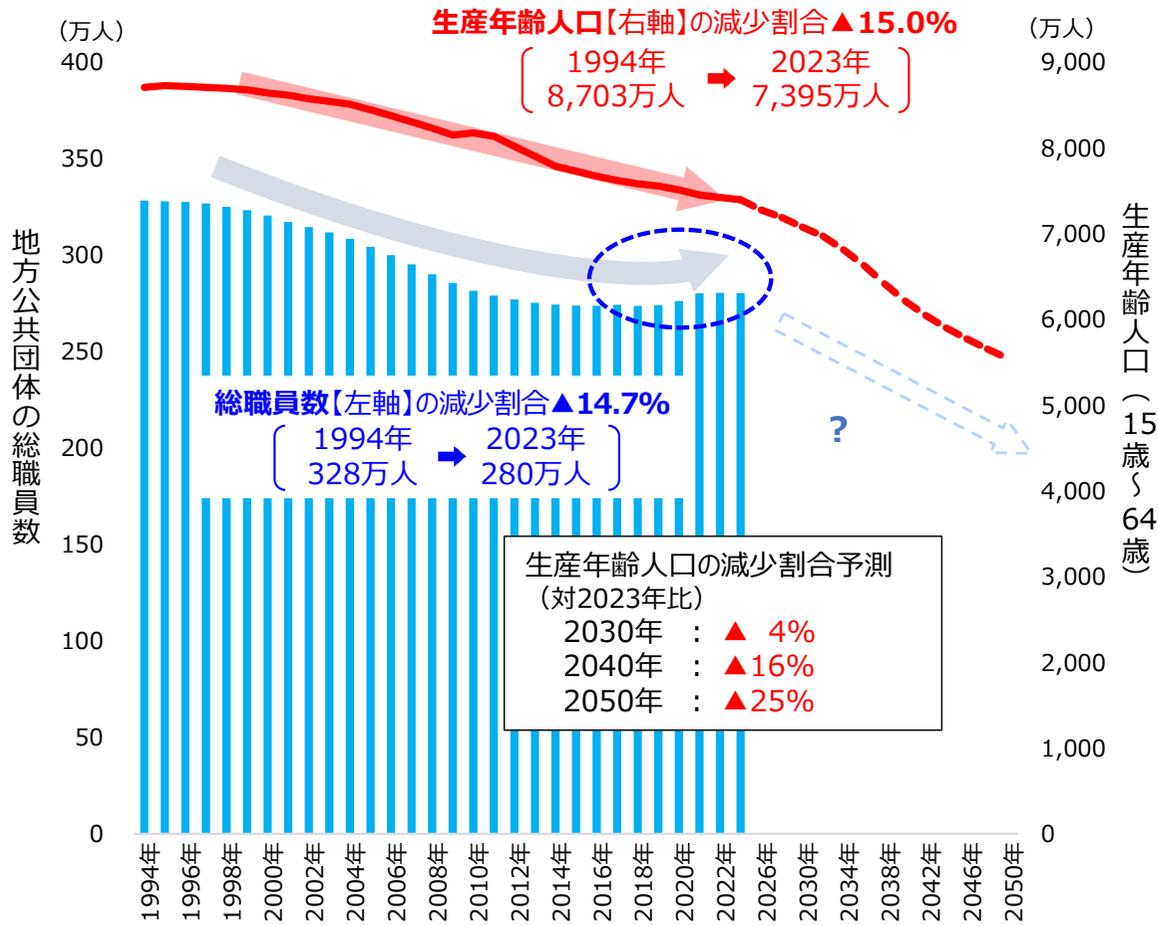


（出所） 総務省「令和7年度の地方財政の課題」より作成

（注） 仮試算の歳出は、人件費や社会保障関係経費等を除き前年度同額を計上するなど仮置きの数値であり、地域デジタル社会推進費（マイナンバーカード利活用特別分）及び緊急浚渫推進事業費の取扱いも含め、「令和7年度の地方財政の課題」、経済・物価動向、国の予算編成の動向等を踏まえ、予算編成過程において必要な検討を行う。

- 1994年以降、約30年間で生産年齢人口が約15%減少し、地方公務員数も同程度で減少してきた。今後30年間で生産年齢人口は約25%減少する見込みであり、それに併せて地方行政の効率化が必要。
- 直近10年間では、特に、専門的な技術を有する土木や公営企業関係の職員数が減少傾向にある一方、一般行政職員数は増加傾向にあり、人件費も増加傾向にある。
- 今後、多様な住民ニーズに対して、より少ない職員数で質の高い行政サービスを安定的に提供していくためには、徹底した行政の合理化・効率化を図っていく必要。

◆ 地方公共団体の総職員数と生産年齢人口の推移



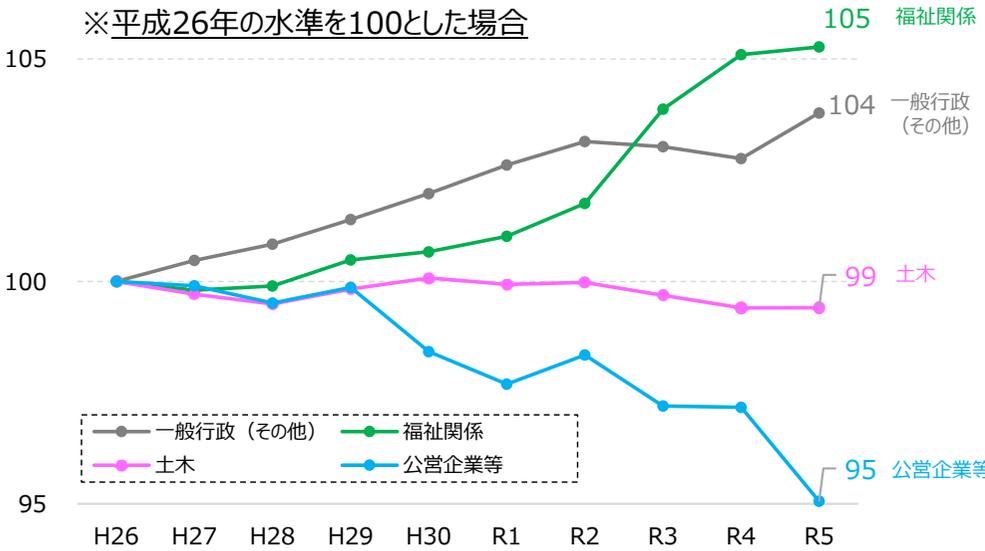
(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」、「人口推計(長期時系列データ)」、「人口推計(各年10月1日現在人口)」、
 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(令和5年4月推計)」「(出生中位・死亡中位仮定)」をもとに作成。
 (注) 2023年度までは実績ベース、2024年度以降は将来推計をベースとしている。

◆ 地方財政計画における給与関係経費(退職手当以外)の推移

	R3	R4	R5	R6	R7仮試算
給与関係経費 (対前年度比)	18.7兆円 (▲0.4%)	18.5兆円 (▲0.8%)	18.8兆円 (+1.3%)	19.2兆円 (+2.0%)	19.7兆円 (+3.1%)
【参考】 人事院勧告	—	+0.23%	+0.96%	+2.76%	

(注1) 「給与関係経費」については、各年度の地方財政計画における退職手当を除いた給与関係経費の金額。
 (注2) 「人事院勧告」については、月例給の官民較差。期末・勤勉手当の支給月数については、R3勧告が▲0.15月引き下げ、
 R4～R6勧告がそれぞれ+0.1月引上げ。

◆ 主な部門別の地方公務員の増減率の推移(直近10年間)



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」
 (注1) 一般行政(その他)は、一般行政職員から福祉関係及び土木関連を除いた職員。
 (注2) R2～R4については、一部、新型コロナウイルスによる影響等があることに留意。

- より少ない職員数で質の高い行政サービスを提供していくためには、デジタル技術やAI・RPA等の活用や、オンライン申請等のフロントヤード改革、自治体の基幹業務システムの統一・標準化等のバックヤード改革に取り組むなど、自治体DXを一層推進し、業務の効率化を徹底していく必要。
(注) RPA (Robotic Process Automation) とは、普段人が行う定型的なパソコン操作をソフトウェアのロボットが代替して自動化するもの。
- AI・RPAの導入やフロントヤード改革に取り組んでいる地方公共団体の割合は、年々増加してきており、導入により高い業務時間削減効果が出ている事例もある。これらの好事例を横展開した上で、その業務効率化の全国的な効果を定量的に把握・推計し、地方財政計画に適切に反映させていくべき。

◆自治体におけるAI・RPAの導入状況

	AIの導入状況		RPAの導入状況	
	都道府県	市町村	都道府県	市町村
R3.4時点	40団体 (85%)	377団体 (22%)	35団体 (75%)	348団体 (20%)
R4.4時点	47団体 (100%)	625団体 (36%)	43団体 (92%)	514団体 (30%)
R5.4時点	47団体 (100%)	791団体 (45%)	44団体 (94%)	641団体 (37%)

(出所) 総務省「地方自治体におけるAI・RPAの実証実験・導入状況等調査」

◆自治体におけるフロントヤード改革の取組状況 (団体総数：1,741団体)

	書かない窓口	ライフイベント別 ワンストップ窓口	リモート窓口	移動窓口
R5.6時点	304団体	438団体	106団体	61団体

(出所) 総務省「窓口業務改革状況簡易調査」

(注)

- ・書かない窓口：来庁者又は来庁予定者が行う手続きにおける各種申請書等への記入について、デジタル技術を用いて簡便化しているもの。
- ・ライフイベント別ワンストップ窓口：出生、子育て、結婚、引越、お祝い等のライフイベント別に窓口があり、ワンストップで対応が完結する取組。
- ・リモート窓口：本庁舎と支所・出張所等との間をオンラインでつなぎ、ビデオ会議システムを通じて相談業務等を行う窓口。
- ・移動窓口：通常は庁舎で行っている窓口業務を、市町村職員が車両等に乗って移動し、移動先で行う窓口。

◆フロントヤード改革による業務時間削減効果

【三重県志摩市：オンラインでの申請書の事前入力】

- ・スマホアプリ「しまなび」を使い、事前に必要情報を入力し、QRコードを窓口端末にかざすだけで申請書を発行できる仕組みを導入。
- ・住民は、職員からの聞き取りや申請書の記載なく、印字された申請書に署名するだけで証明書の発行が完了するため、窓口滞在時間が緩和。

⇒ 書かない窓口や申請書の事前入力システム導入により、年間約3万6千件の手続きにおいて、**職員の作業時間を年間1,950時間削減 (削減率48%)**



(出所) 総務省「自治体フロントヤード改革に関する個別取組事例集」

◆RPAの導入による業務時間削減効果

【長野県塩尻市：保育園受付窓口業務】

- ・従来は紙で受け付けていた保育園の入園申込みを電子申請サービスによる受付に変更。
- ・申請内容のチェック完了後、申請データをダウンロードし、RPAにより保育システムへの入力、利用調整に必要な帳票を自動作成。(従来は手入力対応)

⇒ 年間業務時間：**2,090時間削減 (削減率67.6%)**
受付から決定通知発送までの期間：**約3.5か月⇒約2.5か月へ短縮**

業務効率化とあわせて住民サービスの拡充を実現

(出所) 総務省「自治体におけるRPA導入ガイドブック」

- 自治体情報システムについては、令和7年度末までの基幹20業務システムの標準化・共通化に向け、累計で約6,989億円を予算計上。
(注)20業務: 児童手当、子ども・子育て支援、住民基本台帳、戸籍の附票、印鑑登録、選挙人名簿管理、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、戸籍、就学、健康管理、児童扶養手当、生活保護、障害者福祉、介護保険、国民健康保険、後期高齢者医療、国民年金
- 情報システムの標準化は、システム運用経費の削減のみならず、各自治体における業務の効率化にも資するものであり、費用対効果の観点からも、単なる情報システムの導入だけではなく、業務負担の軽減や歳出の効率化に資するものとなるよう徹底していくべき。
- これらの情報システムの標準化に伴う全国的な業務効率化の効果について、その進捗も踏まえながら、定量的に把握・推計し、地方財政計画に適切に反映させていく必要。

◆自治体情報システムの標準化・共通化に係る予算（デジタル基盤改革支援基金分） ◆全市区町村の情報システム経費の合計額

・ 令和2年度補正予算（第3号）	1,509億円
・ 令和3年度補正予算（第1号）	317億円
・ 令和5年度補正予算（第1号）	5,163億円
合計	6,989億円

・平成29年度当初予算ベース：**4,786億円**

※ 1,741市区町村における基幹系システム（住民情報・税務・国保・年金・福祉）及び内部管理系システム（人事給与・財務会計・文書管理）に係る整備経費及び運用経費

（出所）総務省「市区町村における情報システム経費の調査結果」（平成30年3月30日）

◆地方公共団体情報システム標準化基本方針（令和5年9月8日閣議決定）（抜粋）

2.2 地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の目標

(3) システムの所有から利用へ

- ガバメントクラウドを活用することで、地方公共団体が従来のようにサーバ等のハードウェアやOS・ミドルウェア・アプリケーション等のソフトウェアを自ら整備・管理する負担を軽減する。
- その上で、こうした負担を含めた**業務全体に係るコストを抑え、削減することができた人的・財政的なリソースを**、住民に寄り添って、真にサービスを必要とする住民に手を差し伸べるために必要な業務や、地域の実情に即した企画立案業務等**本来職員が行うべき業務に注力できるようにする。**

(5) 標準準拠システムへの円滑かつ安全な移行とトータルデザインの実現

- 「地方公共団体の基幹業務システムの統一・標準化の取組については、基幹業務システムを利用する地方公共団体が、**令和7年度（2025年度）までにガバメントクラウドを活用した標準準拠システムに移行**できる環境を整備することを目標とする。」
- 「標準化対象事務に関する**情報システムの運用経費等については**、標準準拠システムへの移行完了後に、**平成30年度（2018年度）比で少なくとも3割の削減**を目指す」

◆地方公共団体情報システム標準化に関する法律（令和3年法律第40号）（抜粋）

（基本理念）

第三条 **地方公共団体情報システムの標準化の推進及び実施は**、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律（平成十四年法律第百五十一号）、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）、官民データ活用推進基本法及びデジタル社会形成基本法（令和三年法律第三十五号）その他の関係法律による施策と相まって、地方公共団体における情報通信技術を活用した行政の推進を図り、もって**住民の利便性の向上及び地方公共団体の行政運営の効率化に寄与することを旨として、行われなければならない。**

教員の処遇改善と地方財政

- 義務教育に係る教職員の給与費については、その1/3が国の負担となっているが、残りの2/3や一部の手当等は地方負担。公立高校等の教職員の給与費については、全額が地方負担となっている。総務省の試算によれば、仮に教職調整額が4%から10%まで引き上げられた場合、3,000億円程度の地方負担の増加が見込まれているところ。
- 「こども・子育て支援加速化プラン」（3.6兆円）に係る財源については、こども・子育て政策の強化は国と地方が車の両輪になって取り組んでいくべきものであることを踏まえ、社会保障分野の歳出改革の徹底等により、地方負担（令和6年度は約0.2兆円）も含めて、必要な財源を確保。
- 教職調整額の水準の見直しなどの教員の処遇改善の検討に当たっても、骨太2024も踏まえ、まずは働き方改革の取組を進めるとともに、国が進める政策に係る地方負担の財源の確保と併せて検討していく必要。

◆義務教育費国庫負担制度の概要

- 市町村が小中学校を設置・運営。
- 都道府県が市（指定都市除く）町村立学校の教職員を任命し、給与を負担。
- 指定都市は設置する学校の教職員の任命、給与負担を一元的に行う。
- 国は都道府県・指定都市に係る教職員給与費の1/3を負担。

公立義務教育諸学校の教職員の給与費



都道府県・指定都市

(注1) このほか、退職手当、共済負担金等は全額地方負担となっている。

(注2) 「義務教育諸学校」：公立の小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程並びに特別支援学校の小学部及び中学部（義務教育費国庫負担法第2条）

◆教職調整額の引上げ（4%→10%）による影響額（総務省試算）

	国	地方
義務教育	+720億円程度	+2,000億円程度
公立高校等	—	+1,000億円程度
合計	+720億円程度	+3,000億円程度

(出所) 総務省「令和7年度の地方財政措置について（各府省への申入れ）の概要」

「経済財政運営と改革の基本方針2024」

(令和6年6月21日閣議決定)

質の高い教師の確保・育成に向け、2026年度までの集中改革期間を通じてスピード感を持って、**働き方改革の更なる加速化、処遇改善、指導・運営体制の充実、育成支援を一体的に進める。学校・教師が担う業務の適正化やDXによる業務効率化を進める**とともに、学校における働き方改革の取組状況の見える化等、PDCAサイクルを強化し、**教師の時間外在校等時間の削減を徹底して進める。**

教職の特殊性や人材確保法の趣旨、教師不足解消の必要性等に鑑み、**教職調整額の水準を少なくとも10%以上に引き上げることが必要**などとした中央教育審議会提言を踏まえ、**新たな職及び級の創設、学級担任の職務の重要性と負担等に応じた手当の加算、管理職手当の改善等の各種手当の改善**など職務の負荷に応じたメリハリある給与体系への改善も含めた検討を進め、**財源確保と併せて、2025年通常国会へ給特法改正案を提出する**など、**教師の処遇を抜本的に改善する。**

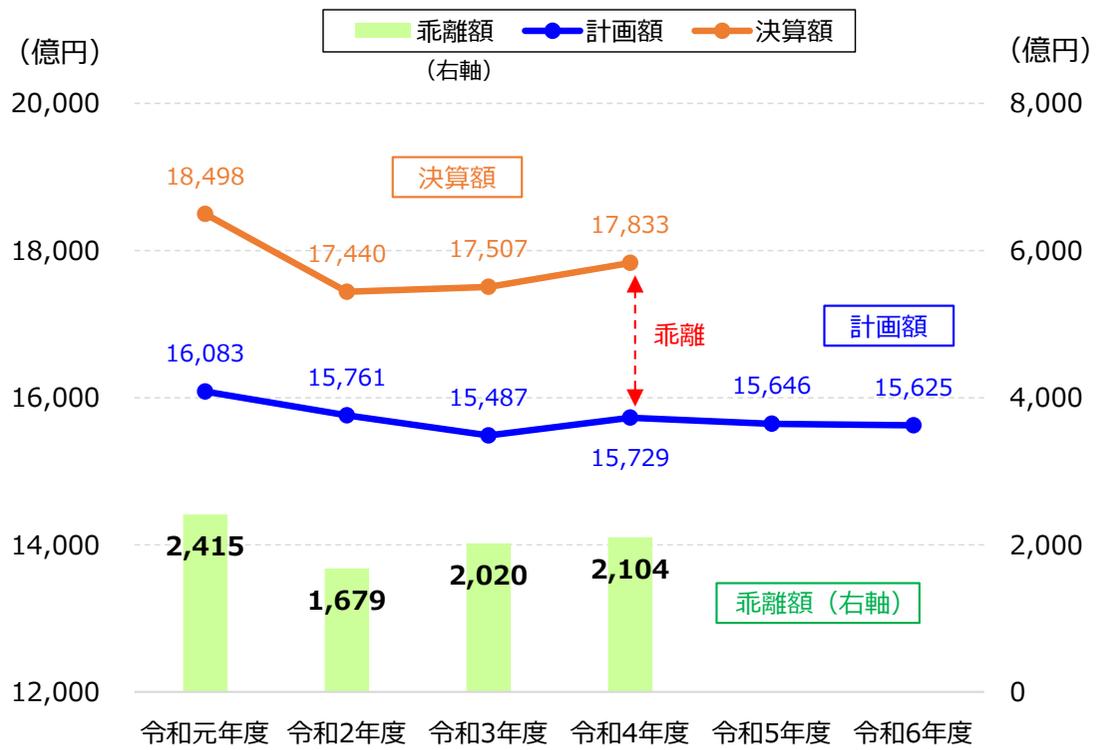
手数料・使用料の適正化

- 手数料・使用料の金額については、それぞれ、地方公共団体がその判断により条例で定めることが基本であるが、全国的に統一して定めることが特に必要と認められる手数料については、政令で手数料の標準額が定められており、当該標準額については、人件費単価や物価水準の変動などの状況を勘案し、定期的に見直しが行われてきたところ。
- 足元における給与改善による人件費単価の変動や物価水準の変動の状況等を踏まえ、手数料の標準額を適切に見直した上で、地方財政計画に反映していく必要。
- また、手数料・使用料の地方財政計画における計上額については、例年、決算額との乖離が生じており、決算と比較して0.2兆円程度少ない水準になっている。地方公共団体における独自財源の確保に向けたインセンティブにも配慮しつつも、手数料・使用料の地方財政計画における計上額を適正化し、決算額との乖離の是正を図っていく必要。

◆近年の手数料の標準額（地方公共団体の手数料の標準に関する政令）の改正状況（直近10年間）

改正政令の施行日	政令改正の概要
令和6年4月1日	・ 物件費等の増加や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっているものについて改定 等
令和4年4月1日	・ 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっているものについて改定
令和元年10月1日	・ 消費税率引上げ(10%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定
平成30年4月1日	・ 人件費単価又は物価水準の変動や、事務の内容の変化に伴い現行の手数料の標準額との乖離が大きくなっているものについて改定 等
平成26年4月1日	・ 消費税率引上げ(8%)の影響や、直近の人件費・物件費等の変動を加味して改定 等

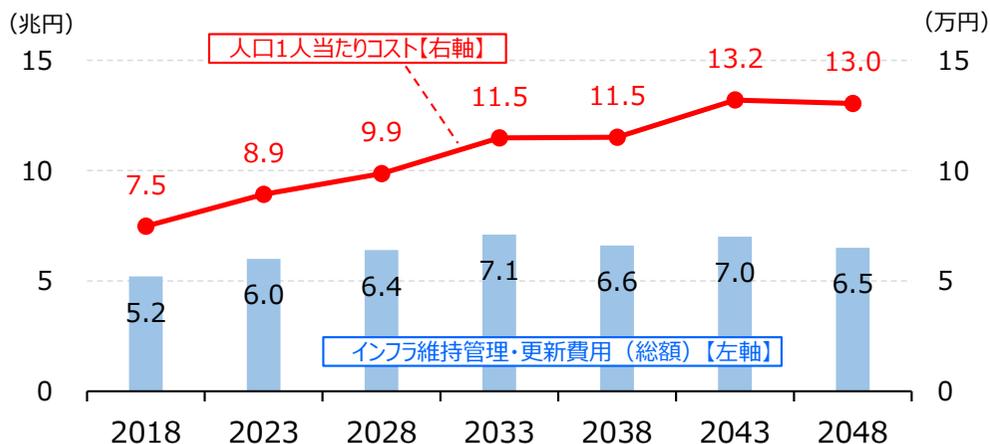
◆ 手数料・使用料の地財計画計上額と決算額の推移



(出所) 総務省「地方財政統計年報」
 (注) 決算額については、高等学校等就学支援金交付金（公立分）及び保育所使用料相当額を控除したもの。

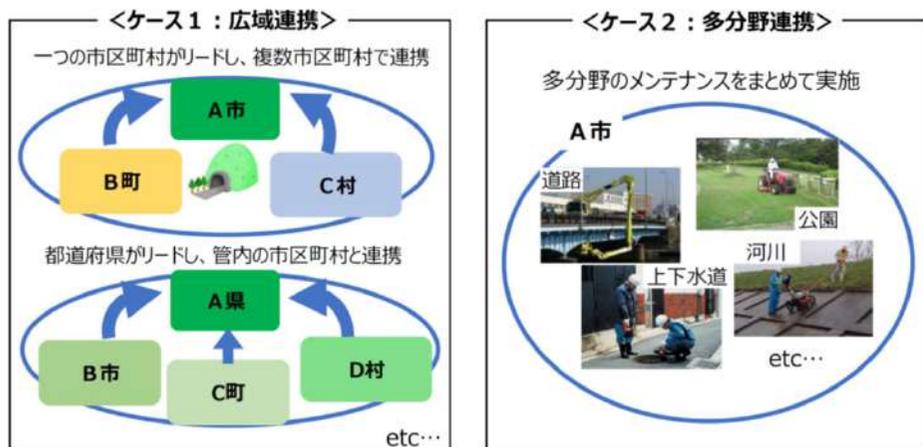
- 今後、人口減少やインフラの老朽化に伴い、人口1人当たりのインフラコストが増加していく見込み。各地方公共団体において、限られた人員・予算の中で効率的にインフラ・公共施設の維持管理を行うためには、既存の行政区域に拘らない広域的な視点でインフラのマネジメントを行っていくことが重要。
- 具体的には、複数の地方公共団体・エリアにおいて、包括的民間委託等による広域的・分野横断的な維持管理の導入等により、発注業務の効率化や維持管理に係るコストの効率化などを推進していくことが重要。

◆インフラ維持管理・更新費用の人口1人当たりコスト



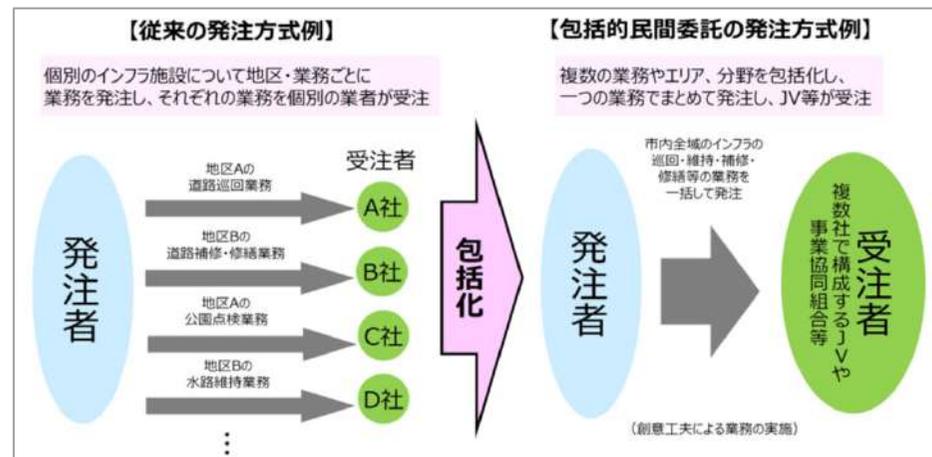
(注) 今後の維持管理・更新費用は予防保全を行った場合。
 (出所) 総務省統計局「人口推計(平成31年4月報)」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成29年推計)」(出生中位・死亡中位仮定)、国土交通省資料を基に作成。

◆広域的なインフラマネジメントのイメージ



(出典) 国土交通省資料

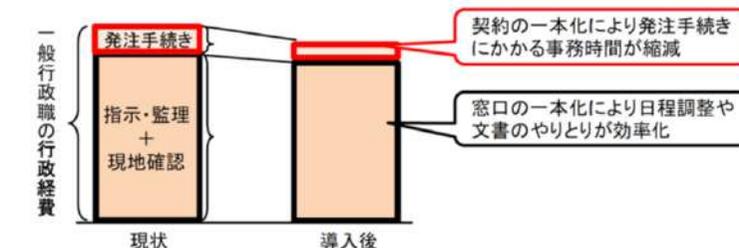
◆包括的民間委託の概要



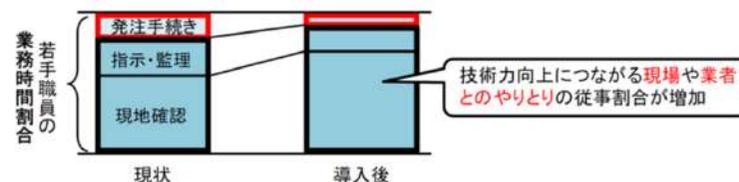
(出典) 国土交通省資料

＜包括的民間委託の導入により期待される効果＞

✓ 行政経費の変化



✓ 若手職員の業務時間割合の変化



(出典) 国土交通省「インフラメンテナンスにおける包括的民間委託導入の手引き」(令和5年3月)

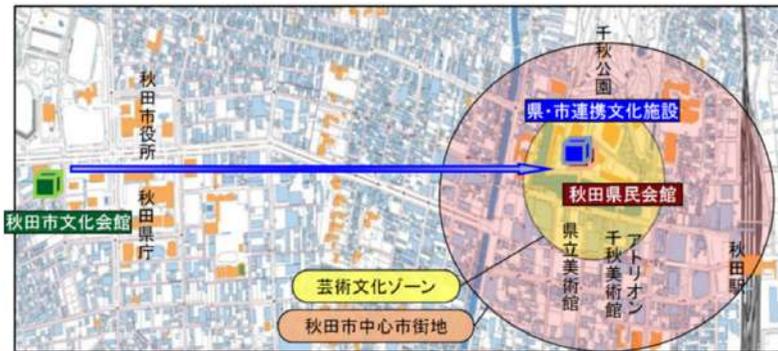
公共施設等の適正管理

- 今後、人口減少により公共施設等の利用需要も減少していくことが見込まれる中、各地方公共団体においては、長期的な視点をもって、更新・統廃合・長寿命化等を計画的に実施していく必要があり、自団体のみならず、隣接する団体を含む広域的な視野をもって公共施設等の統廃合等に取り組んでいくことも重要。
- また、各地方公共団体が策定する公共施設等総合管理計画においては、公共施設等の適正管理に取り組むことによる効果額を設定することとされている。当該計画において見込まれる効果額について、計画策定後においても進捗管理を徹底するとともに、その進捗や達成状況を踏まえてPDCAを回すことにより不断の見直しを実施し、維持管理・更新等に要する費用の更なる抑制を進めていく必要。

(注) 公共施設等総合管理計画には、各自治体における維持管理・更新、統廃合、長寿命化などの公共施設等の管理に関する基本的な考え方や、維持管理・更新等に係る中長期的な経費の見込み、計画に基づく対策を反映した場合の効果額等を記載することとされている。

◆複数の自治体が連携した公共施設の集約化の例 (秋田県・秋田市)

- 県民会館と市文化会館を廃止し、それぞれの機能を集約した施設を県と市が共同で整備することにより、**それぞれ単独で建て替えるよりも、整備費と運営管理コストを縮減。(延床面積約▲4%減少)**



(出典) 第33次地方制度調査会第16回専門小委員会 (令和5年7月20日) 配布資料

● 公共施設等総合管理計画の策定等に関する指針 (令和5年10月10日改訂)

- 第一 総合管理計画に記載すべき事項
- 第二 総合管理計画策定・改訂に当たっての留意事項

一～四 略

五 市区町村域を超えた広域的な検討等について

総合管理計画の策定・改訂に当たっては、市区町村間の広域連携を一層進めていく観点から、**自団体のみならず、隣接する市区町村を含む広域的視野をもって計画を検討することが望ましいこと。**

また、**都道府県にあっては、圏域の市区町村の公共施設等も念頭に広域的視野をもって総合管理計画を検討することが望ましいこと。**

六 略

第三 その他

◆各都道府県の公共施設等総合管理計画において示された効果額の例

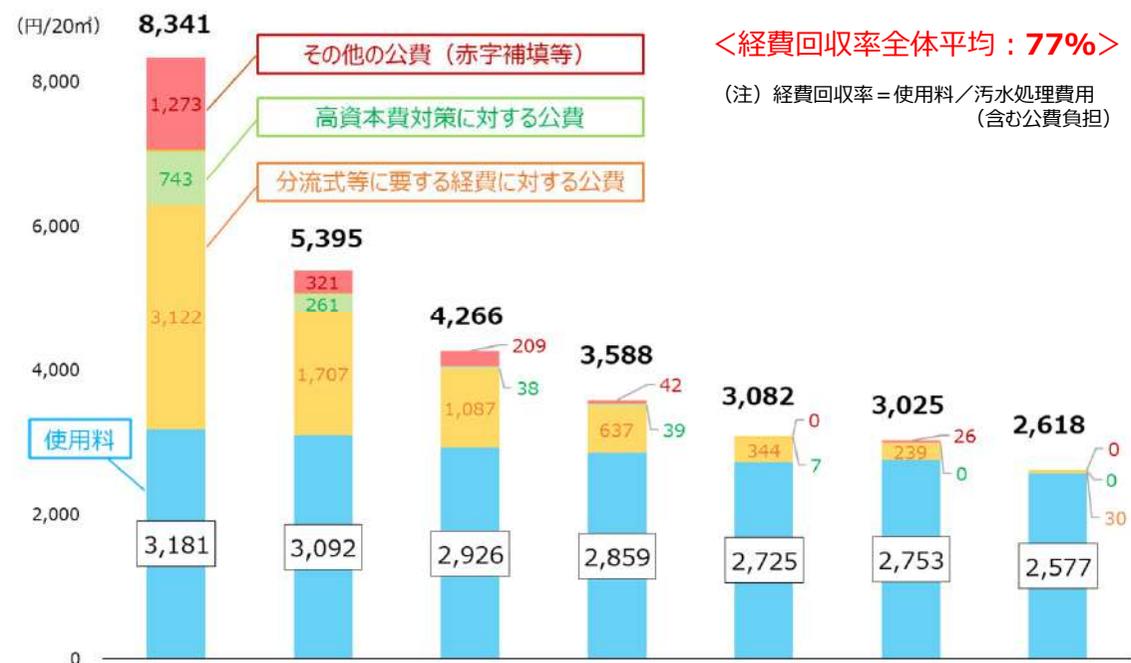
	耐用年数経過時に単純更新した場合の(自然体の)見込み	計画における対策を反映した見込み	対策等の効果額 (削減額) ※施設数・延床面積に係る数値目標
岩手県	【公共施設】 ・約7,206億円(30年) 【インフラ】 ・約1兆7,241億円(30年)	【公共施設】 ・約6,050億円(30年) 【インフラ】 ・約8,646億円(30年)	【公共施設】 ・▲約1,156億円 (30年) 【インフラ施設】 ・▲約8,595億円 (30年) ※学校施設を除く延床面積をR22までにR2比で85%となるよう見直し
千葉県	【庁舎・学校等】 ・約758億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・約1,795億円/年(25年)	【庁舎・学校等】 ・約390億円/年(25年) 【社会基盤施設等】 ・約1,377億円/年(25年)	【庁舎・学校等】 ・▲約368億円/年 (25年) 【社会基盤施設等】 ・▲約418億円/年 (25年) ※30年間で延床面積を15%削減
岐阜県	【建物】 ・8,171億円(30年) 【インフラ】 ・19,253億円(30年)	【建物】 ・7,520億円(30年) 【インフラ】 ・10,723億円(30年)	【建物】 ・▲650億円 (30年) 【インフラ】 ・▲8,530億円 (30年)
鳥取県	【公共建築物】 ・約6,897億円(40年) 【土木インフラ】 ・5,910億円(40年)	【公共建築物】 ・約6,331億円(40年) 【土木インフラ】 ・約4,978億円(40年)	【公共建築物】 ・▲約566億円 (40年) 【土木インフラ】 ・▲約932億円 (40年) ※30年間でH27末施設数617を10%減 ※30年間で延床面積145万㎡を5%減

(出所) 総務省「公共施設等総合管理計画の主たる記載内容等を取りまとめた一覧表 (令和5年3月31日現在)」

下水道事業の広域化・共同化

- 公営企業繰出金の中で最もシェアが大きい下水道事業（R6地財計画計上額1.3兆円）については、「雨水処理は公費負担、汚水処理は使用料収入で賄う」との原則（雨水公費・汚水私費）が掲げられている。
- しかし、足元において、汚水処理に要する費用を使用料で賄っている割合（経費回収率）は、特に、処理区域内の人口規模の小さい事業者で低い水準となっており、大部分が各自治体の公費により賄われている状況。
- 今後、人口減少に伴い、使用料収入の減少が見込まれる中で、「汚水私費」の原則を踏まえ、各自治体の公費負担を抑制していくためには、使用料の適正化を徹底していくとともに、汚水処理に要する費用を抑制していくことが重要。
- 汚水 1 単位当たりの処理費用は、処理区域内の人口が多いほど低下する傾向があることを踏まえると、広域化・共同化の取組を着実に進め、施設更新費や維持管理費の効率化を図っていく必要。

◆人口規模別の汚水処理費用・回収率（R5決算）



◆下水道事業における広域化・共同化の事例（秋田県）

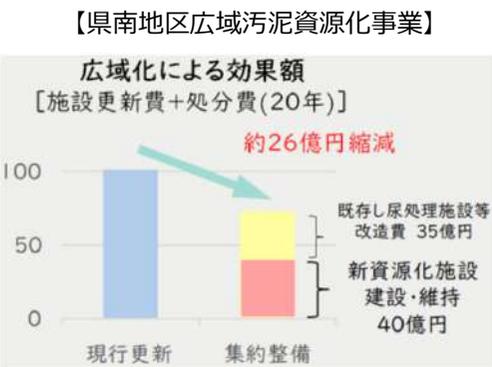
- 法定協議会を組織し、流域下水道を核とした「施設の共同化」「汚泥処理の広域化」「管路維持管理の共同化」等の取り組みを推進。

関係団体 秋田県、7市、5町、1組合

事業の効果

＜定量的効果＞

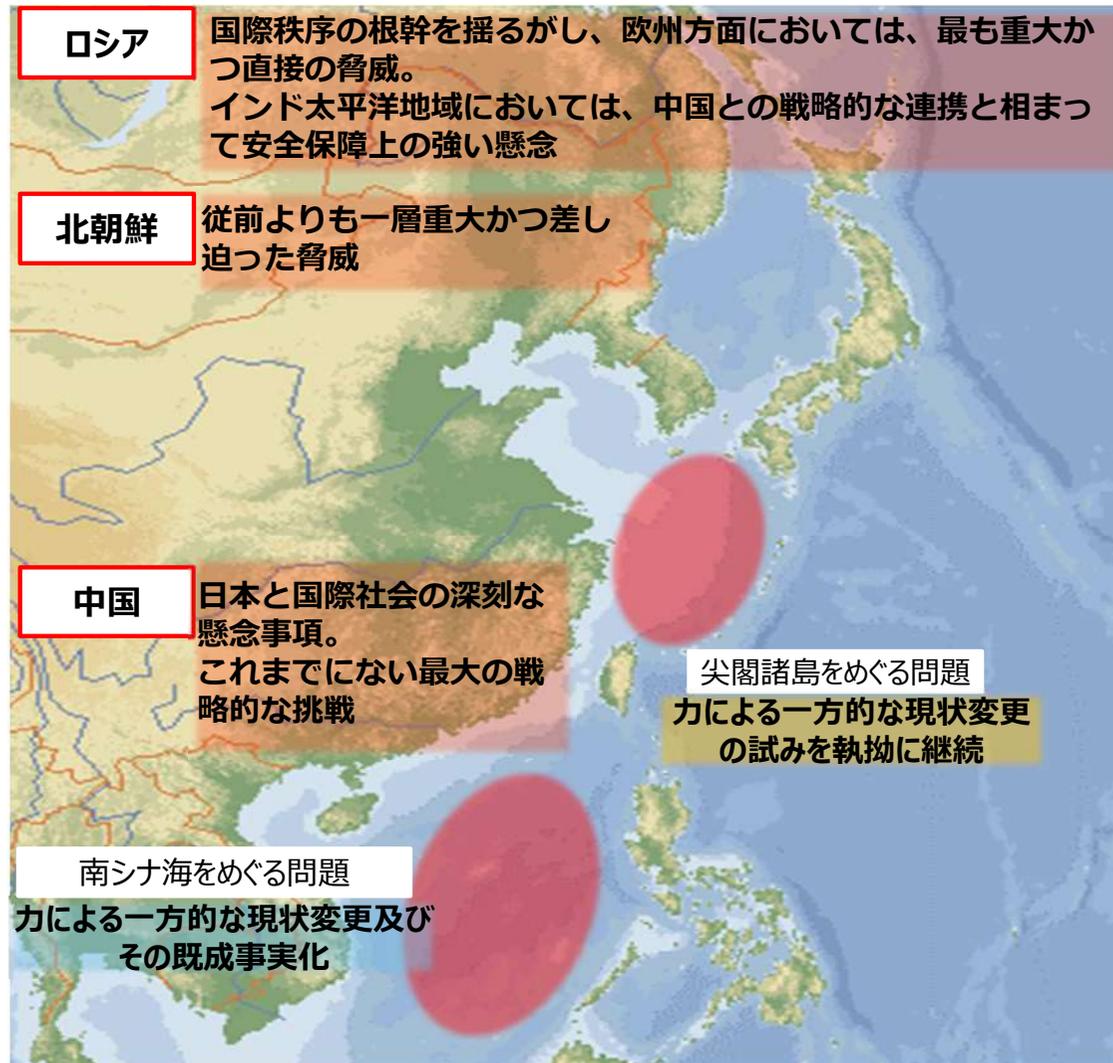
- 県北地区：し尿処理施設等更新費 + 20年間処分費 ⇒ **約40億円縮減**
- 県南地区：現有施設更新費 + 20年間維持管理運営費 ⇒ **約26億円縮減**



(出所) 国土交通省「下水道事業における広域化・共同化の事例集」(令和6年4月)

(出所) 「地方公営企業決算状況調査」

- 日本の周辺国は軍事力を増強しつつ、軍事活動を活発化しており、日本を取り巻く安全保障環境が厳しさを増している。最近では中国・ロシアによる領空侵犯や中国海軍空母による接続水域航行などが生じており、国際情勢の更なる変化が生じている。
- 自国を守るためには、力による一方的な現状変更は困難であると各国に認識させる抑止力が必要であり、同盟国・同志国との協力・連携を強化しつつ、日本の防衛力を強化していくことは喫緊の課題となっている。



ロシア軍哨戒機による領空侵犯



北朝鮮の度重なる弾道ミサイル発射

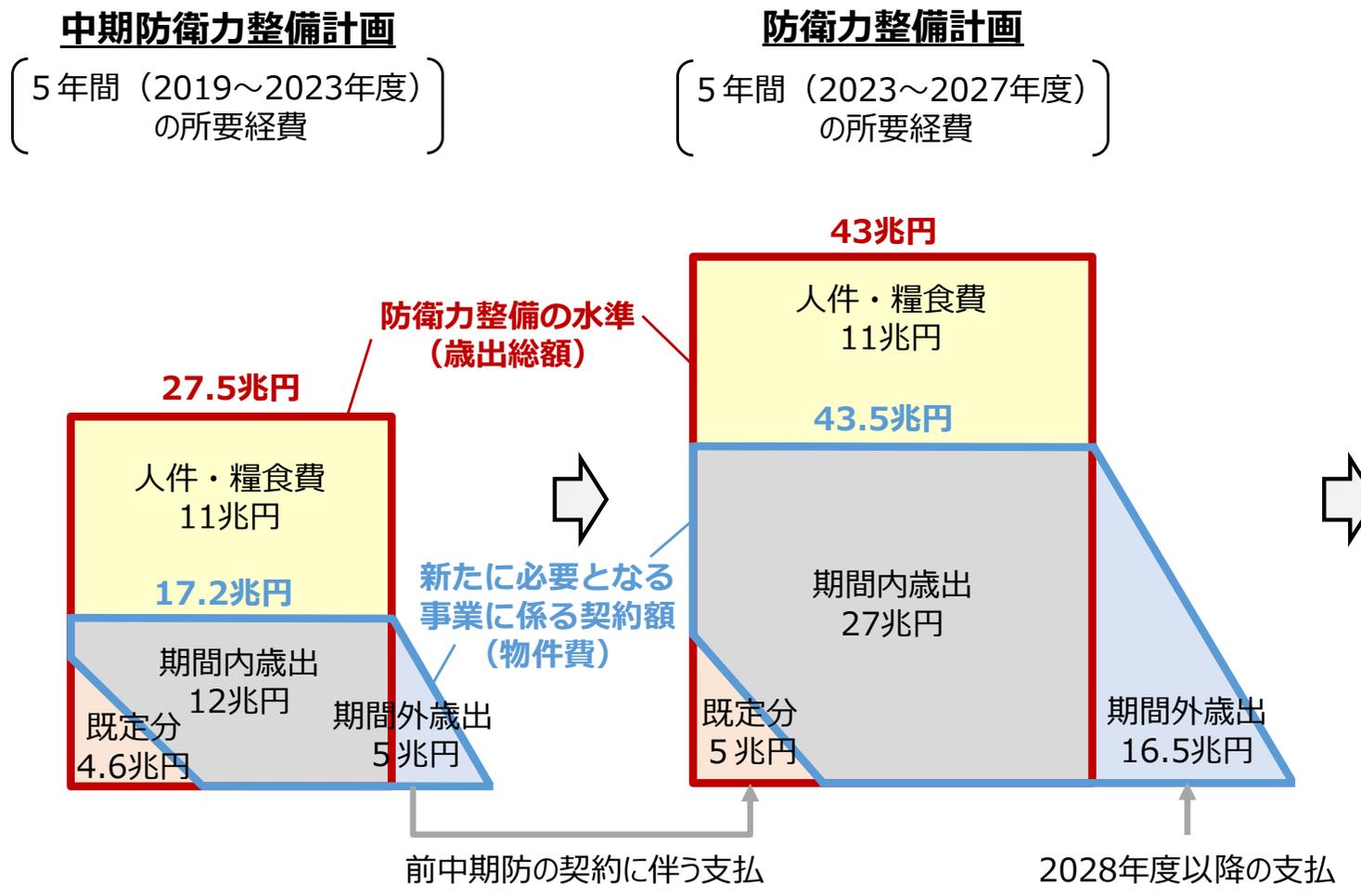


中国海軍空母による接続水域航行



防衛力整備計画の概要

○ 防衛力整備計画（2022年12月閣議決定）における、2023年度（令和5年度）から2027年度（令和9年度）までの5年間の防衛力整備の水準は**43兆円程度**、新たに必要となる事業に係る契約額（物件費）は、**43.5兆円程度**。
 → いずれも2018年12月に閣議決定された中期防衛力整備計画と比して大幅に増加（歳出総額：対前計画+15.5兆円（1.6倍）、契約額：対前計画+26.3兆円（2.5倍））。



その後の整備計画においては、これを適正に勘案した内容とし、2027年度の水準を基に安定的かつ持続可能な防衛力整備を進める。

(注) 図はイメージ図であることに留意。

防衛力の抜本的強化の在り方

- 防衛力整備計画においては、新しい戦い方に対応するために必要な能力として、遠距離から侵攻戦力を阻止・排除できるよう「スタンド・オフ防衛能力」「統合防空ミサイル防衛能力」を整備するほか、「無人アセット防衛能力」「領域横断作戦能力」など7の柱を掲げており、この方針に沿って、各年度の予算編成を行っている。

スタンド・オフ防衛能力

攻撃されない安全な距離から相手部隊に対処する能力を強化



指揮統制・情報関連機能

迅速かつ的確に意思決定を行うため、指揮統制・情報関連機能を強化



統合防空ミサイル防衛能力

ミサイルなどの多様化・複雑化する空からの脅威に対応するための能力を強化



機動展開能力・国民保護

必要な部隊を迅速に機動・展開するため、海上・航空輸送力を強化
これらの能力を活用し、国民保護を実施



無人アセット防衛能力

無人装備による情報収集や戦闘支援等の能力を強化



持続性・強靭性

必要十分な弾薬・誘導弾・燃料を早期に整備、また、装備品の部品取得や修理、施設の強靭化に係る経費を確保



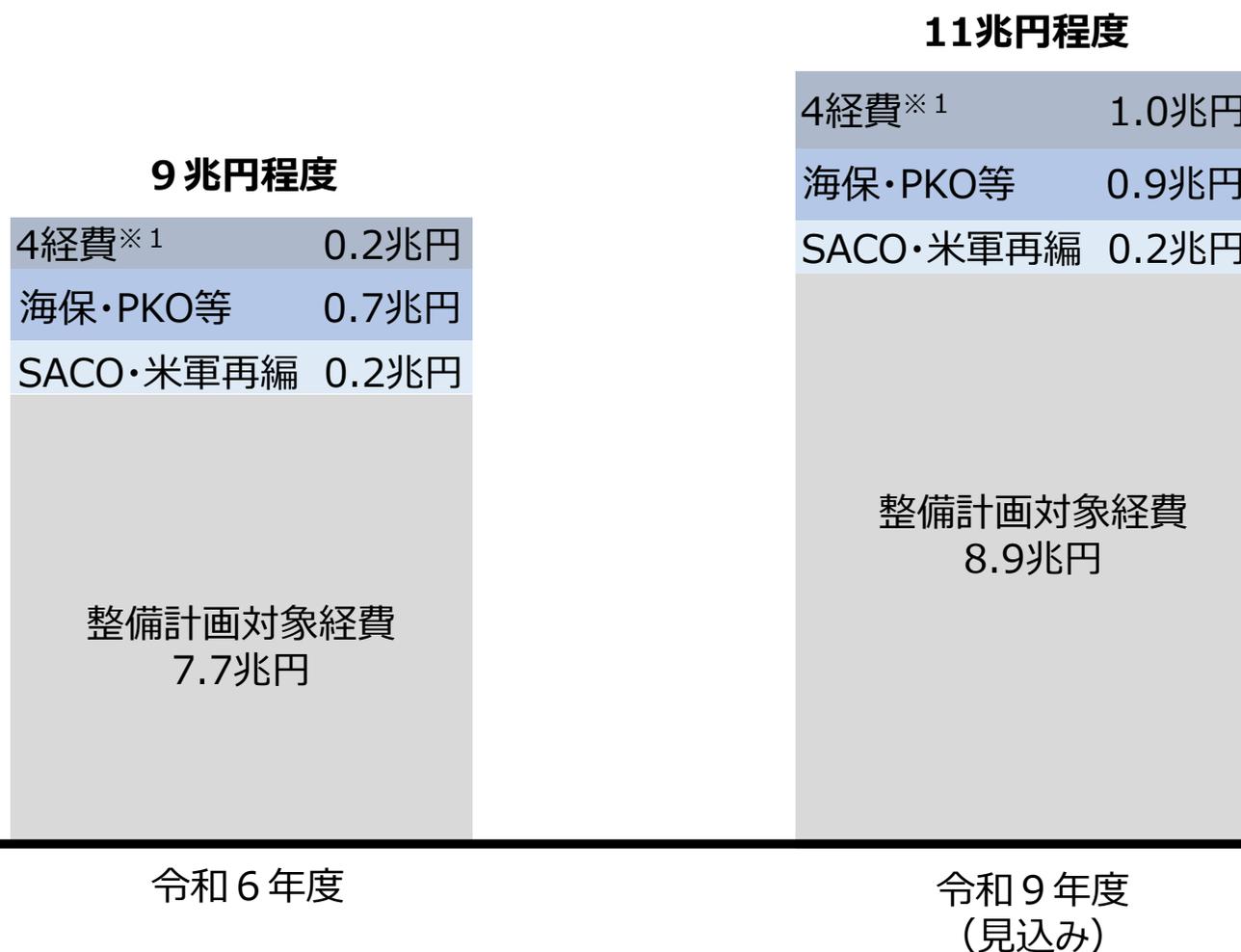
領域横断作戦能力

全ての能力を融合させて戦うために必要となる宇宙・サイバー・電磁波、陸・海・空の能力を強化



(出所) 防衛省・自衛隊「なぜ、いま防衛力の抜本的強化が必要なのか」に基づき財務省作成。

- 国家安全保障戦略（令和4年12月閣議決定）においては、「2027年度において、防衛力の抜本的強化とそれを補完する取組をあわせ、そのための予算水準が現在の国内総生産（GDP）の2％に達するよう、所要の措置を講ずる」とされている。
- 具体的には、いわゆる補完4経費（研究開発、公共インフラ整備、サイバー安全保障、抑止力向上等のための国際協力（OSA））をあわせて、2027（令和9）年度には安全保障に関連する経費を11兆円程度まで増額することとしている。

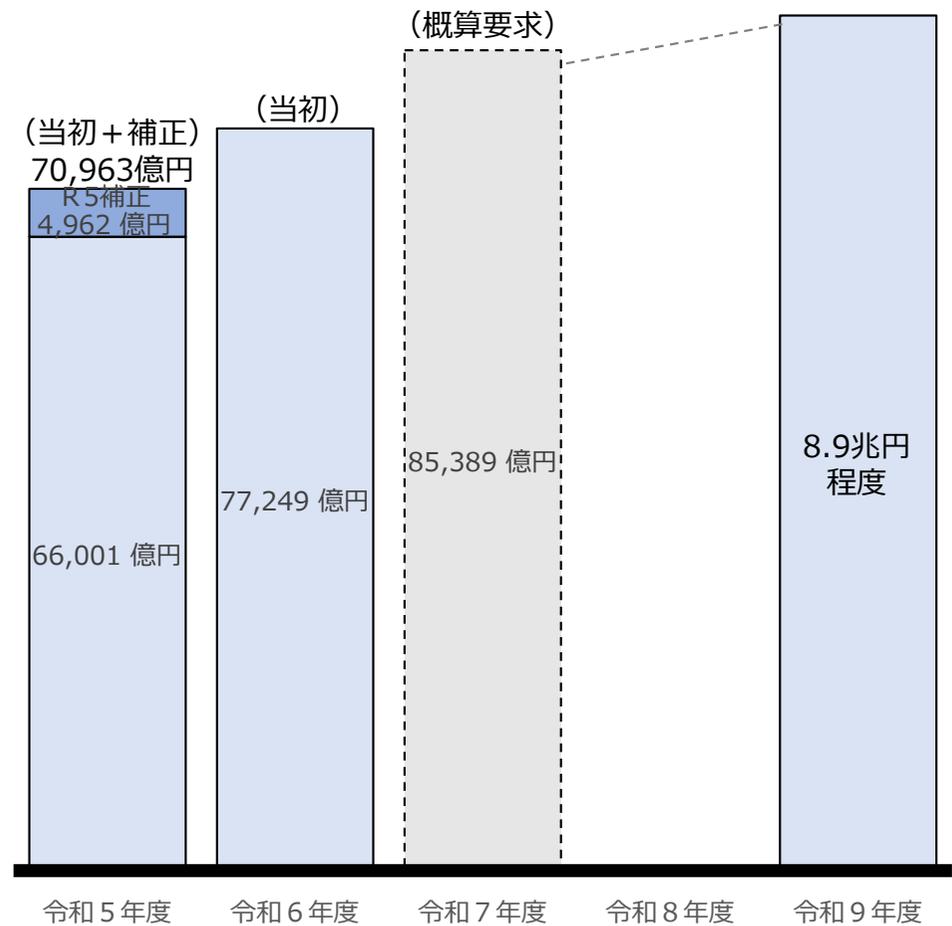
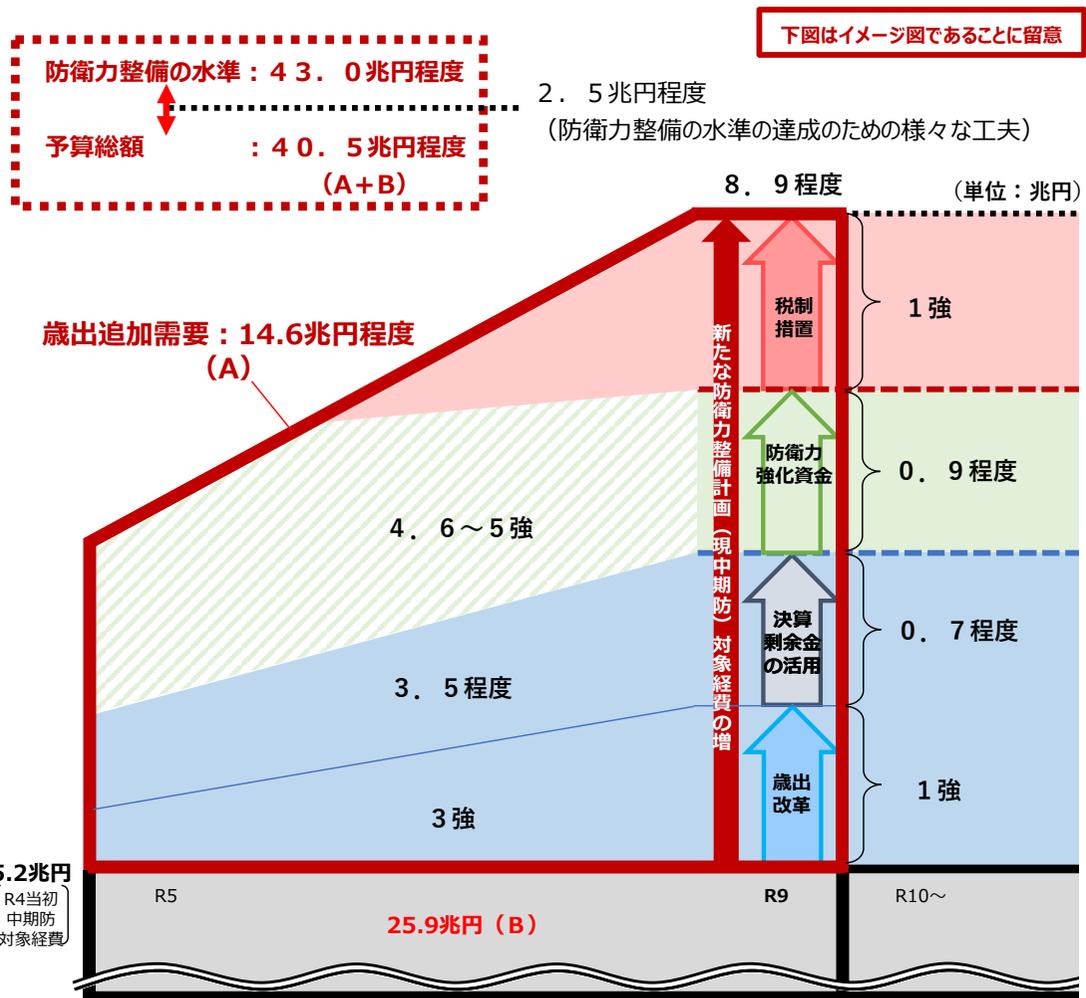


※ ①研究開発、②公共インフラ整備、③サイバー安全保障、④抑止力の向上等のための国際協力（OSA）

- 防衛力整備計画の計画期間である5年間の折り返しとなる令和7年度予算編成においては、
 - ① 引き続き既定の方針に沿って財源を手当てするとともに、
 - ② 為替や物価の変動がある中でも、防衛力整備の一層の効率化・合理化を図りながら、防衛力の抜本強化を図りつつ、計画で定められた経費の総額を堅持していく必要。

<新たな防衛力整備計画に関する財源確保について>

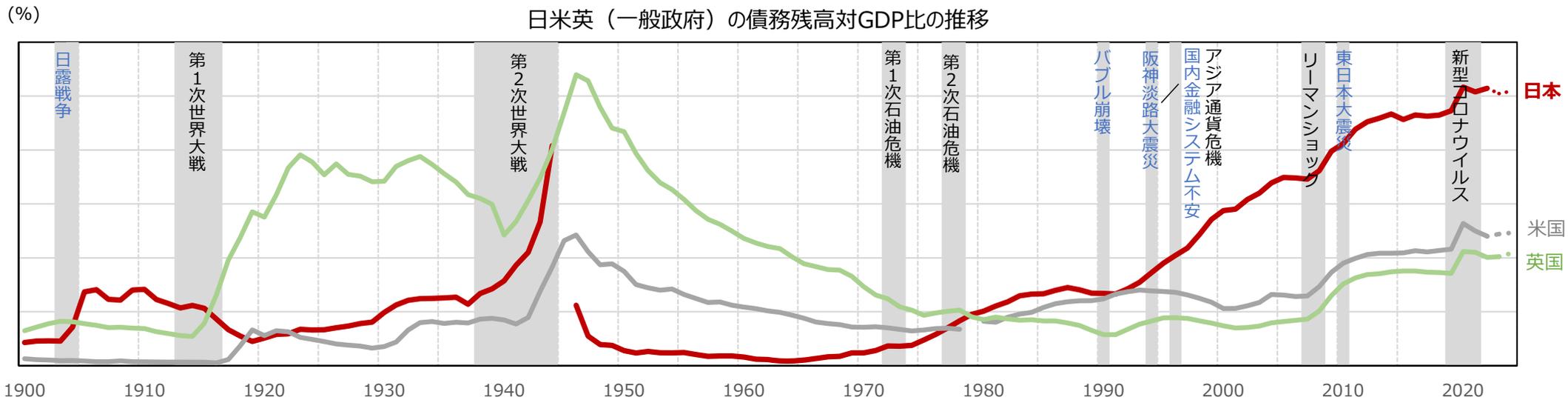
<防衛力整備計画期間における予算措置・概算要求の状況>



(出所) 令和4年12月16日 政府与党政策懇談会資料を一部加工。

(出所) 防衛省「防衛力抜本的強化の進捗と予算-令和7年度概算要求の概要-」に基づき財務省作成。

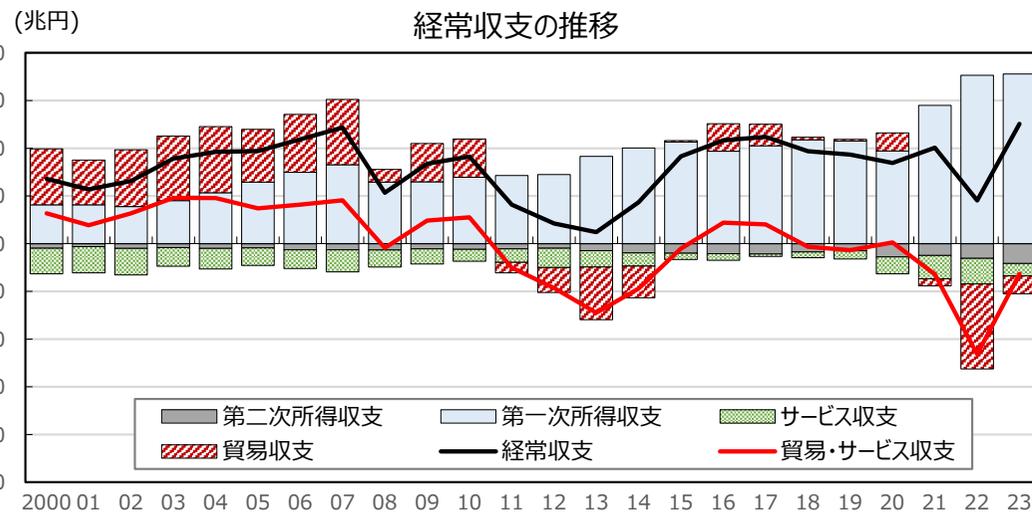
○ 有事の際、経済面において持続的な対応能力を確保するとともに、大幅な財政需要の拡大に対応していくためには、平時において、経済・財政面の体質強化を図っていく必要。



(出所) IMF “Historical Public Debt Database”, “World Economic Outlook”

(注1) 日本の1945年、米国の1979年については元データが欠落しているためグラフに表示されていない。

(注2) 日本、米国は、2023年及び2024年が推計値。英国は、2024年が推計値。



(出所) 財務省「国際収支統計」

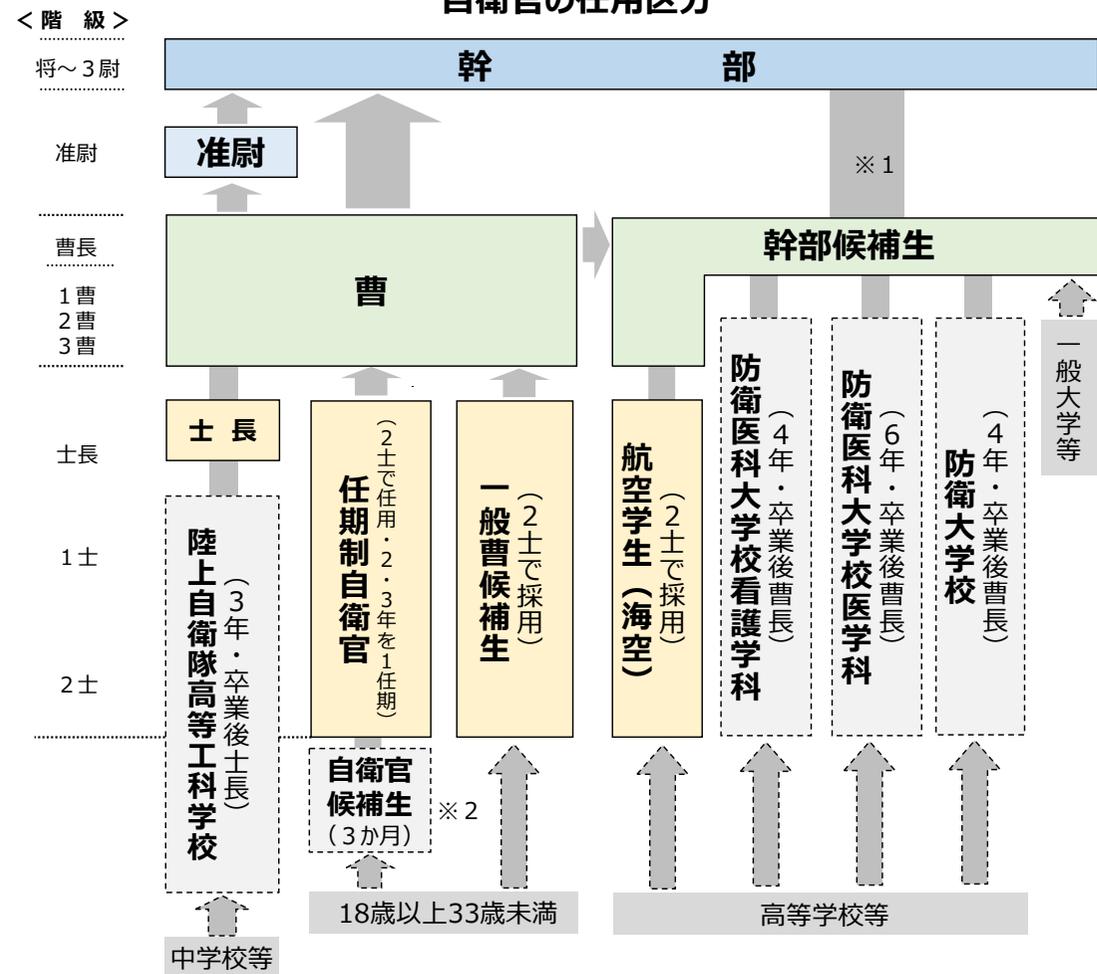


(出所) BIS「Effective exchange rate indices」(Real, Broad Indices, Monthly Averages)、「日本銀行」

自衛官の採用・階級と年齢構成について

- 自衛官になるための主なルートとしては、自衛官候補生等を経由して「士」として任用されるものと、防衛大学校等を経由して幹部候補生として任用されるものがある。
- 自衛官においては、精強さを保つため、若年定年制および任期制という制度が採用されている。

自衛官の任用区分



自衛官の階級・年齢構成

	陸自	海自	空自	定年	
将官	陸将	海将	空将	60歳	非任期制自衛官
	陸将補	海将補	空将補		
佐官	1等陸佐	1等海佐	1等空佐	58歳	
	2等陸佐	2等海佐	2等空佐	57歳	
	3等陸佐	3等海佐	3等空佐		
尉官	1等陸尉	1等海尉	1等空尉	56歳	
	2等陸尉	2等海尉	2等空尉		
	3等陸尉	3等海尉	3等空尉		
准・曹	准陸尉	准海尉	准空尉	55歳	
	陸曹長	海曹長	空曹長		
	1等陸曹	1等海曹	1等空曹		
	2等陸曹	2等海曹	2等空曹		
士	3等陸曹	3等海曹	3等空曹	-	
	陸士長	海士長	空士長		
	1等陸士	1等海士	1等空士		
					任期制自衛官
					非任期制自衛官

※1 所定の教育訓練を修了したものは、通常3尉に昇任するが、一般大学等の修士課程修了者のうち院卒者試験により入隊した者、並びに、防衛医科大学校医学科学生及び歯科・薬剤科幹部候補生については、国家試験に合格した者は、2尉に昇任。

(注) 非任期制：定年まで勤務する自衛官 任期制：一定の任期が満了することで退職する自衛官

→ : 採用試験 → : 試験又は選考 [] : 非自衛官 (定員外)

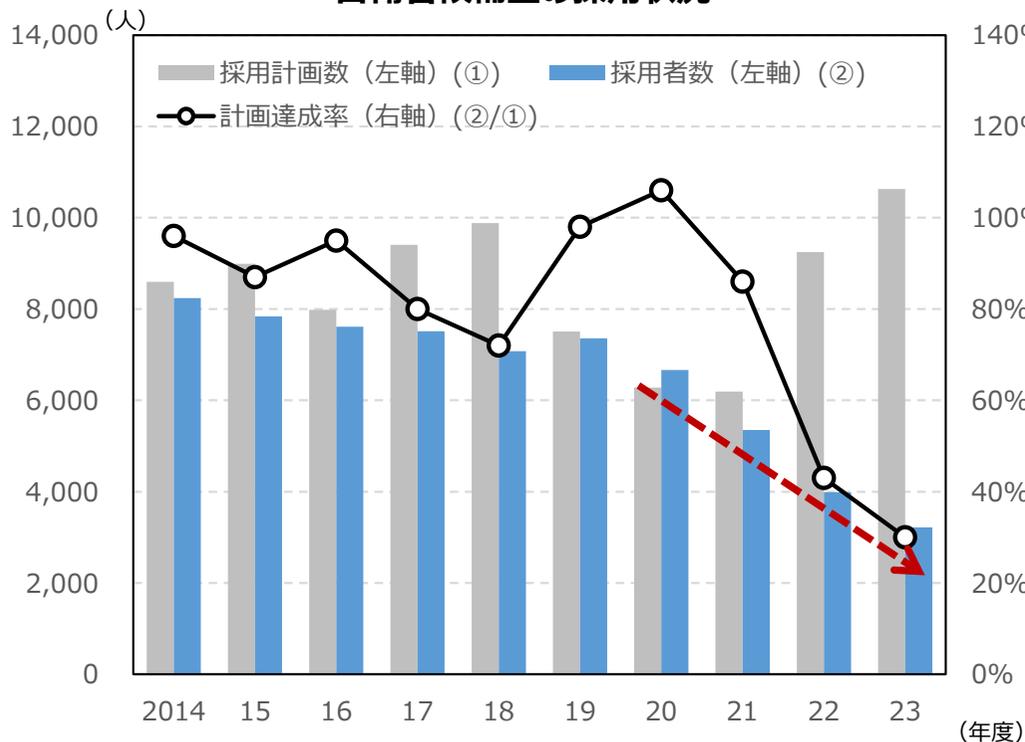
※2 自衛官候補生の期間は、任期制自衛官の任期に含まれる。

(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

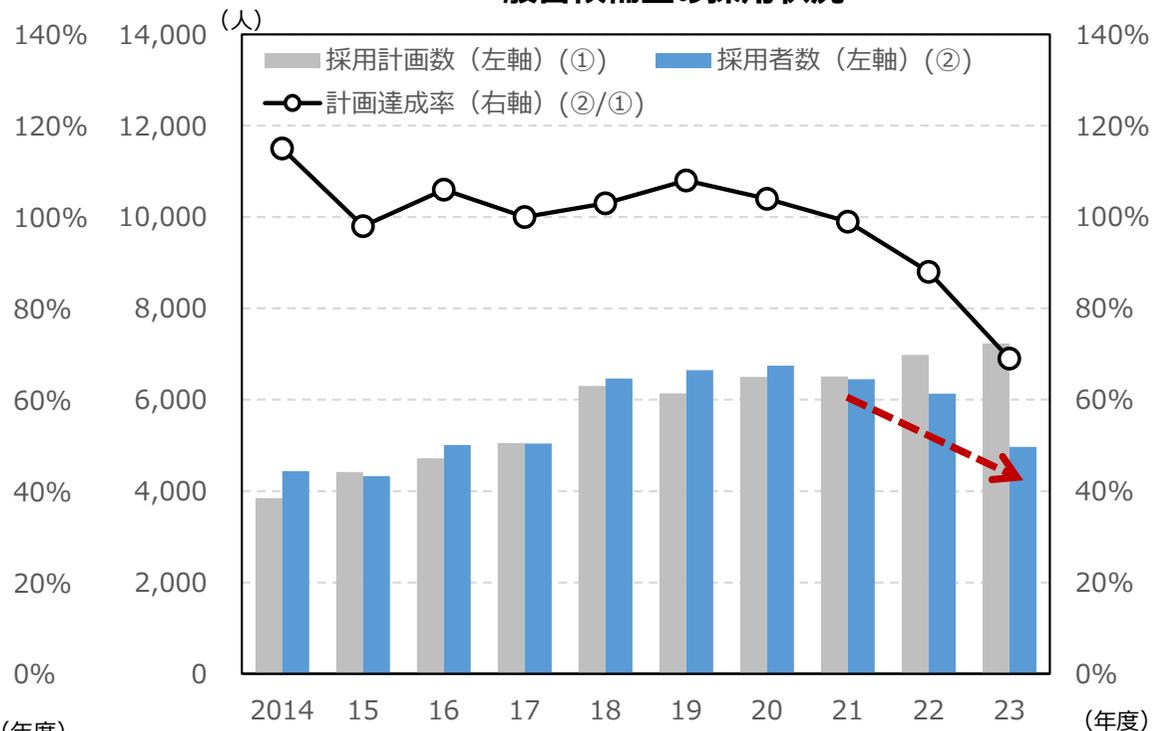
自衛官候補生・一般曹候補生の採用状況

○ 募集対象人口の減少や労働需給の逼迫化などを背景に、自衛官の採用者数が急速に減少している。こうした結果、特に「士」の充足率が低い状況となっている。

自衛官候補生の採用状況



一般曹候補生の採用状況



自衛官の定員・現員 (2024年3月31日現在)

	非任期制自衛官			任期制自衛官	合計
	幹部	准尉	曹	士	
定員 (人)	46,483	4,898	141,657	54,116	247,154
現員 (人)	43,052	4,738	139,037	22,290	223,511
充足率	92.6%	96.7%	98.2%	67.8%	90.4%

(出所) 防衛省資料に基づき財務省作成。

- こうした状況等を踏まえつつ、防衛力の抜本的強化に不可欠な人的基盤を強化する等の観点から、本年10月9日、自衛官の処遇・勤務環境の改善及び新たな生涯設計の確立に関する関係閣僚会議が設置され、去る10月25日、第1回目の会議が開催された。
- 今後、同会議における議論を踏まえつつ、自衛官の業務等の特殊性を勘案しながら、処遇や生活・勤務環境の改善、自衛官の経験等を活かした各業界における活用拡大等を通じた新たな生涯設計の確立、などについて総合的に取り組んでいく必要。

石破内閣総理大臣所信表明演説（令和6年10月4日）

防衛力の最大の基盤は、自衛官です。いかに装備品を整備しようとも、防衛力を発揮するためには、人的基盤を強化することが不可欠です。**日本の独立と平和を守る自衛官の生活・勤務環境や処遇の改善に向け、総理大臣を長とする関係閣僚会議を設置し、その在り方を早急に検討し成案を得るもの**といたします。

石破内閣総理大臣記者会見（令和6年10月9日）

防衛力の最大の基盤である**自衛官の処遇改善、勤務環境の改善のほか、若くして定年退職を迎える自衛官が現役時代の知見や技能をいかしつつ、退職後も社会で存分に活躍できる生涯設計を描けるよう、私が議長を務める関係閣僚会議を、本日設置いたしました**。関係省庁が連携して取り組むべき方策の方向性と令和7年度予算に計上すべき項目を年内に取りまとめまいります。

国家防衛戦略（抄）（令和4年12月16日閣議決定）

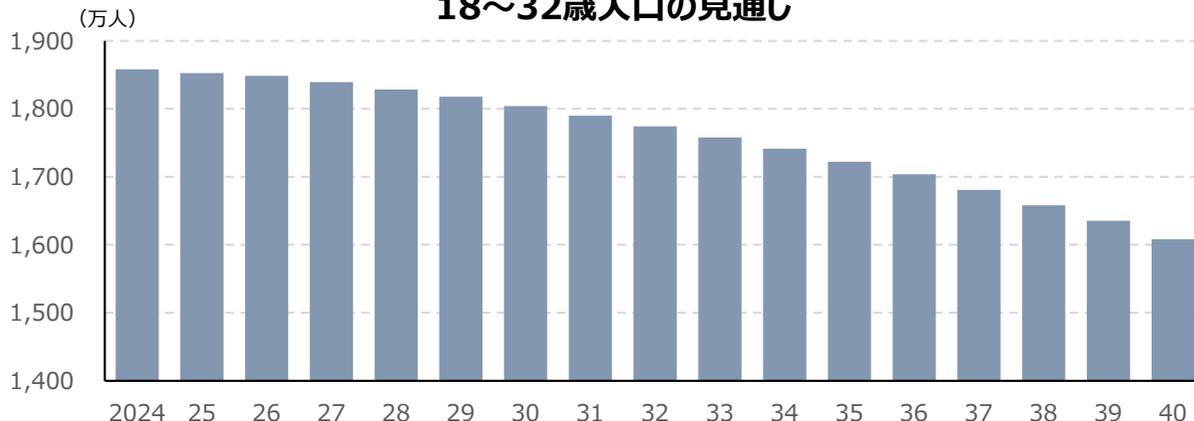
Ⅷ 防衛力の中核である自衛隊員の能力を発揮するための基盤の強化

1 人的基盤の強化

防衛力の中核は自衛隊員である。防衛力の抜本的強化を実現するに当たっては、自衛官の定員は増やさずに必要な人員を確保するとともに、自衛隊員には、これまで以上の知識・技能・経験が求められているほか、偽情報等に惑わされない素養を身に着ける必要が生じていることも踏まえつつ、全ての隊員が高い士気と誇りを持ちながら、個々の能力を発揮できる環境を整備する必要がある。**生活・勤務環境の改善、処遇の向上、栄典・礼遇に関する施策の推進、自衛隊員の家族や関係団体等との連携を含めた家族支援の拡充、人事管理の柔軟化等を通じた女性隊員が更に活躍できる環境醸成、ワークライフバランスの推進、若年で退職する自衛官の再就職支援の充実等に引き続き取り組む**。特に、高い即応性、長期の任務、社会と隔絶された厳しい環境での勤務を求められる隊員には一定の配慮が必要である。また、ハラスメントは人の組織である自衛隊の根幹を揺るがすものであることを各自衛隊員が改めて認識し、ハラスメントを一切許容しない組織環境を構築する。これらの取組は、中途退職による戦力低下を防止するだけでなく、有為な人材を確保するためにも重要である。

○ 一方、今後若年人口が減少傾向で推移することを踏まえれば、省人化・無人化やAIの活用等による部隊の高度化、隊員が担うべき業務を整理した上でのアウトソーシングの推進等を効率的に実施することに加え、人口減少時代を見据えた組織の最適化を不断に行いながら、防衛力を強化していく必要。

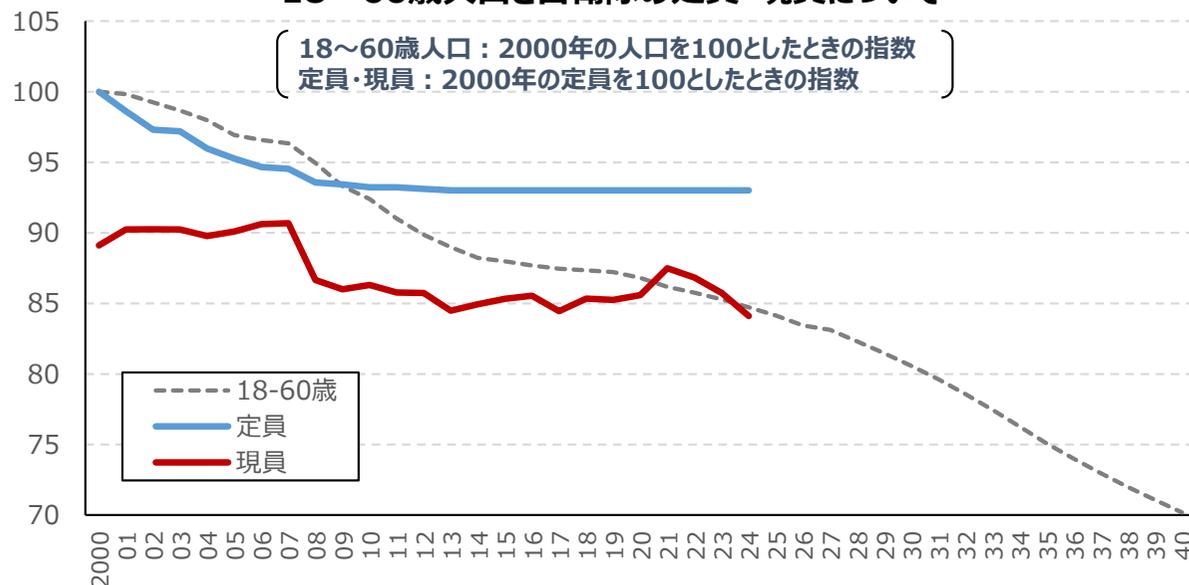
18～32歳人口の見通し



防衛力整備計画（抄） （令和4年12月22日）

I 計画の方針
5 防衛力の抜本的強化に当たっては、スクラップ・アンド・ビルドを徹底して、**組織定員と装備の最適化を実施**するとともに、効率的な調達等を進めて大幅なコスト削減を実現してきたこれまでの努力を更に強化していく。あわせて、**人口減少と少子高齢化を踏まえ、無人化・省人化・最適化を徹底**していく。

18～60歳人口と自衛隊の定員・現員について



防衛省・自衛隊の人的基盤の強化に関する 有識者検討会報告書（抄） （令和5年7月12日）

V おわりに
今後の人口減少社会、労働力不足社会が防衛省・自衛隊の人的基盤に重大な影響を及ぼすことについて、防衛省として、また、隊員一人一人が**深刻に認識**すべきである。その上で、**将来の戦い方や防衛力整備**について長期的な視野に立った検討を、防衛政策や防衛力整備の担当部局は人事担当部局と連携して進めていただきたい。また、そのような大局的な観点のみならず、人口減少がもたらす重大な影響を常に考慮しながら、日々の業務の進め方についても不断の見直しを行っていただきたい。

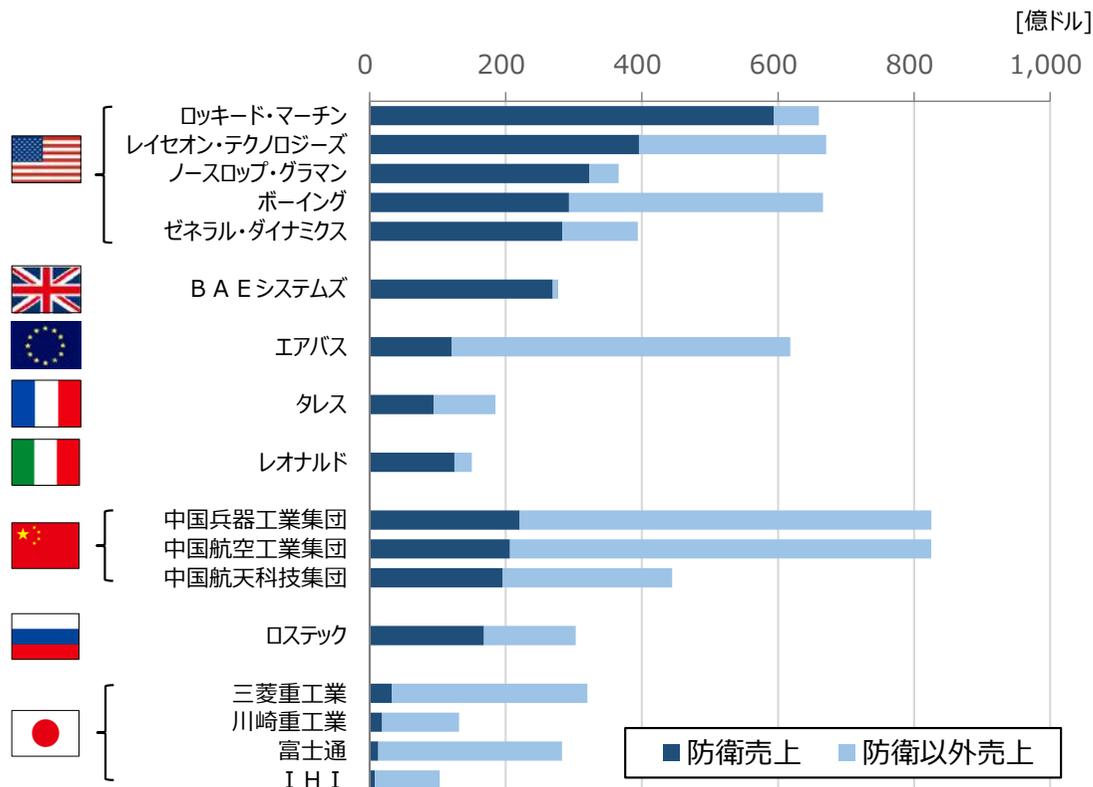
- 防衛装備品の取得方法は、「国内開発」、「国際共同開発・生産」、「ライセンス国産」、「輸入」（FMSを含む。）に分類される。
- 「国家安全保障戦略」等においては、「2027年度までに、我が国への侵攻が生起する場合には、我が国が主たる責任をもって対処し、同盟国等の支援を受けつつ、これを阻止・排除できるように防衛力を強化する。」等とされていることを踏まえ、防衛力の速やかな抜本的強化に向けて、各々の取得方法のメリット・デメリットを踏まえた最適な調達を進めていく必要がある。

取得方法の一般的なメリット・デメリット

取得方法	メリット	デメリット
国内開発 【例】 ✓ 16式機動戦闘車 ✓ C-2輸送機	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産・維持管理基盤を国内に確保 ○ 維持整備経費が割安になる傾向 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 要求性能を充足する技術が確保できないおそれ ○ 開発費・調達価格の上昇リスク
国際共同開発・生産 【例】 ✓ SM-3ブロックⅡA ✓ 次期戦闘機開発プログラムGCAP	<ul style="list-style-type: none"> ○ 他国の先端技術へのアクセスを通じた国内技術向上の可能性 ○ 参加国間での開発・生産コストとリスクの相互負担、装備品の相互運用性の向上、マーケットの拡大が期待 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 参加国間の調整等（ガバナンス）に係るコスト大 ○ 自衛隊が要求する性能が確保されないリスク
ライセンス国産 【例】 ✓ ペトリオットPAC-3地对空誘導弾 ✓ F-15戦闘機	<ul style="list-style-type: none"> ○ 国内開発できない装備品の生産・維持管理基盤を国内に確保可 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 輸入よりも調達価格が割高になる傾向 ○ ライセンスの条件により、我が国独自の防衛装備品の改善が困難となる可能性
輸入（FMSを含む。） 【例】 ✓ トマホーク ✓ V-22オスプレイ	<ul style="list-style-type: none"> ○ 調達価格は国内開発・ライセンス国産と比較して安価になる傾向 ○ 自衛隊の要求性能を満たす装備品が海外にある場合、早期取得が可能 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 生産・維持管理を海外に依存することによるコスト増、修繕等に係る期間の増加 ○ 国内の防衛生産・技術基盤の向上には寄与せず

- わが国の防衛産業は、他国と比べて、売上が小さく、かつ、売上に占める防衛部門の比率が低い、という特徴がある。
- また、
 - ・ わが国の防衛産業は、日本の防衛省のみを主たる顧客とすることによる「市場の限定性」、独自仕様を求められることによる「少量多種の開発・生産」といった課題に直面している、
 - ・ 防衛産業のレピュテーションリスク（＝防衛装備品製造に関わることで企業の信用・イメージ等が損なわれ、民生事業への悪影響が及びリスク）への懸念が影響している、といった指摘が見られる。
- こうした中、近年は防衛産業から撤退する事例も見られた。

世界の防衛産業の売上高



近年の防衛産業からの撤退事例

事業者	事業
小松製作所 (2019年)	自衛隊車両の新規開発事業
ダイセル (2020年)	パイロット緊急脱出装置等
住友重機械工業 (2021年)	自衛隊向け新機関銃事業
三井E&S造船 (2021年)	艦船・官公庁船事業 ※ 三菱重工業が事業承継
横河電機 (2021年)	航空機用計器事業 ※ 沖電気工業が事業承継
KYB (2022年)	航空機器事業 (ブレーキ等の油圧機器等)

(出所) “The SIPRI Top 100 Arms-producing and Military Services Companies, 2022 (December 2023)” に基づく防衛省作成資料を財務省において一部加工。

(出所) 「我が国の防衛産業と装備移転」(令和6年10月防衛省) から引用。

- 足下では防衛関係費の増加に伴い国内防衛市場規模は拡大しているが、こうした状況がいつまでも続くわけではない。
- 防衛産業の体質強化を図り、防衛力の抜本的強化に資する装備品を国内で調達していく上では、防衛装備品の海外移転の推進等によって市場を拡大していくとともに、業界自ら防衛産業の在り方について考える必要があるのではないか。

世界大手防衛企業の防衛売上高ランキング（2022年）

（億ドル）

順位	企業名	防衛売上
1	ロッキード・マーチン	593.9
2	レイセオン・テクノロジーズ（現RTX）	395.7
3	ノースロップ・グラマン	323.0
4	ボーイング	293.0
5	ゼネラル・ダイナミクス	283.2
6	B A Eシステムズ	269.0
7	中国兵器工業集団	220.6
8	中国航空工業集団	206.2
9	中国航天科技集団	195.6
10	ロステック	168.1
43	三菱重工業	32.5
65	川崎重工業	18.3
80	富士通	12.7
99	I H I	7.9

装備品移転の事例

平和貢献・国際協力の積極的な推進に資する海外移転

◆大型巡視船の
フィリピン沿岸警備隊への移転

◆テロ対策機材（防弾衣・防弾盾）の
フィリピン国家警察等への移転



大型巡視船



防弾ベスト



防弾プレート



防弾盾

救難、輸送、警戒、監視及び掃海に係る 協力に関する防衛装備の海外移転

◆練習機TC-90の
フィリピンへの移転
【救難・輸送・警戒・監視】

◆フィリピンへの
警戒管制レーダーの移転
【警戒・監視】



練習機TC-90



固定式レーダー

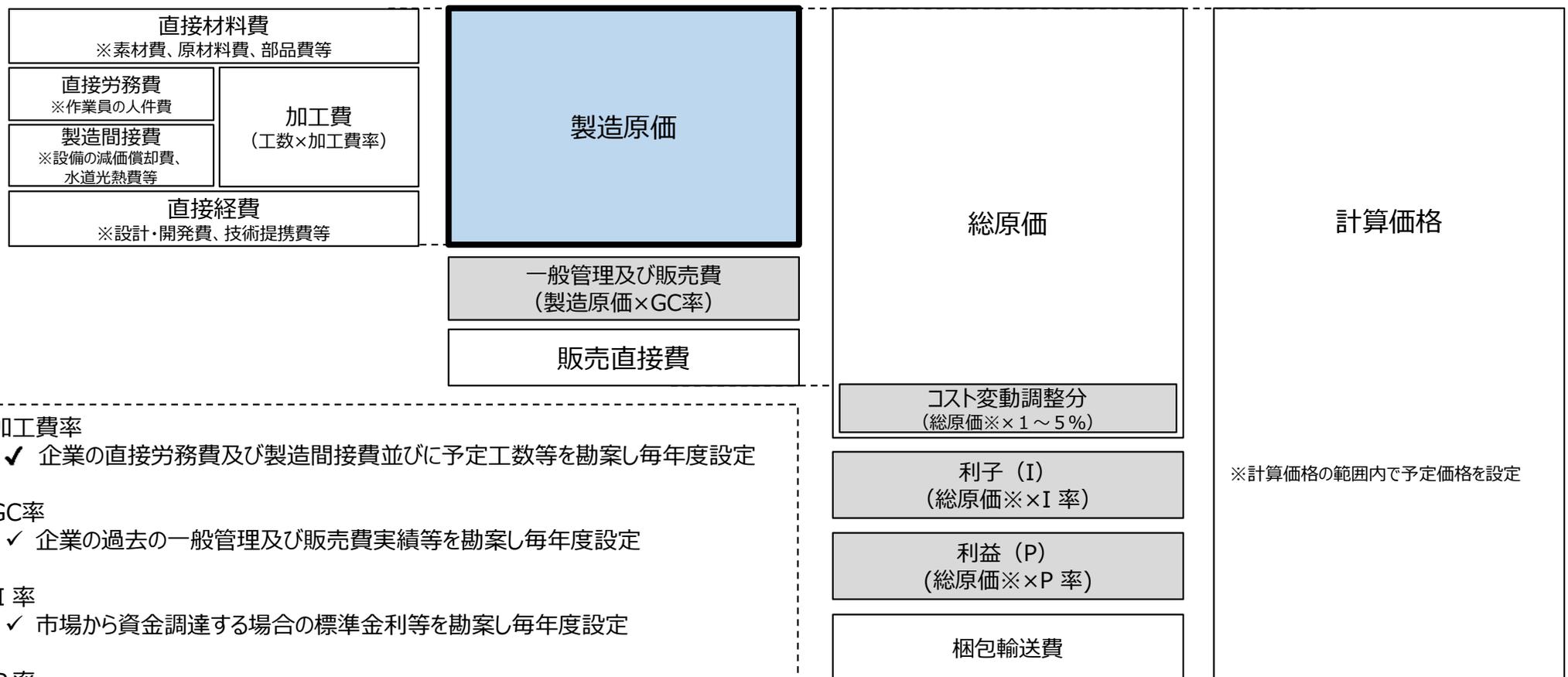


移動式レーダー

調達時の課題：原価計算方式①

- 防衛装備品の多くは、その特殊性に起因して、調達時に「原価計算方式」を採用。その仕組み上、「製造原価」はGC率（一般管理及び販売費率）を乗じるベースであり、かつ、I率（利子率）・P率（利益率）を乗じる「総原価」のコア部分であることを踏まえれば、「製造原価」の妥当性の判断が重要。
- 一方で、本年6月に公表した予算執行調査の結果において、製造原価に含まれる加工費を計算するための加工費率の算定根拠の考え方等が各社バラバラであることが判明している。

原価計算方式のイメージ



加工費率

- ✓ 企業の直接労務費及び製造間接費並びに予定工数等を勘案し毎年度設定

GC率

- ✓ 企業の過去の一般管理及び販売費実績等を勘案し毎年度設定

I率

- ✓ 市場から資金調達する場合の標準金利等を勘案し毎年度設定

P率

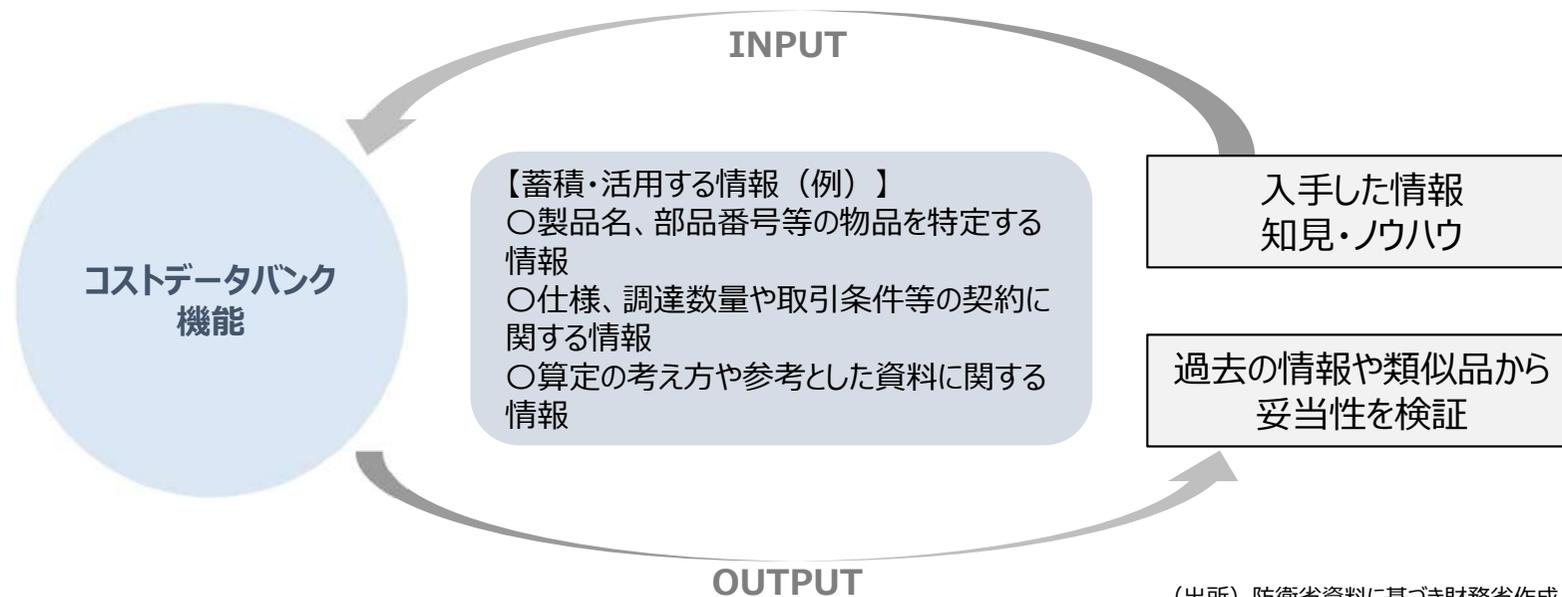
- ✓ 防衛省が各企業の防衛事業に対する品質管理、コスト管理、納期管理などを評価して設定（5～10%）

※コスト変動調整分を除く。

- 部品・部材等を調達するプライム企業と防衛装備庁の間の「情報の非対称性」から、防衛装備庁による原価等の適正性の検証は困難となっており、企業の見積りに大きく依存。
- こうした「情報の非対称性」を緩和するための取組として、防衛装備庁は「コストデータバンク」の整備を進めているが、データ移行の遅延等により、運用開始が遅れている状況。
- コストデータバンクについて、早急に整備を進めるとともに、早期に機能するように、
 - ・ データベースの充実化
 - ・ 優良活用事例の積上げ・内部共有
 を進め、原価等の適正性を確保し、早急に調達コストの低減を図っていくことが不可欠。

コストデータバンクの概要

- ✓ 防衛装備品等調達システム（DEPS）の機能の1つ。
- ✓ 原価計算業務、原価監査業務、原価調査業務等における価格等情報等をコストデータバンクへ保管・蓄積することで、過去の情報等を容易に参照し、事後の予定価格算定業務の支援に資する機能として実装予定。



厳しさと複雑さを増す国際情勢

- 近年、ロシアによるウクライナ侵攻、中国による東シナ海・南シナ海における力での一方的な現状変更の試み、中露による領空侵犯、北朝鮮による核・ミサイル開発と弾道ミサイル発射の継続など、我が国を取り巻く国際情勢は、厳しさと複雑さを増している。
- こうした**戦後最も厳しく複雑な安全保障環境への対応力を強化**していくことが急務。

欧州

- 2024年6月、欧州議会選でEU懐疑派政党が躍進。
- 2024年7月、仏の総選挙でEU懐疑派政党が躍進。
- 2024年9月、独の東部3州の議会選で反移民政党が第一党。墺の総選挙でも反移民・親露政党が第一党。
- 2024年下半期は、親露政権のハンガリーがEU議長国。

ウクライナ

- 2022年2月、ロシアがウクライナ侵攻。
- 2024年8月、ウクライナがロシア領内に攻撃。

中国

- 2024年6月・9月、日本人学校生徒襲撃。
- 2024年8月、日本の領空侵犯。
- 断続的に東アジア・南シナ海で軍事的威圧。

極東

- 2024年9月、ロシアの哨戒機が3度にわたり日本に領空侵犯。
- 北朝鮮は断続的に弾道ミサイルを発射。

米国

- 2024年11月に大統領選。民主党と共和党が拮抗。

中東

- 2023年10月、ハマスがイスラエルを攻撃。イスラエルが報復を継続。
- 2024年9月、イスラエルがヒズボラへの攻撃を目的にレバノン空爆。イスラエルはフーシ派への攻撃を目的にイエメン空爆。
- 2024年10月、イランがイスラエルに報復。

アフリカ

- 2020年代に入り、クーデターが連続（2020年マリ、2021年ギニア・スーダン、2022年ブルキナファソ、2023年ニジェール・ガボン）。

中米

- 2017年以降、5か国が台湾と断交。

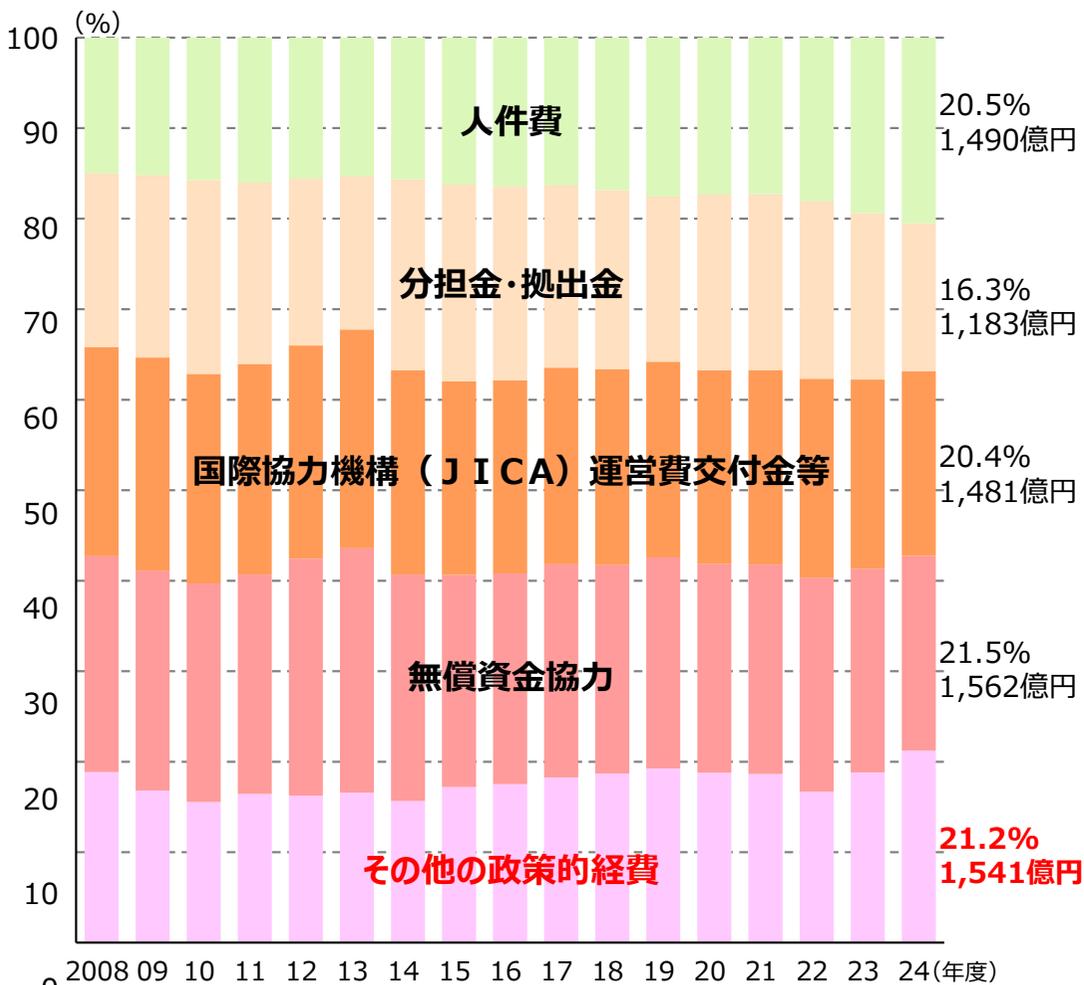
太平洋島嶼国

- 2019年以降、3か国が台湾と断交。

外務省予算の構造

- こうした安全保障環境の中、予算面では、(1) **OSA** (同志国の安全保障上の能力・抑止力向上を図るための新たな無償による資金協力の枠組み) や (2) 偽情報の拡散など**国際的な情報戦への対応**、(3) 外交通信に係る**情報セキュリティの強化**、などの優先度が上昇。
- 一方、外務省予算においては、無償資金協力や JICA 運営費交付金、国際機関等への分担金・拠出金などの割合が高く、その他の政策的経費は僅か 2 割程度 ⇒ **現下の国際環境での優先事項に対応するには、予算の一層のメリハリ付けが必要。**

外務省当初予算全体における割合の推移



OSA (Official Security Assistance) について

概要: 同志国の安全保障上の能力・抑止力向上を図るため、**同志国に対して資機材等の提供やインフラ整備等を行う、軍等が裨益者となる新たな無償による資金協力の枠組み。**

予算額: 令和 5 年度 20 億円、令和 6 年度 50 億円、令和 7 年度要求 50 億円 + 事項要求

令和 5 年度の供与案件

フィリピン (6 億円)	沿岸監視レーダーシステム を供与することにより、同国の沿岸監視能力や海洋状況把握能力を強化し、インド太平洋地域における海洋安全保障の維持・強化に寄与。
マレーシア (4 億円)	警戒監視の活動に活用される機材 (救難艇 等) を供与することにより、同国の安全保障能力を強化し、インド太平洋地域における海洋安全保障の維持・強化に寄与。
バングラデシュ (5.75 億円)	警備艇 を供与することにより、同国の警戒監視能力や災害対処能力を強化し、ベンガル湾ひいてはインド太平洋地域における海洋安全保障の維持・強化に寄与。
フィジー (4 億円)	警備艇 等を供与することにより、同国の警戒監視能力や災害対処能力を強化し、フィジー海域ひいてはインド太平洋地域における海洋安全保障の維持・強化に寄与。

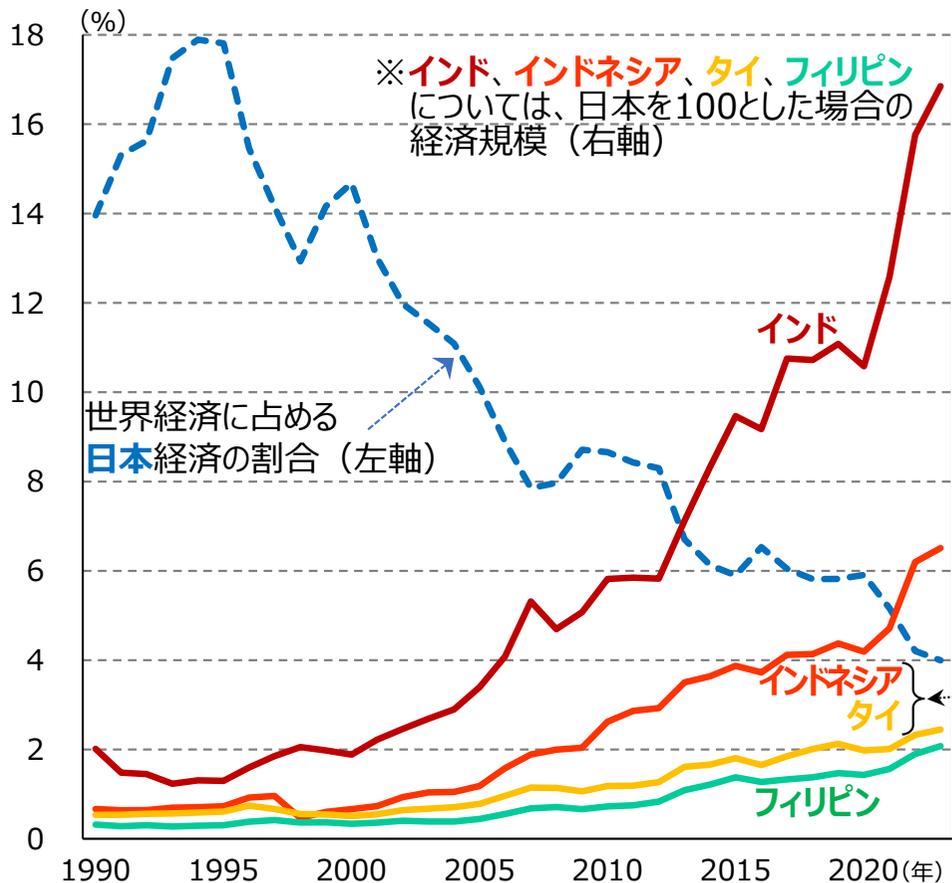
(出所) 外務省資料により作成。

(注) 左図: 国際協力機構施設整備費補助金は、国際協力機構運営費交付金等を含む。右端の数値は、令和 6 年度当初予算における割合・金額。年度特有の特殊要因を除く。令和 3 年度以降には、内閣官房やデジタル庁に移管された情報システム関係経費を除く。

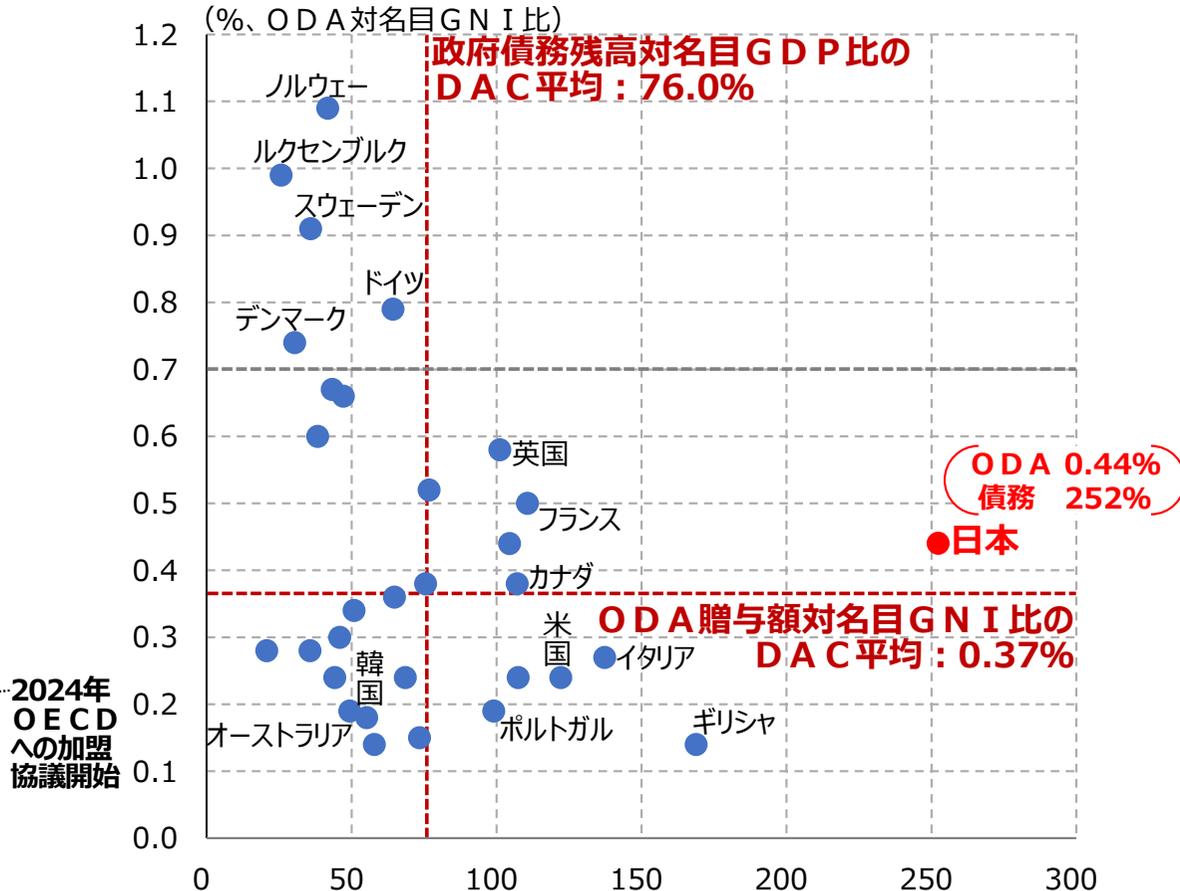
ODA①：戦略的・効率的な活用

- 気候変動等のグローバルな課題解決への貢献や、台頭するグローバル・サウス諸国との関係強化等の観点から、**ODAは引き続き重要な外交ツール**。
- 一方、(1) 世界経済に占める我が国の経済規模の割合が大きく縮小していること、(2) 我が国の長年の支援も背景に、アジアにおける**主要なODA受益国が急成長**を遂げ、我が国との経済格差も縮小しつつあること（一部の国はOECD加盟も視野）、(3) 我が国の**財政状況が世界最悪の水準**にある中で、**現在のODAの規模は国際水準に比して遜色ないこと**を踏まえれば、**ODAの量的拡大を追求するのではなく、日本経済への裨益や外交上の重要性を吟味の上、一層戦略的かつ効率的に活用していくことが必要**。

日本と主要なODA受益国の経済規模の推移



政府債務残高とODA贈与相当額の関係 (2023年)



(出所) 左図：世界銀行DataBankにより作成。右図：OECD Data Explorer及びIMF財政モニター（2024年4月）により作成。
 (注) 左図：各年時点での米ドルベースの名目GDPにより算出。右図：ODAは贈与相当額計上方式により算出。DACは、OECD開発援助委員会（30か国が所属）。（政府債務残高対名目GDP比、%）

ODA②：民間資金の動員

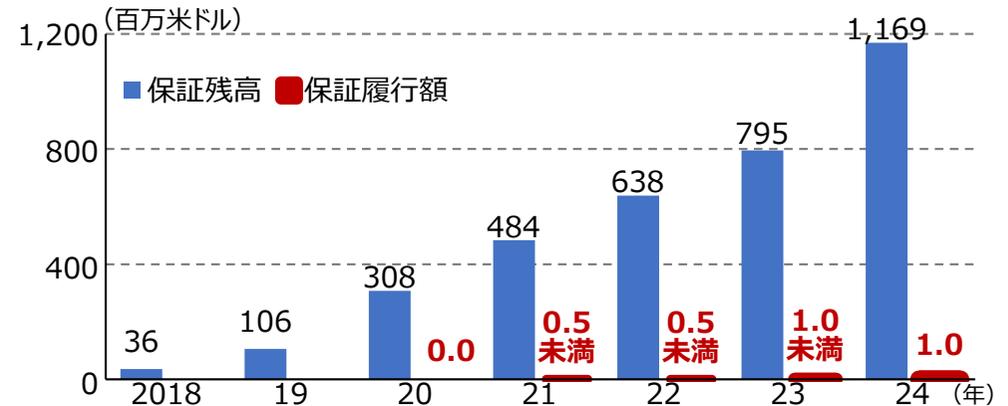
- 近年、途上国に対しては、ODAを大きく上回る量の民間資金が流入。開発において民間資金動員の重要性が高まっている。
- こうした中、外務省の新しい資金動員に関する有識者会議では、ODAによる民間資金動員の触媒機能を強化する観点から、JICAの機能を拡充し、**途上国でのプロジェクトに対する信用保証やファンドの劣後階層への出資等**を可能とすることなどを提言。
- 世界銀行や米国等の他の先進国では、既にこうした取組を拡大し、**限定的な財政コストで民間資金を動員**している。我が国においても、こうした事例も参考にしながら**支援手法を多様化**させ、PPP/PFI等を通じた**官民連携・民間資金動員を強化すれば**、現地民間事業者の育成等にも資するとともに、**財政負担を抑えつつODA事業の実質的な規模拡大を図ることができるのではないか。**

外務省有識者会議の提言（令和6年7月）の概要

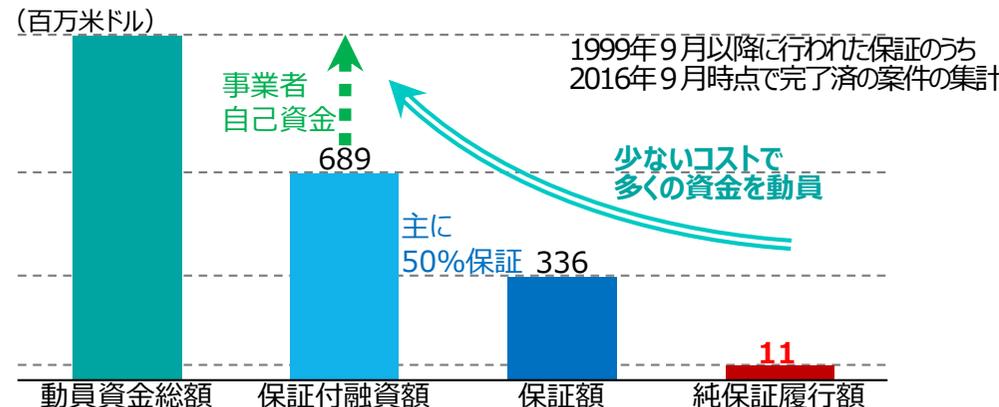
- **途上国への民間資金の流入**は、その時々国際金融市場の動向に左右されつつも、**総じてODAを上回る水準で推移**。一方、ODAは、民間資金との比較においては量的な存在感を減じているものの、一定の規模は常に維持。
- ODAとサステナブルファイナンスは、その資金としての性質の違いにも着目しつつ、**民間では取りえないリスクをODAで取りながら、双方の連携を強化**することで、世界の経済社会のよりよい将来のために協働できる潜在性を有している。
- **具体的な方策として**、国際金融機関やDFIの事例を参照しつつ、**①ブレンデッド・ファイナンスの活用（リスクテイク機能の拡充、grant性資金の活用）**※、**②インパクト増大に対してインセンティブを付与する**ような仕組み、**③開発効果の評価・計測に関する知見の共有**、**④フィランソロピー性資金の活用が検討されることを期待**。

※ JICAにおける**信用保証制度の導入**、リスクの高いファンドの**劣後階層への出資**等

世界銀行グループにおける譲許性の高い保証の状況



米国国際開発庁におけるポートフォリオ保証の状況



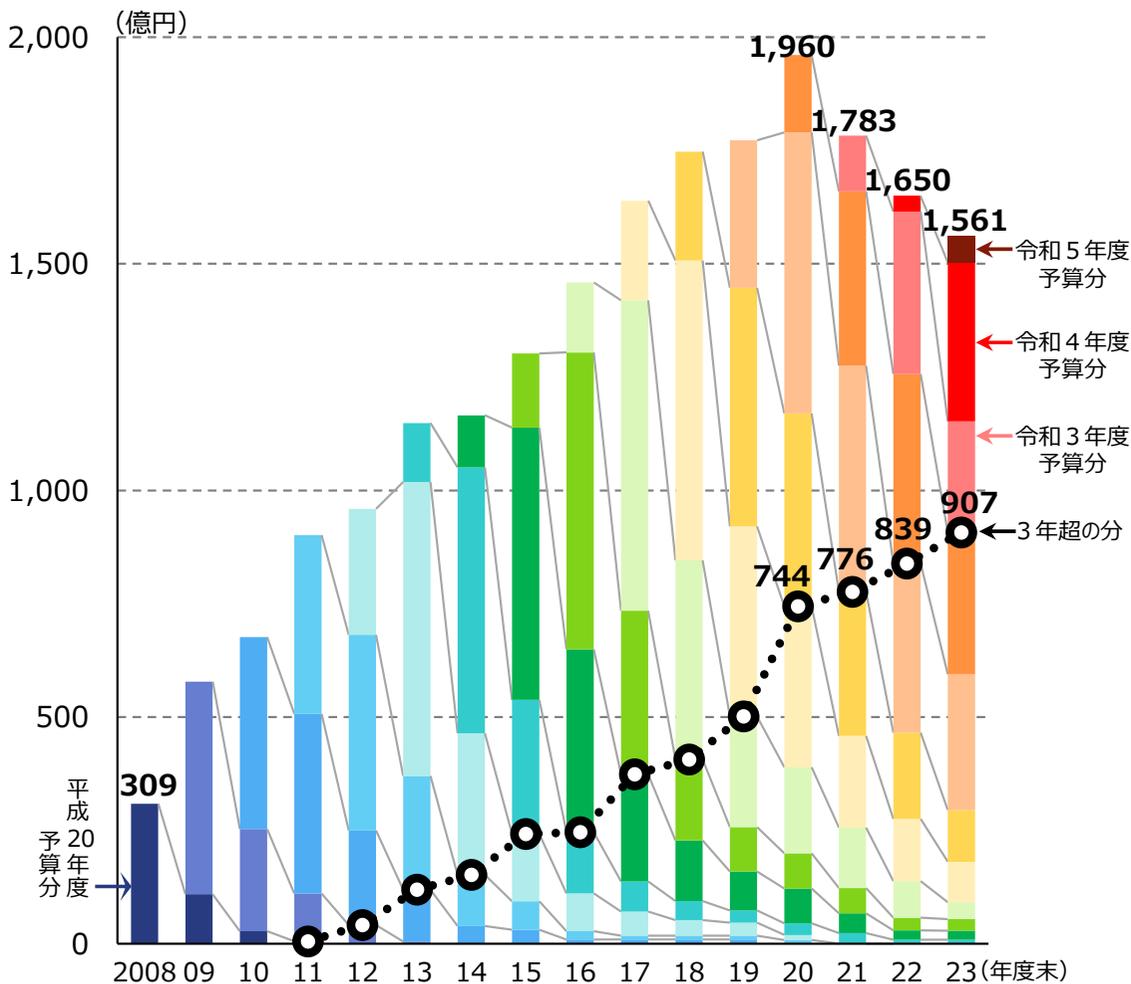
(出所) 左図：外務省「開発のための新しい資金動員に関する有識者会議」提言により作成。右上図：世界銀行資料により作成。右下図：米国国際開発庁（USAID）資料により作成。

(注) 右上図：世界銀行IDA民間セクター・ウィンドウにおける実績。保証残高は各年6月末時点、保証履行額は6月末までの1年間の実績。

右下図：上記のポートフォリオ保証は米国国際開発庁開発信用局（DCA）で行われていたが、2019年に同局は米国国際開発金融公社（DFC）に移管された。純保証履行額は、保証履行額から債権回収額を差し引いた額。

- **無償資金協力**に関し、国からJICAに交付済だが、未だ執行されていない資金（**支払前資金**）は、足下では執行の加速を受けて減少しているものの、**引き続き高水準**。3年超にわたり滞留している金額は増加している。
- 執行を更に加速させていくとともに、**進捗の見通しが立たない案件に係る資金について、国庫返納や他の案件への有効活用ができるよう、柔軟性のある制度に見直していくことが必要ではないか。**

無償資金協力の支払前資金の推移



JICA法における関連規定

第三十五条

3 **機構**は、第一項の規定により資金の交付を受けた**無償資金協力の計画の完了後**においてなお当該資金に**残余があるときは、その残余の額を国庫に納付しなければならない**。ただし、外務大臣の承認を受けたときは、**その残余の額の全部又は一部を当該計画が完了した日を含む事業年度の翌事業年度の贈与に充てる**ことができる。

⇒ 現行法上、国庫納付等が可能になるのは、計画が「完了」※した場合のみ。

※相手国との合意に基づく中止を含む。

⇒ 長年にわたり停滞し、進捗の見通しが立たない案件について、柔軟な国庫返納等を可能にするためには、**法改正が必要**。

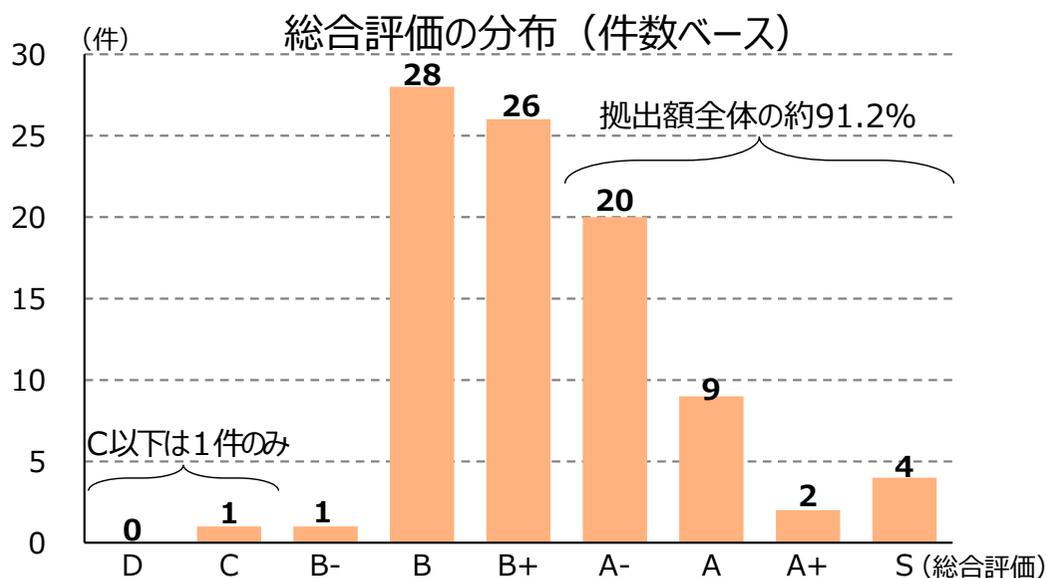
(出所) 左図：外務省資料により作成。右上図：独立行政法人国際協力機構法から抜粋。

(注) 左図：2022年度末の金額には、令和4年度ウクライナ情勢経済緊急対応予備費による531億円が別途存在。

国際機関等に対する評価結果の活用

- 外務省は、国際機関等への任意拠出金について、毎年評価を実施。総合評価結果については、件数ベースでは一定の分散が見られるものの、(1) 低評価（C以下）の件数が1件のみであるとともに、(2) **当初予算額ベースで見ると、9割超がA-以上の高評価**に偏っている。このため、限られた財政資金のメリハリ付けへの活用の余地は限定的。
- また、平均以下の結果であるB評価以下について見ると、**30件のうち23件は3年継続してB以下であるにも関わらず、その拠出総額は増加。評価結果の予算編成への活用は、引き続き課題。**

任意拠出金の令和6年度外務省評価



評価方法

以下の4つの評価基準に基づき評価。

評価基準1：

本件拠出を通じて達成を目指す日本の外交政策目標への貢献度

評価基準2：

国際機関等拠出先の活動の成果

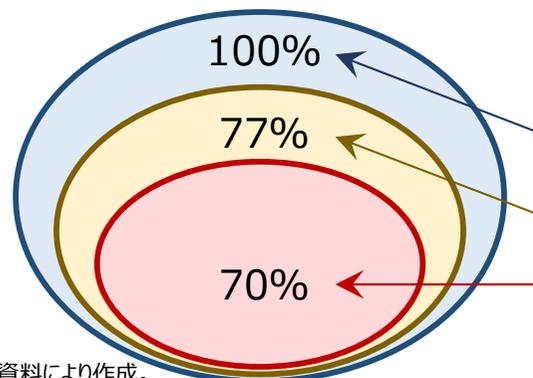
評価基準3：

国際機関等拠出先の組織・行財政マネジメント

評価基準4：

日本人職員・ポストの状況等

総合評価B以下の拠出金の改善状況と予算



30件：総合評価B以下

23件：3年間B以下を継続

21件：令和4年度→令和6年度で改善なし

令和4年度当初予算：7.9億円

令和6年度当初予算：8.5億円

- 広報文化外交は情報戦対応として重要性が高まっているが、交流・招聘事業などの様々な関係事業が乱立。政策目標が類似すると思われる事業が見られるほか、事業の目標設定・検証や事業参加者との関係継続に課題がある事業も見受けられる。
- 事業をより効率的・効果的に実施する観点から、**政策目標が類似する事業を整理・統合**させつつ、**事業の効果（アウトカム）**を可能な限り**定量的かつ適切に設定・検証**しながら、**事業参加者との関係を長期的に継続**していくことで、事業の効果を上向きにさせていくことが重要。

外務省における交流・招聘事業（令和5年度）

事業名	予算額	人数
内外発信のための多層的ネットワーク構築	145	40
閣僚級及び戦略的実務者招へい	205	119
草の根平和交流招へい	22	9
日系人ネットワーク強化招へい	22	15
日本特集番組制作支援事業	5	2
啓発宣伝事業等委託	138	6
外国メディア向けプレスツアー	16	33
外国報道関係者招へい	29	14
青少年交流推進のための日本・モンゴル学生フォーラム	6	48
中央党校交流	5	-
中国若手行政官等長期育成事業	302	20
日中共通課題理解促進事業	26	-
日印IT交流	11	63
北方四島住民との交流事業	197	-
日露草の根交流事業	5	475
次世代日系人指導者会議	9	7
中南米日系人を通じた対外発信強化	8	1
マンフィールド研修計画（日米行政官交流計画）	28	10
日米交流の促進・相互理解のためのプロジェクト（SEED）	21	297
中東・北アフリカ地域における親日派・知日派発掘のための交流事業	6	6
ガザ教員招へい	8	-
中東における暴力的過激主義対策に関する対話	8	4
イスラム学校教師招聘事業	7	6
国連人権条約体対日理解促進プログラム	4	-
アセアン留学生交流等拠出金	54	830
親日派・知日派育成のための交流拡充拠出金	638	4,302
東南アジア諸国連合貿易投資観光促進センター拠出金	69	20
日韓学術文化青少年交流基金拠出金	60	552
日韓産業技術協力共同事業体拠出金（日韓青少年交流キャンプ事業）	13	30
ベルリン日独センター分担金	126	315

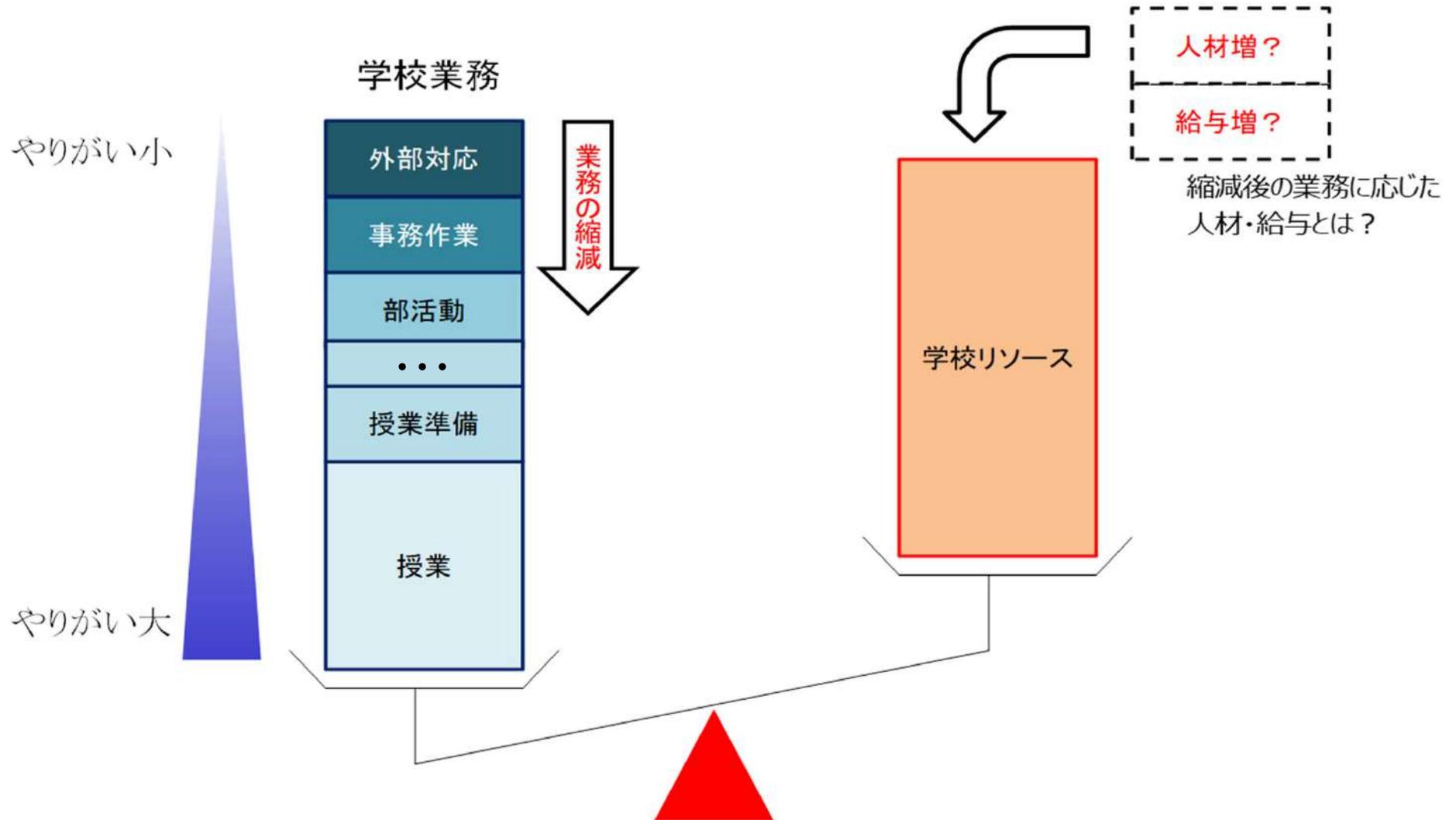
政策目標が類似すると思われる事業の例

令和6年度予算執行調査結果（抜粋）

全30事業のうち、

- **5事業で定量的目標を設定せず、7事業で設定した定量的目標の改善が必要。**
（事業の効果を検証できず、事業の見直しや改善が困難）
～改善すべき目標の例～
 - 事業の実施内容自体が目標となっている
（例）参加者数
 - そもそも目標が定量的とは言えない
（例）友好に寄与するような環境を継続
 - 事業と目標の関連性が著しく乏しい
（例）相互投資額
- **約7割の21事業において、事業実施後1年以内で事業参加者との接点が失われている。**
～事業参加者との関係を継続させている例～
 - 招聘事業参加者を出身国の在外公館における各種行事に招待
 - 交流事業参加者の同窓会を定期的に開催

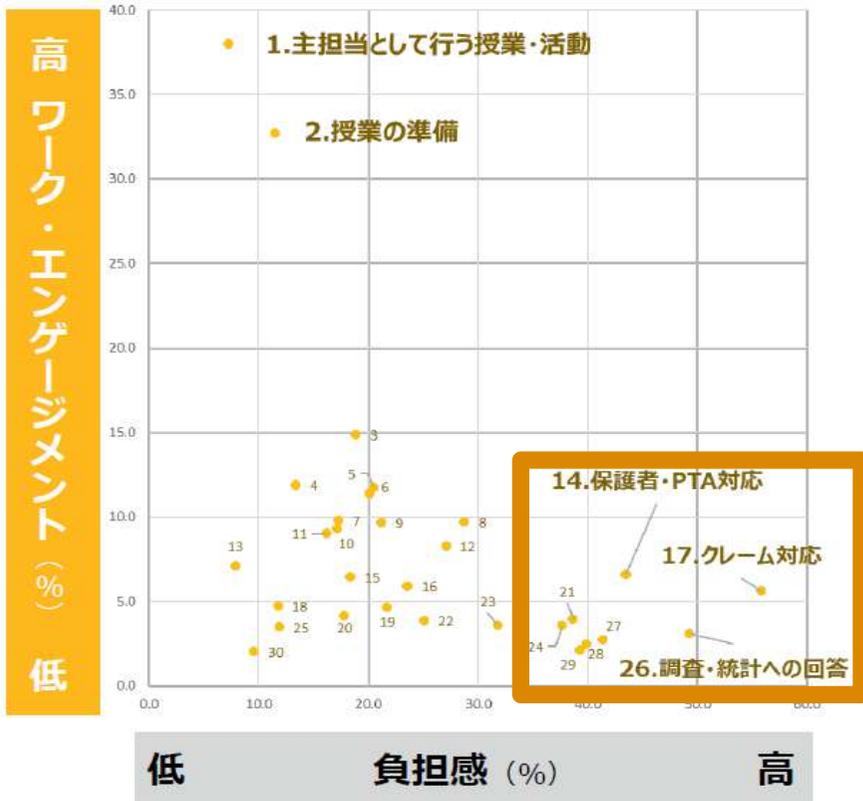
- 教員の不満の背景にある勤務環境等の問題は、「学校業務の内容」と「学校業務と学校リソースのアンバランス」にその原因があるのではないか。
- 教員の不満の改善には、まずは、「やりがいの小さい（負担感大・重要性小）業務」の縮減が必要。
- その上で、「縮減後の業務」に見合う人材・給与の在り方について考える必要。（やりがいの小さい業務を縮減せずに、一律に人材増や給与増をしても教員の不満は改善しない。）



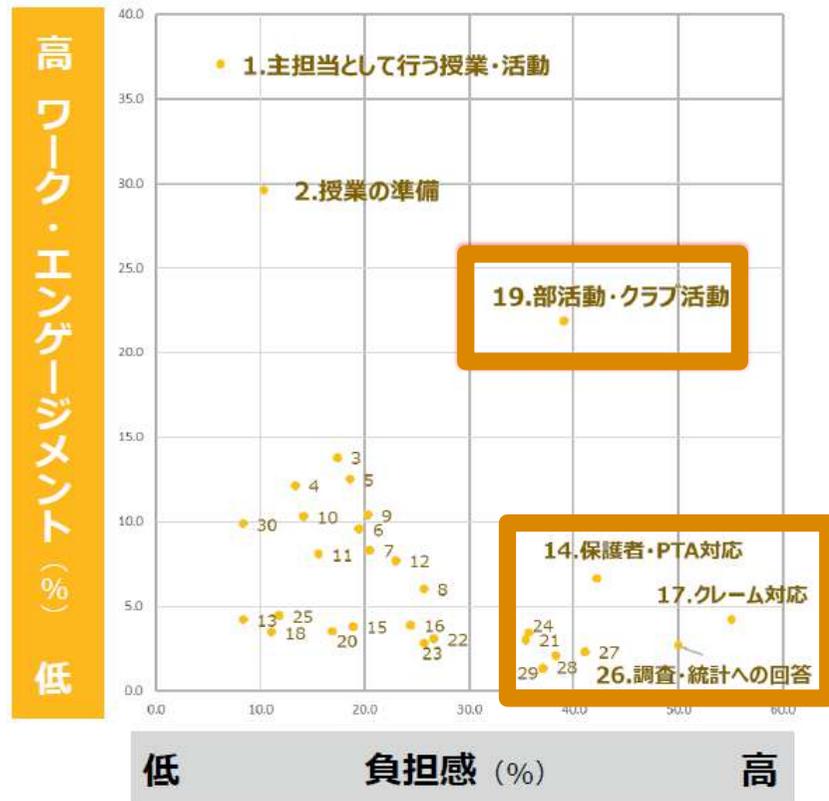
学校業務の縮減① (やりがいと負担感)

- 教員が担っている業務には、やりがいの小さい業務や負担感の大きい業務がある。
- 教員を増やしても、やりがいの小さい・負担感の大きい業務を担ってもらうのであれば、かえって不満を抱く教員が増えてしまう。
- 教員の不満を改善するには、やりがいの小さい・負担感の大きい業務の抜本的な縮減が必要。

小学校 (n=1,000)



中学校 (n=1,000)



1	主担当として行う授業・活動
2	授業・保育の準備
3	学校経営
4	学年・学級経営
5	学校・園行事の準備・運営
6	子どもたちの評価に関する業務
7	職務としての研修
8	支援・配慮が必要な子どもおよび家庭への対応
9	授業時間以外の生徒指導
10	授業時間以外の学習指導
11	子どもたちの生活指導等に関する校内・園内での打ち合わせ・情報交換とその準備
12	職員会議・学年会・教科会・成績会議など校内の会議とその準備
13	チーム・ティーチングの補助的役割を担う授業・活動
14	保護者・PTA対応
15	給食時の対応
16	校内・園内での研修、勉強会・研究会
17	保護者や地域住民からのクレーム対応
18	朝の業務
19	部活動・クラブ活動
20	校内・園内清掃の対応
21	地域対応
22	校外・園外での会議・打ち合わせ
23	登下校に関する対応
24	地域ボランティアとの連絡調整
25	児童会・生徒会への支援業務
26	国や教育委員会・自治体等からの調査・統計への回答
27	学校・園の運営に関する報告書等の書類作成
28	給食費や部活動費等に関する処理や徴収などの事務作業
29	下校、降園後からの返園などにおける見回り、子どもたちの事件・事故時の対応
30	進路指導の対応

(出所) パーソル総合研究所「教員の職業生活に関する定量調査」2024年3月

- 教員のやりがいの小さい・負担感の大きい業務の抜本的な縮減に際しては、
 - ✓ まずは、いわゆる「3分類」（平成31年中央教育審議会答申）の厳格化
 - ✓ 加えて、外部対応・事務作業・福祉的な対応・部活動等について、更なる縮減・首長部局や地域への移行
 - ✓ なお、教員の本務である授業等の時間はできる限り確保すべきであるが、上記を徹底した上で、学習指導要領の標準授業時数を上回っている授業等の時間を標準授業時数見合いまで厳選することは一つの改善方法

◆中教審「学校・教師が担う業務に係る3分類」の実施状況

基本的には学校以外が担うべき業務	学校の業務だが、必ずしも教師が担う必要のない業務	教師の業務だが、負担軽減が可能な業務
①登下校に関する業務 小：47.2%、中：8.4%	⑤調査・統計等への回答等（事務職員等） 小：13.6%、中：15.0%	⑨給食時の対応（学級担任と栄養教諭等との連携等） 小：2.0%、中：3.4%
②放課後から夜間などにおける見回り、児童生徒が補導された時の対応 小：10.3%、中：8.7%	⑥児童生徒の休み時間における対応（輪番、地域ボランティア） 小：0.8%、中：0.3%	⑩授業準備（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） 小：30.3%、中：22.8%
③学校徴収金の徴収・管理 小：16.9%、中：17.1%	⑦校内清掃（輪番、地域ボランティア） 小：3.9%、中：3.5%	⑪学習評価や成績処理（補助的業務へのサポートスタッフの参画等） 小：7.8%、中：5.1%
④地域ボランティアとの連絡調整 小：16.5%、中：15.1%	⑧部活動（部活動指導員等） 小：5.5%、中：60.5%	⑫学校行事の準備・運営（事務職員等との連携、一部外部委託等）
		⑬進路指導等（事務職員や外部人材との連携・協力等） 小：0.0%、中：0.7%
		⑭支援が必要な児童生徒・家庭への対応（専門スタッフとの連携・協力等）

（出所）赤字は、文部科学省「令和4年度教員勤務実態調査」に基づく実施状況

◆イギリス教育省の通知（教員が担うべきでないといわれている業務）

- ・生徒や保護者からの集金
- ・生徒の欠席情報の調査
- ・大量の印刷
- ・データの転記・入力、フォーマット改変
- ・クラス名簿の作成
- ・記録の保管と編綴
- ・出席状況の分析
- ・生徒のレポートの整理
- ・試験の運営・管理
- ・生徒の職業体験の運営・管理
- ・休みの教師の代理シフトの運営・管理
- ・ICT機器の管理
- ・備品の発注
- ・機器や資料の目録作成や管理等
- ・会議の議事録作成
- ・入札の調整と提出
- ・生徒のデータの管理や入力、電子データの印刷
- ・授業の写真を撮ること
- ・調査準備にかかる書類の作成や複製
- ・食事準備にかかる運営・管理やデータ分析
- ・保護者や生徒への過大な情報共有
- ・教室のレイアウト等管理
- ・医療同意アンケートの管理や、定期的な薬の処方

（出所）イギリス教育省「School teachers' pay and conditions document 2023 and guidance on school teachers' pay and conditions」

◆標準授業時数と学校での授業計画

（単位時間）

	小学校 小1～6合計	中学校 中1～3合計
標準授業時数（年）	5,785	3,045
令和4年度計画	6,166	3,192
超過率	6.6%	4.8%

（出所）文部科学省「令和4年度公立小・中学校等における教育課程の編成・実施状況調査」
（注）「標準授業時数」は学校教育法施行規則で規定。1単位時間は、小学校は45分、中学校は50分。

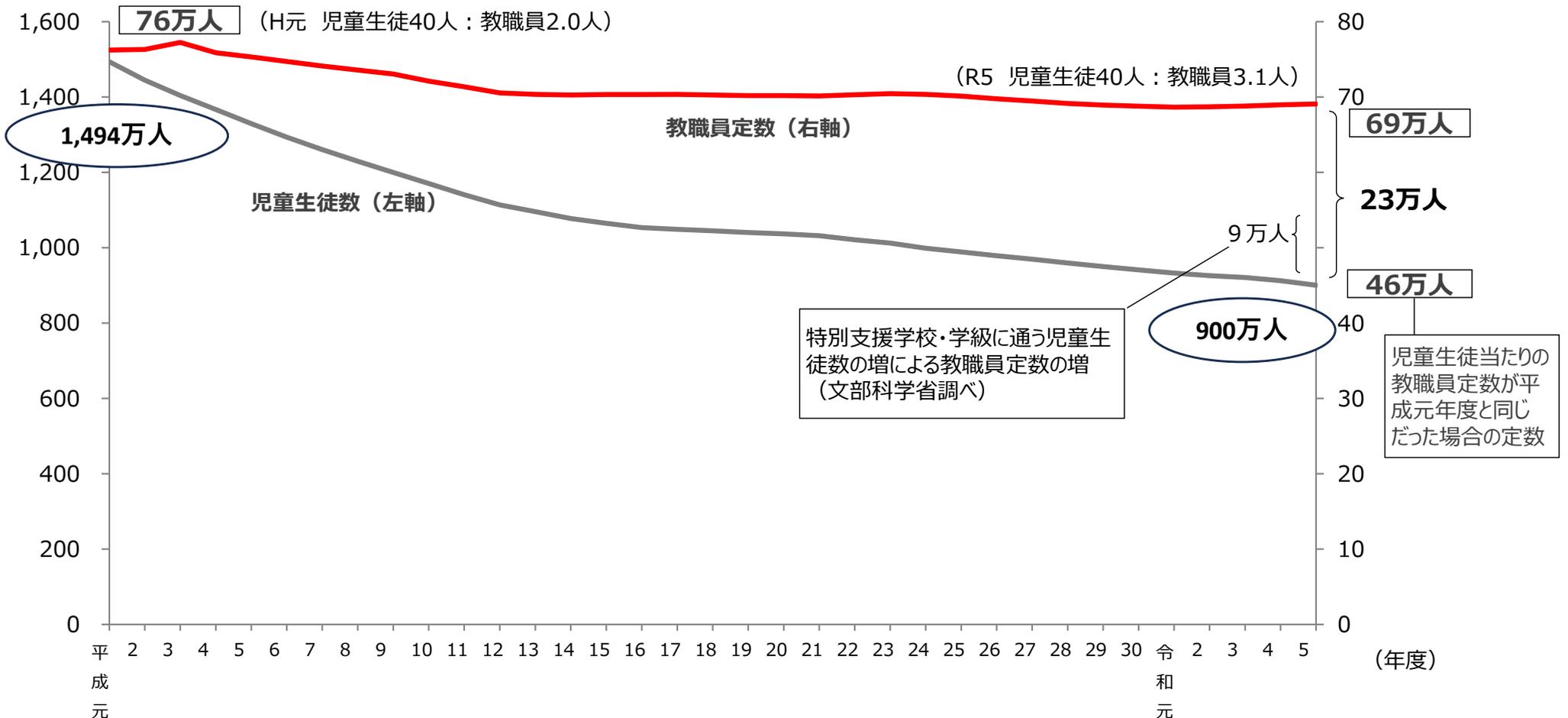
学校の人材①（教職員定数の推移）

- 平成元年度以降、児童生徒数は約40%減少しているが、教職員定数は児童生徒数ほどには減少していない。
- したがって、**児童生徒当たりの教職員定数は増えていないわけではない。**（令和5年度における教職員定数は、平成元年度の児童生徒当たりと同じだった場合の定数と比べて23万人増、1.5倍）

◆教職員定数（公立小中・特別支援学校）と児童生徒数の推移

（児童生徒数：万人）

（教職員定数：万人）



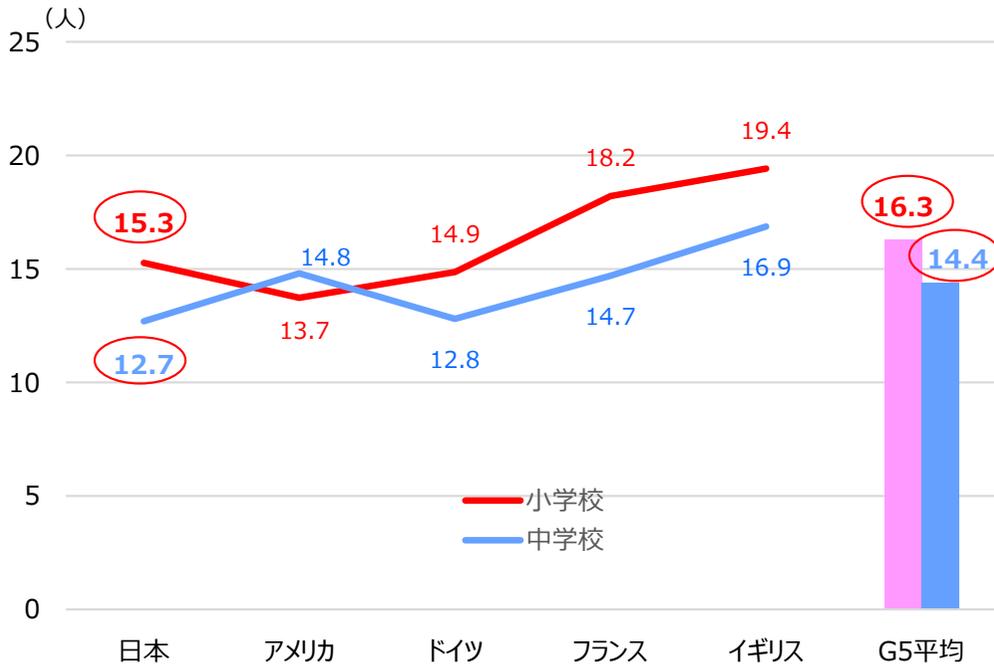
- 教員 1 人当たりの児童生徒数は、児童生徒数の減少に伴い、この20年で大幅に改善し、主要先進国の中で最少クラス。
- 「日本は諸外国に比べ学級規模が大きい」との指摘があるが、これは特別支援学級を除いた通常学級だけを比較したもの。特別支援学級（※）を含めた学級規模は主要先進国並（日本は、特別な支援が必要な児童生徒を、通常学級ではなく特別支援学級で教育する割合が高い）。（※）小中学校に置かれ、1学級あたり8人

◆日本における教員 1 人当たり児童生徒数の経年比較

	1989年 (平成元年)	2001年 (平成13年)	2013年 (平成25年)	2022年 (令和4年)	2001年 ⇒2022年
小学校	19.6人	20.6人	17.4人	15.3人	▲25.7%
中学校		16.6人	13.9人	12.7人	▲23.5%

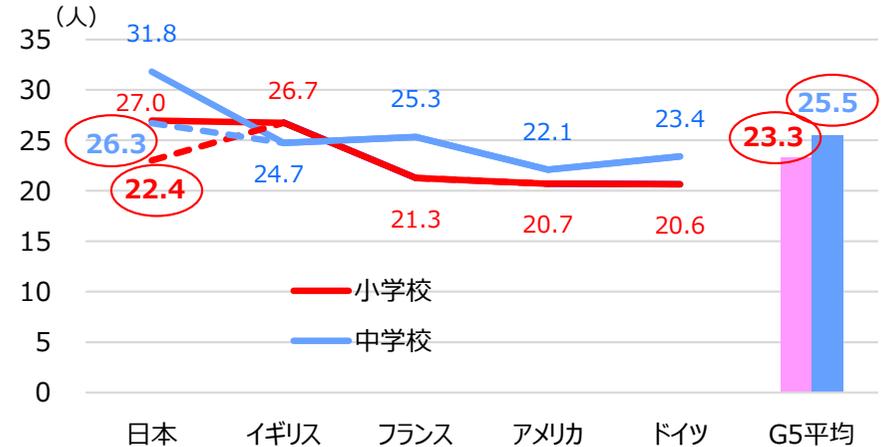
(出所) 平成元年は文部科学省「学校基本調査」、平成13年以降は、OECD「Education at a Glance」

◆教員 1 人当たり児童生徒数の国際比較（2022年）



(出所) OECD「Education at a Glance 2024」

◆学級規模（国公立小中学校）の国際比較（2022年）



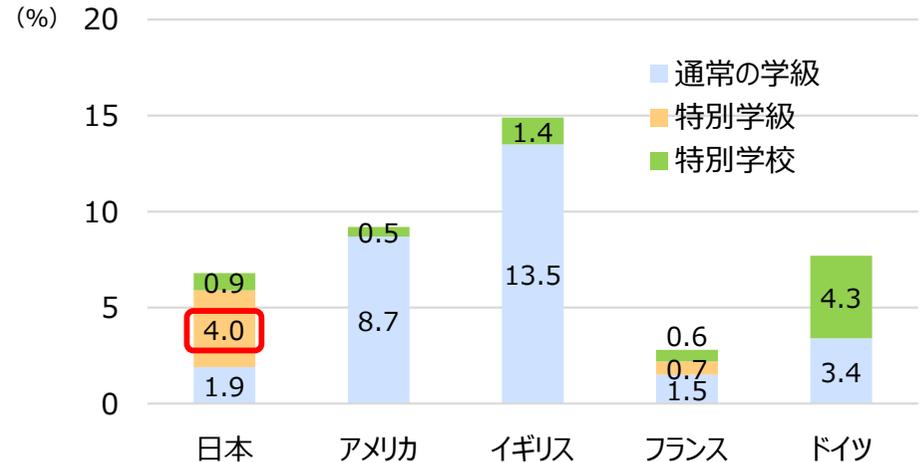
(出所) OECD「Education at a Glance 2024」

(注) 点線は、特別支援学級を含んだ場合の学級規模

左：小学校

右：中学校

◆特別支援教育を受ける子どもの割合の国際比較



(出所) 文部科学省資料等を加工

(日本は2023年度、アメリカは2016年、イギリスは2019年、フランスは2016年、ドイツは2020年)

- 40年ぶりに勤務実態調査を行った平成18年度から、**児童生徒あたりの「教員数」は増加したが、「時間外在校等時間」は減少していない**。中学校教員の部活動の時間も減少していない。
- 教員数の増ではなく、教員のやりがいの小さい・負担感の大きい業務の抜本的な縮減を優先すべき状況なのではないか。

◆教員の「時間外在校等時間（月）」等の推移

	平成18年度 (2006年度)	平成28年度調査 (2016年度)	令和4年度 (2022年度)	増減 (平18→令4)
教員数 (児童生徒40人あたり)	2.5人	2.8人	2.9人	+16%
外部人材の人数及び国費	0.9万人 42億円	3.9万人 102億円	7.0万人 174億円	+6.2万人 +132億円

時間外 在校等時間 (平日、月)	小学校	29時間	55時間	37時間	+8時間
	中学校 【 】は、部活動時間	39時間 【11時間】	61時間 【14時間】	42時間 【12時間】	+3時間 【+1時間】

(注1) 「教員数（児童生徒40人あたり）」は、公立小中学校について、文部科学省「文部科学統計要覧」に基づき算出。

(注2) 「外部人材」は、「スクールカウンセラー」、「スクールソーシャルワーカー」、「スクールサポートスタッフ（教員業務支援員）」、「学習指導員」、「部活動指導員」。

(注3) 「時間外在校等時間（平日、月）」は、文部科学省資料に基づき算出。

- EBPMの観点からは、教員増により学級規模を例えば5人減少させたとしても、小学校で1日2.4分、中学校で4.2分の在校等時間の減少にとどまると推計されている。
- この点からも、教員のやりがいの小さい・負担感の大きい業務の抜本的な縮減を優先すべき状況なのではないか。そうした業務の縮減により、教育の質を向上させることも可能。

◆学級規模等が平日の在校等時間（時間／日）に与える影響

	小学校	中学校
学校規模（100人）	0.026 *** (0.008)	0.040 *** (0.010)
男性	-0.061 ** (0.024)	0.062 ** (0.027)
年齢	-0.010 *** (0.001)	-0.020 *** (0.001)
現在校の勤務年数	-0.001 (0.005)	0.007 (0.005)
教務主任	0.707 *** (0.056)	0.377 *** (0.062)
職位3分類（ref.教諭・主幹教諭・指導教諭）		
校長・副校長・教頭	1.229 *** (0.048)	0.565 *** (0.049)
講師・養護教諭・栄養教諭	-0.232 *** (0.038)	-0.561 *** (0.042)
担任等職務		
単式学級担任	0.608 *** (0.085)	-0.012 (0.125)
複式・特別支援学級担任	0.384 *** (0.051)	-0.181 *** (0.064)
学級規模	0.008 *** (0.003)	0.014 *** (0.004)
× 複式・特別支援学級担任	0.009 † (0.005)	-0.001 (0.008)
定数項	10.389 *** (0.071)	11.379 *** (0.079)

教員増により単式学級の学級規模を▲5人減少させたとしても、

- ・ 小学校で▲2.4分／日（＝0.008時間／日×▲5人）
- ・ 中学校で▲4.2分／日（＝0.014時間／日×▲5人）

の在校等時間の減少にとどまる。

- 教師のこれまでの働き方を見直し、**長時間勤務の是正を図ることで、教師の健康を守ることはもとより、日々の生活の質や教職人生を豊かにするなど教師のウェルビーイングを向上させることが重要**である。
- **教師が疲弊していくのであれば、それは結果として子供のためにはならない。そのような働き方が、教師の心の余裕を失わせ、意図と反して、教育の質を低下させてしまうことがあるとすれば、これほど悲しいことはない**
（出所）中央教育審議会「『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」（令和6年8月27日）

（出所）文部科学省「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」（令和6年3月）第18章の表18-4を基に作成。

（注）***は1%水準、**は5%水準、†は10%水準で有意。

学校の人材⑤（外部人材増と「在校等時間」）

- 外部人材の配置によって、教員（主幹教諭・指導教諭を含む）の**在校等時間が有意に減少しているわけではない。**
- 外部人材の配置を教員の業務の縮減につなげる実効的な仕組みが必要ではないか。

◆外部人材の配置が教諭の在校等時間・各業務時間に与える影響

【小学校(平日)】

※「+」は回帰係数が正（時間が増）、「-」は回帰係数が負（時間が減）

	在校等時間	朝の業務	授業準備	学習指導	成績処理	生徒指導(集団1)	生徒指導(個別)	学校行事	学年・学級経営	学校経営	職員会議等	個別の打ち合わせ	事務(調査への回答)	事務(その他)	保護者・PTA対応
性別(男・女)															
年齢															
職名(主幹教諭・指導教諭・教諭)															
担任状況(単式・複式・特支・専科・通級)															
学校規模															
スクールカウンセラー 週10時間以上	-	- **	-	-	+	- *	+	+ ***	+	+	+	+	- *	-	+ **
スクールソーシャルワーカー 週5時間以上	+	-	-	+	-	-	+ **	+	+	- **	+ **	+ *	-	-	-
教員業務支援員 週30時間以上	+	+	+	+	+	- *	-	+ *	+	+	+	-	+	-	+

【中学校(平日)】

	在校等時間	朝の業務	授業準備	学習指導	成績処理	生徒指導(集団1)	生徒指導(個別)	学校行事	学年・学級経営	学校経営	職員会議等	個別の打ち合わせ	事務(調査への回答)	事務(その他)	保護者・PTA対応
性別(男・女)															
年齢															
職名(主幹教諭・指導教諭・教諭)															
担任状況(単式・複式・特支・専科・通級)															
学校規模															
スクールカウンセラー 週10時間以上	-	+	-	+	+ *	- +	+	+	+	- **	+	+	-	-	-
スクールソーシャルワーカー 週5時間以上	+	-	-	+	-	+	+	-	+	-	-	+	+	-	+
教員業務支援員 週30時間以上	-	- *	+ +	+	-	- *	+	-	- +	- *	+ +	+	+	-	+

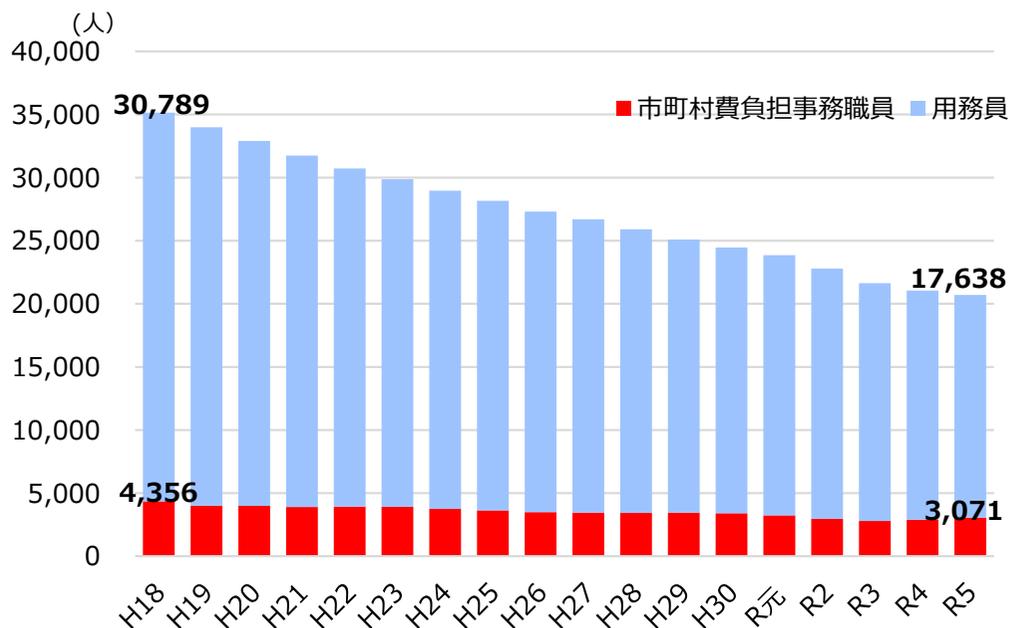
(出所) 文部科学省「公立小学校・中学校等教員勤務実態調査研究」(令和6年3月) 第12章の表12-2及び表12-4を基に作成。

(注1) 「スクールカウンセラー」・「スクールソーシャルワーカー」・「教員業務支援員」以外の回帰係数は略。

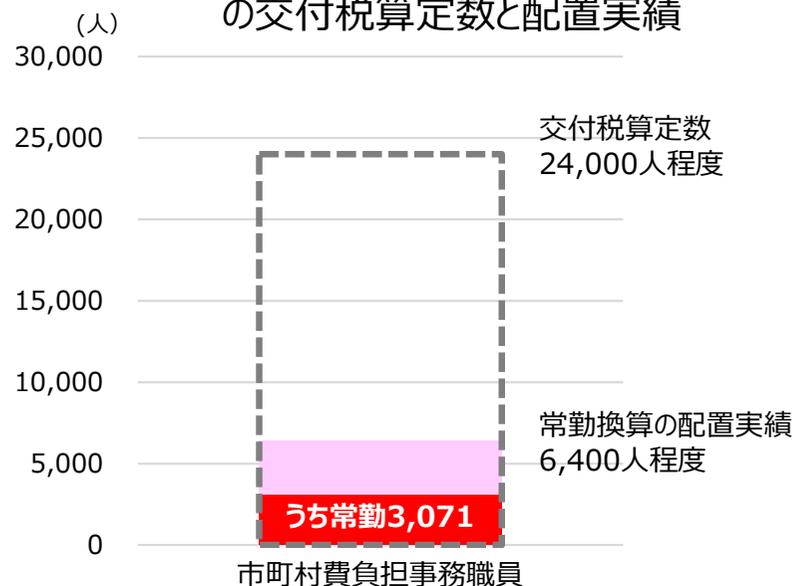
(注2) ***は0.1%水準、**は1%水準、*は5%水準、+は10%水準で有意。

- 教員にとってやりがいの小さい・負担感の大きい業務は、「外部対応」・「事務」・「部活動」等。
 - 国庫補助のある外部人材を拡充する一方で、学校の設置管理者である市町村において、交付税算定されている「市町村費負担事務職員」や「用務員」（主事）が十分に配置されていない現状。
- （参考）有識者委員「学校への市区町村の職員の配置というのは非常に重視しているんです。（中略）単なる学校の事務だけではなくて、学校が地域のコミュニティーの核になるときに学校長を助ける、そういう力のある方を入れているんです。（中略）そういうときに市区町村の職員というのは地域の方をよくご存じの方が多いですから、そういういろいろ動ける方が学校の事務にいるかないかは非常に大きいですね。」（出所）文部科学省「第6回・学校の組織運営の在り方を踏まえた教職調整額の見直し等に関する検討会議（平成20年7月14日）」議事録
- 更なる教員増により、やりがいの小さい・負担感の大きい業務を担ってもらうのではなく、
 - ・ まずは、やりがいの小さい・負担感の大きい**学校業務そのものを抜本的に縮減**するとともに、
 - ・ 担い手として、市町村が「**市町村費負担事務職員**」や「**用務員**」（主事）を配置し、**教員の負担軽減や時間外在校等時間の縮減につなげるべき**ではないか。

◆ 公立小中学校の「市町村費負担事務職員」・「用務員」数（常勤）



◆ 公立小中学校の「市町村費負担事務職員」の交付税算定数と配置実績



（注1）交付税算定数は、令和5年度基準財政需要額の単価費用等から試算。
 （注2）配置実績のうち、常勤は文部科学省「令和5年度学校基本統計」、非常勤は財務省「平成30年度予算執行調査」（フルタイム換算したもの）の人数を踏まえて総数に占める割合が同じと仮定し機械的に試算。なお、民間委託は含まない。

（出所）文部科学省「学校基本調査」
 （注）非常勤・民間委託は含まない。

教 員 年 収 6,008,834円



(出所) 文部科学省資料
(大卒平均経験年数18年とした場合の平均支給額 (令和4年度)。住居手当・通勤手当・地域手当等を含まない。)

・管理職手当
・特殊勤務手当
(主任手当、部活動手当等)

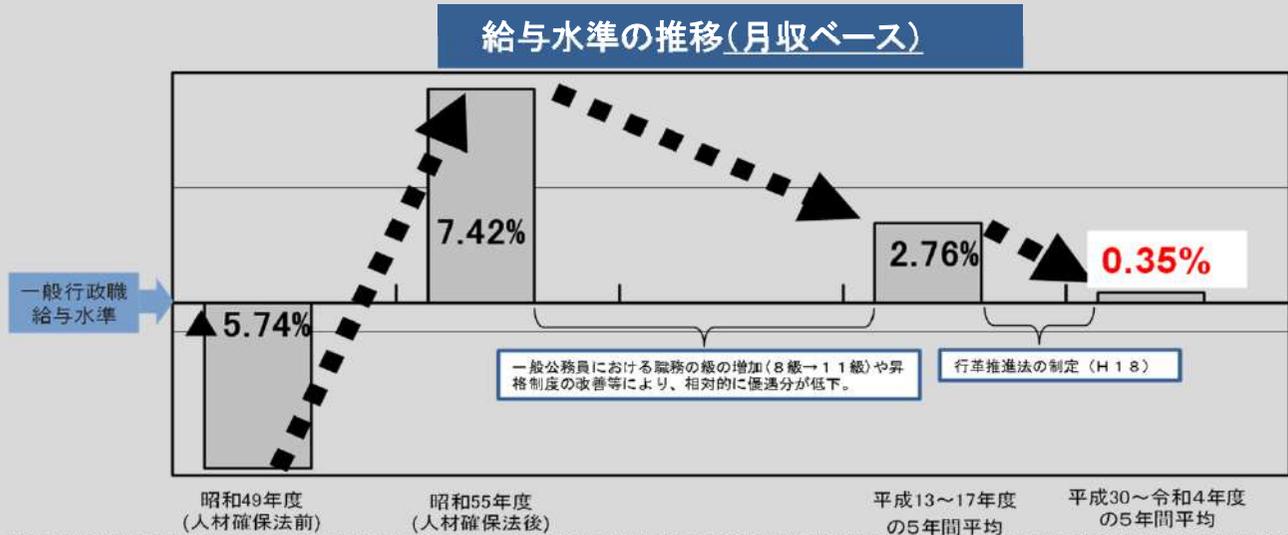
能率給的手当 120円
・宿日直手当

◆文科省の要求

- 給特法の制定（昭和46年）により、教員の職務と勤務態様の特殊性に基づき、給与その他の勤務条件について特例を制定。時間外勤務手当は支給しない代わりに、**教職調整額（給料月額4%）**を支給。
- 人材確保法の制定（昭和49年）により、教育職員にすぐれた人材を確保するため、「教員の給与を一般の公務員より優遇する」ことが規定され、給与改善により合計25%引き上げられたが、**現在では教師の給与の優遇分がわずかとなっている。**

- 教職の魅力を上向き、教師に優れた人材を確保するため、人確法による処遇改善後の優遇分を超える水準となるよう、**教職調整額の水準を4%から13%に改善。**

(平年度所要額：約5,600億円 (公費))

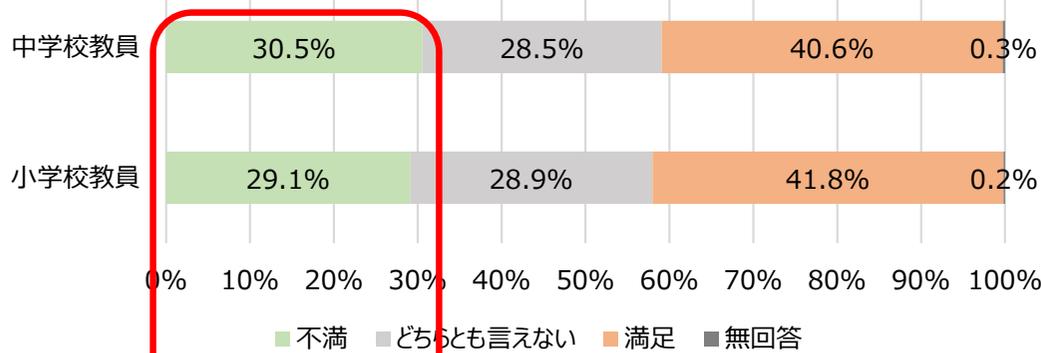


- 教員の給与に対する不満度は、会社員などと比べて著しく異なっているわけではない。
- 教員の不満は、給与面よりも仕事と生活のバランスにあるのではないか。
- 学校業務の抜本的縮減なくして、教員給与を手当てしても、教員の不満は改善しないのではないか。

◆給与についてのアンケート（上段：教員、下段：会社員等）

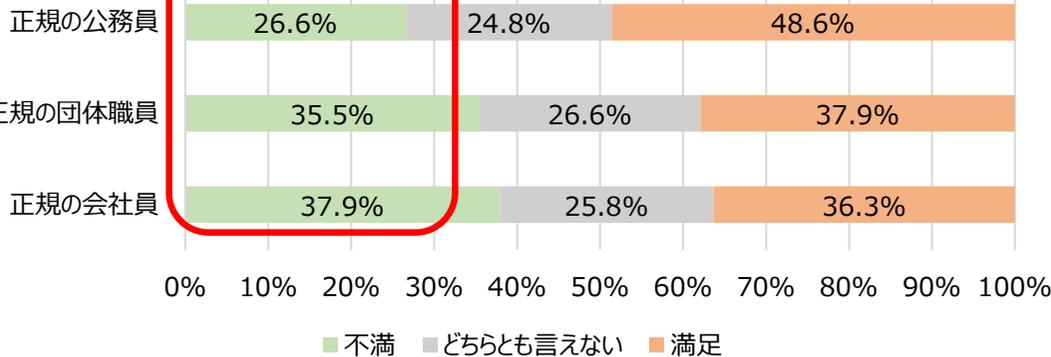
現在の年収についてあなたが暮らす地域の他の職と比較して、どう感じていますか

不満約3割



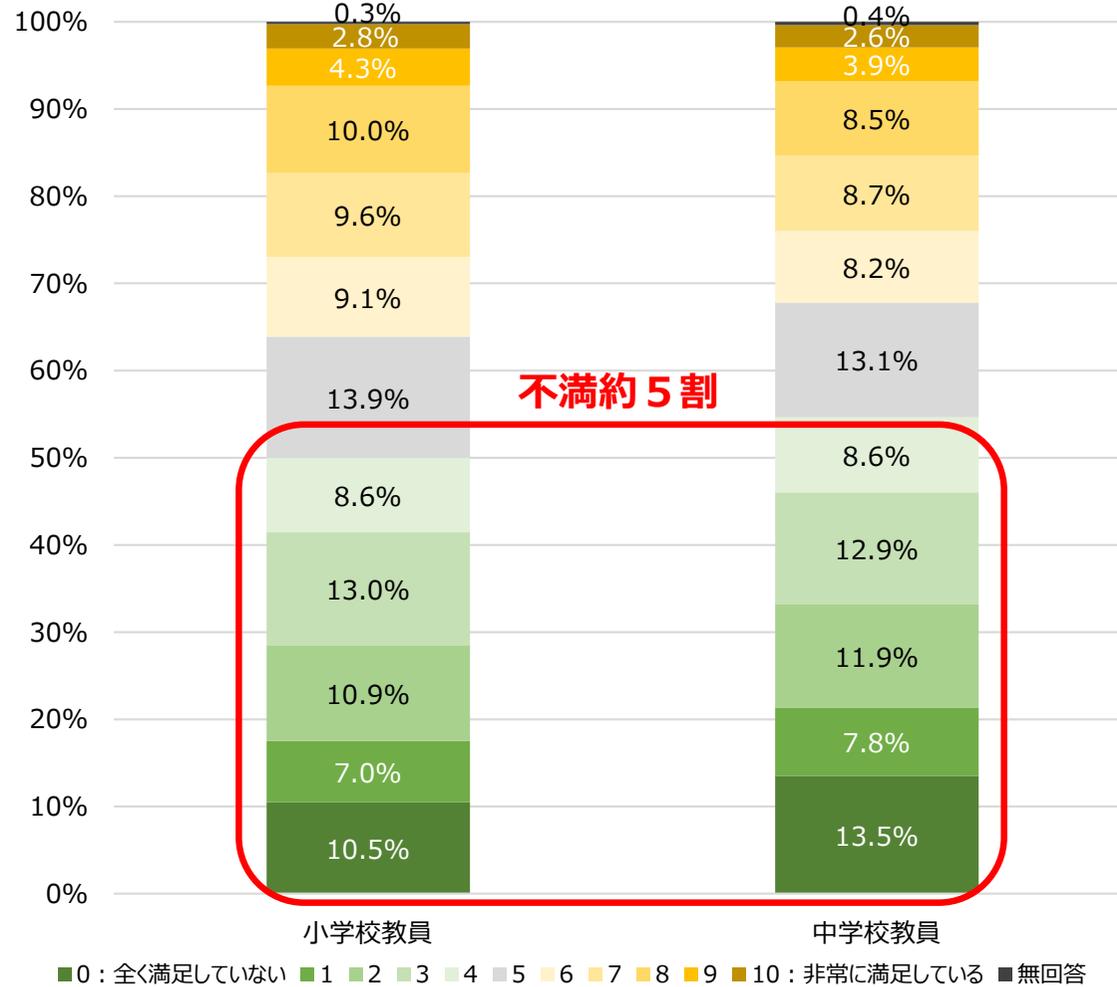
(出所) 令和4年度教員勤務実態調査

収入満足度



(出所) パーソル総合研究所「賃金に関する調査」2022年9月

◆仕事と生活のバランスについてのアンケート（教員）

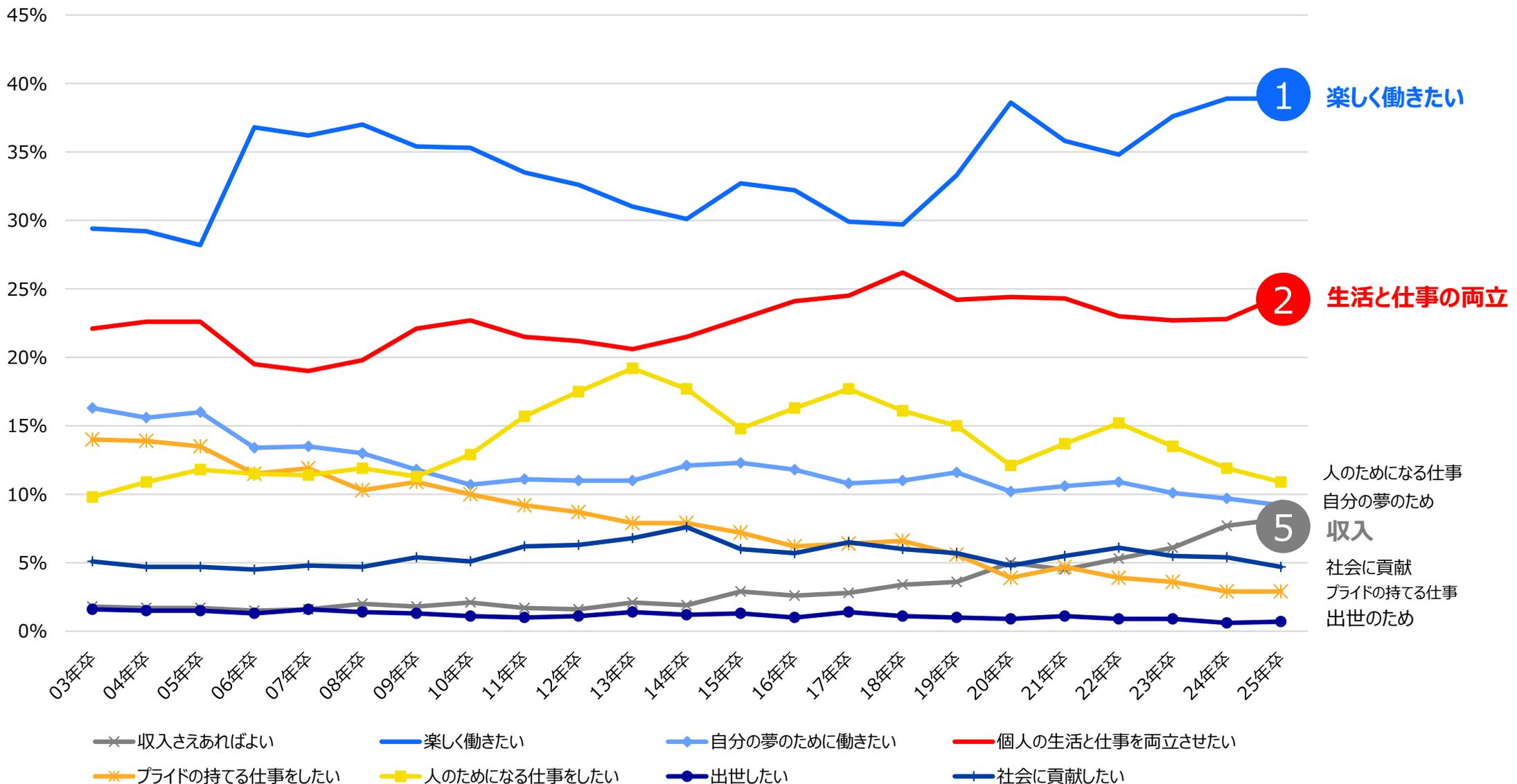


不満約5割

(出所) 文部科学省「令和4年度教員勤務実態調査」

○ 大学生の就職観を見ても、「収入」よりも、「楽しく働きたい」・「生活と仕事の両立」といった働き方が重要。

◆大学生の就職観



(出所) マイナビ「2025年卒大学生就職意識調査」2024年3月

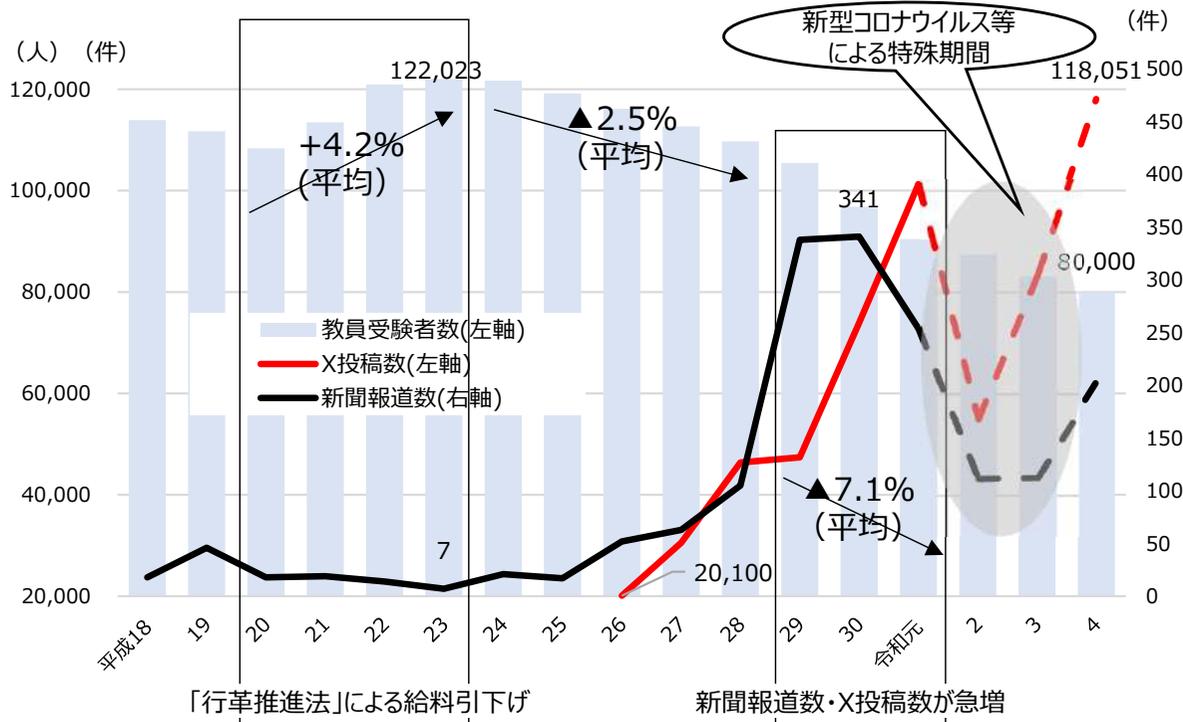
- 教師人材確保の分析の一環として、有識者の意見等を踏まえ、「教員試験受験者数」を被説明変数とする統計データを用いた計量分析を試行したところ、「民間の初任給」や「教員の長時間労働に関する新聞報道数」については教員試験受験者数に影響を与える可能性が確認された一方で、「教員の初任給」については有意な影響は確認されなかった。この結果は、行革推進法に基づく給与見直し期間や、報道が増加している近年の受験者数の推移とも整合。

◆ マクロデータによる教員試験受験者数の決定要因分析

$$\text{教員試験受験者数 (小・中)} = \alpha + \beta_n \text{各説明変数}_n + \varepsilon$$

説明変数	係数	標準誤差	t値	結果の含意
大学卒業生	-0.92	1.71	-0.54	教員試験受験者数に統計的に有意な影響なし。
民間初任給	-2.45***	0.99	-2.47	民間初任給が上昇すると、教員試験受験者数は減少する。
教員初任給	1.99	1.71	1.16	教員初任給の増減は、教員試験受験者数に統計的に有意な影響なし。
新聞報道数	-0.06**	0.03	-1.87	教員の働き方に関する新聞報道数が増加すると、教員試験受験者数は減少する。
実質GDP成長率	0.50	0.66	0.76	教員試験受験者数に統計的に有意な影響なし。
インフレ率	0.00	0.01	0.14	教員試験受験者数に統計的に有意な影響なし。
定数項	29.58	24.44	1.21	

◆ (参考) 教員試験受験者数 (小・中) 及び教員の働き方に関する新聞報道数・X投稿数 (「教員・長時間労働」) の推移



(出所) 文部科学省「学校基本調査」、文部科学省「文部科学統計要覧」、厚生労働省「賃金構造基本統計調査」、総務省「地方公務員給与実態調査」、日経テレコン等
 (注1) 「新聞報道数」については変数の入替えにより結果の変動がありうる点、留意が必要である。
 (注2) ***は3%水準で有意であり、**は10%水準で有意。印の無い変数は、いずれも有意水準25%を上回っており、有意とは認められない。
 (注3) 2005年~2022年の時系列データを利用し、分析している。
 (注4) 変数は「実質GDP成長率」「インフレ率」を除き対数を取り利用している。
 (注5) 民間初任給・教員初任給は大卒者のデータの平均を利用している。
 (注6) 「新聞報道数」は主要新聞社(主要4社+日経)にて、(参考)の「X投稿数」はXにて、「教員・長時間労働」に関する報道・投稿がなされた回数を指す。
 (注7) この結果は、令和6年度11月11日開催の財政制度等審議会財政制度分科会に提出した資料(p.51「都道府県別パネルデータによる分析の試行」)に記載の結果とも矛盾しない。

○分析にあたっては、政策効果の分析手法等の知見の蓄積を目的として開催した「教育予算のEBPMに関する勉強会」の以下のメンバーからご助言をいただいた。

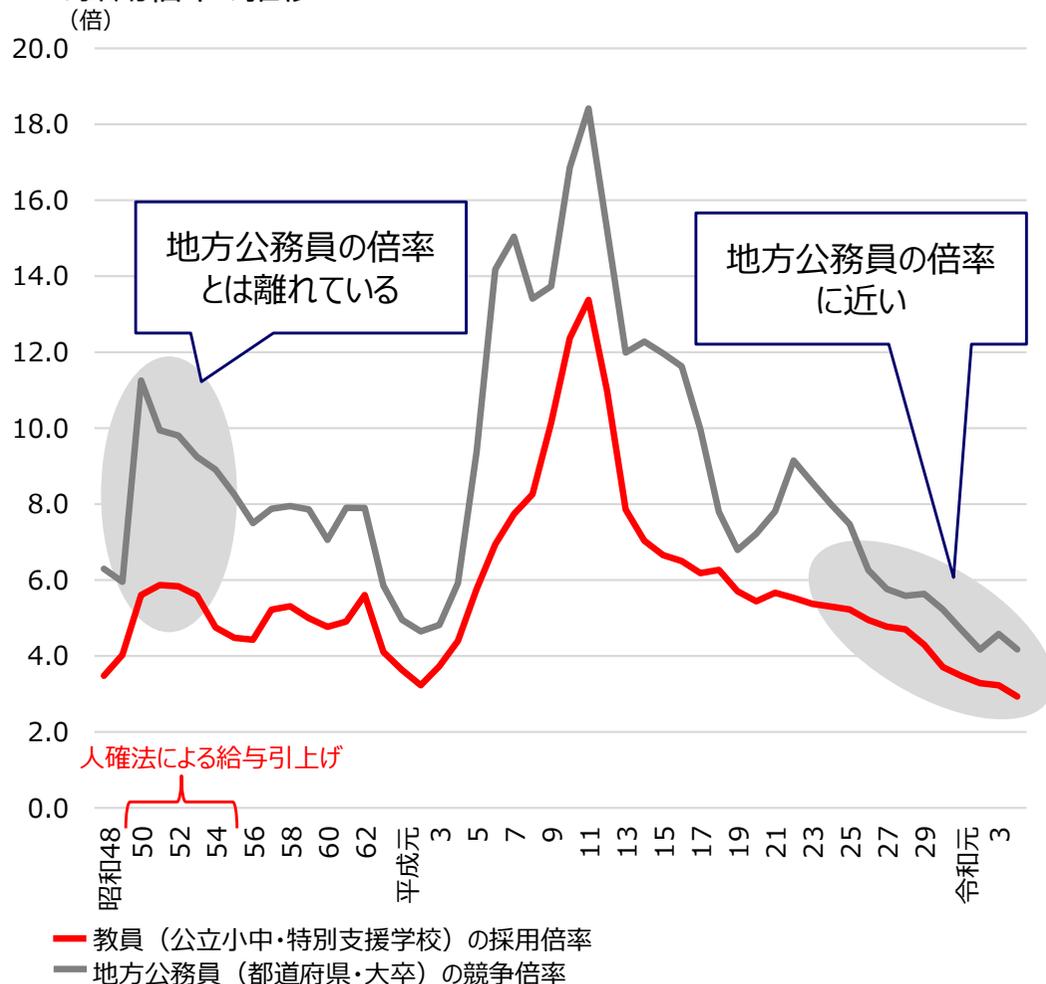
赤井伸郎	大阪大学教授	伊芸研吾	慶応大学特任准教授
佐野晋平	神戸大学教授	中室牧子	慶応大学教授
宮本弘暁	財務総合政策研究所 総括主任研究官		

○ 「人材確保法（昭和49年）により教員の採用倍率が増加した」との指摘（※）があるが、地方公務員（都道府県・大卒）の方が大きく増加しており、**必ずしも人材確保法に効果があったとは言えない**のではないか。

（※）同法により、教員の給与（月収ベース）は一般行政職比▲5.74%（昭和49年度）から+7.42%（昭和55年度）まで上昇（文科省調）

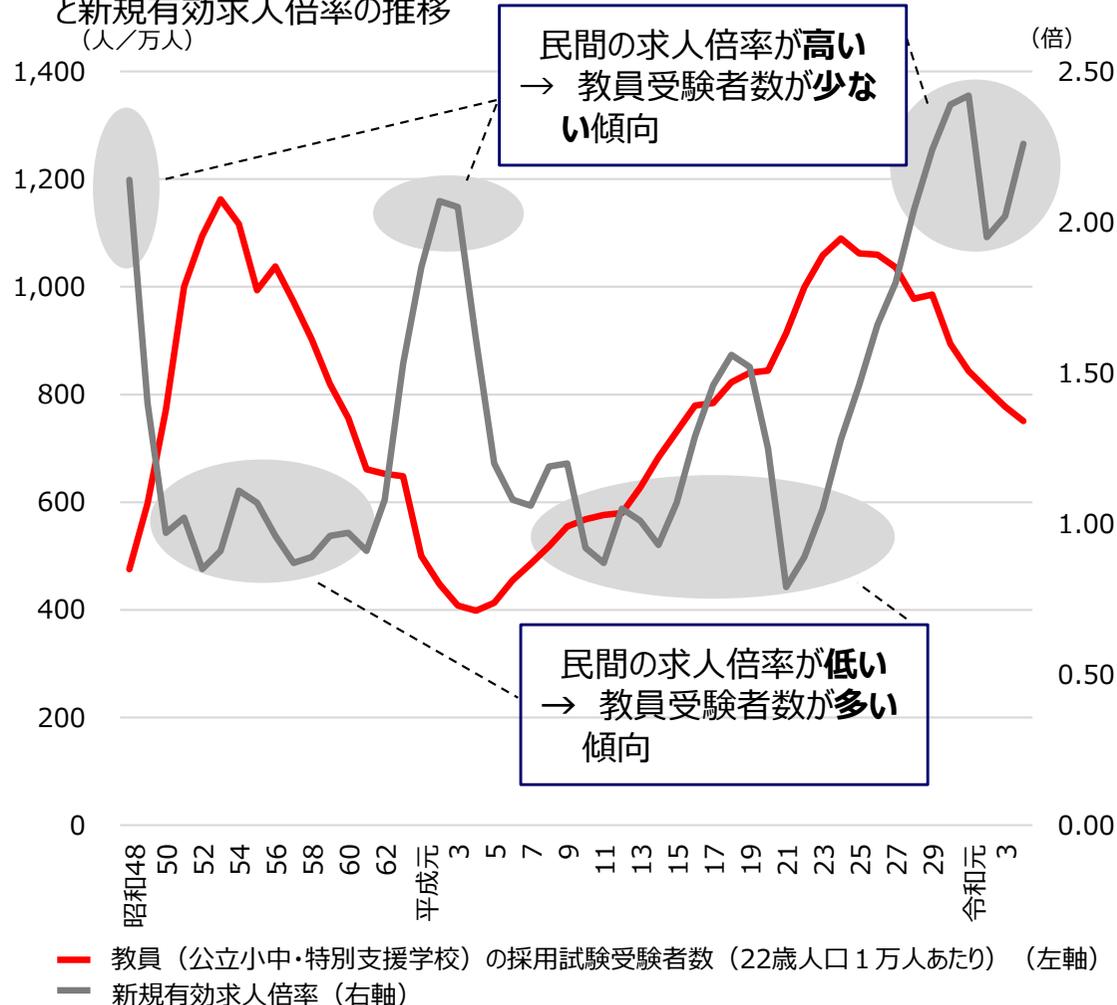
○ 教員の**受験者数の多寡は、若者の人口や新規有効求人倍率などの経済状況を勘案する必要**がある。

◆教員（公立小中・特別支援学校）と地方公務員（都道府県・大卒）の採用倍率の推移
（倍）



（出所） 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」、総務省「地方公務員月報」

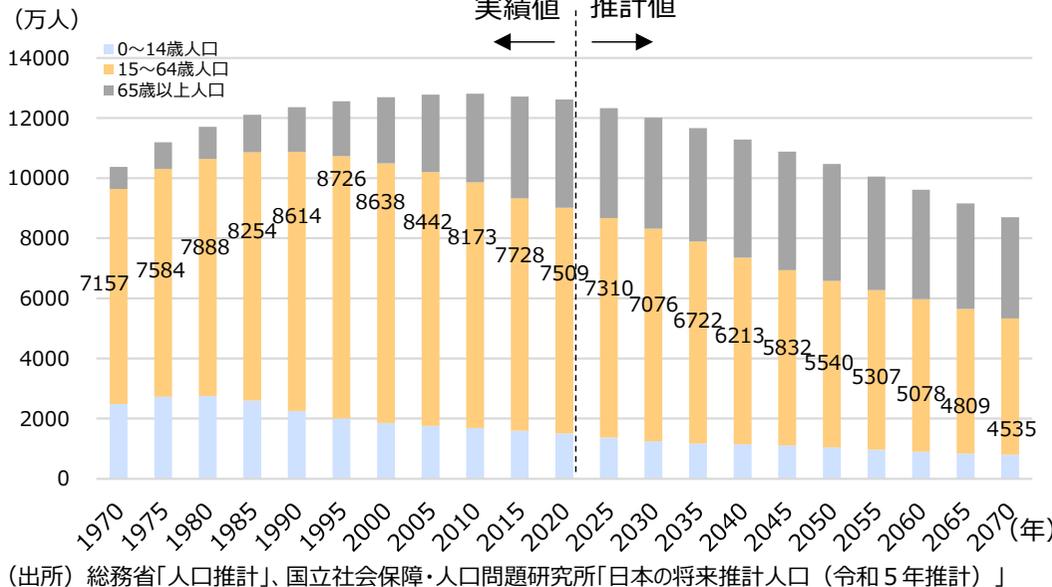
◆22歳人口1万人当たりの教員受験者数（公立小中・特別支援学校）と新規有効求人倍率の推移
（人/万人）



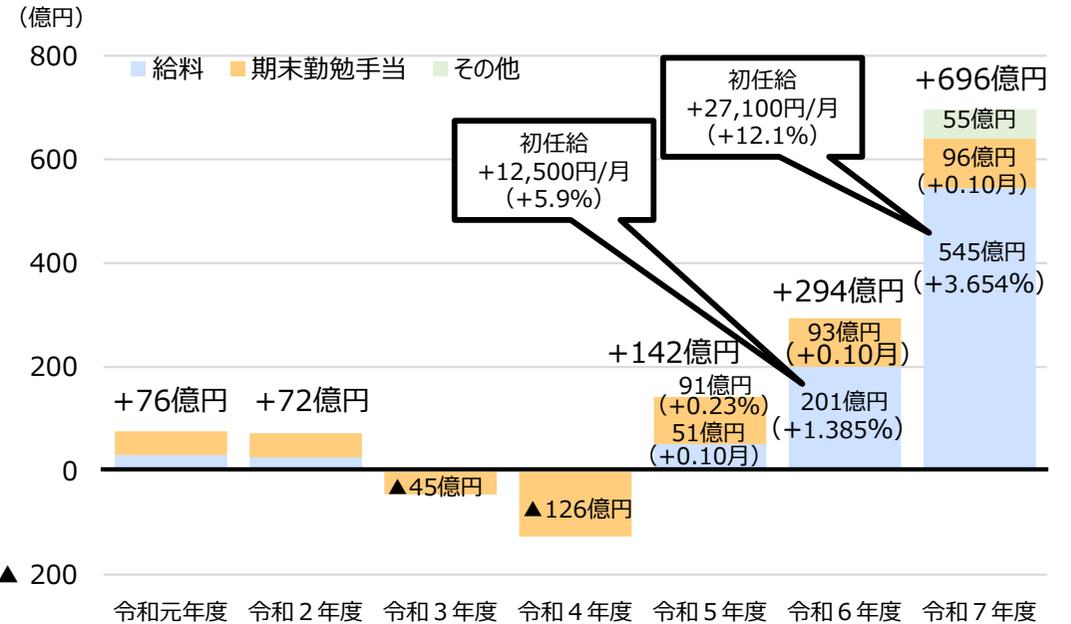
（出所） 文部科学省「公立学校教員採用選考試験の実施状況について」、厚生労働省「一般職業紹介状況（職業安定業務統計）」

- 優秀な人材の確保や持続的な賃上げは、人口減少の中、他の公的部門や民間においても共通の課題。
- **持続的な賃上げは重要であるが、教員のみ（公立のみ）、人事院勧告の影響による改善に加え、令和7年度に大幅な給与引上げを行うことが適切か。むしろ、持続的な賃上げを後押しするような方策が必要なのではないか。**

◆生産年齢人口の推移



◆人事院勧告による影響額 (義務教育費国庫負担金)



◆他部門の賃上げ・有効求人倍率の状況

部門	民間	国家公務員 (一般職)	教員 (公立)
賃上げ	+3.56% (バアのみ)	+3.2% (人勧)	+3.7% (人勧) に加え、 調整額+〇% ?
競争倍率等 (R5年度)	競争倍率 : 0.86倍 (「職業計」)	受験倍率 : 2.3倍	採用倍率 : 3.4倍 (公立小中高等)

(出所) 連合「2024春季生活闘争 第7回 (最終) 回答集計結果」、厚生労働省「一般職業紹介状況 (令和5年度分)」等

(注1) 民間部門における競争倍率は、有効求職者数÷有効求人数で算出。

(注2) 公共部門において、公共工事設計労務単価の引上げ (+5.9%) や運送業における「標準的運賃」の引上げ (+8%) 等により、持続的な賃上げを推進している。

(注3) 医療・介護等については、令和6年度報酬改定において、現場で働く幅広い方々の処遇改善として、R6年度2.5%、R7年度2.0%のベースアップを実現するために必要な水準を措置。これは、医療従事者の場合、定昇分を入れれば、R6年度4.0%、R7年度3.5%に当たる。さらに、これに加え、高齢化等に伴う医療・介護費等の増加による収入増を活用し、賃上げが行われる部分もある。

○「教職調整額13%」（文科省要求）には、以下の問題点がある。

① **働き方改革：実効性のある学校業務の縮減策と連動していない。**

- 13%（文科省要求）の教職調整額は月26時間（＝年312時間）の時間外在校等時間に相当し、労働基準法の上限年360時間に迫るもの。
- 中央教育審議会答申の「教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に縮減」という目標との整合性に欠ける。

② **メリハリ：各教員の在校時間に差があるが、その差に応じたメリハリがない。**

- 時間外在校等時間にかかわらず一律（定率）に支給されてしまう。そのため、時間外在校等時間が0時間でも、月26時間分が支給されることになる。
- 教師人材確保という観点からは、（教職調整額が定率支給のため、）比較的給与が低い若手教員よりも、給与が高い中堅・ベテラン教員の方が増額となる点も課題。

③ **効果：①②の問題を抱えるため、必ずしも教職の魅力向上につながらず、効果に乏しい。**

※このほか、5,600億円程度／年（4%から13%に引き上げる場合の公費所要額）の安定財源も示されていない。

◆中央教育審議会『令和の日本型学校教育』を担う質の高い教師の確保のための環境整備に関する総合的な方策について」（令和6年8月27日）

「（略）将来的には、**教師の平均の時間外在校等時間を月20時間程度に縮減することを目指し**、それ以降も不断の見直しを継続すべきである。」

- 本来、業務を所定内の勤務時間（週38時間45分）に収めていくことを目指すべきであるが、現在の教員の勤務実態及び、「働き方改革」・「メリハリ」・「効果」といった観点からは、一定の「**集中改革期間（例えば5年間）**」に「**学校業務の抜本的な縮減を進める仕組みを講じ、その上で、労基法の原則通り、やむを得ない所定外の勤務時間にはそれに見合う手当を支給**」することが、教職の魅力向上につながるのではないか。
- ただし、他の公的部門の状況も踏まえた**持続的な賃上げ**を後押しする観点も踏まえ、「集中改革期間」において、**財源の確保を前提に、経過措置的に教職調整額を引き上げる**場合には、
（案）10%を目指して段階的に引上げつつ、10%に達する際に所定外の勤務時間に見合う手当に移行することを検討することが考えられる。（移行による影響に留意する観点から、業務負担に応じたメリハリのある新たな調整手当の枠組みも併せて検討。）
- その際、ただ引き上げるのではなく、以下のように**働き方改革の進捗を確認した上で引上げの決定を行う**仕組みを付与し、働き方改革に取り組む強力なインセンティブ付けとしてはどうか。働き方改革が進捗せず引上げが行われないこととなった場合は、その時点で原因を検証し、外部人材の配置等その他のより有効な手段に財源を振り向けることとする。

- ①いわゆる「**3分類**」の厳格化及び外部対応・事務作業・福祉的な対応・部活動等について**更なる縮減・首長部局や地域への移行による授業以外の時間の抜本的縮減**
- ②勤務時間管理の徹底
- ③校務DXの加速化による業務の縮減
- ④長期休暇を取得できるような環境整備
- ⑤これら取組の結果としての**時間外在校等時間の縮減**

※所定外の勤務時間に見合う手当に対する国庫負担は、中教審答申と整合的に月20時間を上限とする。

※財源は、各年度予算の見直し（教員に特有の手当は上記の手当に一元化する等）。

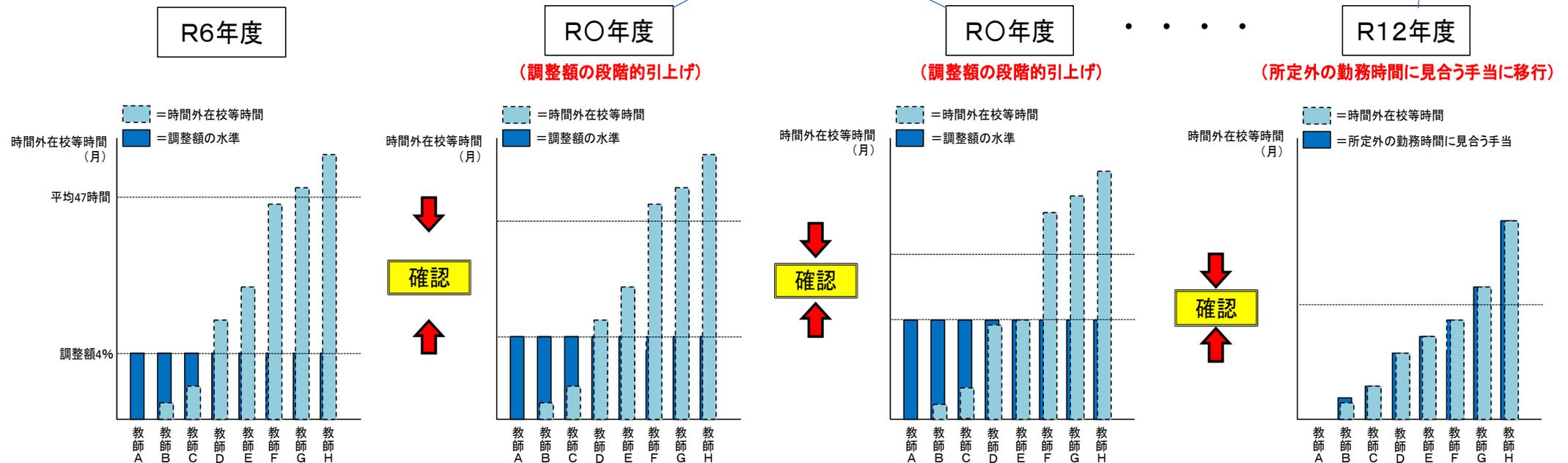
<段階的引上げのイメージ>

一定期間ごとに以下のような働き方改革の進捗を確認した上で、引上げの決定を行う。

- ①いわゆる「3分類」の厳格化及び外部対応・事務作業・福祉的な対応・部活動等について更なる縮減・首長部局や地域への移行による授業以外の時間の抜本的縮減
- ②勤務時間管理の徹底
- ③校務DXの加速化による業務の縮減
- ④長期休暇を取得できるような環境整備
- ⑤これら取組の結果としての時間外在校等時間の縮減

10%に達する際に、**所定外の勤務時間に見合う手当**への移行を検討

移行による影響に留意する観点から、**業務負担に応じたメリハリのある新たな調整手当の枠組み**も併せて検討。

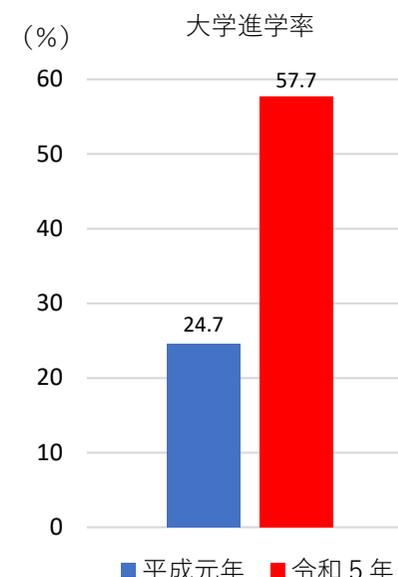
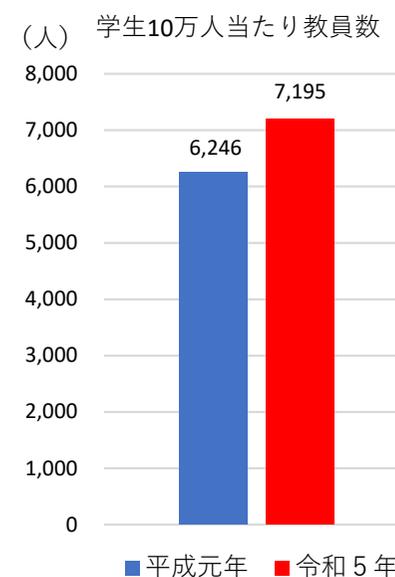
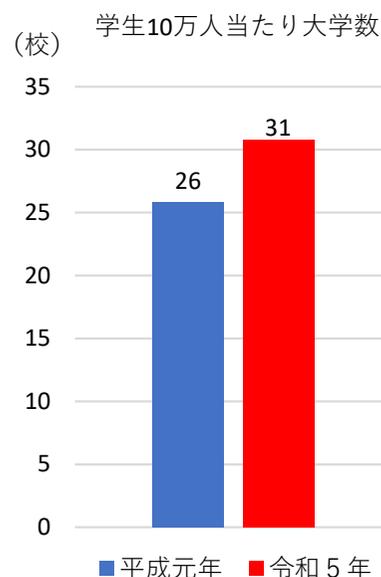


※働き方改革が進捗せず引上げが行われなかった場合は、その時点で原因を検証し、外部人材の配置等その他のより有効な手段に財源を振り向けることとする。

- **18歳人口は、平成元年から大幅に減少している一方、大学数・学生数・教員数は大幅に増加。**
- これに伴い、**学生当たり大学数・教員数、大学進学率も増加。**
- 学生当たり**大学数は主要先進国の中で比較してみても最も多い状況。**
- 今後も更に人口減少が見込まれる中、教育の質を持続的に確保・発展させていくためには、大学の**統合・縮小・撤退**を促進することにより、**大学全体としての規模の適正化**を図っていくことが喫緊の課題となっている。

◆ 18歳人口、大学数、学生数、教員数等の変化

	平成元年	令和5年	
18歳人口	198万人	109万人	▲89万人
大学数	499校	810校	+311校
学生数	193万人	263万人	+70万人
教員数	12万人	19万人	+7万人



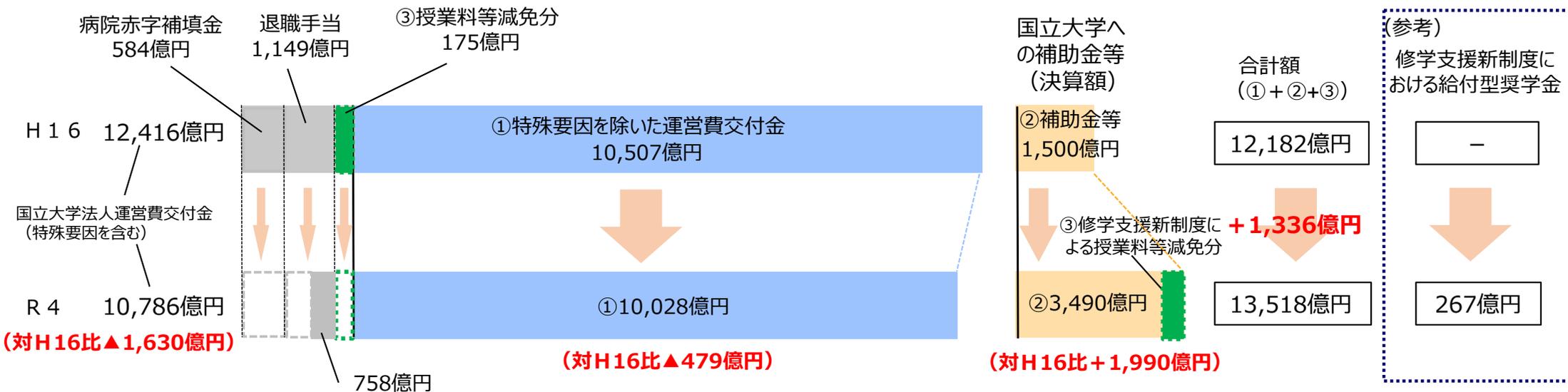
(出所) 総務省「人口推計」、文部科学省「学校基本調査」

学生10万人当たり高等教育機関の国際比較

	日本 (2023)	アメリカ (2020)	イギリス (2021)	ドイツ (2021)	フランス (2021)
学生10万人当たり高等教育機関数	31	19	13	10	5

(出所) 文部科学省「諸外国の教育統計」

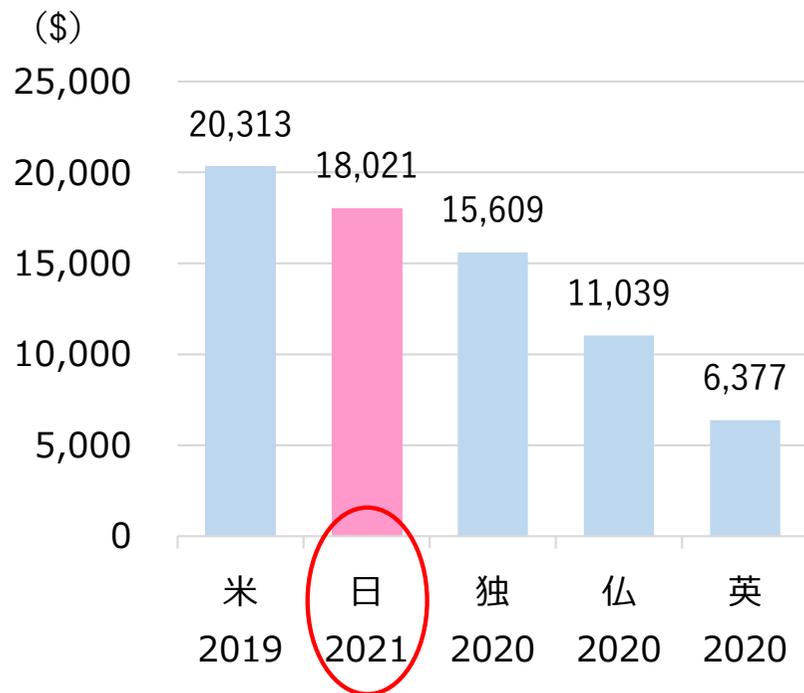
- 国立大学の運営費交付金は、国立大学法人化以降、見かけ上は▲1,630億円減少。しかしながら、このうち、
 - ・ 附属病院が黒字化したことによる「病院赤字補てん金」の解消、
 - ・ 退職者の減に伴う「退職手当」の減
 は、教育研究とは直接関係のないものの減少。
 - ・ また、授業料等減免については、H16では運交金の内数として175億円計上していたが、R4では修学支援新制度として260億円を運交金の外数で計上。
 これら（下図において「特殊要因」）を除くと、実質的には▲479億円の減に留まる。
- 一方、R4では、補助金等は約1,990億円増加（修学支援新制度による授業料等減免分を含む）
- これらを勘案すれば、**国立大学に対する教育研究向けの公的支援は実質的には1,336億円増加している。**



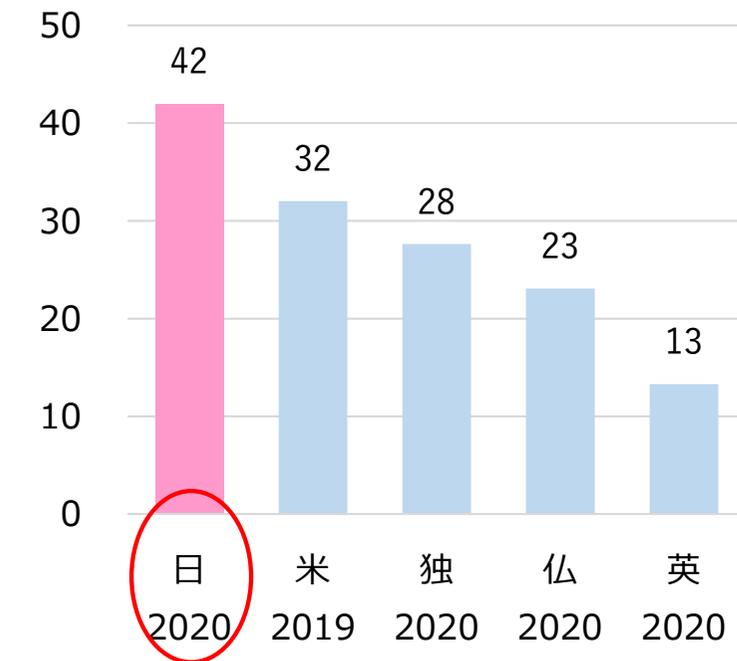
(注) 補助金等については、国立大学に対する予算額は把握できないため、各国立大学の決算報告書の「補助金等収入」に、財務諸表附属明細書の「科学研究費補助金等の直接経費及び間接経費」を加えた額を計上。

- 学生一人当たりでみた国公立大学への教育研究に係る公的支援は、主要先進国の中でトップクラスとなっている。
- また、一人当たりGDPに対しては、先進國中トップとなっている。

◆国公立大学の学生一人当たり公的支出額



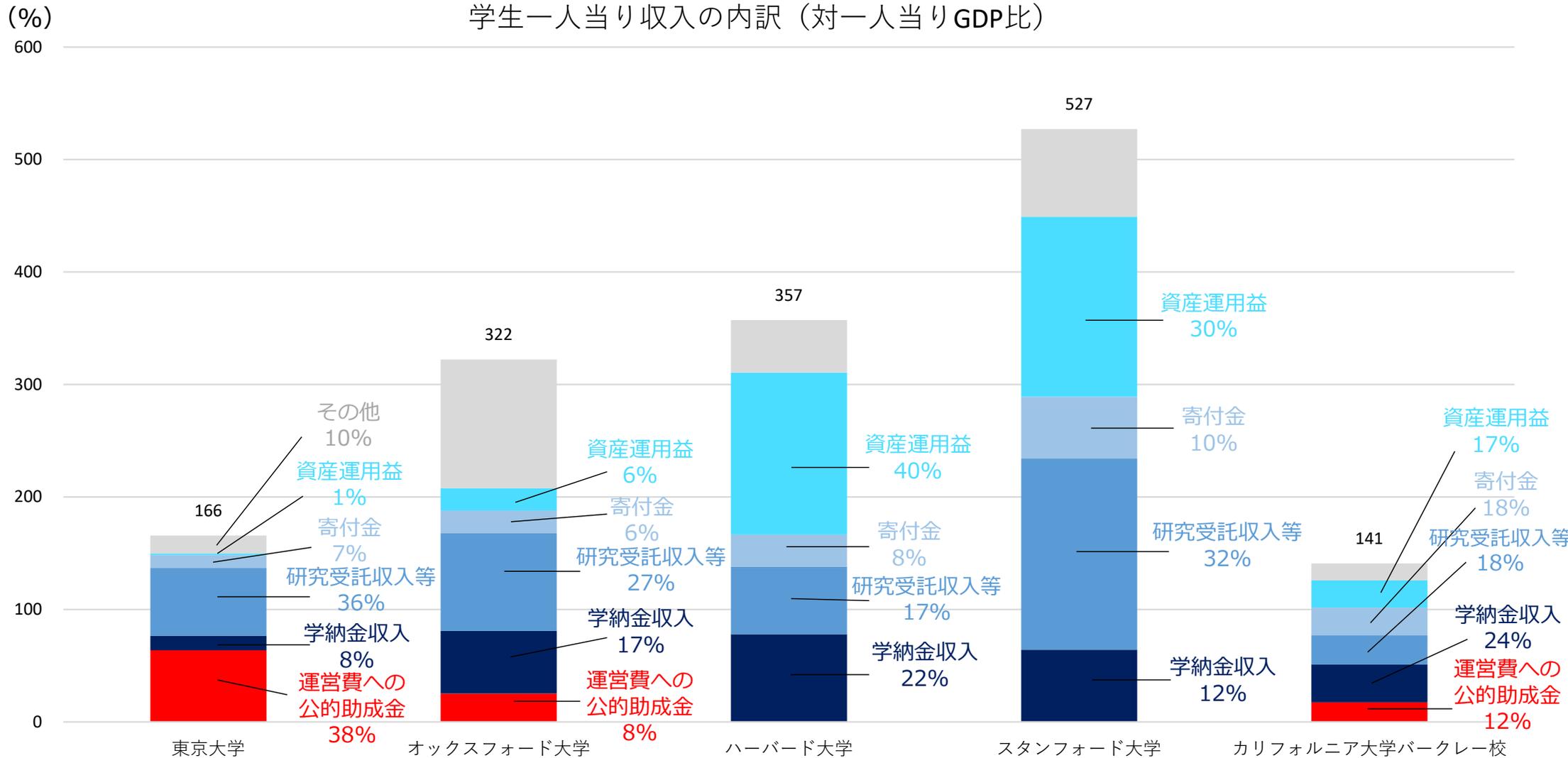
◆国公立大学の学生一人当たり公的支出額
対一人当たりGDP比



(出所) 「国公立大学の学生一人当たり公的支出額」は、文部科学省「諸外国の教育統計」の各国における「3.7 大学の収入の構成」の公的支出を学生数で除して算出。
左のグラフは、「Education at a Glance」のGDP購買力平価によるドル換算額。

国立大学③（海外有力大学の収入の多様性）

- 教育研究の質が高いとされている**海外有力大学の収入は、多様な財源から構成**されている。
- 運営費交付金の大きさだけが教育研究の質を規定するわけではない。



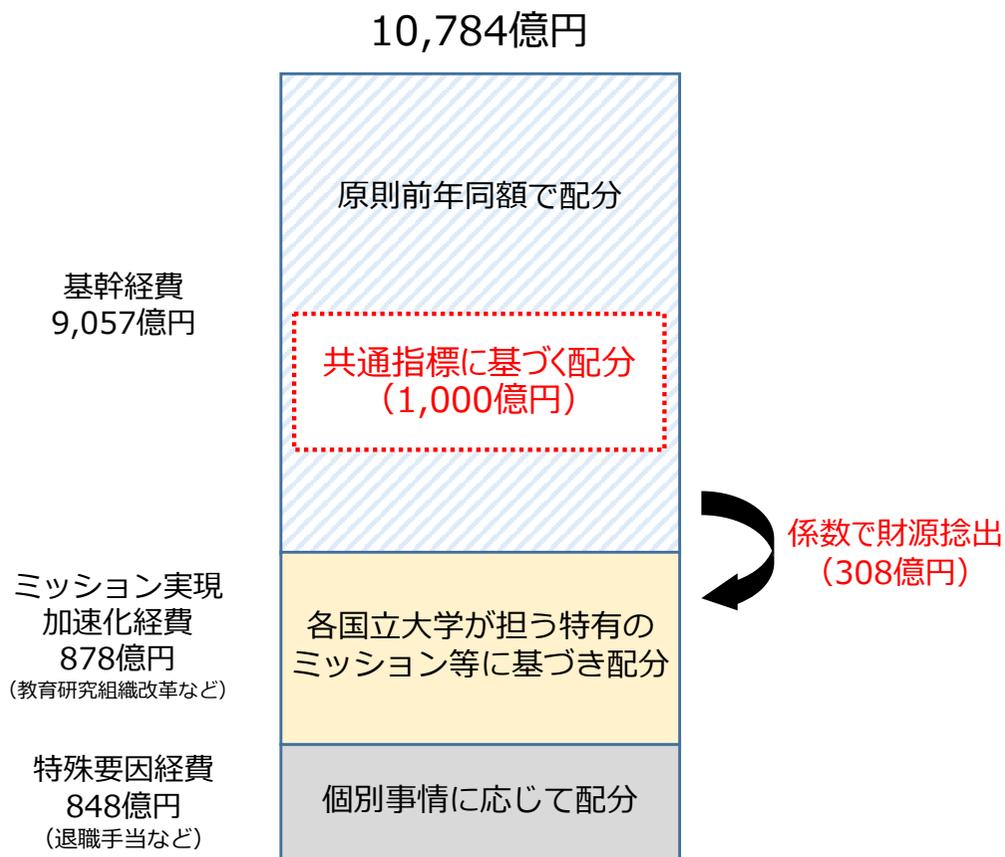
（出所） 東京大学令和5年度財務諸表、University of Oxford「Financial Statements 2022/23」、Harvard University「Financial Report FY2023」、Stanford University「Annual Financial Report 2023」、University of California, Berkeley「Annual Financial Report 2022-23」、OECD「Education at a Glance 2024」

（注1） 病院収入を除いている。

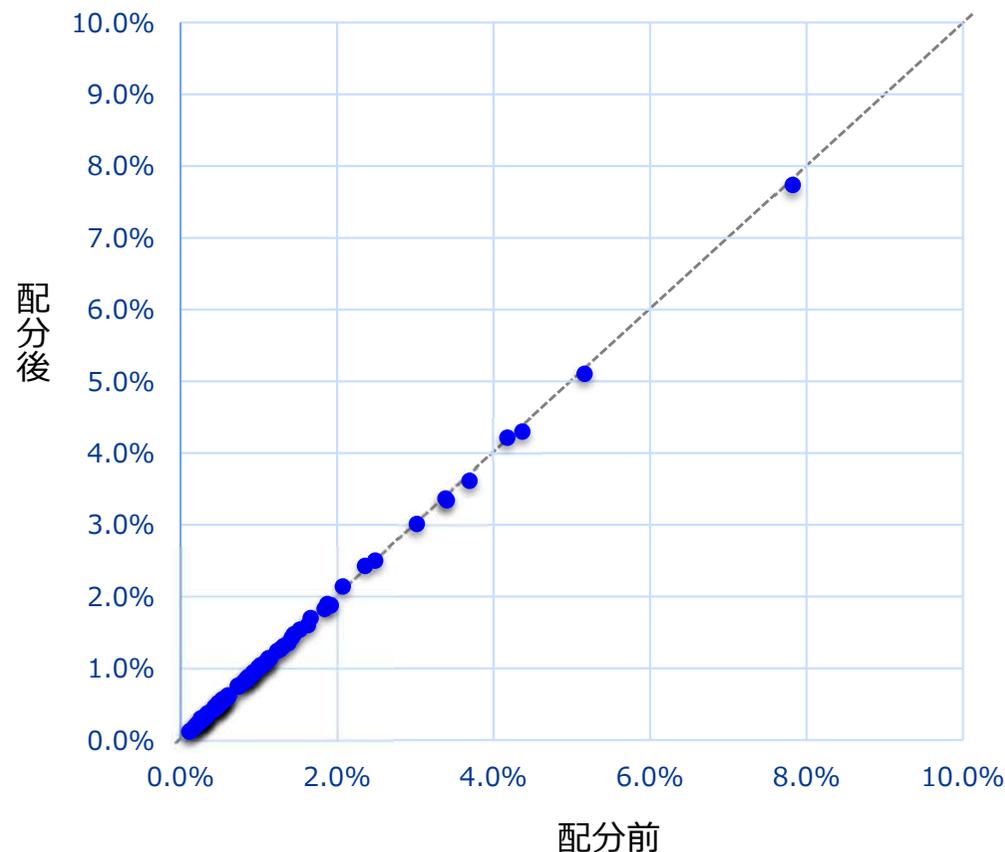
（注2） その他には特許権に基づく収入、財産貸付収入等が含まれる。

- 第4期中期目標期間（令和4年度からの6年間）では、各大学の行動変容を促すべく、メリハリある配分を行う観点から、各大学から一定額を拠出させ、成果や取組状況に応じて配分を行う仕組みを取り入れているが、その対象経費は、令和6年度予算においては、基幹経費のうち「成果を中心とする実績状況に基づく配分」部分について1,000億円、「ミッション実現加速化経費」について308億円に止まっている。
- このように配分対象経費の額が少額である結果、各大学に配分される運営費交付金の配分の変化に与える影響は僅少に止まっている。配分対象経費の拡大等により、メリハリ付けを強化する必要があるのではないか。

◆ R6運交金の構造（赤字部分が配分対象部分）



◆ R6運交金全体に占める各大学の配分前・配分後額の割合

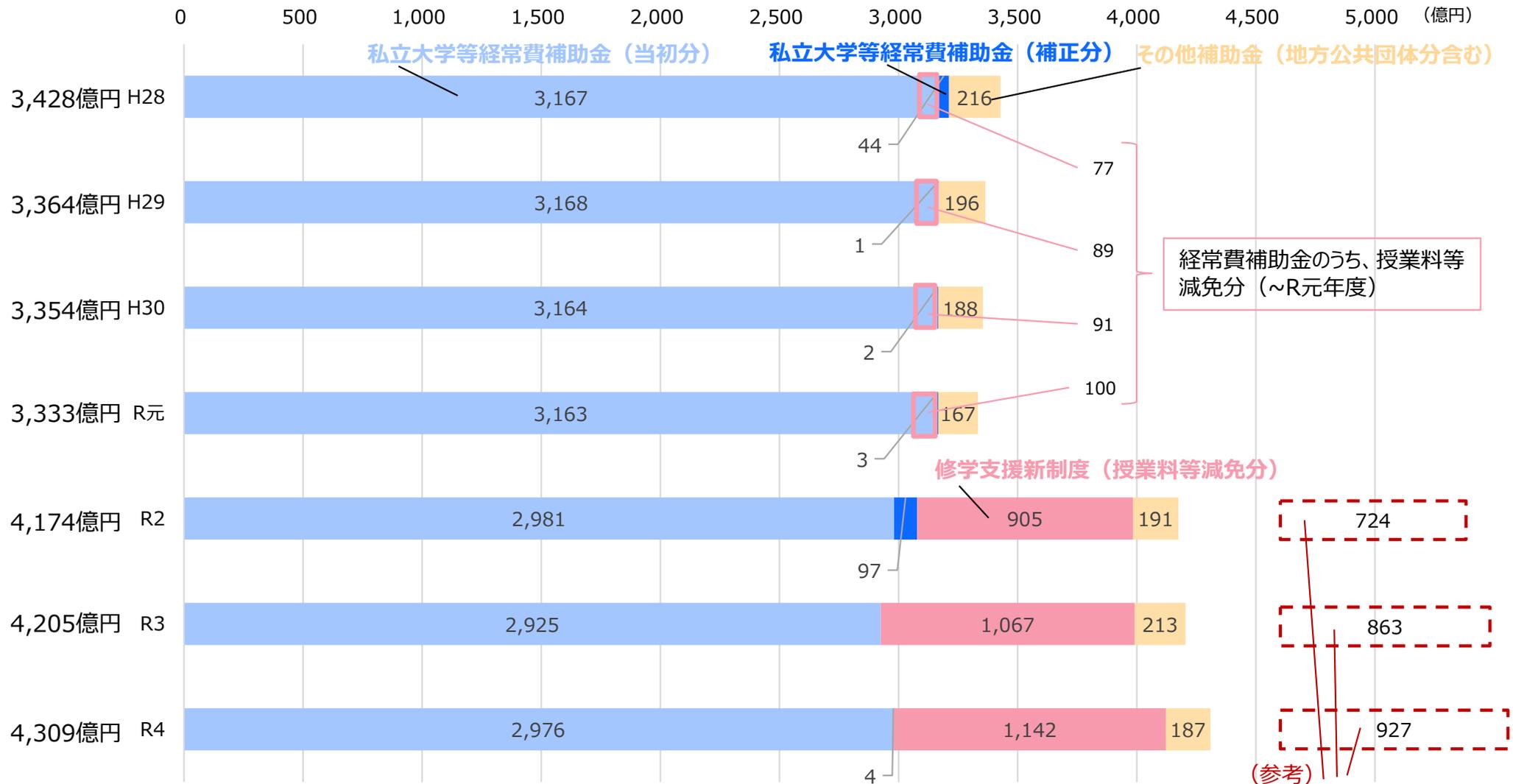


(注) 特殊要因経費を除く予算額に基づき財務省作成。

私立大学①（公的支出額の推移）

○ 私立大学への公的支援額の推移を見ると、R2年度以前に比べ、近年の私立大学等経常費補助金は減少しているが、これはR元年度まで措置されていた授業料等減免分が剥落したためであり、**R2年度以降は修学支援新制度によって授業料等減免に係る支援が拡充されていることを踏まえれば、私立大学への公的支援は大きく増加している。**

私立大学への公的支援額の推移（決算ベース）



(注1) 私立大学等経常費補助金は復興特会分を含む。

(注2) 総額は各大学が作成する事業収支計算書の「経常費等補助金」の項目を足し合わせたもの。

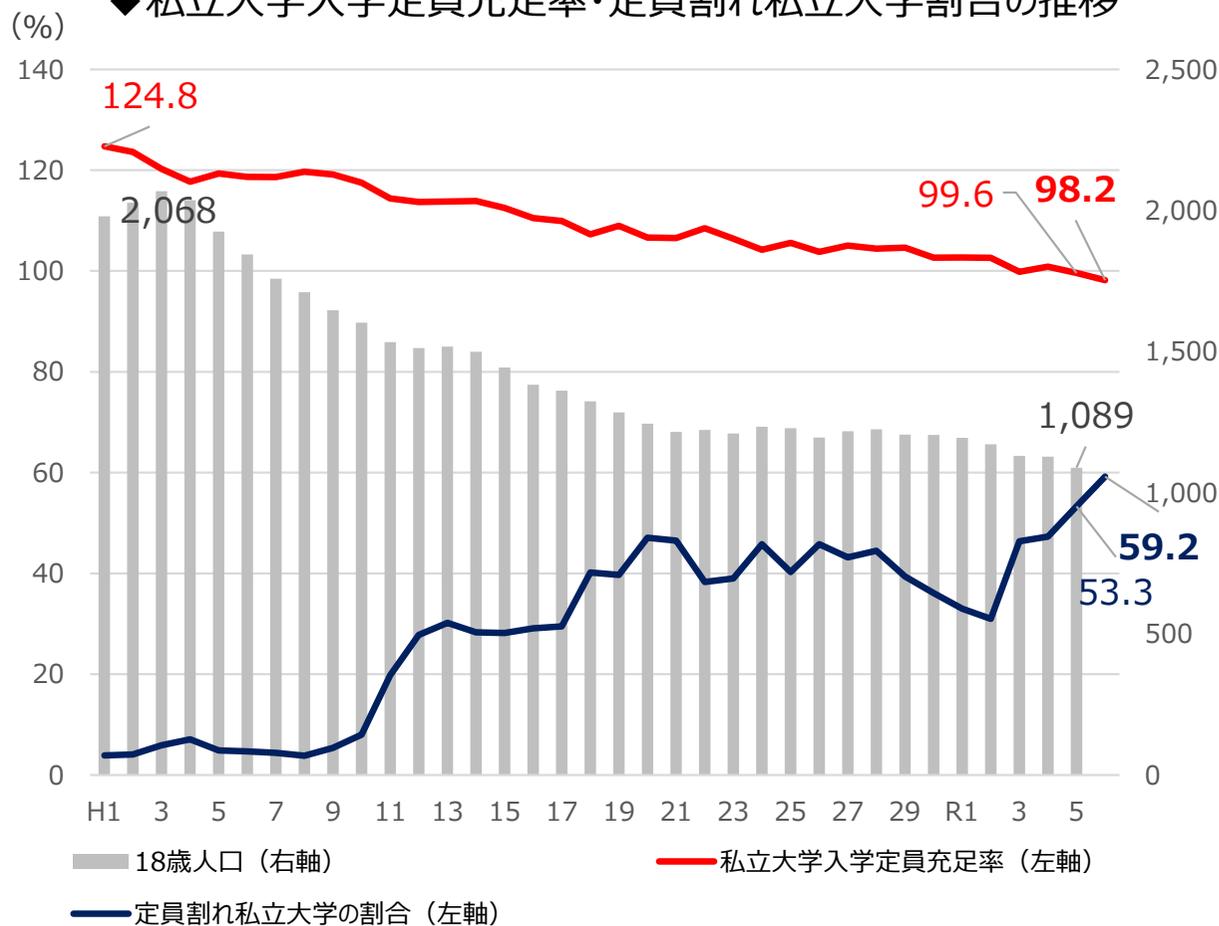
(参考)

修学支援新制度における
給付型奨学金

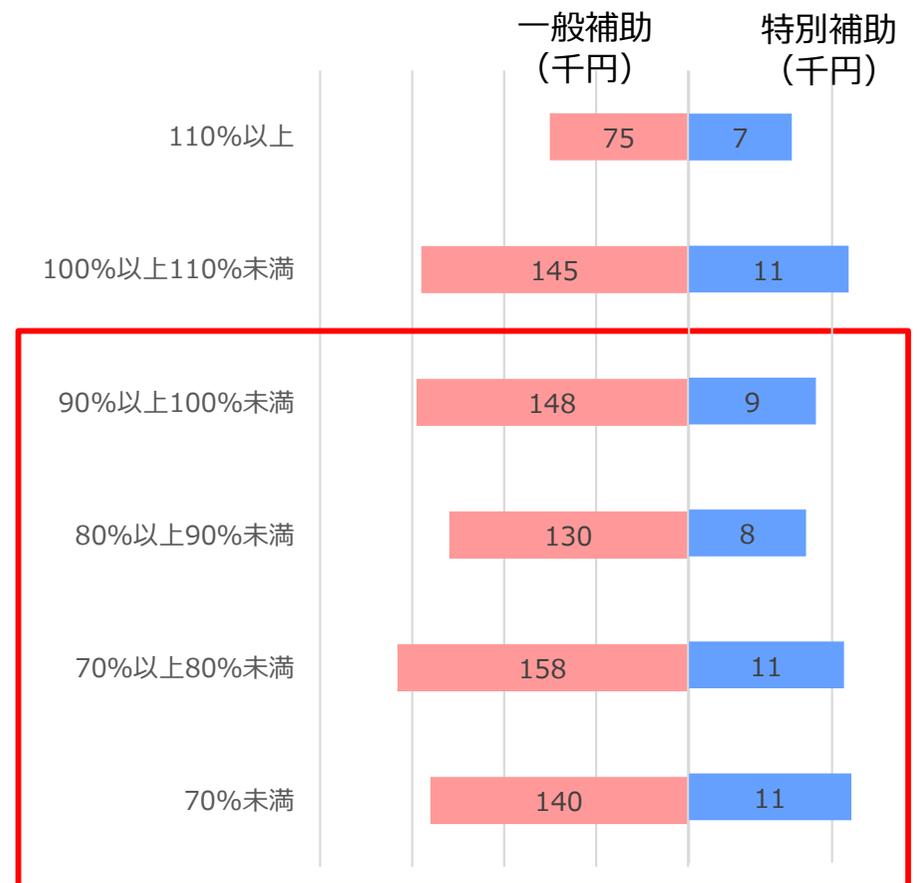
私立大学②（定員割れ大学）

- **18歳人口は、平成3年（207万人）をピークに約30年間で約5割、約100万人の減少。**
- **私立大学全体で見た入学定員充足率は低下を続け、足もとでは100%を下回っている。また、約6割の私立大学が、学生から選ばれず定員割れを起こしている状況。**
- **一方、令和5年度における学生一人当たり補助額は定員割れの私大等（私立大・短大）の方が大きくなっており、メリハリが効いていない。**

◆私立大学入学定員充足率・定員割れ私立大学割合の推移



◆私大等の学生現員一人当たり補助額（令和5年度）



（出所）総務省「人口推計」、日本私立学校振興・共済事業団「令和6（2024）年度私立大学・短期大学等入学志望動向」

（注）18歳人口は、各年10月1日時点。入学定員充足率は、入学者数／入学定員。定員割れ大学は、入学定員充足率が100%未満の大学。不交付となった学部は分析対象としていない。

- 私立大学等経常費補助金（一般補助）は、①～⑩の各項目の状況に基づいた増減率に基づいて傾斜配分を行っているが、①定員充足率以外の項目については、定員割れ大学とそれ以外の大学で差がついていない。
- 中には、②教員数に対する学生数割合や③教育研究経費支出及び設備関係支出の割合等、定員割れ大学の交付額が多くなる結果となっている項目もあり、指標の設定や配分に課題があるのではないか。

◆一般補助の算定に用いる増減率の項目ごと比較

	①定員充足率	②教員数に対する学生数割合	③教育研究経費支出及び設備関係支出の割合（対学生納付金）	④教職員給与指数	⑤収入超過状況	⑥高額給与支給	⑦～⑨情報公表	⑩教育の質にかかる客観指標	増減率合計
定員充足率90%未満の大学（169大学）	-20.5%	-3.2%	-21.8%	-0.1%	-2.2%	-1.2%	-0.5%	1.3%	-48.7%
定員充足率90%以上の大学（416大学）	-0.7%	-6.5%	-23.5%	-0.5%	-1.8%	-1.7%	-0.2%	1.4%	-32.2%
	19.8%差								16.5%差

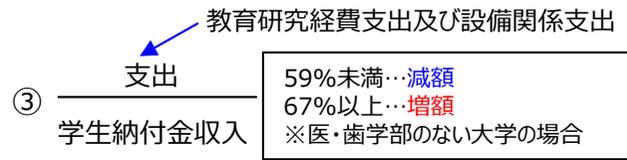
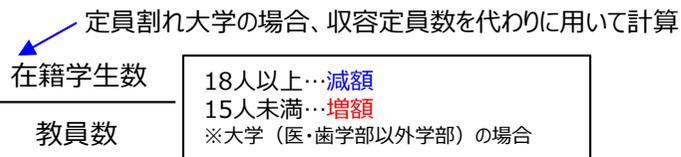
（注1）①、②は学部ごとの平均。③～⑩は大学ごとの平均。
 （注2）不交付となった学部は分析対象としていない。

定員割れ大学は①で減額されるが、②～⑩の指標によって、それ以外の大学との差が埋め戻されている

②教員数に対する学生数割合

③教育研究経費支出及び設備関係支出の割合

⑩教育の質にかかる客観的指標



- （客観的指標の例）
- ◆ ガバナンスコードの遵守
 - ◆ 教員の教育面における評価制度
 - ◆ 準備学修に必要な時間等のシラバスへの明記
 - ◆ 学生の学修時間・学修行動の把握

学生数に十分な教員が配置されているかの指標
 （教員数が学生数に比して多ければいい）

研究費や設備費にしっかり支出しているかの指標
 （学生納付金に比して支出額が多ければいい）

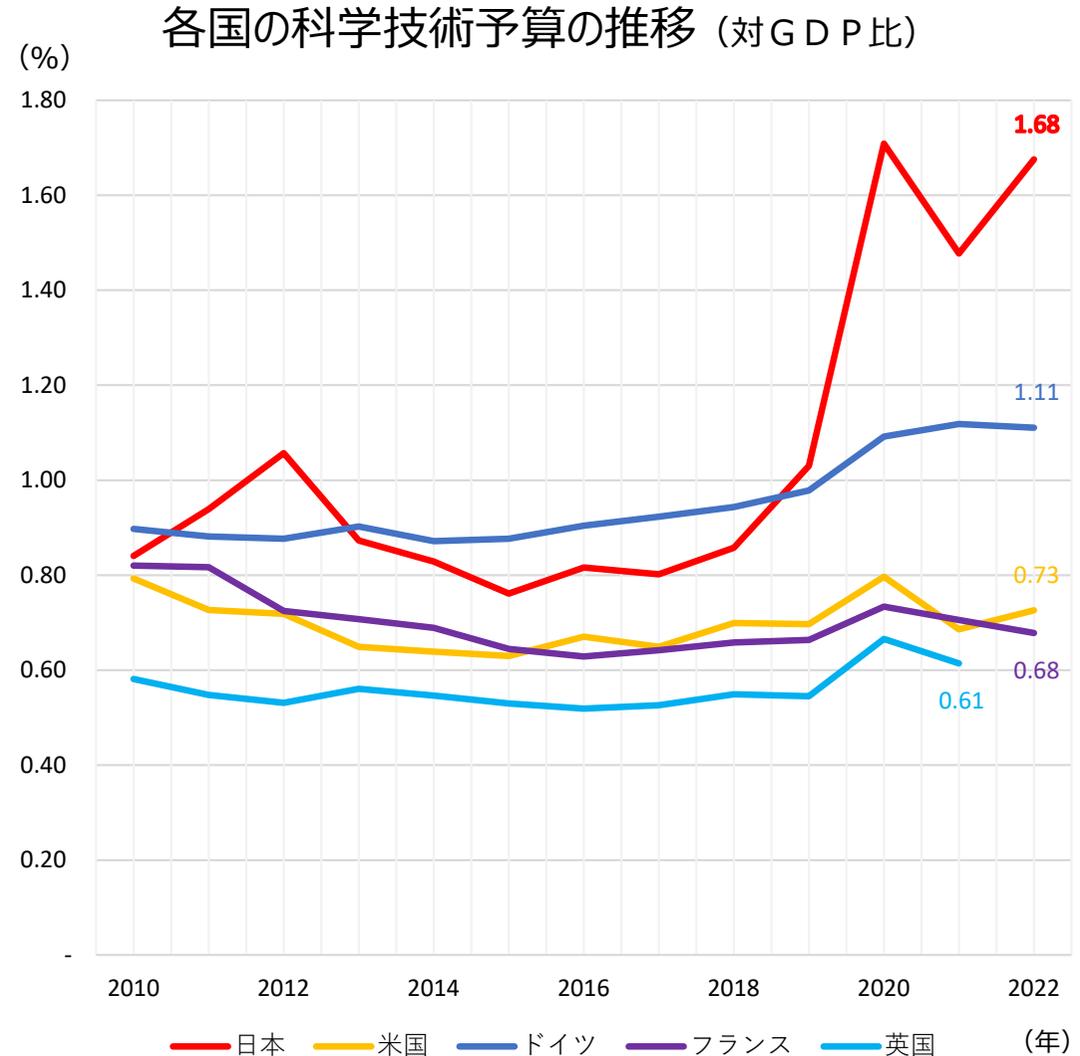
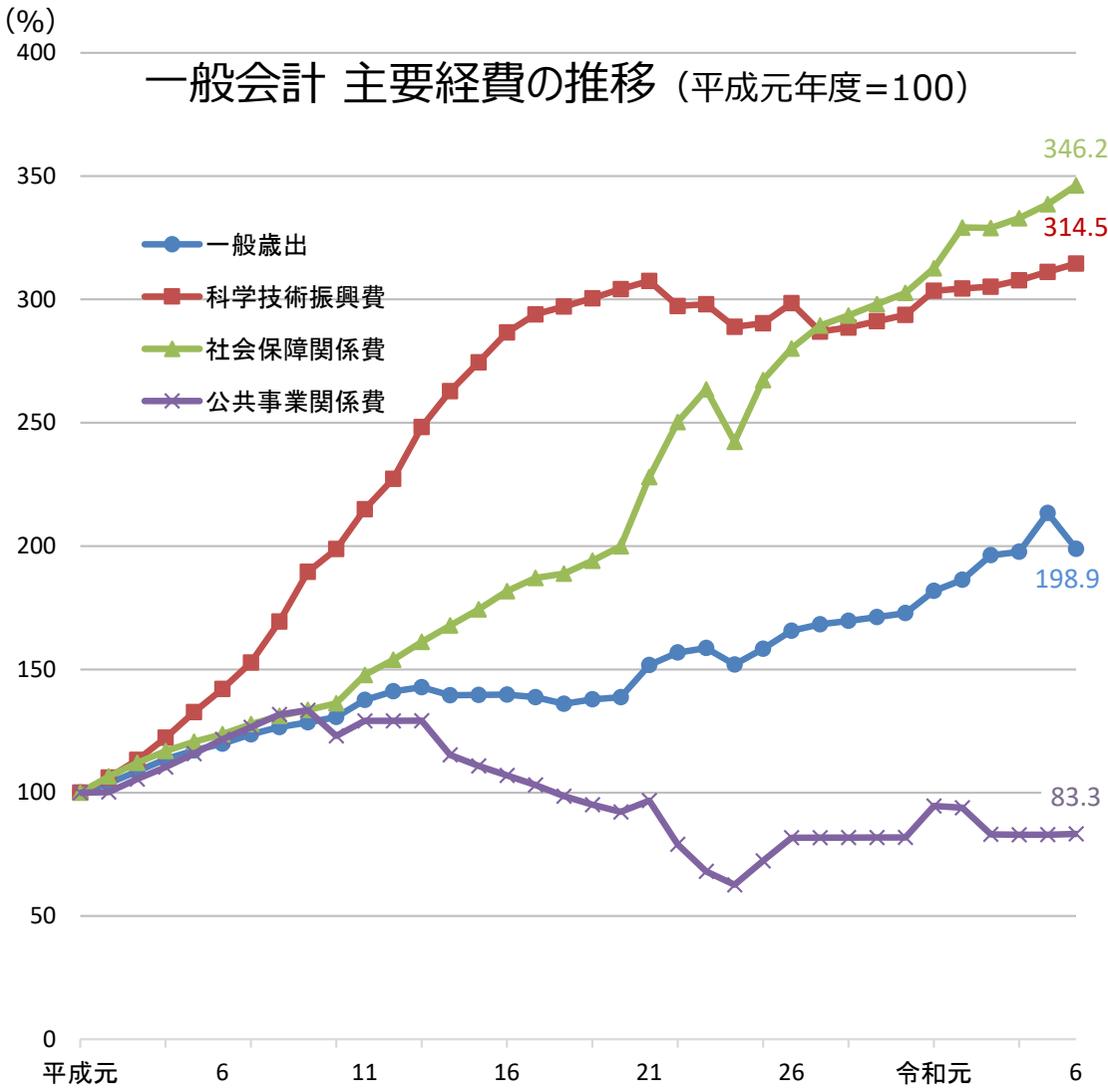
→小規模大学の方が学生数に対して教員数が多くなっており、小規模校の多い定員割れ大学に有利に働く傾向。教員数を減らすと不利になるため、定員割れ大学が身の丈にあった教員数とすることを阻害する指標となっている可能性。

→定員割れ大学は高く出る傾向。実員に応じた学生納付金収入に代わって定員数に応じた指標を用いるべきではないか。

→「教育の質」を反映した増減率とはなっていない可能性があり、差が生まれにくい。「教育の質」は本来最も重要な指標であるため、指標の中身の再検証が必要ではないか。

- 国立大学法人運営費交付金は、配分が硬直化している。教育研究の変化や質の向上努力に応じたメリハリある配分を行うべきである。また、国立大学は、運営費交付金に過度に依存することなく、多様な財源の確保にも努める必要がある。
- 学生から選ばれず、定員充足率の低い私立大学が増加していることから、私学助成についても、教育研究の質の向上努力に応じたメリハリある配分を行うべきである。
- 世界トップクラスの科学系総合大学を目指して大学統合により東京科学大学が発足したが、教育研究の質を持続的に確保・発展させていくため、戦略的な統合・規模縮小・撤退等により大学の構造転換が進むインセンティブを生じさせるよう、予算面・制度面の改善を図っていくべきである。

- 科学技術振興費は、一般歳出や公共事業関係費と比べ、社会保障関係費と並び大きく伸びている。
- 科学技術予算（対GDP比）は、近年、主要国と比べて高水準にある。

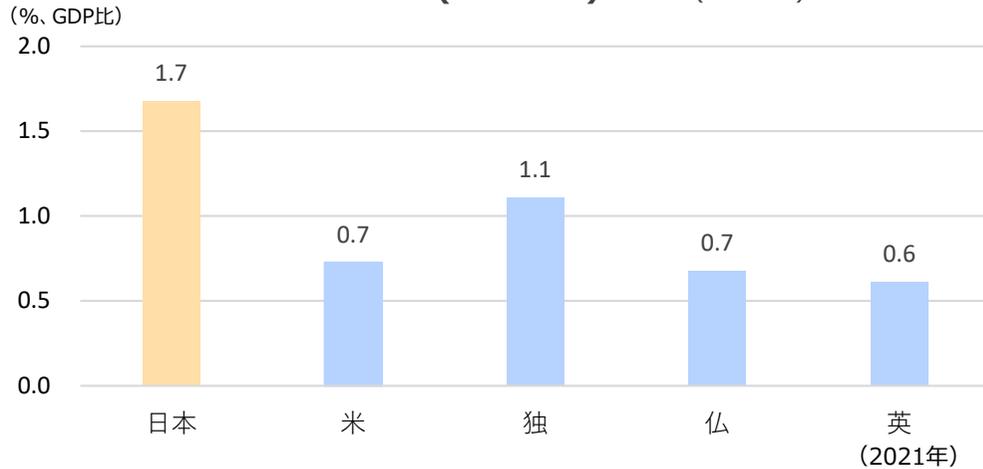


(注1) 令和元年度及び2年度の各経費には「臨時・特別の措置」を含み、科学技術振興費については、令和元年度（13,597億円）において219億円、2年度（13,639億円）において74億円をそれぞれ計上。
 (注2) 公共事業関係費は、NTT-Aを除く。

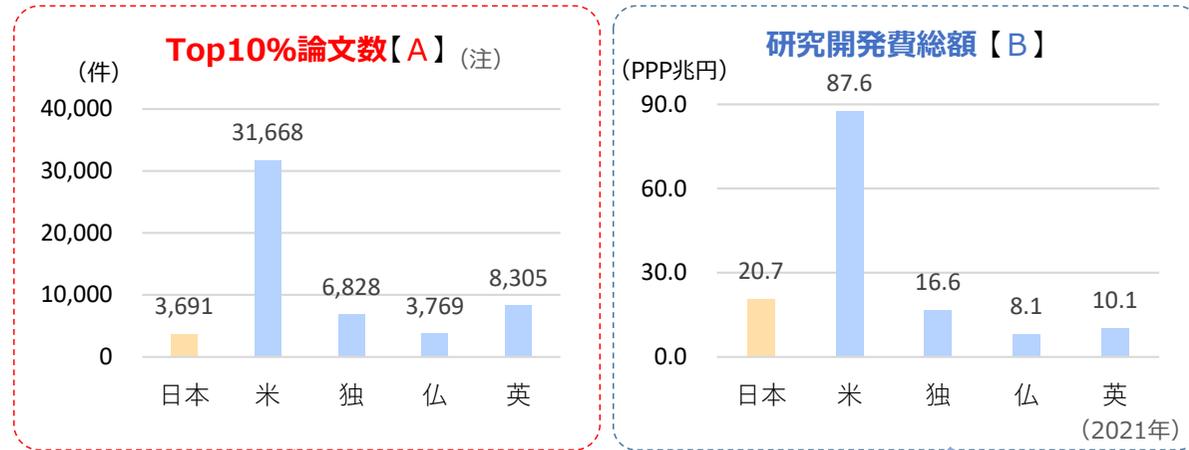
(出所) 科学技術指標2024（2024年8月、科学技術・学術政策研究所）を基に財務省が作成。
 (注) 英国は、2022年の値が公表されていないため、2021年までの値を用いている。

- 日本の科学技術予算（対GDP比）は、主要先進国と比べて高く、政府だけではなく民間を含めた研究開発費総額（対GDP比）で見ても、主要先進国と比べて遜色ない水準。
- 研究開発費に対して注目度の高い論文（Top10%論文）の数が少なく、論文の生産性が主要先進国に比べて低水準となっており、研究開発の論文生産性は低い。

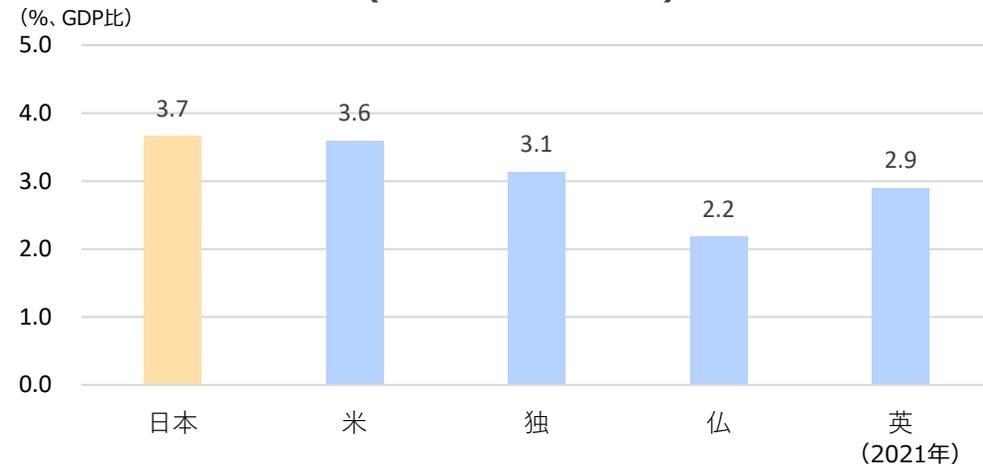
◆ 科学技術予算(対GDP比)の比較(2022年)



◆ 論文の生産性 (2022年)



◆ 研究開発費総額(官民合計、対GDP比)の比較 (2022年)



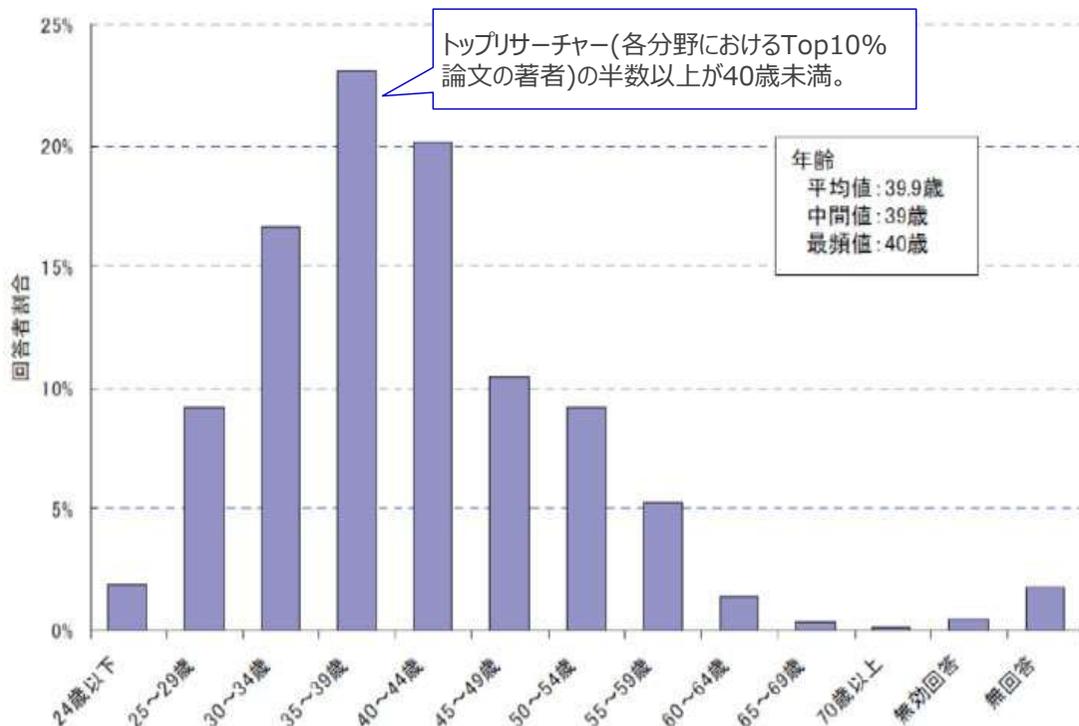
(出所) 科学技術指標2024 (2024年8月、科学技術・学術政策研究所) を基に財務省が作成。

(注) 英国は、2022年の研究開発費総額が公表されていないため、2021年の値を用いている。

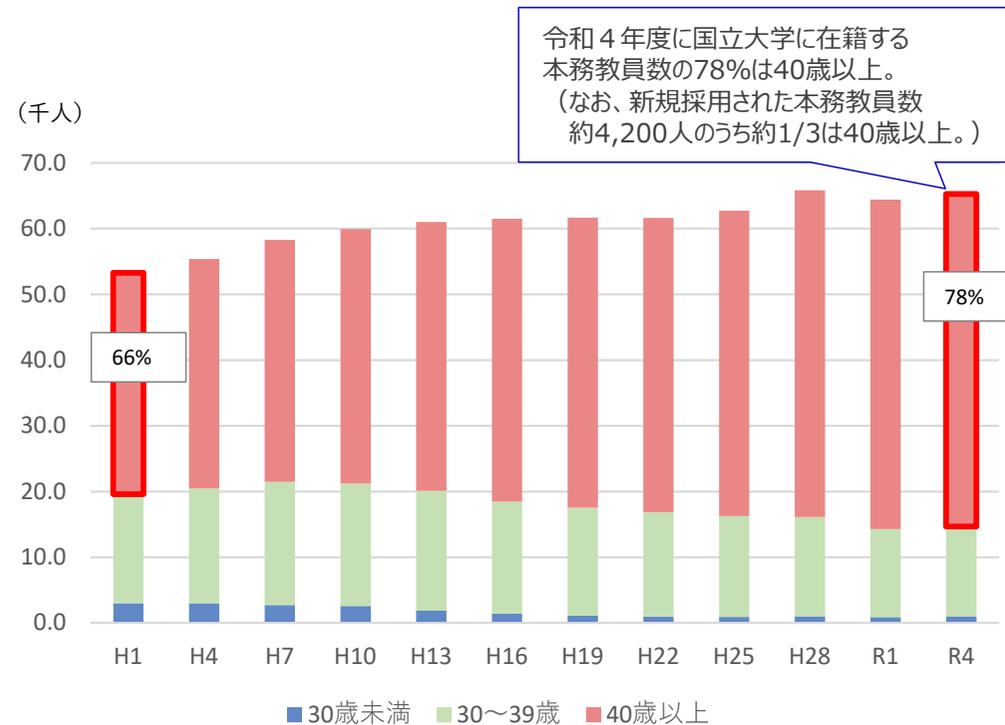
(注) 論文数は分数カウント法による計測。分数カウント法とは、機関レベルでの重み付けを用いた国単位での集計を行うもので、例えば、日本のA大学・B大学、米国のC大学の共著論文の場合、各機関は1/3と重み付けし、日本2/3件、米国1/3件と集計する方法。

- トップリサーチャー（Top10%論文の著者）の半数以上は40歳未満であり、論文の生産性を高めるためには、若手研究者の活躍機会を確保する必要。
- しかし、国立大学教員について、在籍数は40歳以上の割合が増加、若手の割合が低下傾向。

◆トップリサーチャーの年齢（調査対象論文投稿時点）



◆本務教員数（国立大学）



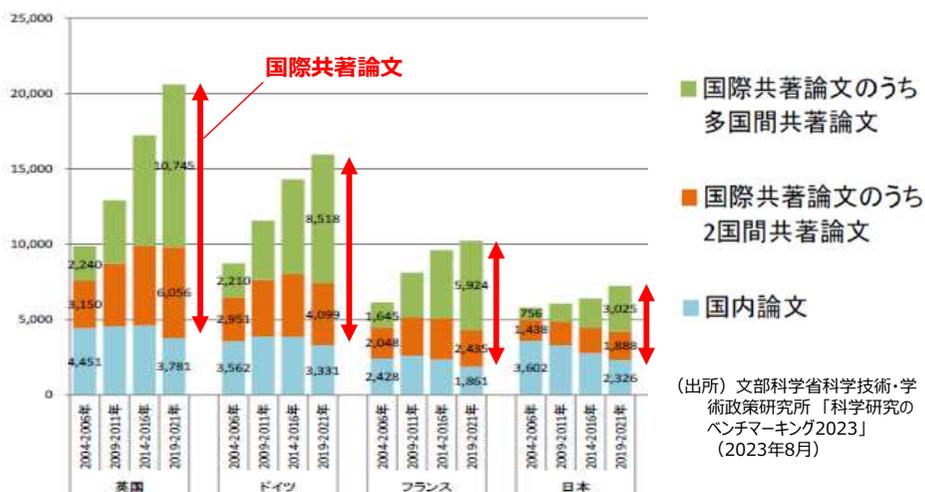
(出所) 科学技術政策研究所「優れた成果をあげた研究活動の特性：トップリサーチャーから見た科学技術政策の効果と研究開発水準に関する調査報告書」(2006年)

(注) 「トップリサーチャー」とは、国際的な科学文献データベースである SCI (2001年版) における被引用度が上位10%以内の論文の著者(筆頭著者)を指す。

(出所) 文部科学省「学校教員統計調査」を基に財務省が作成。

- 日本の論文生産性の低さの背景として、研究活動における国際性の低さ（国際共著の少なさや人材の国際流動性の低さ）が指摘されている。科研費などの研究費助成事業において、国際性を要件化するなど、国際化の取組を促す政策誘導を強化すべき。
- また、過去に米国や英国が取り組んでいた研究トピックに後追いで取り組む傾向があり、最先端の研究から遅れをとっている。

◆ Top10%論文数の状況（世界とは国際共著論文の伸びで差がついている）



◆ 研究者の国際移動

研究者の国際移動

(New Inflows, Returnees, Outflowsの合計指数)

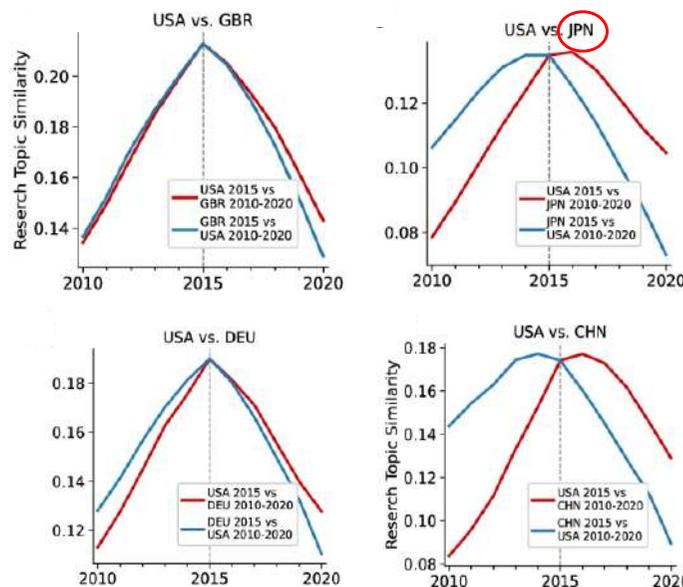
1位	ルクセンブルク	38位	中国
2位	スイス	39位	日本
3位	アイルランド	40位	ポーランド
4位	英国	41位	トルコ

(出所) OECD「Science, Technology and Industry Scoreboard 2017」を元に財務省作成

◆ Nature誌掲載論文における指摘（抜粋・和訳）

- **研究開発に対する政府支出は、論文の生産数とは関連するものの、少なくとも数少ない実践的な基準である論文引用数により評価された、科学的なインパクトとは関連しないことを発見した。**
- 研究のインパクトと関連するのは、国を越えた論文共著及び研究人材の流動性により近似された、その国の開放性（openness）。
- 特に、日本においては、論文産出と引用のインパクトが2000年以降横ばいに留まっている。**日本は、主要国の中で最も国際化していない国の一つであり、このことがパフォーマンスの妨げになっている可能性がある。**高度人材の流動性の無さや、言語の壁が、関与の邪魔をしているのかもしれない。

(出所) Wagner, C, S., Jonkers Koen, "Open countries have strong science", Comment, October 5, 2017 Nature Vol.550

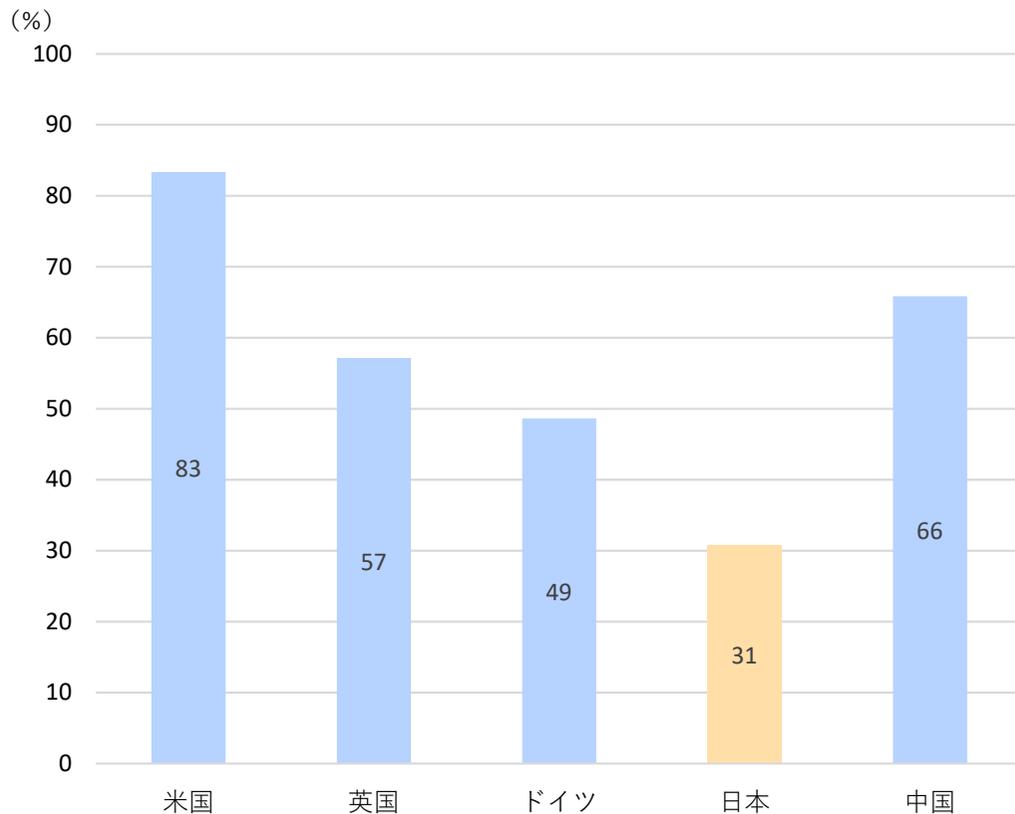


- 中国と日本は、**過去に米国と英国が取り組んでいた研究トピックに似たトピックに取り組む傾向**がある。
- 中国や日本は研究トピックで遅れをとっており、情報量の豊富な科学者も少なかった。この違いは**科学への大規模で長期的な投資が、必ずしも新しい研究トピックやトレンドを開拓するリーダー的な地位につながるとは限らない**という観察結果と一致している。

(出所) Kimitaka Asatani, Sumihiro Oki, Takuya Momma & Ichiro Sakata "Quantifying progress in research topics across nations", 23 March 2023

- 国際的に注目を集める研究領域について、日本の参画割合（31%）は、英国（57%）やドイツ（49%）よりも低い。
- AI、燃料電池といった学際的・分野融合的領域への参画数も、英国やドイツに比べて少ない。

◆ コアペーパー（分野別トップ1%論文）研究領域への各国の参画割合

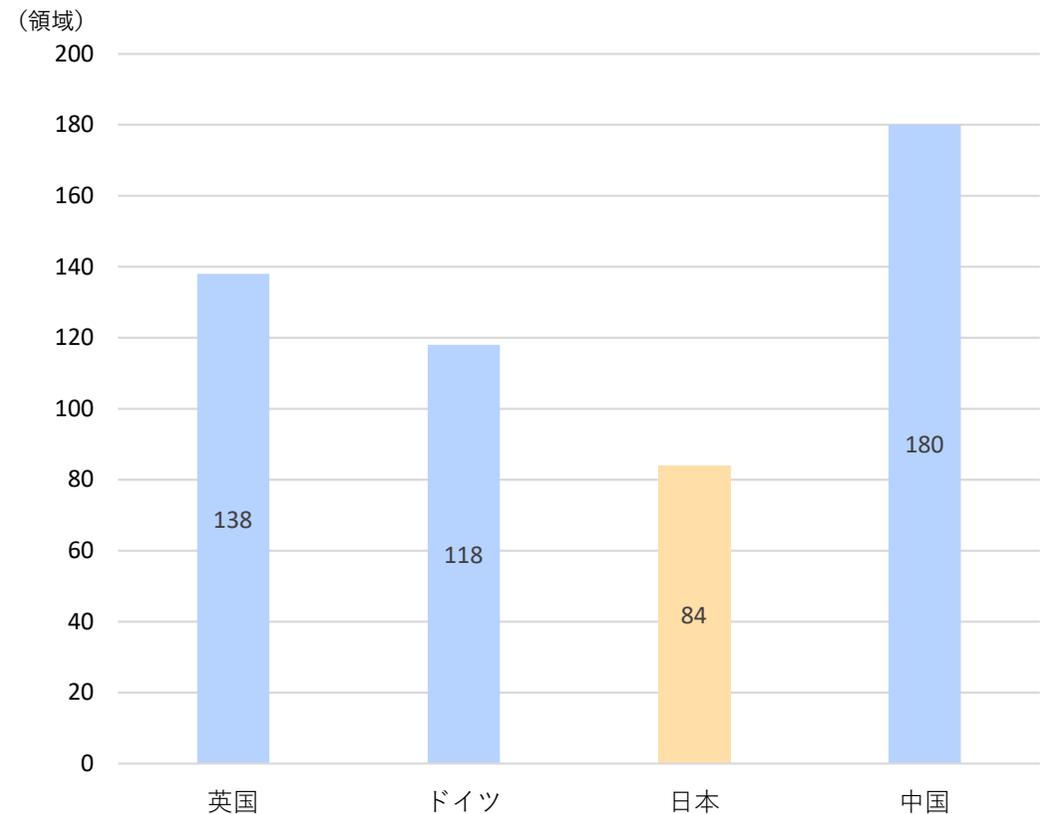


（出所）サイエスマップ2020（2023年3月、科学技術・学術政策研究所）を基に財務省が作成。

（注）サイエスマップ2020では、2015年～2020年に発行された論文を分析。

（注）コアペーパーとは、各分野（臨床医学、化学、物理学など22分野）において被引用数が上位1%であるトップ1%論文。

◆ 各国の学際的・分野融合的領域への参画数



（出所）サイエスマップ2020（2023年3月、科学技術・学術政策研究所）を基に財務省が作成。

（注）学際的・分野融合的領域とは、化学、物理学など伝統的な分野概念の枠内では捉えきれないため、複数の学問を連携・融合させ研究する分野。

研究費の配分が固定的・硬直的

○ 科研費について、新規採択課題を大区分別で見た場合の分野別配分額の割合はほぼ一定。

◆ 科研費の分野（大区分/中区分）別配分額（新規採択課題の直接経費：億円）

大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
A	思想、芸術およびその関連分野	6.7	7.5	5.9	6.4
A	文学、言語学およびその関連分野	10.0	10.4	7.2	8.6
A	歴史学、考古学、博物館学およびその関連分野	10.1	11.6	8.0	10.9
A	地理学、文化人類学、民俗学およびその関連分野	5.3	5.9	4.8	5.6
A	法学およびその関連分野	4.2	4.3	3.2	3.5
A	政治学およびその関連分野	3.9	5.0	3.7	3.9
A	経済学、経営学およびその関連分野	12.1	13.4	12.6	11.2
A	社会学およびその関連分野	8.8	9.7	9.0	8.0
A	教育学およびその関連分野	18.7	21.1	18.3	18.8
A	心理学およびその関連分野	7.3	8.4	7.0	7.5
	合計	87.2	97.3	79.7	84.5
	全体に占める割合	14%	15%	13%	15%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
B	代数学、幾何学およびその関連分野	2.18	2.1	1.7	2.0
B	解析学、応用数学およびその関連分野	2.67	2.9	3.1	2.6
B	物性物理学およびその関連分野	16.61	11.5	11.3	11.1
B	プラズマ学およびその関連分野	5.05	4.6	5.1	5.1
B	素粒子、原子核、宇宙物理学およびその関連分野	17.69	17.4	15.7	16.3
B	天文学およびその関連分野	5.97	5.4	3.8	6.1
B	地球惑星科学およびその関連分野	12.99	13.2	17.2	17.5
	合計	63.16	57.1	57.8	60.7
	全体に占める割合	10%	9%	9%	10%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
C	材料工学、生産工学、設計工学およびその関連分野	6.5	7.6	6.3	6.9
C	流体工学、熱工学およびその関連分野	5.1	5.6	5.7	4.5
C	機械力学、ロボティクスおよびその関連分野	5.8	4.3	5.6	4.1
C	電気電子工学およびその関連分野	17.9	15.8	16.4	15.6
C	土木工学およびその関連分野	8.8	8.9	8.7	8.0
C	建築学およびその関連分野	6.6	7.0	5.9	6.4
C	航空宇宙工学、船舶海洋工学およびその関連分野	4.7	5.9	3.6	3.8
C	社会システム工学、安全工学、防災工学およびその関連分野	5.5	5.4	4.8	4.3
	合計	60.9	60.5	57.0	53.5
	全体に占める割合	10%	9%	9%	9%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
D	材料工学およびその関連分野	21.5	13.4	15.6	12.1
D	化学工学およびその関連分野	6.5	6.1	6.1	6.1
D	ナノマイクロ科学およびその関連分野	10.1	11.8	9.7	12.2
D	応用物性学およびその関連分野	6.3	9.2	8.7	7.5
D	応用物理学およびその関連分野	4.5	7.0	6.0	4.4
D	原子力工学、地球資源工学、エネルギー学およびその関連分野	3.2	4.4	3.8	3.9
D	人間工学およびその関連分野 *	4.9	6.4	6.6	6.0
	合計	57.0	58.4	56.5	52.1
	全体に占める割合	9%	9%	9%	9%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
E	物理化学、機能物性化学およびその関連分野	9.0	8.5	5.8	4.7
E	有機化学およびその関連分野	7.6	7.4	7.7	7.4
E	無機・錯体化学、分析化学およびその関連分野	5.1	6.0	8.8	6.4
E	高分子、有機材料およびその関連分野	7.6	9.5	6.7	6.5
E	無機材料化学、エネルギー関連化学およびその関連分野	4.9	6.0	5.9	8.9
E	生体分子化学およびその関連分野	7.4	8.7	10.7	6.5
	合計	41.6	46.2	45.5	40.3
	全体に占める割合	7%	7%	7%	7%

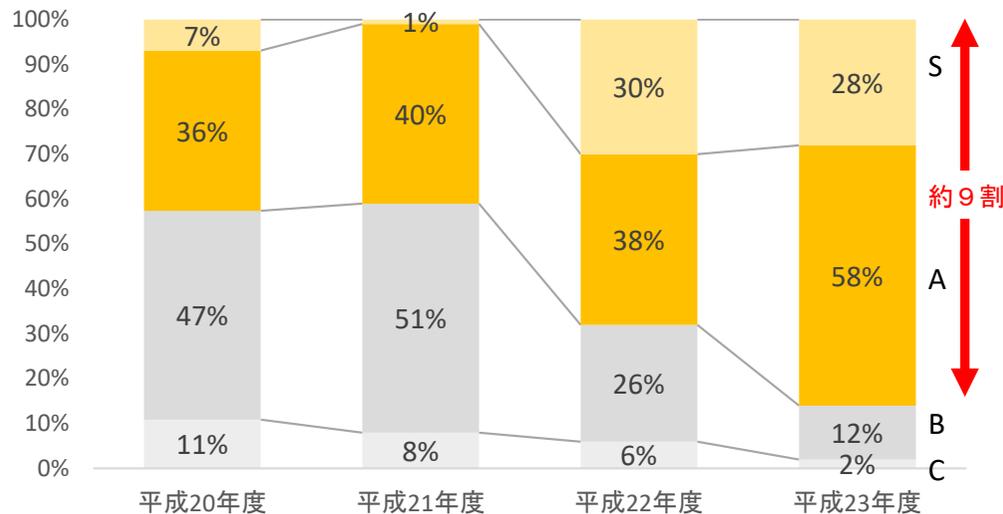
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
F	農芸化学およびその関連分野	11.2	12.9	11.8	10.0
F	生産環境農学およびその関連分野	8.3	9.3	9.1	10.1
F	森林園科学、水圏応用科学およびその関連分野	7.5	8.0	8.0	9.2
F	社会経済農学、農業工学およびその関連分野	5.2	5.2	5.5	5.6
F	獣医学、畜産学およびその関連分野	9.0	7.9	6.5	5.7
	合計	41.2	43.2	40.9	40.7
	全体に占める割合	7%	7%	7%	7%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
G	分子レベルから細胞レベルの生物学およびその関連分野	20.4	18.5	12.6	19.3
G	細胞レベルから個体レベルの生物学およびその関連分野	14.8	16.5	14.8	12.7
G	個体レベルから集団レベルの生物学と人類学およびその関連分野	7.0	5.6	7.5	6.4
G	神経科学およびその関連分野	9.2	12.6	10.4	7.0
	合計	51.4	53.3	45.4	45.5
	全体に占める割合	8%	8%	7%	8%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
H	薬学およびその関連分野	9.7	10.9	10.3	9.3
H	生体の構造と機能およびその関連分野	6.6	6.1	6.4	4.5
H	病理病態学、感染・免疫学およびその関連分野	11.4	12.6	14.2	8.4
	合計	27.7	29.6	30.9	22.2
	全体に占める割合	5%	5%	5%	4%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
I	腫瘍学およびその関連分野	7.3	8.2	8.3	7.7
I	ブレインサイエンスおよびその関連分野	5.6	4.9	5.4	4.5
I	内科学一般およびその関連分野	16.5	18.2	17.3	15.2
I	器官システム内科学およびその関連分野	14.7	15.9	16.0	13.2
I	生体情報内科学およびその関連分野	8.6	8.9	8.4	7.5
I	恒常性維持器官の外科学およびその関連分野	12.9	13.7	12.8	12.0
I	生体機能および感覚に関する外科学およびその関連分野	18.1	19.6	18.4	16.3
I	口腔科学およびその関連分野	14.7	15.4	13.5	12.9
I	社会医学、看護学およびその関連分野	19.5	22.4	22.5	21.2
I	スポーツ科学、体育、健康科学およびその関連分野	18.4	21.3	20.7	21.0
I	人間工学およびその関連分野 *	4.9	6.4	6.6	6.0
	合計	141.3	154.9	150.0	137.7
	全体に占める割合	23%	24%	25%	24%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
J	情報科学、情報工学およびその関連分野	8.3	9.2	8.3	7.4
J	人間情報学およびその関連分野	12.3	15.5	15.3	14.3
J	応用情報学およびその関連分野	4.6	7.7	4.7	7.6
	合計	25.2	32.4	28.3	29.3
	全体に占める割合	4%	5%	5%	5%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
K	環境解析評価およびその関連分野	7.5	7.4	10.3	7.7
K	環境保全対策およびその関連分野	6.4	7.3	7.3	8.4
	合計	13.9	14.7	17.7	16.1
	全体に占める割合	2%	2%	3%	3%
大区分	中区分名	H30	R2	R4	R6
	人間工学およびその関連分野 *	9.8	12.9	13.3	11.9

(出所) 科研費データ（日本学術振興会）を基に財務省が作成。

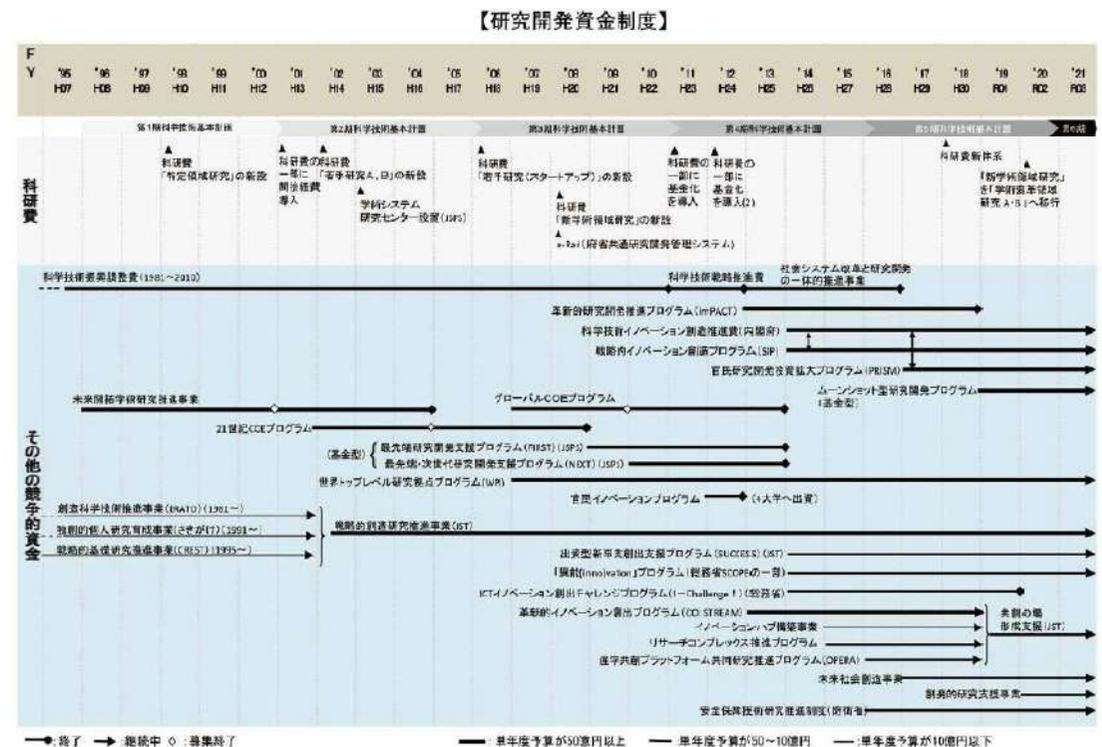
(注) 「人間工学およびその関連分野」は2つの大区分に表れるため、大区分ごとの括りには按分して集計し、中区分としての配分額は最後に掲載。

- 総合科学技術会議（現在の総合科学技術・イノベーション会議（CSTI）の前身）による科学技術予算の「メリハリ」付け（いわゆるSABC）は形骸化し、平成24年度予算以降は行われておらず、毎年度の統合イノベーション戦略等により重点化施策を特定する、いわば「ハリ」だけを強調した仕組み。
- 研究開発の投資効果向上の観点から、日本の研究現場が抱える研究領域の硬直性などの課題の解決に資するよう、優先順位付けを通じて施策面から誘導をかけていくことが有効。
- 競争的資金が増加・複雑化しており、全体像を整理し、限られた政策資源の効果を高めることも重要。
- CSTI（及び同事務局）は、施策の優先順位付け、更には省庁間の施策の整理など、本来期待されている関係省庁に対する司令塔機能を発揮することが求められる。

◆総合科学技術会議における優先度判定の推移（新規事業）



◆競争的資金の林立



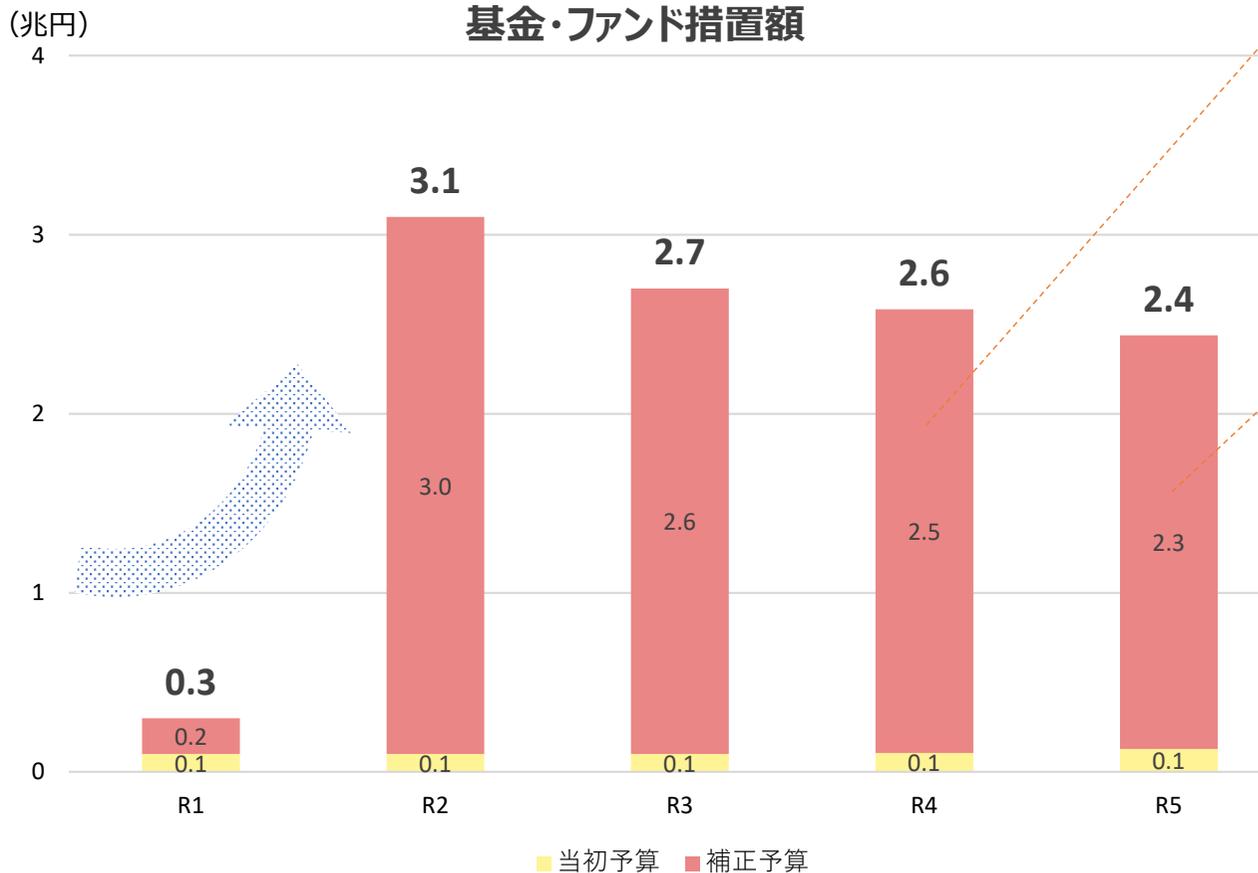
（参考）「統合イノベーション戦略2024」における「戦略的に進めていくべき主要分野」

- AI、フュージョンエネルギー、量子、バイオ、マテリアル等の研究開発等
- デジタル社会インフラとしての半導体生産基盤確保・研究開発、情報通信インフラ整備、Beyond 5G (6G) 等の推進
- 健康・医療、宇宙、海洋、食料・農林水産、環境エネルギー分野の推進

（出所）（国研）科学技術振興機構 研究開発戦略センター「研究開発の俯瞰報告書 日本の科学技術・イノベーション政策(2022年)」を基に財務省が作成。

- 近年、科学技術関係予算における基金・ファンドに対する予算措置が前例のない規模で増加しているが執行は低調。すでに予算化されているこうした基金等については、今後数年間の研究活動に有効活用することが重要。
- しかし、基金は、財政資金の効率的な使用の観点から問題があるなど様々な指摘がなされており、こうした基金の問題点を踏まえて策定された「基金の点検・見直しの横断的な方針について」（令和5年12月20日行政改革推進会議）を厳格に適用していくべき。

◆ 科学技術関係予算における 基金・ファンド措置額



令和4年度二次補正：総額2.5兆円

- ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金 4,850億円
- 特定半導体基金 4,500億円
- バイオものづくり革命推進基金 3,000億円
- 地域中核研究大学等強化促進基金 1,498億円
- 経済安全保障重要技術育成基金（文科省） 1,250億円
- 経済安全保障重要技術育成基金（経産省） 1,250億円 等

令和5年度補正：総額2.3兆円

- ポスト5G情報通信システム基盤強化研究開発基金 6,773億円
- 特定半導体基金 6,322億円
- GIGAスクール構想加速化基金 2,643億円
- ムーンショット型研究開発事業（文科省） 1,522億円
- 宇宙戦略基金（文科省） 1,500億円
- 宇宙戦略基金（経産省） 1,260億円
- 先端国際共同研究推進基金（GSC構想） 570億円
- 創発的研究推進基金（博士課程学生処遇向上等） 499億円 等

第2回デジタル行財政改革会議（令和5年11月22日）における総理指示を踏まえ、基金の点検・見直しの横断的な方針を以下のとおり定める。

- 1 基金への新たな予算措置を検討する際には、各年度の所要額がおおむね予測可能なものについては、基金によらない通常の予算措置によるものとする。
- 2 予算決定と同時に、短期（3年程度）のものも含めて、**定量的な成果目標**を策定・公表する。
- 3 基金への新たな予算措置は**3年程度**として、**成果目標の達成状況**を見て、**次の措置を検討**する。
（毎年度予算措置を行うもので、災害等の不測の変動要因に備えて、基金形態を使って一定の保有残高が必要なものについては、成果目標も踏まえて、適切な保有残高となっているか点検を行う。）
- 4 足下の執行状況を踏まえた合理的な事業見込みを算定し、保有資金規模が適正なものとなるよう点検を行う。
- 5 基金の終了期限については、「補助金等の交付により造成した基金等に関する基準」（平成18年8月15日閣議決定）とともに、当面具体的に見通せる成果目標を早期に検証する観点も含めて、具体的な期限設定を行う。
（同基準や「行政事業レビュー実施要領」（平成25年4月2日行政改革推進会議策定）を踏まえ、支出が管理費のみとなっている基金事業については廃止を検討する。）
- 6 担当府省庁及び基金を設置する法人において、補助金交付の基準策定や個々の補助金の審査がしっかりできる体制を構築し、こうした根幹的な業務を民間企業に実質的に外注することは避ける。

上記の各項目とともに、行政事業レビュー実施要領に掲げられた事項を含めて点検を行い、それぞれの基金事業の在り方について厳格に見直しを行う。

- 日本の科学技術予算や研究開発費総額の対GDP比は、主要先進国と比べて遜色のない水準であるが、注目度の高い論文（Top10%論文）の数が少なく、**論文の生産性を向上させる必要**。
- 論文の生産性を高めるため、**①若手への研究資金のシフト、②国際化を含めた研究人材の流動性の向上、③固定的・硬直的な分野配分の流動性の向上**に向けて、科学技術政策の優先順位付けを明確にすべき。
- 近年、補正予算によって科学技術関係の基金が乱立し、基金残高が積み上がっていることから、**科学技術関係予算について執行ベースで捉えた上で、予算の規模を正常化するべき**ではないか。その際、基金の新設や積み増しについては、**厳格に基金ルールを適用**するほか、事業の具体性や執行の見込みを精査するべきではないか。

- 近年、防災・減災、国土強靱化については「3か年緊急対策」、「5か年加速化対策」等の枠組みの下、補正予算等も活用しながら、取り組まれてきた。
- 令和5年6月の国土強靱化基本法においては、今後「国土強靱化実施中期計画」を策定することとされている。

平成25年12月

国土強靱化基本法 成立

※ 国土強靱化推進本部の設置、国土強靱化基本計画の策定

平成26年6月

国土強靱化基本計画 閣議決定

※ おおむね5年ごとに計画を見直し。以降、平成30年12月、令和5年7月にそれぞれ変更。

平成30年12月

防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策 閣議決定

※ 事業規模：「おおむね7兆円程度」（H30～R2）

令和2年12月

防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策 閣議決定

※ 追加的に必要となる事業規模：「おおむね15兆円程度を目途」（R3～7）

令和5年6月

国土強靱化基本法 改正法案 成立

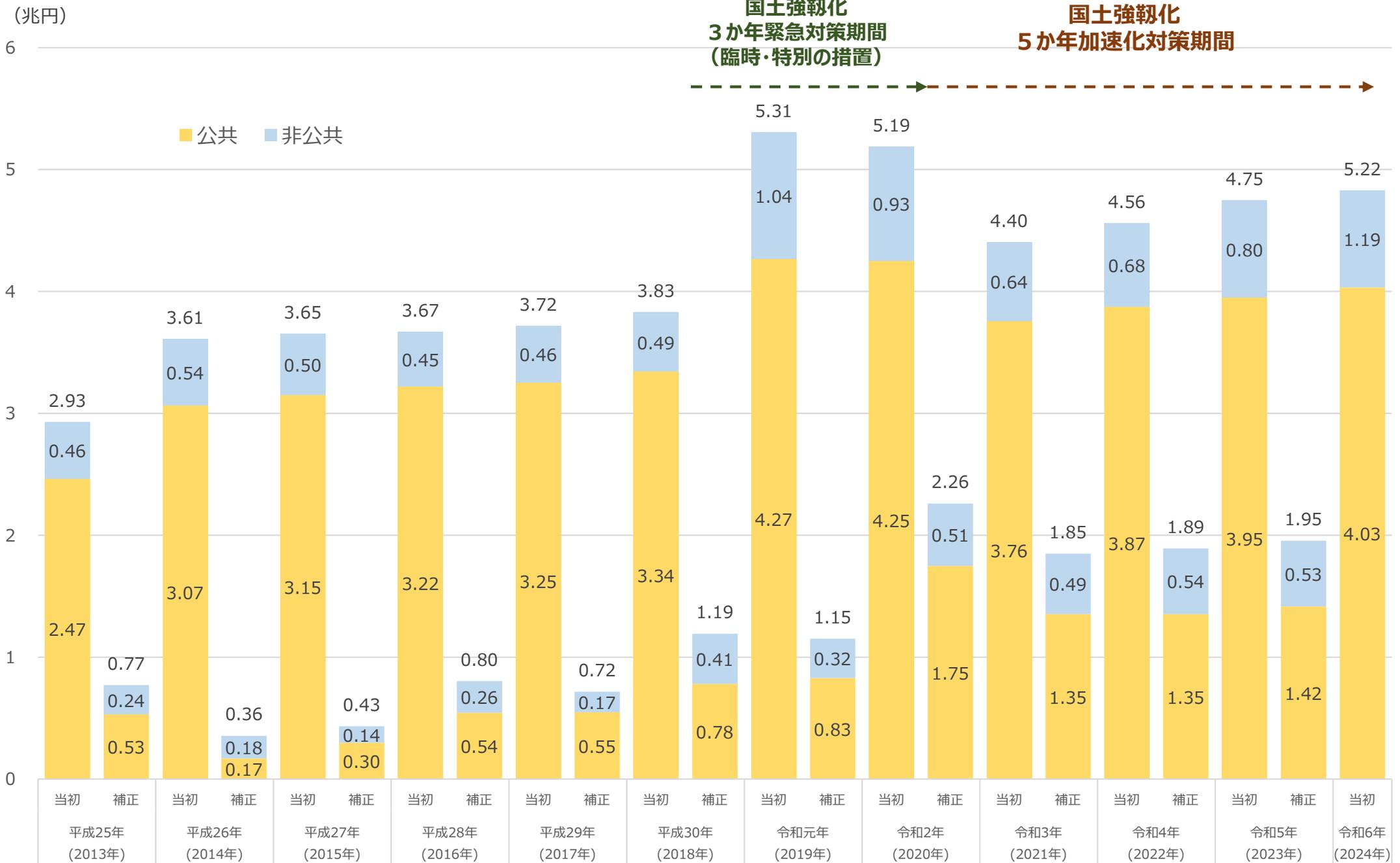
※ 国土強靱化中期計画の策定

令和6年7月

経済財政運営と改革の基本方針2024 閣議決定

※ 「・・・中長期的かつ明確な見通しの下、継続的・安定的に切れ目なく国土強靱化の取組を進められるよう、令和6年能登半島地震の経験も踏まえ、施策の実施状況の評価など「**国土強靱化実施中期計画**」に向けた検討を最大限加速化し、**2024年度の早期に策定に取り掛かる。**」

(参考) 国土強靱化関係予算の推移



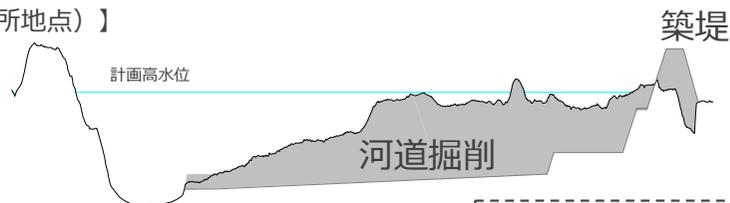
(出所) 内閣官房資料を基に財務省作成。

○ 自然災害が激甚化・頻発化する中、これまでの国土強靱化の取組の成果により、被害低減効果は着実に現れている。

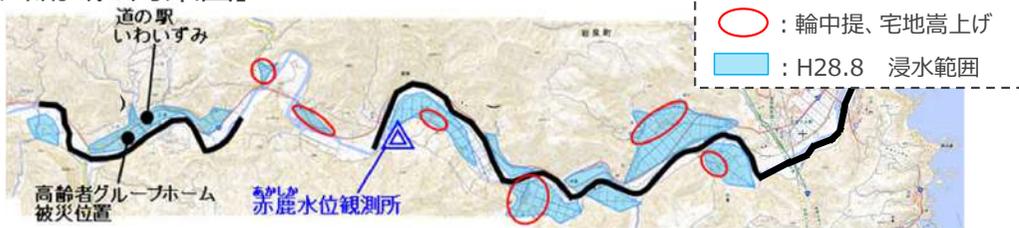
ハード対策の例：令和6年と平成28年の台風被害比較

河道掘削・築堤 (令和4年度完了)による減災効果 (岩手県小本川)

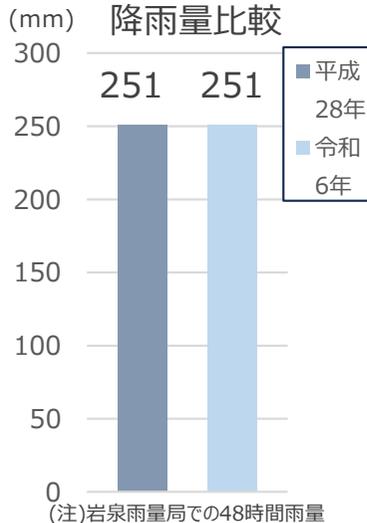
【横断図 (赤鹿水位観測所地点)】



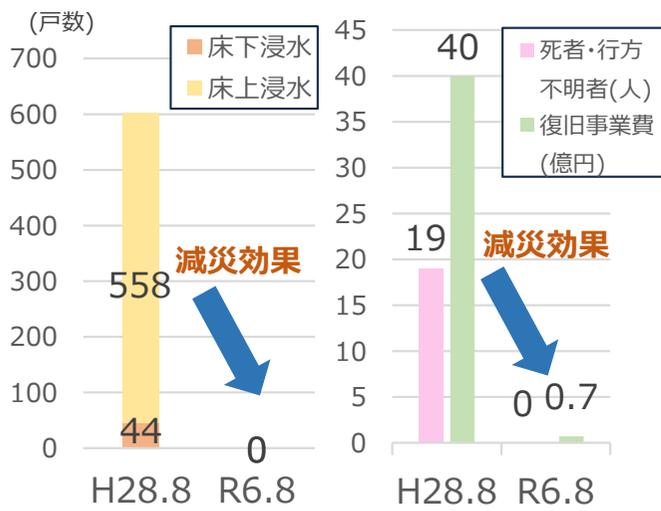
【小本川流域の対策図】



小本川流域での降雨量比較



小本川流域の被害状況の比較



ハード対策の例：道路の法面对策・4車線化

道路の法面对策

- 法面对策の実施により、令和4年8月の大雨では平成25年8月の豪雨を上回る累加降雨量 (約467 mm) を観測したが、大雨による法面の変状等が生じることなく、交通機能を確保した。



平成25年8月の豪雨
累加降雨量：約394 mm

⇒複数個所での法面崩壊等により、**約3日間の通行止め**

令和4年8月の大雨
累加降雨量：約467 mm

⇒**被害なし (通行止めなし)**

4車線化

令和2年7月豪雨において、4車線のうち被害のない2車線を活用し、**約8時間で一般車両の下り線の通行を確保**。また、約19時間後には一般車両の上下線の交通機能を確保。



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

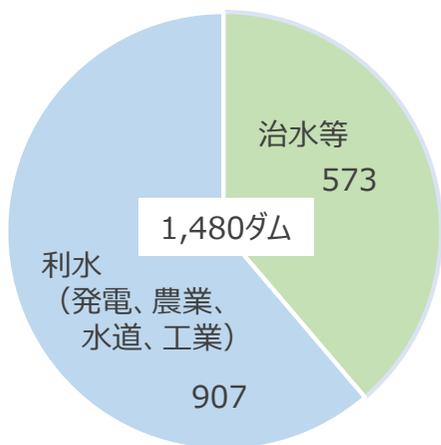
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

○ 被害低減効果は、ハード対策のみならず、ソフト対策からも大きな成果が得られており、ハード・ソフト両面からの取組が重要。

ソフト対策の例：事前放流の取組

- 洪水調節は、これまで治水等のダム（約600）のみで実施されてきたが、令和2年以降、利水ダム（約900）を含むほぼ全てのダム（約1,500）で取組を開始。
- これにより、ハツ場ダム58個分に相当する容量52億 m^3 が新たに水害対策に使えるようになった。

<全国のダムの数>



<ダム全体の貯水量 (億 m^3) >



(参考) 令和5年の出水期

- 145ダム（延べ181回）で実施。
- ハツ場ダム8個分（7億4,100万 m^3 ）の容量を確保

(出所) 国土交通省資料等を基に財務省作成。

(注) ダム数は令和5年3月31日時点。

ソフト対策の例：令和6年能登半島地震

- 珠洲市は、支援を活用し、津波浸水想定図をもとに津波ハザードマップを整備。毎年、避難訓練を実施。
- 珠洲市三崎町寺家下出地区において地区住民全員（約40世帯90人）が短時間で高台に避難した。



実際の浸水範囲
(津波浸水想定区域図に重ね合せ)



(出所) 国土交通省資料等を基に財務省作成。

- 本年1月に発生した令和6年能登半島地震では、避難所のあり方、より実効的な道路啓開計画の必要性など、防災・減災の観点から更なる課題が指摘された。また、8月の日向灘を震源とする地震後に発表された「南海トラフ地震臨時情報」に関しては、情報提供のあり方についても課題が指摘されたところ。
- 今後予定される「実施中期計画」の策定に先立ち、これまでの国土強靱化の取組によりどこまで達成され、更にどのような課題があるのか、しっかりとした検証が必要ではないか。

避難所のあり方、道路啓開計画の必要性



<能登半島地震 避難所の様子>

令和6年能登半島地震は、

- 情報把握の困難性
 - 避難所等の環境向上
 - 進入・活動の困難性
- などの課題。



国道45号岩手県宮古市田老地区

【道路啓開】

災害により塞がれた道路に緊急車両等の通行のため、早急に最低限の救援ルートを開けること

北陸地方整備局及び管内の地方公共団体ではいずれも道路啓開計画が未策定。

⇒ 道路啓開計画を事前準備することで、災害時対応の実効性をより向上させることが重要。

(出所) 国土交通省資料及び内閣府「第3回 令和6年能登半島地震に係る検証チーム」資料を基に財務省作成。

「南海トラフ地震臨時情報」に係る情報提供のあり方

南海トラフ地震臨時情報とは、南海トラフ沿いで発生した異常な現象を観測した場合等に気象庁が発表（3つのケース）。

【M8級の地震発生】

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生

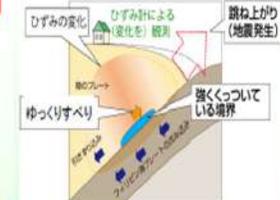


【M7級の地震発生】

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



【ゆっくりすべり発生】



南海トラフ地震臨時情報(巨大地震警戒)を発表

南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)を発表

(出所) 内閣府「第18回 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」資料より抜粋

Q. 「南海トラフ地震臨時情報(巨大地震注意)」の内容を住民が理解するための国の事前の取り組みは十分でしたか 29知事の回答



(出所) 朝日新聞デジタル 2024年8月31日

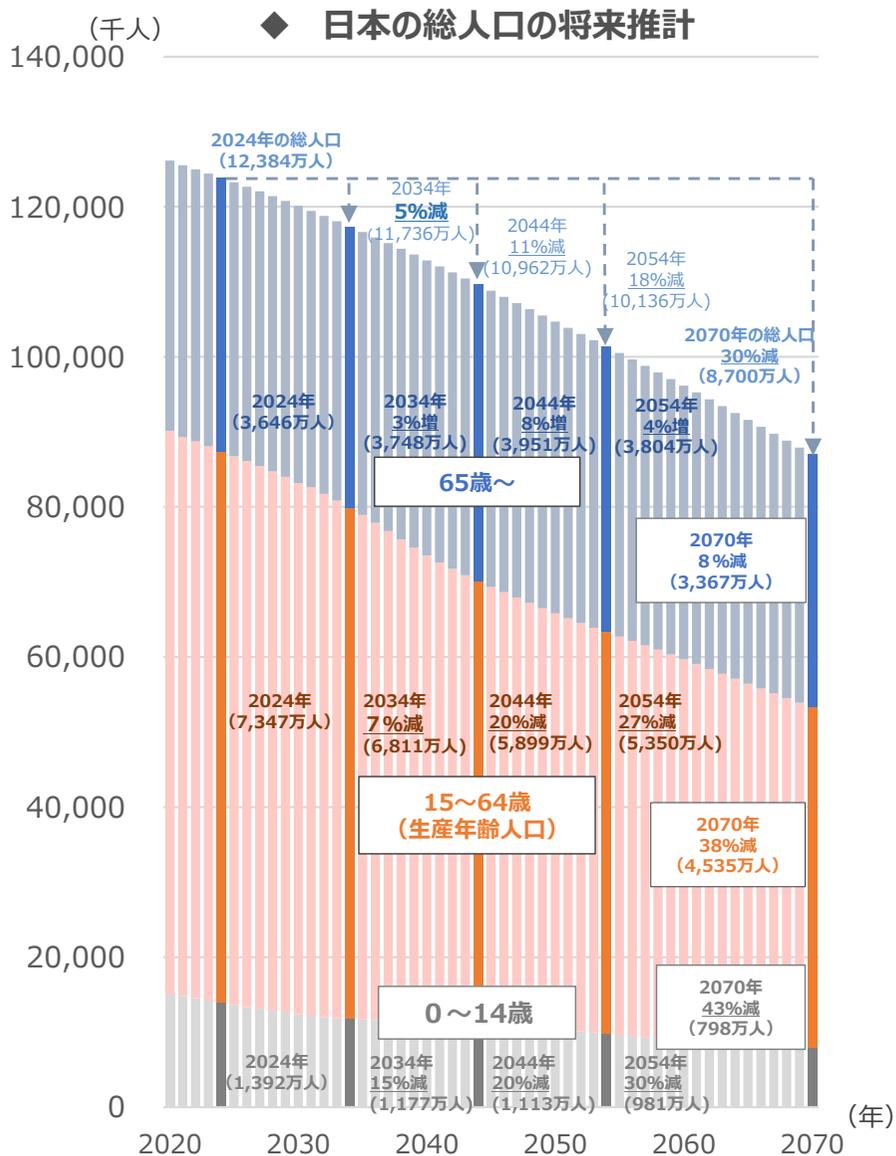
8月に南海トラフ地震臨時情報が発表された際には、

- ① 事前周知が不十分
- ② 情報の内容が分かりにくい
- ③ 情報を受けた各主体がどう防災対応すべきか分かりにくい

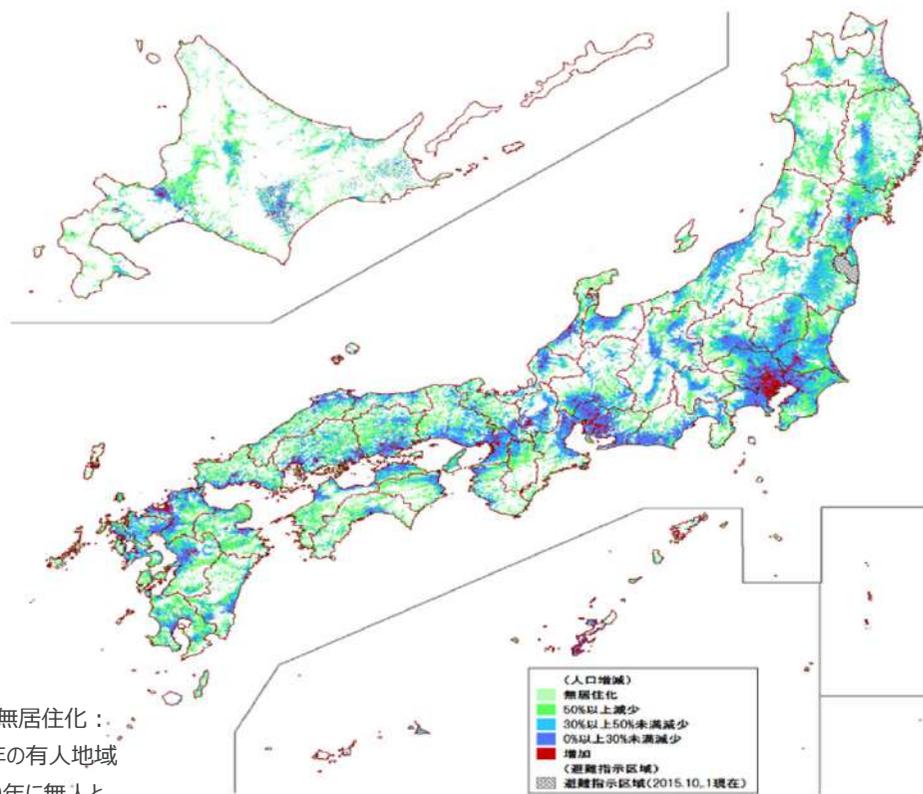
といった課題が指摘された。

(出所) 内閣府「第18回 南海トラフ巨大地震対策検討ワーキンググループ」資料を基に財務省作成。

○ 今後の「実施中期計画」の策定に際しては、今後の人口減少（10年後には現在より▲5%、生産年齢人口は同▲7%）などの人口動態の変化を念頭においた対応が求められる。



◆ 人口増減割合別の地点数（1 kmメッシュベース）2015年⇒2050年

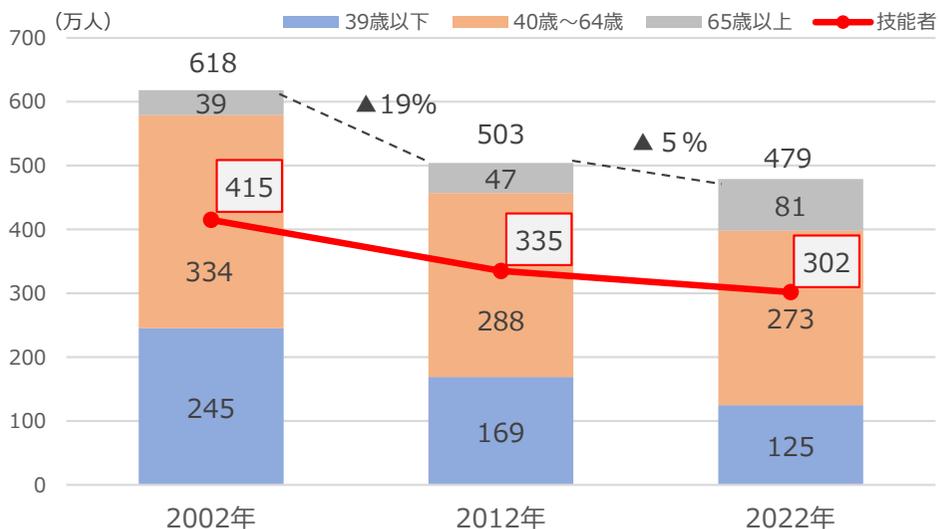


(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」（出生中位・死亡中位）を基に財務省作成。
 (注) 増減率は対2024年（推計値）

(出所) 国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（令和5年推計）」の中位推計（出生中位、死亡中位）、総務省「平成27年国勢調査」、国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（2018年推計）」を基に国土交通省が作成したものを加工。

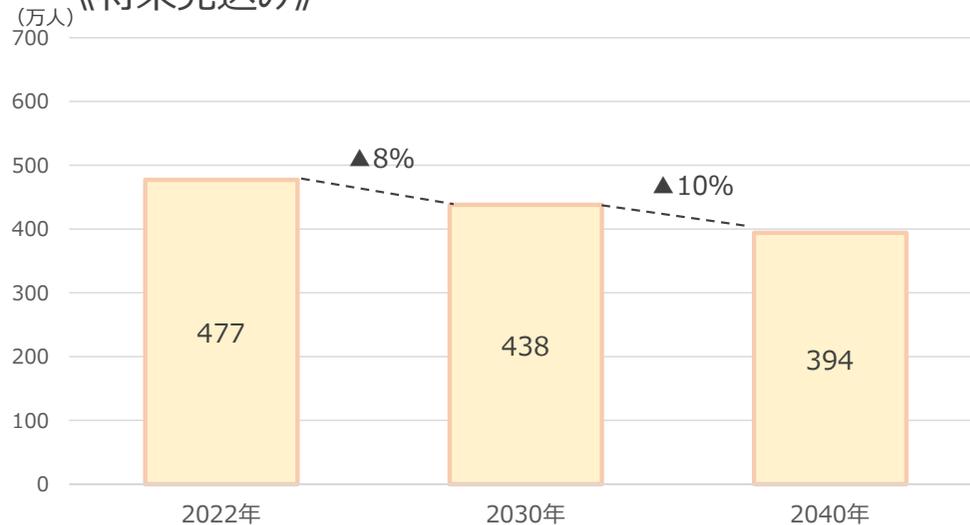
○ 建設業従事者・建設技能労働者はこれまで減少傾向。今後についても、生産年齢人口の減少が見込まれること等の影響により、更に減少の見込み。加えて、建設現場ではこれから働き方改革の影響が大きく出てくることを見込まれる。

建設業従事者数の推移



(出所) 総務省「労働力調査」を基に財務省作成。
(注) 端数の影響により、合計において一致しないことがある。

《将来見込み》

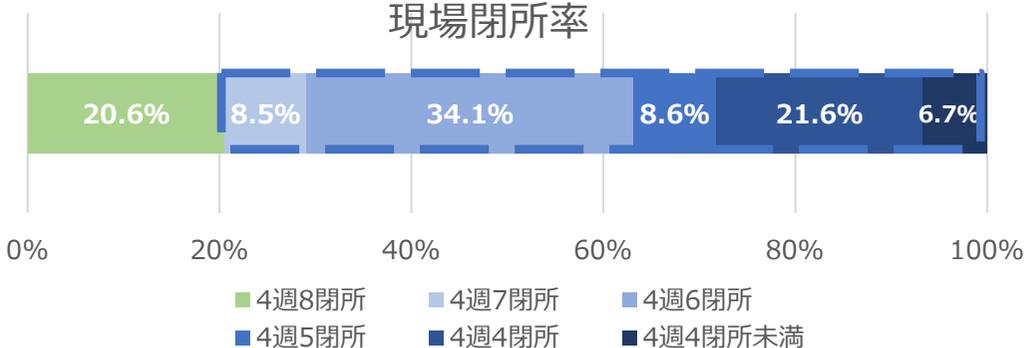


(出所) 労働政策研究・研究機構「2023年度版 労働力需給の推計」を基に財務省作成。
(注) 建設業のほか、一部鉱業含む。

働き方改革による影響

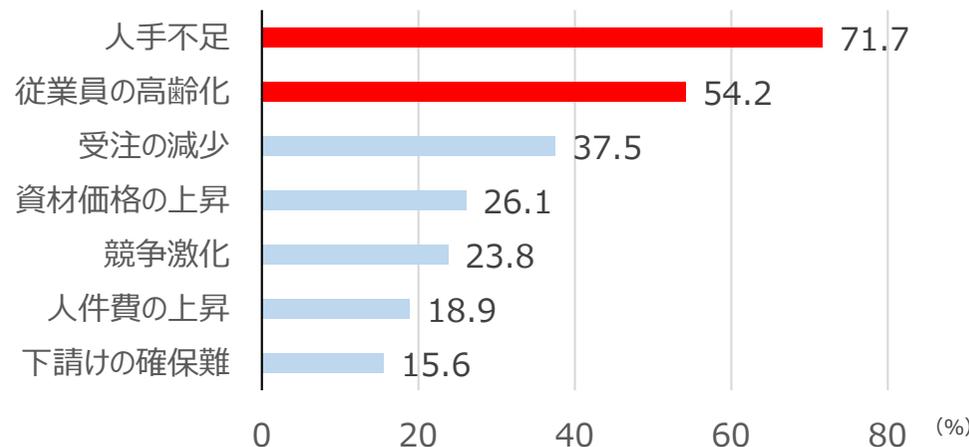
○ 「週休二日」= 4週8休が求められる中、4週7休以下の現場(青点線囲部分)が多数存在(約8割)

現場閉所率



(出所) 国土交通省「令和5年度 適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」を基に財務省作成。

建設業の経営上の問題点



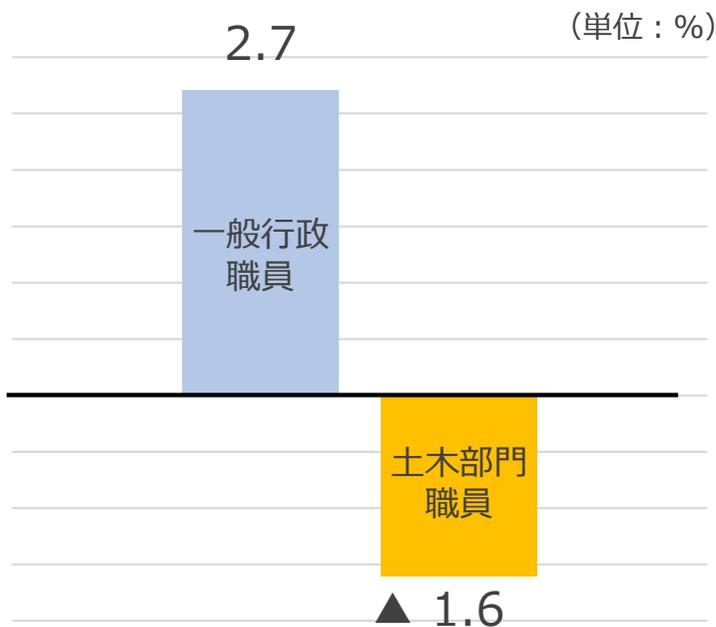
(出所) 建設業景況調査2024年度第1回(2024年4月調査)を基に財務省作成。

- 地方公共団体の技術系職員は、都道府県レベルでも10年前と比較して更に減少。建設技能労働者同様、生産年齢人口が今後大幅に減少することが見込まれる中で、その増員には制約が大きい。
- インフラ投資を行う場合には、将来にわたってインフラを適切に管理できる能力の有無を見極めることも不可欠。

自治体の技術職員不足

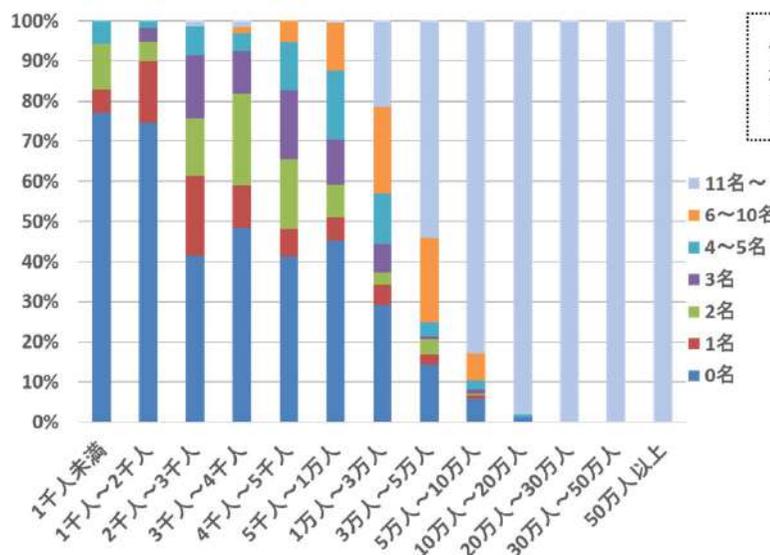
<都道府県>

都道府県の定員人数は10年前（H25→R5）と比べ、一般行政職員が2.7%増加。一方、土木部門職員は1.6%減少。



(出所) 総務省「地方公共団体定員管理調査」を基に財務省作成。

<市区町村>



小規模市町村の中には、土木技術職員が一人も配置されていない自治体もある。

(出所) 総務省「令和4年地方公共団体定員管理調査」を基に財務省作成。

技術職員（土木・建築・農林水産） のいずれかが配置できていない 市区町村



<技術職員を採用できていない理由>

※技術職員を配置していない市町村に対するアンケート調査結果

- 小規模市町村のため全体の募集人数が少なく、応募がない
- 採用しても数年で民間企業等に転職してしまう（民間の勤務条件が優れている）
- 汎用性のある事務職を優先的に採用
- 年間の工事数が少なく、財政的な観点からも民間委託した方が効率的

(出所) 総務省「第33次地方制度調査会第14回専門小委員会資料（令和5年5月24日）」を基に財務省作成。

○ 建設業者の手持ち工事量は極めて高水準で推移。人手不足感はバブル期並み。

◆ 建設業者の手持ち工事量

(カ月分)

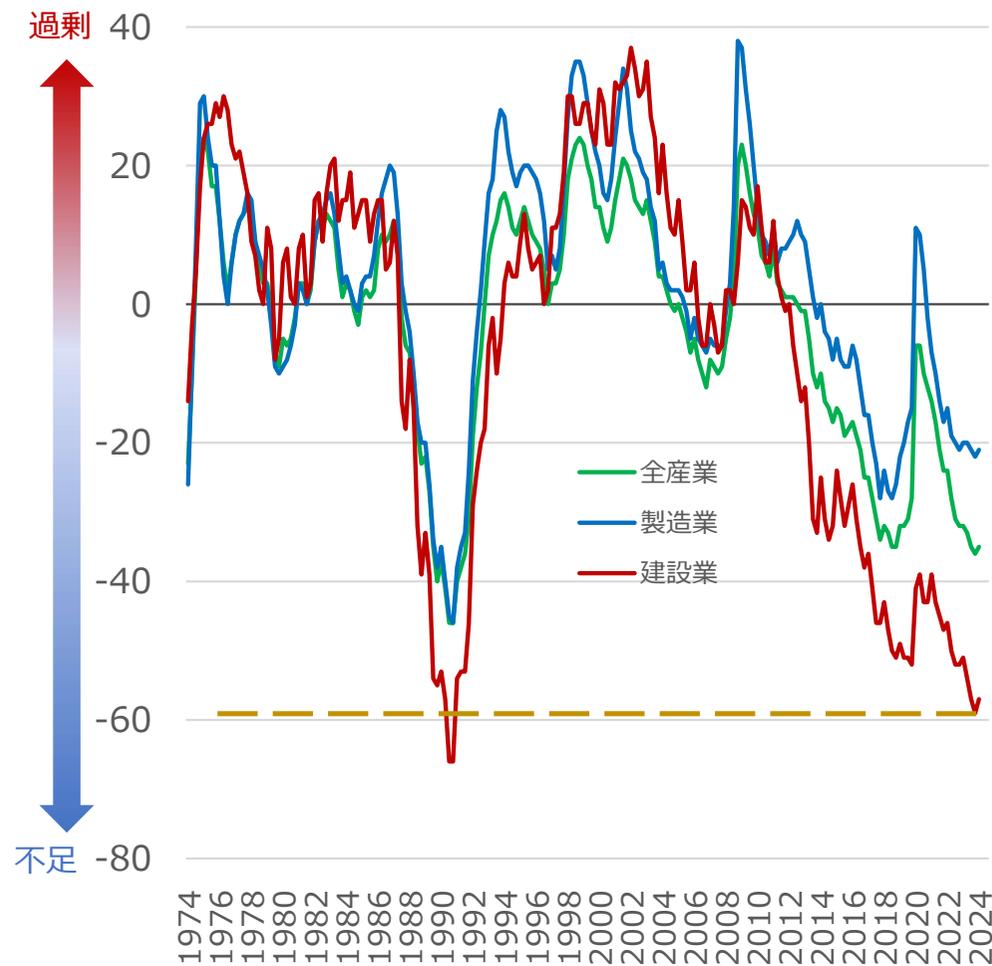


(出所) 「建設工事受注動態統計調査 (大手50社調査)」を基に作成。

◆ 労働者過不足判断D.I.の推移

※D.I. (%ポイント)

= 雇用人員「過剰」と回答した者の構成比 - 「不足」と回答した者の構成比 (%)

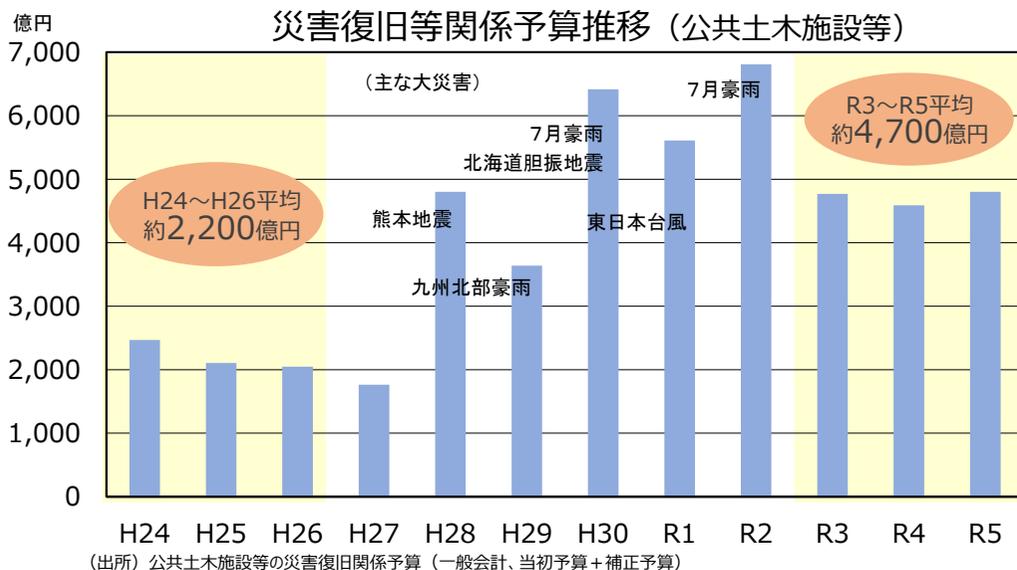
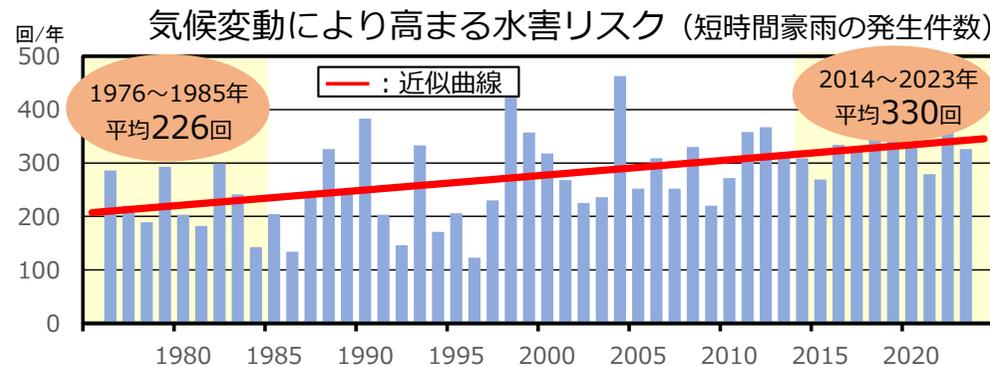


(出所) 日本銀行「全国企業短期経済観測調査 (短観)」を基に作成。

- 能登地域は、令和6年能登半島地震からの復旧の最中に、9月20日からの大雨によって更に被災した。生活再建に必要な災害復旧には最優先で取り組む必要。この他にも全国各地で自然災害からの復旧事業の実施が求められており、まずは、これらに支障が生じないように全力で取り組む必要。
- 一般に、住民の生活再建の基盤となるようなインフラの災害復旧の優先度は極めて高い。自然災害が激甚化・頻発化する中で、国土強靱化の取組を考える上では、今後とも毎年相当規模の災害復旧事業の必要性が生じる可能性が高く、それらには最優先で取り組むべきであることも十分考慮に入れた対応が求められるのではないかと。



- 気候変動による水害リスクの高まりなど、自然災害の激甚化により災害復旧費も増加傾向。

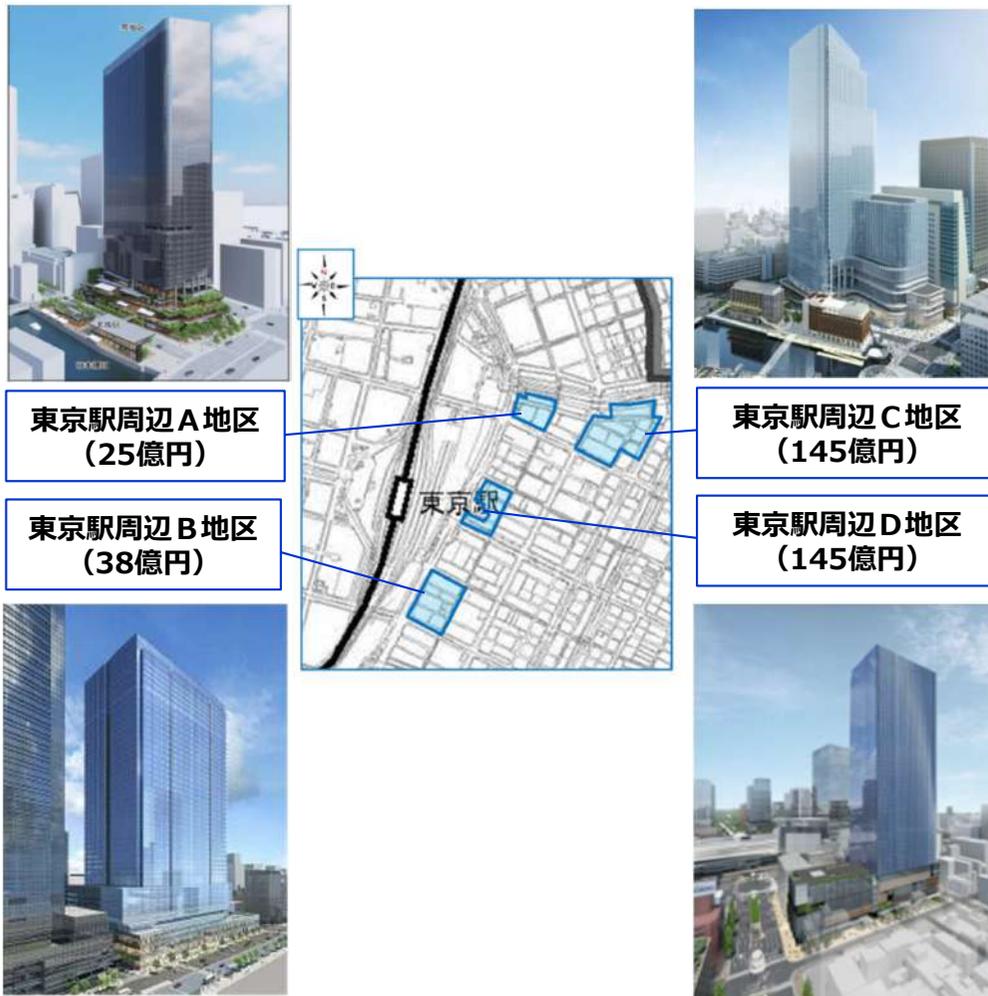


- 9月20日からの大雨により、浸水被害、土砂崩れによる道路通行止め等が発生し、地震からの復旧工事中の箇所も被災している。
- 石川県からの要請等に基づき、国の直轄施工による土砂災害対策や直轄権限代行による河道掘削等の河川復旧工事を追加実施し、地震災害対応とあわせ、一体的に復旧工事を推進する。

適切な優先順位付けができているか①

- 都心部では、都市の国際競争力の強化、防災性能・省エネルギー性能の向上等を目的とした民間の市街地再開発事業等が行われ、これに対して多額の国費が投じられている。
- 都市の国際競争力の強化等の必要性は否定されないが、防災・減災対策の緊急性やそもそも国費投入の必要性などを踏まえて、優先順位付けを見直すことで緊急性の高い事業に重点化する余地があるのではないか。

◆ 都心部での市街地再開発事業等における国費配分の例



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

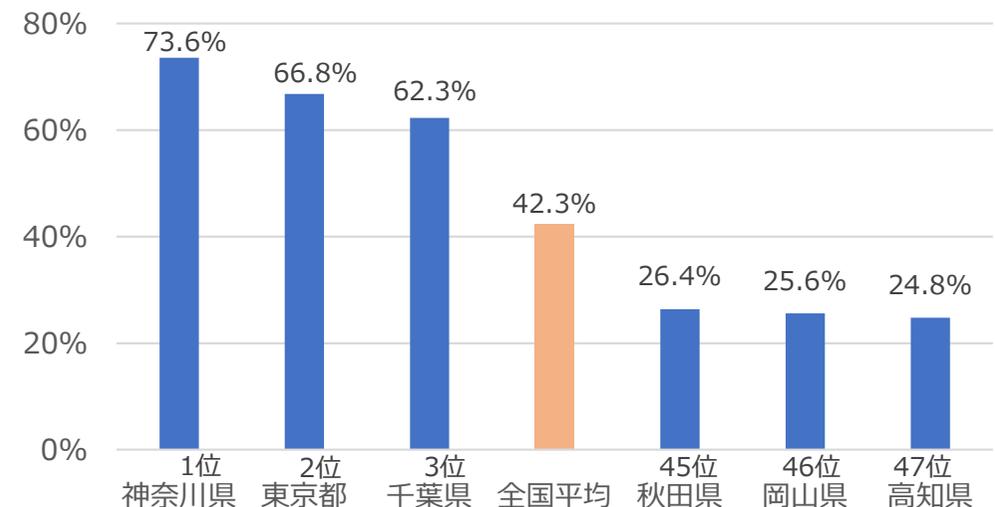
(注) 令和6年度当初予算までの国費であり、交付金の想定規模を含む。

◆ 能登半島地震による上下水道の被害と地震対策

- ・令和6年能登半島地震では、上下水道施設等のインフラが被災し、6県38事業者で最大約13.6万戸の断水が発生。
- ・水道管（基幹管路）の耐震管への布設替えは100mあたり約2,300万円、マンホールの浮上防止対策（消散弁設置）は1基あたり約50万円で実施可能。

(注) 事例を基にした概算値であり、実際の工事費は各種条件によって異なる。

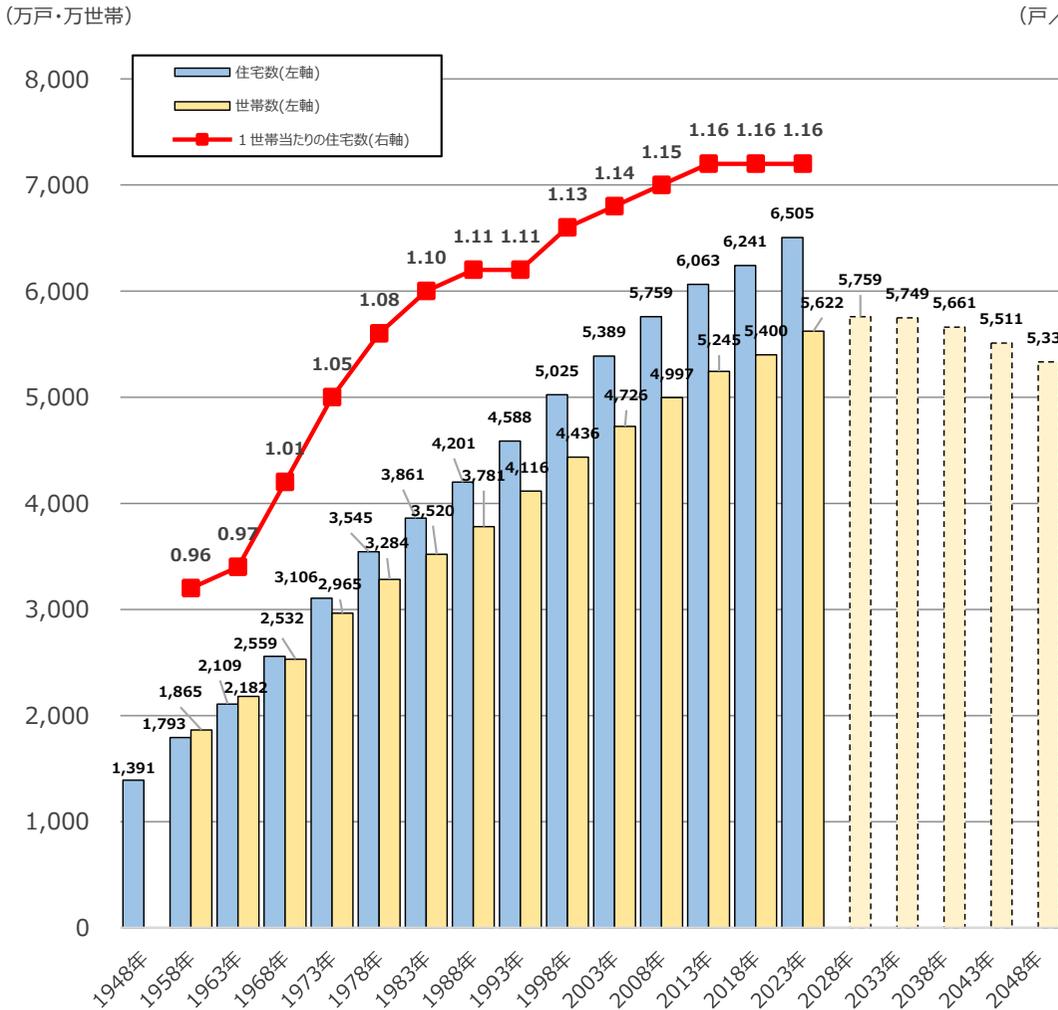
水道管（基幹管路）の耐震適合率（上位3県下位3県 令和4年度末）



(出所) 厚生労働省「水道事業における耐震化の状況（令和4年度）」を基に財務省作成。

- 住宅戸数は、これまで世帯数の伸びとともに増加してきたが、同時に空き家も増加傾向。今後、世帯数の減少が見込まれる中、空き家の更なる増加が懸念される。
- こうした中、「住宅」の取得支援の必要性があるとしても、「新築住宅」の取得を財政支援する必要性は低下していないか。こうした事業を見直すことで緊急性の高い事業に重点化する余地があるのではないか。

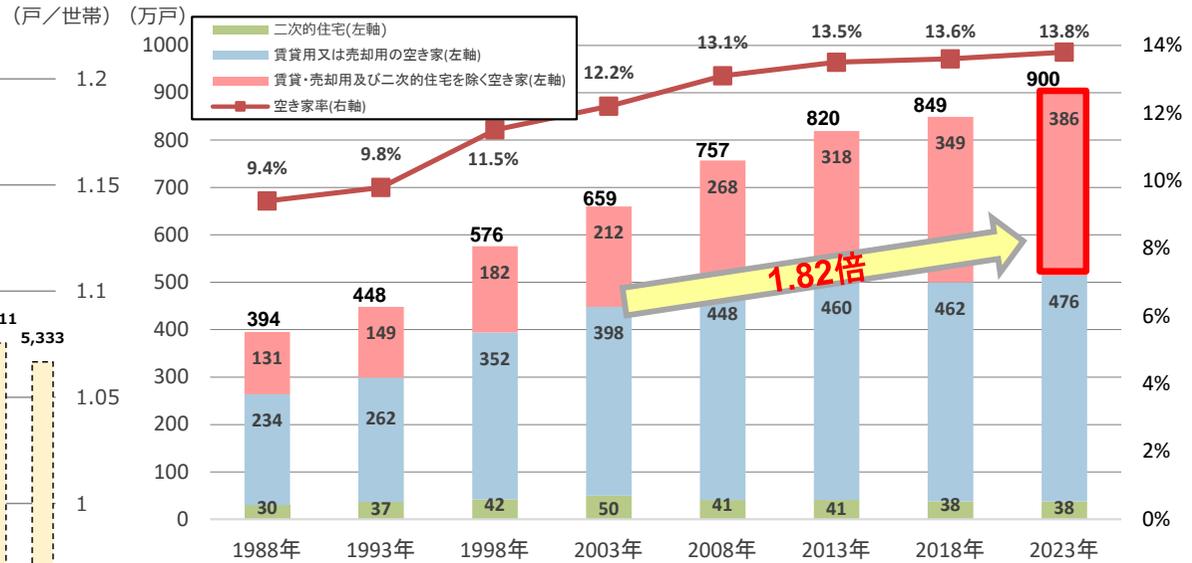
◆ 住宅ストック数と世帯数の推移



(出所) 住宅・土地統計調査 (総務省)、日本の世帯数の将来推計 (国立社会保障・人口問題研究所) を基に財務省作成。

(注) 世帯数は2030年の5,773万世帯まで増加を続け、その後は減少に転じる。

◆ 空き家の推移



(出所) 住宅・土地統計調査 (総務省) を基に財務省作成。

◆ 令和元年度以降の主な新築住宅向け支援事業

事業	事業実施期間	規模 (累計)
次世代住宅ポイント(※1)	令和元～2年度	1,300億円
グリーン住宅ポイント(※1)	令和2～3年度	1,094億円
こどもみらい住宅支援事業(※1)	令和3～4年度	1,142億円
こどもエコすまい支援事業(※1)	令和4～5年度	1,709億円
子育てエコホーム支援事業	令和5～6年度	2,100億円
地域型住宅グリーン化事業	令和元～6年度	623億円
サービス付き高齢者向け住宅整備事業(※2)	令和元～6年度	397億円

(注) このほか、平成25年度から令和5年度に「すまい給付金」6,865億円 (累計) (既存住宅も含む) がある。

(※1) リフォーム等も補助対象となっている

(※2) 新築住宅整備として交付決定された額

- 密集市街地は、老朽住宅等が密集し、地震時等には、建物倒壊や火災の発生による被害が拡大する危険性がある。
- 密集市街地対策支援としては、地方公共団体が実施箇所を判断する社会資本整備総合交付金を通じた支援と、国による個別補助事業が存在。しかし、国による個別補助事業の実施箇所を見ると、比較的リスクの低い箇所で実施。
- 防災事業として実施される事業であっても、緊急性の高い箇所に重点化するなど更に質を高める余地があるのではないか。

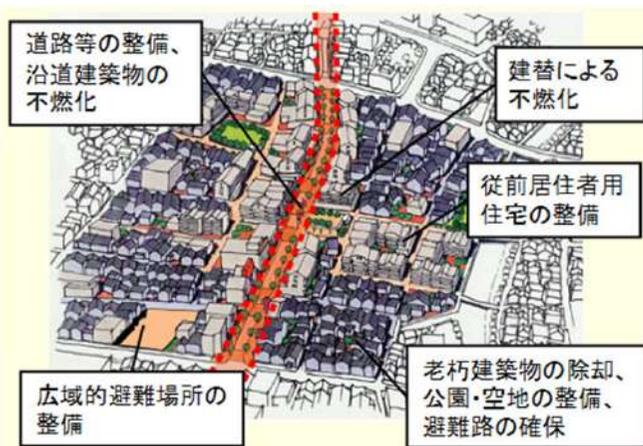
◆ 能登半島地震での輪島市大規模火災による被害



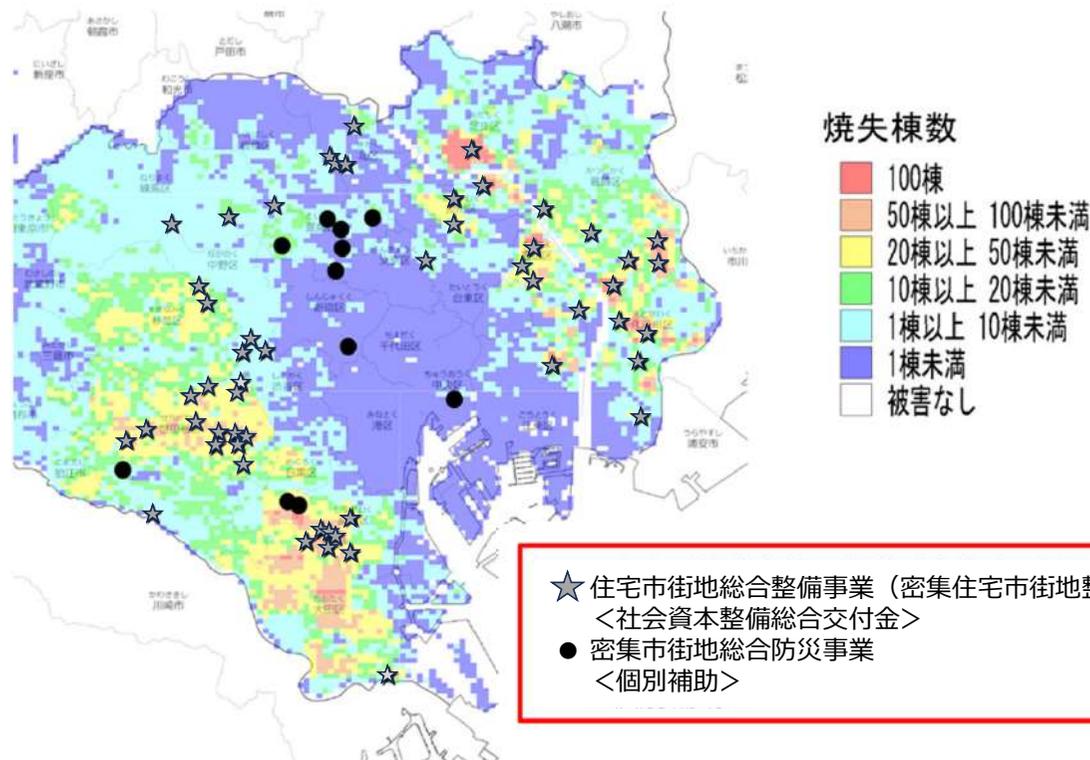
延焼範囲：
約49,000㎡
焼損棟数：
約240棟

◆ 密集市街地の解消に向けた事業

以下の事業により、密集市街地の解消に向けた取組を支援
 ・「住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）」＜社会資本整備総合交付金＞
 ・「密集市街地総合防災事業」＜個別補助＞



◆ 東京都における首都直下地震での火災被害想定と密集市街地事業（交付金・個別補助）の実施箇所



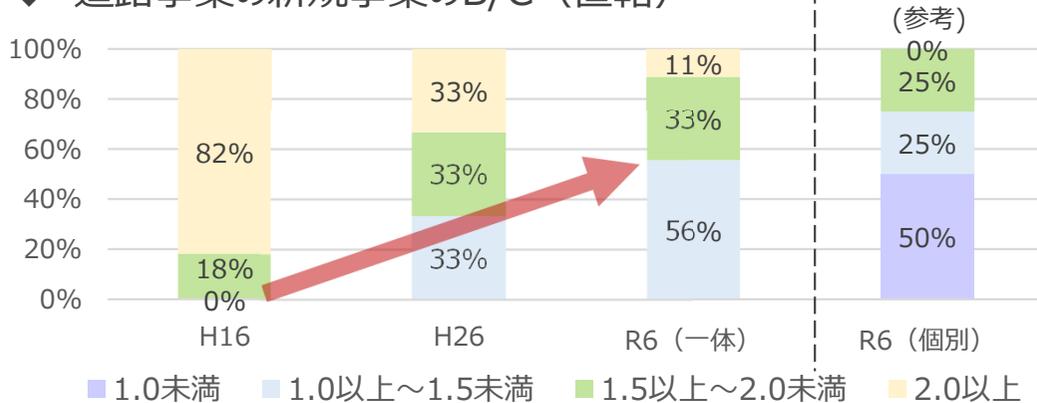
★ 住宅市街地総合整備事業（密集住宅市街地整備型）
 ＜社会資本整備総合交付金＞
 ● 密集市街地総合防災事業
 ＜個別補助＞

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。
 (注) 都心南部直下地震 (M7.3) の被害想定における焼失棟数分布 (冬 夕方、風速8m/h) (令和4年5月、東京都公表) に、令和6年度当初予算による実施地域を重ね合わせた。

適切な優先順位付けができていますか④

- 経済活性化を主たる目的とするようなインフラ事業については費用対効果を厳格に見極めるべき。
- また、公共事業全体としては執行状況は良好であるが、個別に精査すれば、更に改善する余地もあるのではないかと。

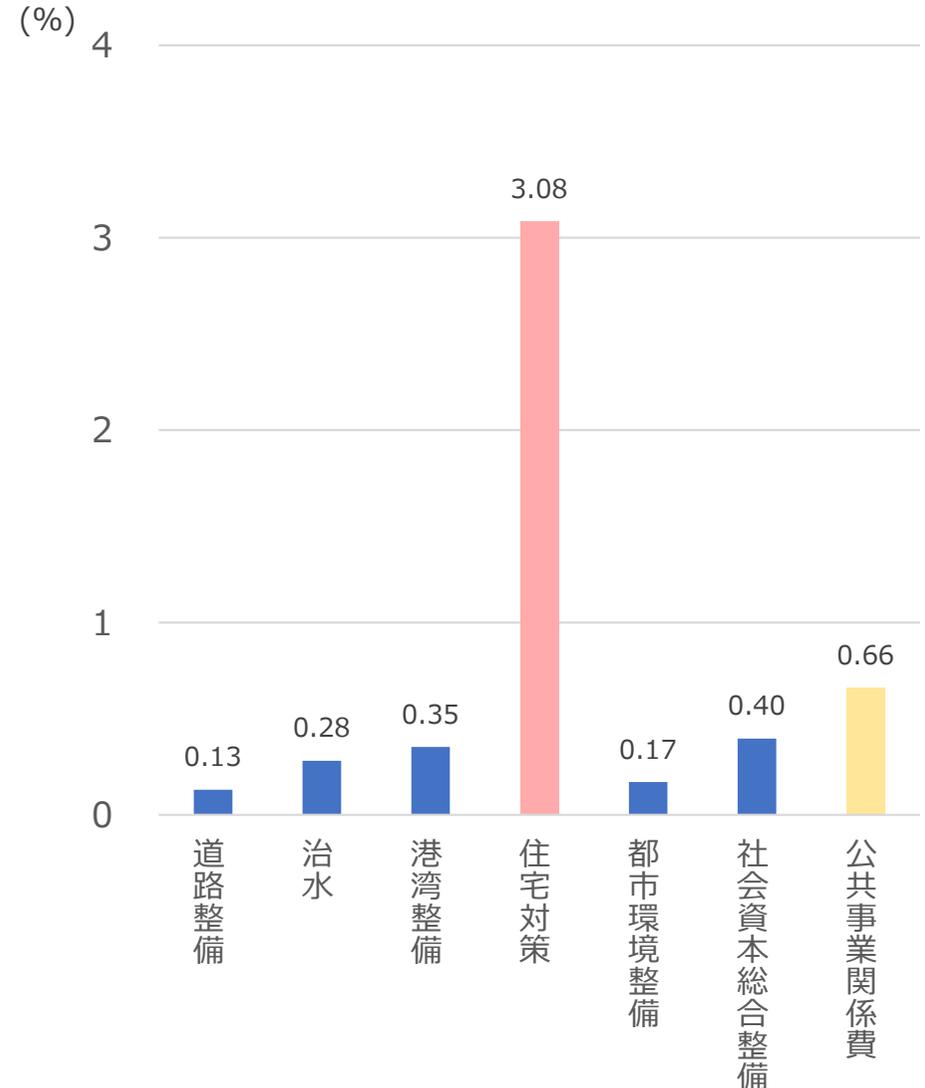
◆ 道路事業の新規事業のB/C（直轄）



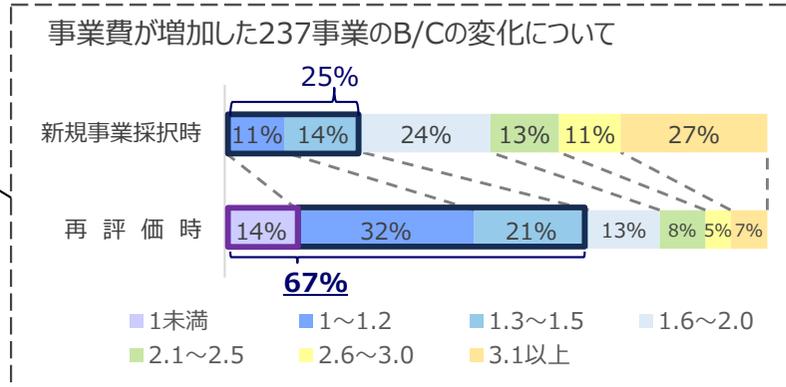
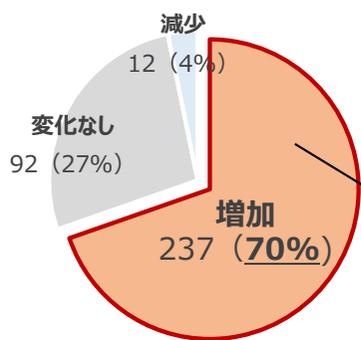
R6（一体）：複数の区間が一体となって効果を発揮する道路ネットワークについて、それらをまとめて評価（複数区間の一体的な評価）した場合。
 R6（個別）：実際の事業を行う単独区間のみを対象として評価した場合。

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

◆ 令和5年度決算の不用率



◆ 道路事業の新規事業採択後に事業費が増加した事業数



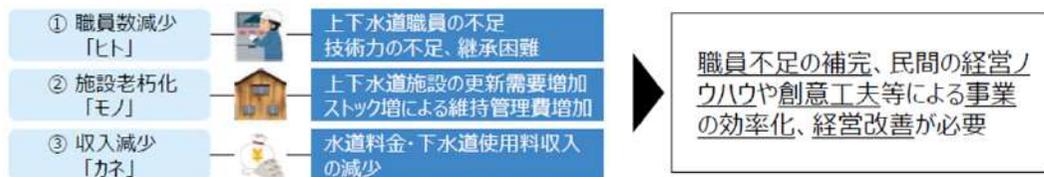
（出所）令和6年度予算執行調査結果を基に財務省作成。

（注）令和6年度に実施する国直轄の道路整備事業（継続事業）のうち、総事業費100億円以上である341事業を対象としている。

（注）令和5年度公共事業関係費の事業別決算額のうち、歳出予算現額が3,000億円以上の国土交通省関係事業。

○ 骨太方針等に基づきPPP/PFIの推進を着実に進めることで、強靱化事業の効率的実施を進めるとともに、更なる財政資源の有効活用を図るべきではないか。

◆ 上下水道の課題



◆ ウォーターPPPの概要・目標

※PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）で新設

複数年度・複数業務による 民間委託 【レベル1～3】	ウォーターPPP	
	管理・更新一体マネジメント方式【レベル3.5】	公共施設等運営事業（コンセッション）【レベル4】
短期契約（3～5年程度）	長期契約（原則10年）	長期契約（10～20年）
仕様発注・性能発注	性能発注	性能発注
維持管理	維持管理	維持管理
修繕	修繕	修繕
	【更新実施型の場合】 更新工事	更新工事
	【更新支援型の場合】 更新計画案やコンストラクションマネジメント（CM）	
		運営権（抵当権設定）
		利用料金直接収受

分野名	事業件数 10年ターゲット ※1	具体化件数の実績及び見込み		
		R5年度具体化件数	R6年度具体化件数 （累積）※2	早期に具体化が見込まれる件数（累積）※2
水道	100件	5件	6件	約25件
下水道	100件	3件	10件	約40件

※1 PPP/PFI推進アクションプラン（令和5年改定版）で令和13年度までに狙うこととされている件数

※2 件数は、今後の状況に応じて変更がある

◆ 宮城県上工下水一体官民連携運営事業（ウォーターPPP）

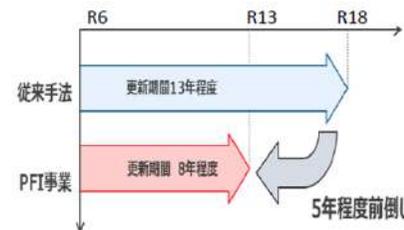
事業開始	令和4年4月
事業期間	20年
対象施設 業務範囲	水道用水供給（2事業）、 工業用水道（3事業）、 流域下水道（4事業）の 維持管理、改築等 ※管路 の維持管理・改築、土木構 造物の改築を除く
特徴	<ul style="list-style-type: none"> コンセッション方式により、設計から運営まで一貫して技術力・ノウハウ・創意工夫を發揮 ICT機器の導入等による組織体制の最適化



⇒ 現行体制と比べて、事業費を総額約337億円（10.2%）削減（水道料金等の上昇抑制に寄与）

◆ 大阪市水道基幹管路耐震化PFI事業

事業開始	令和6年4月
事業期間	8年
対象施設 業務範囲	配水本管（約26km）、送水管（約12km）の更新・耐震化
特徴	<ul style="list-style-type: none"> 計画・設計・施工・施工監理・運営の一連の業務を一括して発注



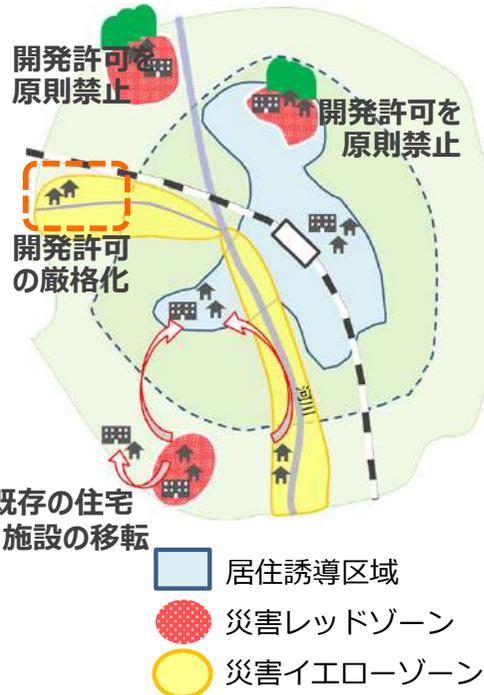
⇒ 従来手法と比べて、地震対策を5年程度前倒し、コストを約39億円（7.2%）削減

規制・誘導手法の活用

- 国や地方公共団体で実施するハード事業のみによる防災・減災対策には限界。
- 中長期的に災害対応能力を向上させるためには、災害リスクエリアにおける開発規制の強化や、立地適正化計画に基づく防災施策の実効性の強化など、規制・誘導手法を適切に活用し、防災・減災の観点から踏まえたものとなるよう民間による開発・投資を誘導することが必要。

◆ 災害リスクエリアにおける規制

災害レッドゾーン	住宅等の建築や開発行為等の規制がある地域 例：土砂災害特別警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、建築物に損壊が生じ住民等の生命又は身体に著しい危害が生ずるおそれがあると認められる区域で、特定の開発行為に対する許可制、建築物の構造規制等が行われる。）
災害イエローゾーン	建築や開発行為等の規制はなく、区域内の警戒避難体制の整備等を求めている地域 例：土砂災害警戒区域（急傾斜地の崩壊等が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがあると認められる区域であり、危険の周知、警戒避難体制の整備が行われる。）



◆ 災害リスクエリアにおける開発規制

※令和4年4月施行

<災害レッドゾーン>

- 都市計画区域全域で、住宅等（自己居住用を除く）に加え、**自己の業務用施設**（店舗、病院、社会福祉施設、旅館・ホテル、工場等）の**開発を原則禁止**

<災害イエローゾーン>

- **市街化調整区域における住宅等の開発許可を厳格化**（安全上及び避難上の対策等を許可の条件とする）

◆ 立地適正化計画の強化

- 立地適正化計画の**居住誘導区域から災害レッドゾーンを原則除外** ※令和3年10月施行
- 立地適正化計画の居住誘導区域内で行う防災対策・安全確保策を定める**「防災指針」の作成** ※令和2年9月施行

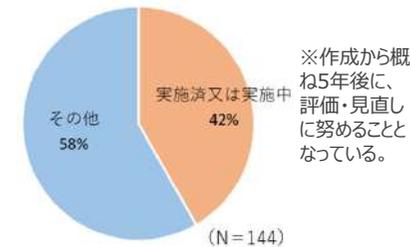
（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

◆ 防災の観点から見た課題と対応策

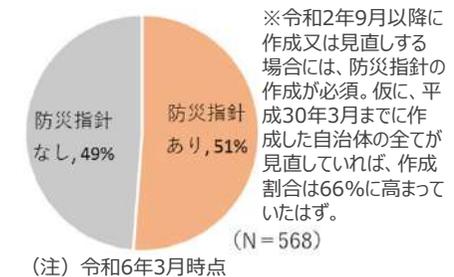
<課題>

- ・防災面の検討を含めて、**作成済の立地適正化計画の評価・見直しが進んでいない**。また、**防災指針の作成も道半ば**。

<立地適正化計画の5年後の評価状況>



<防災指針の作成割合>



<対応策>

- ・立地適正化計画の適切な評価・見直しを行い、防災指針を作成していることを、立地適正化計画に基づき国が地方自治体を支援する事業の要件とすべきではないか。

<課題>

- ・立地適正化計画に基づき国が地方自治体を支援する事業において、**災害リスクエリア内で施設を整備する事業であっても、施設の防災性の確保が要件化されていない**。

<対応策>

- ・災害リスクエリア内の事業については、防災性を確保するための対策が盛り込まれた施設に限り、国の支援対象とすべきではないか。

<課題>

- ・地方自治体が行う災害イエローゾーンにおける開発許可・開発状況について、**国としてその安全上・避難上の対策の妥当性を確認する仕組みがない**。

<対応策>

- ・災害イエローゾーン内での対策がきちんと行われているかについて、国が評価・助言する仕組みが必要ではないか。

（出所）国土交通省資料を基に財務省作成。

ハード整備によらない対策

○ 近年の激甚化する自然災害に対応するためには、ハード事業のみによる対策には限界。災害情報の精度を一層向上させるとともに、得られた情報を確実かつ適切に提供し、避難のみならず、今後のまちづくり等に活かし、防災対応力の向上を図ることが必要。

線状降水帯・台風の予測精度向上

観測・予測の強化

各種観測装置の整備等により気象観測能力を強化するとともに、スーパーコンピュータを活用した予測技術の開発等により予測を強化。

線状降水帯予測
スーパーコンピュータ



予測モデルの高解像度化

より細かく、高度な気象予測を実施可能に

イメージ



線状降水帯発生予測精度の向上例

段階的に対象地域を狭めていく

令和4(2022)年～

- 広域で半日前から予測

令和6(2024)年～
5月27日提供開始

- 府県単位で半日前から予測

次期静止気象衛星
(ひまわり10号)運用開始予定

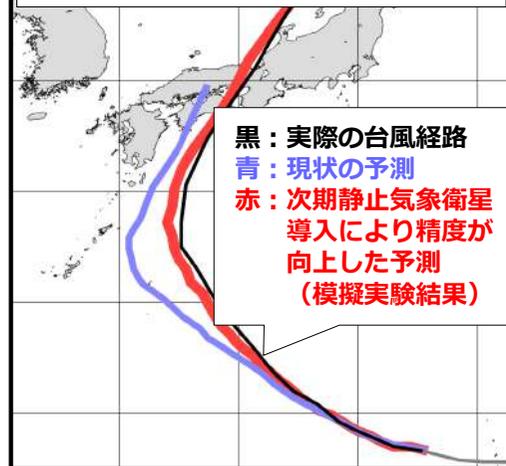
令和11(2029)年～

- 市町村単位で半日前から予測

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

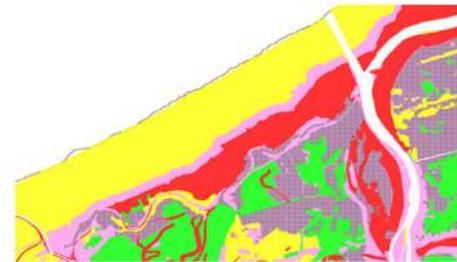
台風進路の予測精度の向上例

平成30年に関西国際空港連絡橋で事故が発生した台風への効果



分かりやすい周知広報の展開

液状化のハザードマップの公開状況



液状化しやすさレベル

- 危険度 4：液状化の可能性が高い
- 危険度 3：液状化の可能性がある
- 危険度 2：液状化の可能性が低い
- 危険度 1：液状化の可能性が非常に低い
- 危険度 0：液状化判定対象外地形

◆ 液状化ハザードマップの主な構成

- 地域全体の液状化発生傾向図
- 宅地の液状化危険度マップ
- 液状化被害と対策・対応への理解を促す情報

液状化マップの普及・活用が重要

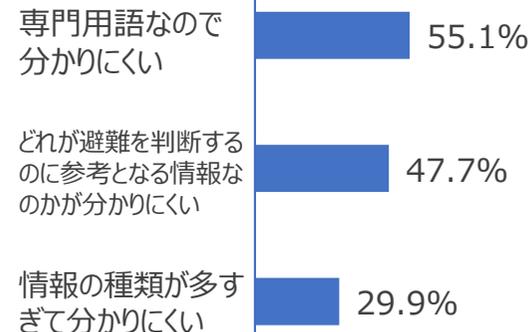
(出所) 国土交通省北陸地方整備局

「液状化しやすさマップ」等を基に財務省作成。

気象庁が発表する情報の課題

気象庁「住民向けアンケート調査」

気象庁等が発表する情報についてどう思うか。(複数選択可)



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

国交省検討会での意見例

- 防災気象情報だけでなく、避難情報とトータルで考えるべき。
- 情報を活用する場面までアプローチすることが必要。

- 近年の激甚化する自然災害に対応するためには、国や地方公共団体の取組に加えて、民間事業者の協力も得る必要。民間事業者による防災・減災対策を促進するほか、民間事業者と事前に協力体制を構築するなどの取組も重要。

◆ 鉄道事業者の防災・減災効果への税制措置

- 鉄道事業者が首都直下地震・南海トラフ地震に備えた耐震対策により取得した鉄道施設について、固定資産税の課税標準を5年間2/3に軽減。

◆ 物流事業者との協力体制の強化

- 能登半島地震の際、物流事業者との緊急物資輸送協定があらかじめ締結されていた七尾市においては、比較的早い段階から物流事業者との連携が開始され、適切な資機材の導入も進み、物資の配送・管理を円滑に実施できた。
- 平時から物流事業者やその他の民間事業者と災害の際の協力態勢を構築し、民間事業者の専門的能力などを活用する取組が重要。

<近年の豪雨災害による鉄道の被災事例>



JR美祢線 橋梁倒壊
(令和5年梅雨前線による被害)



JR山陽線 盛土崩壊・土砂流入
(平成30年7月豪雨による被害)



橋梁の流失・傾斜防止対策
(ブロックによる橋脚の補強)



斜面の崩壊防止対策
(コンクリート枠による斜面の補強)

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

<石川県の物資拠点における物流改善事例>



手積み・手卸し



フォークリフト等を使って荷下ろし、荷積み



雑然と平積みされた物資



パレットに載せられた物資



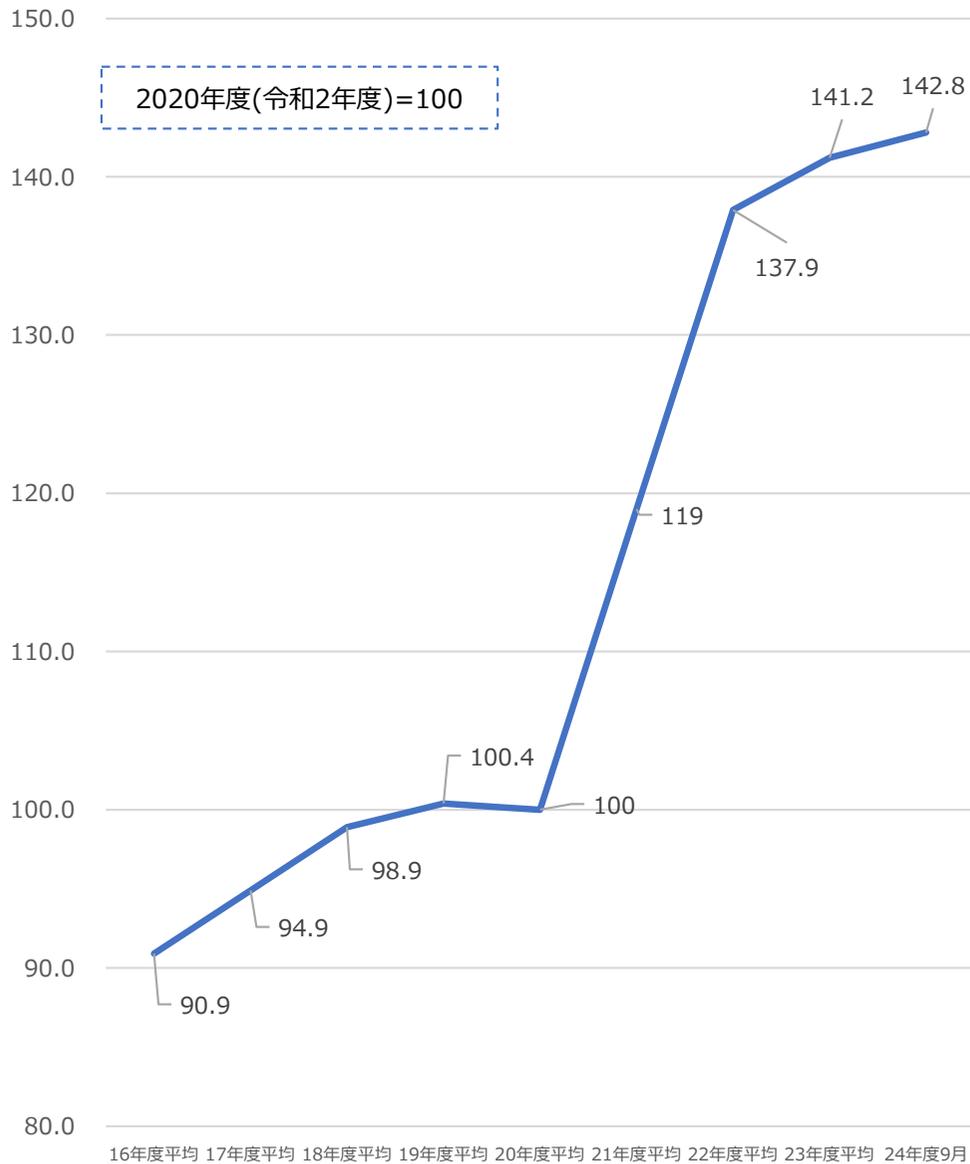
区画整理された物資

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

足元の建設資材価格の高騰について

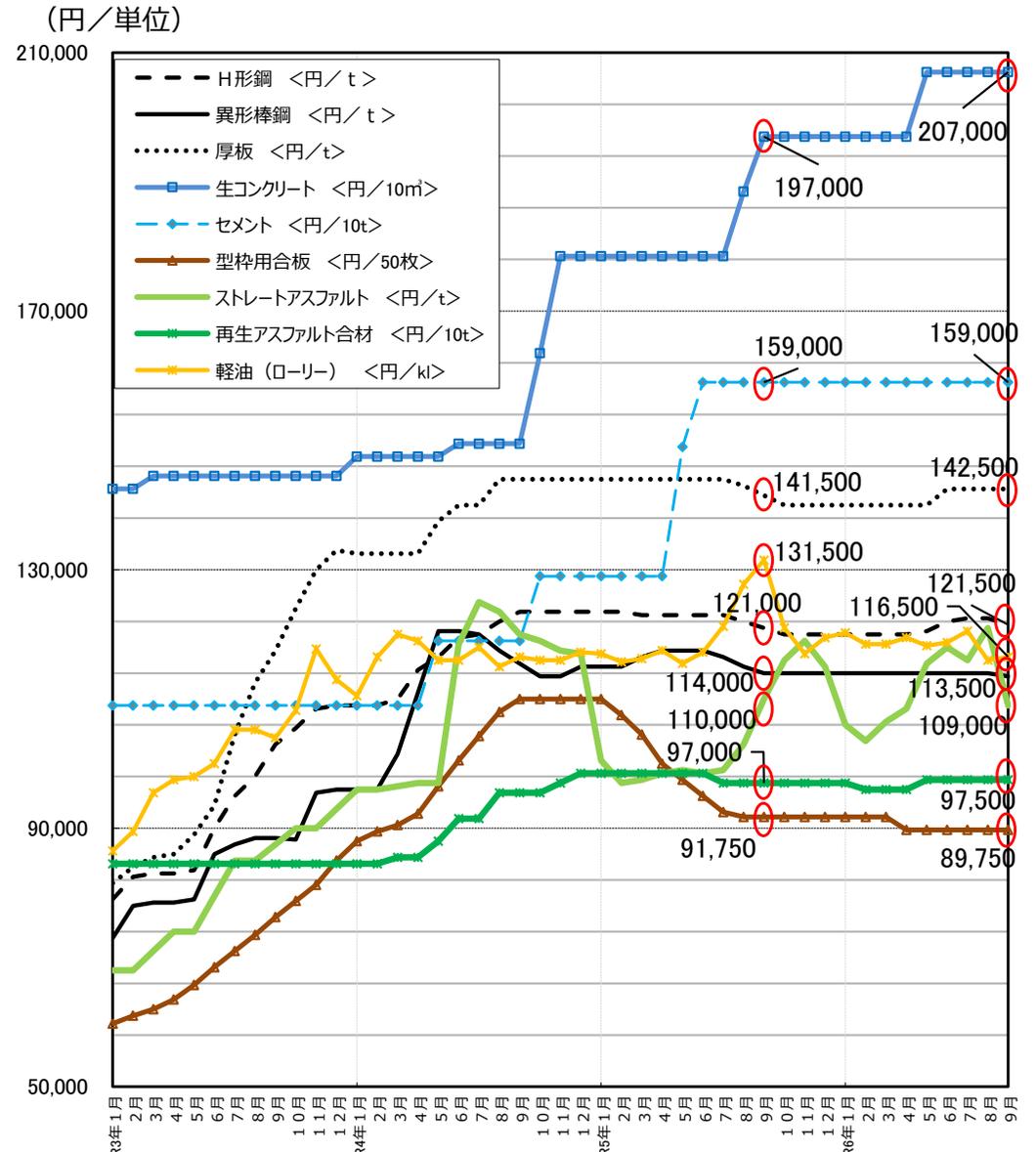
○ 近年、建設資材価格は上昇傾向。2021年度～2022年度頃に急騰が見られたが、足元では緩やかなものとなっている。

建設資材価格指数（建築・土木総合）



(出所) 一般財団法人経済調査会「建設資材価格指数」建築・土木総合

主要建設資材の価格推移



(出所) 国交省資料を基に財務省作成。「建設物価」(一般財団法人 建設物価調査会)、「積算資料」(一般財団法人 経済調査会)
 (注) 「建設物価」と「積算資料」の平均価格を表示

事業の効率的実施の必要性

○ 近年の資材価格等のコスト増は適切に反映する必要があるが、例えば、土地利用規制の見直しと組み合わせることで事業実施の範囲の絞り込みを行い、より少ない金額で迅速に高い防災効果を得られた事例なども参考に、様々な効率化努力を重ねることも重要ではないか。

土地利用規制と組み合わせた治水対策

下流部の無堤区間の整備後に連続堤防で対策

一般的に、上中流域の浸水被害を防ぐための堤防を整備するには、先に下流域の堤防を整備した後に進行する必要があるなど、時間・コストを要する。

時間：約19年
 ※下流部11年、当該地区8年
事業費：約63億円
 ※下流部の堤防整備を除く



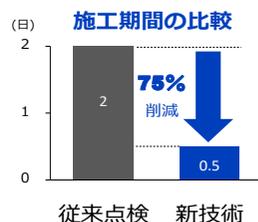
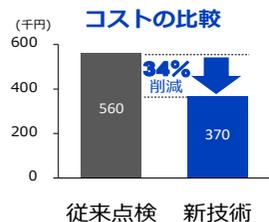
土地利用規制と浸水エリア内集落を輪中堤で対策

雄物川では、下流部に負担をかけない土地利用規制（災害危険区域の設定）による遊水機能の確保と輪中堤等の整備を組み合わせることで、連続堤防の整備と比較して、時間・コストを大幅に圧縮。

時間：約5年（▲14年、約7割減）
事業費：約40億円（▲23億円、約4割減）
 ※下流部の堤防整備を除く

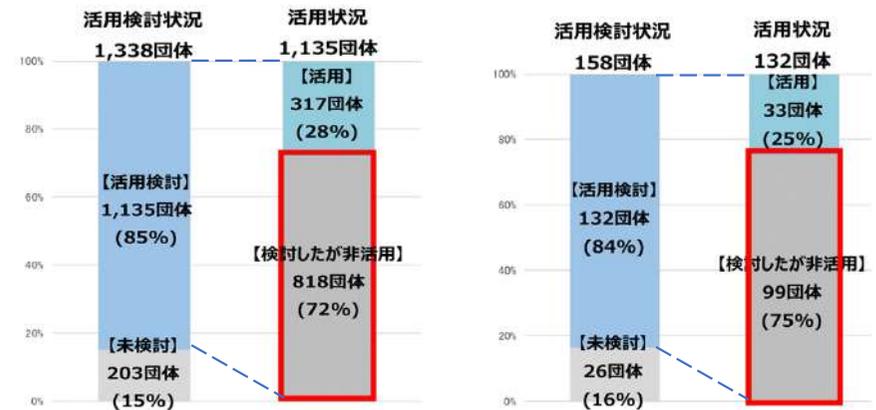


トンネル点検における路面性状測定車両の活用



・車両積載カメラによる写真撮影と画像解析による損傷図作成
 ・現地での損傷状況スケッチや交通規制に係るコストや施工期間の削減

地方公共団体の点検支援技術の活用状況（橋梁、トンネル）



※2022年度に点検を実施した地方公共団体のうち、報告があった橋梁1,338団体、トンネル158団体を対象に算出。

持続的に事業を実施するための課題

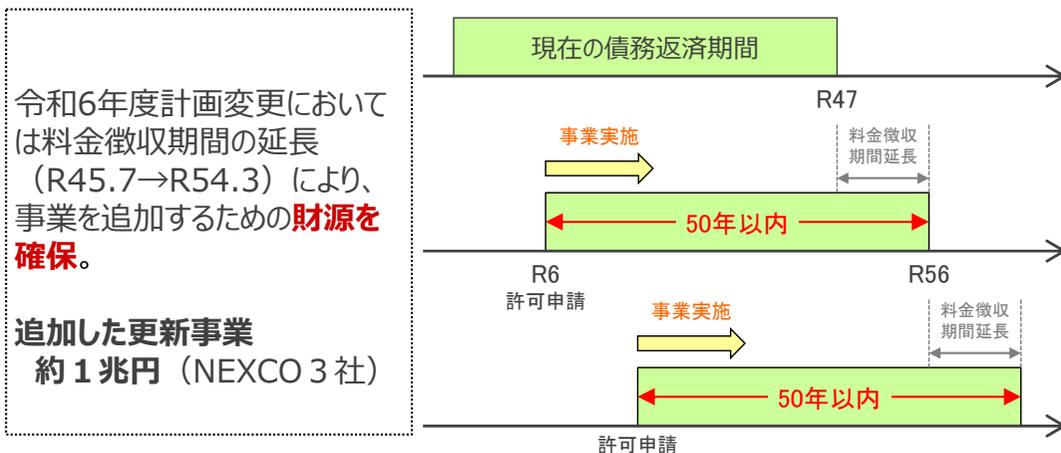
- NEXCO等による高速道路の新たな更新事業等は、料金徴収期間を延長することで、安定財源を確保し着実に事業を進めている。
- 今後、国土強靱化の取組を持続可能な形で進めていく上では、受益と負担のあり方についてこうした議論を深めていくことが重要。

◆ 財源確保の例：高速道路の更新事業（NEXCO）

高速道路の新たな更新や進化（4車線化・耐震補強等）のため、道路整備特別措置法等の改正(令和5年5月31日 成立)により、料金徴収期間を延長。

⇒ 料金徴収期限が最長で令和97年9月30日

(注) NEXCOは高速道路の管理運営等を行う特殊会社の総称であり、東日本高速道路、中日本高速道路、西日本高速道路がある。



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

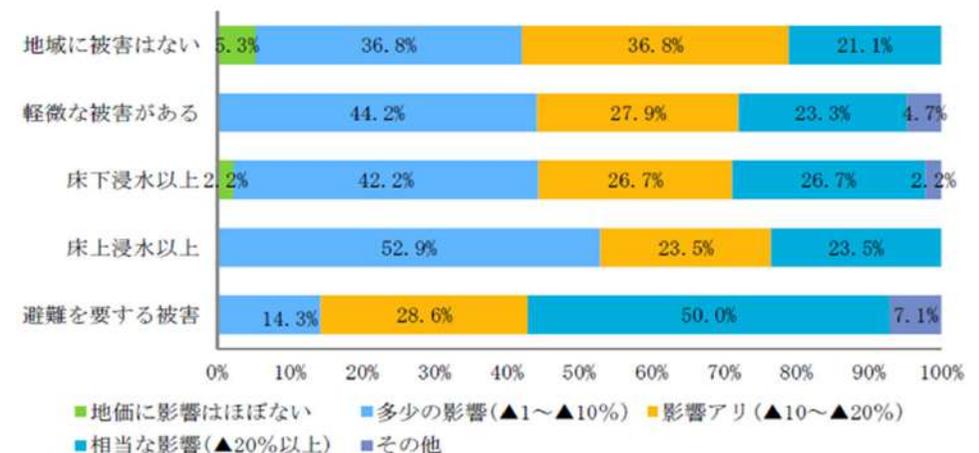
◆ 令和6年度 与党税制改正大綱

第三 検討事項

5 自動車関係諸税の見直しについては、(中略) 自動車の枠を超えたモビリティ産業の発展に伴う経済的・社会的な受益者の広がりや保有から利用への移行、地域公共交通へのニーズの高まり、CASEに代表される環境変化にも対応するためのインフラの維持管理・機能強化の必要性等を踏まえつつ、国・地方を通じた財源を安定的に確保していくことを前提に、受益と負担の関係も含め、公平・中立・簡素な課税のあり方について、中長期的な視点に立って検討を行う。その際、電気自動車等の普及や市場の活性化等の観点から、原因者負担・受益者負担の原則を踏まえ、また、その負担分でモビリティ分野を支え、産業の成長と財政健全化の好循環の形成につなげるため、利用に応じた負担の適正化等に向けた具体的な制度の枠組みについて次のエコカー減税の期限到来時まで検討を進める。(後略)

◆ 自然現象が地価に与える影響（平成29年度豪雨時の秋田県の事例）

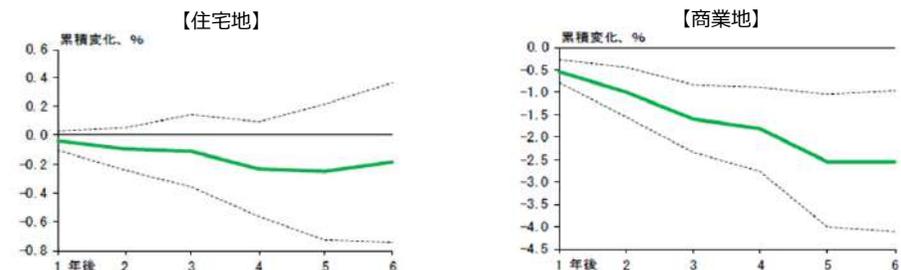
- 県内不動産関係業者を対象としてアンケート調査を実施。
- 生命に危険を及ぼす可能性が高い自然災害が生じた地域については、地価に大きな影響を与える可能性。



(出所) 一般社団法人 秋田県不動産鑑定士協会「2017（平成29）年7月豪雨被害の記録と地価へ及ぼす影響」（平成30年6月）

◆ 水害リスクの上昇が地価に与える影響

- 水害リスクの上昇に対する住宅・商業地の地価への影響について、特に、商業地において、洪水リスクについての情報の更新直後から6年後まで継続的に有意に地価を低下させるといった分析事例が存在。



(出所) 日本銀行ワーキングペーパーシリーズ「水害リスクが地価に及ぼす影響」（令和4年4月）

- 整備新幹線は、いわゆる着工5条件がすべて確認された場合のみ着工されることとなっている。
- 未着工区間は現在、「北陸新幹線（敦賀～新大阪間）」及び「九州新幹線（新鳥栖～武雄温泉間）」のみとなっている。現状、この考え方を変更すべき事情はなく、引き続き着工5条件を維持するべきである。

基本条件の確認等

- ・安定的な財源見通しの確保
- ・収支採算性
- ・投資効果
- ・JRの同意
- ・並行在来線の経営分離についての沿線自治体の同意

すべて確認された
場合のみ着工

整備新幹線の現状



⇒ 近年の整備新幹線等の整備の過程においては、様々な課題やリスクがあることが判明している。今後の整備新幹線の着工判断に際しては、着工5条件に加えて、こうした課題・リスクについても十分に検討・評価した上で、着工判断を行う必要がある。

- 九州新幹線（新鳥栖・武雄温泉間）では、フリーゲージトレインの導入が前提とされていたが、着工後、技術開発の難航により導入を断念。
- 結果、現状ではフル規格の新幹線が武雄温泉・長崎間のみを往復している状況にあり、本来の整備効果が発揮されていない状況。
- 着工の判断を行うに際しては、各種の課題・リスクを十分に検討・評価することが必要。

整備方式 検討中



フリーゲージトレインとは



フリーゲージトレインは、車輪の幅を切り替えることにより、在来線用の幅が狭い線路（狭軌）と新幹線用の幅が広い線路（標準軌）の両方を運行することができ、新たに標準軌の線路を整備しなくて済むため、地元負担が少なくなることが期待されていた。

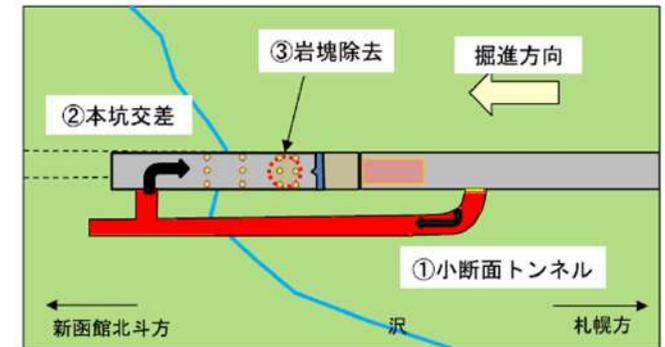
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

- 北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）はその8割が長大トンネルで占められているが、着工前のボーリング調査では把握しきれなかった、巨大な岩塊の出現、地質不良などのため、工事の遅れが生じている状況。
- 令和12（2030）年度末の開業は困難であることが報告され、現時点において完成時期を明示できない状況。
- 長大トンネルには、このように事前には把握困難な地質上の問題により、完成時期が当初見込みよりも後ろ倒しになるリスクがある。

着工前のボーリング調査では把握しきれなかった想定を超える崩れやすい軟弱な地質といった地質不良によって、トンネルの崩れ防止対策等の追加的な対策が必要となっており、トンネル工事を難航させている



着工前のボーリング調査では把握できなかった巨大な岩塊などは、その出現の度に掘削を止め、除去作業を行う必要がある



羊蹄トンネル 岩塊除去工法のイメージ

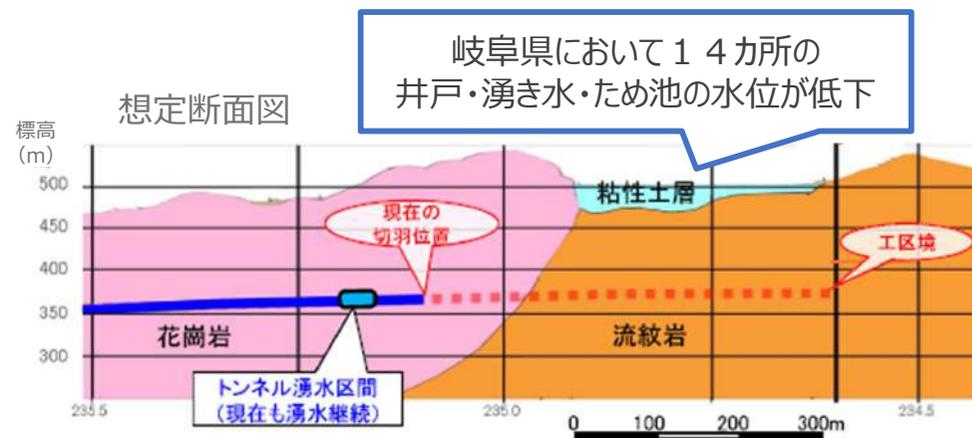
- 北海道新幹線（新函館北斗～札幌間）では、トンネル工事中、事前の調査で判明していた以上のヒ素等の自然由来重金属等が含まれる要対策土が発生。受入地確保に住民の理解を得るのに時間を要した。
- リニア中央新幹線では、トンネル工事により、地下水の流れに影響したとみられる井戸枯れや崩落事故が発生。
- 今後の整備新幹線の整備に際しては、発生土処理や地下水への影響など、環境面のリスクも評価する必要がある。

北海道における要対策土受入地



（出所）（独）鉄道建設・運輸施設整備支援機構資料より抜粋。

リニア中央新幹線における水位低下（R6）



リニア中央新幹線における崩落事故（H31）



岐阜県の斜坑直上の地上部において、直径8m、深さ5m程度の崩落事故が発生

（出所）岐阜県 環境影響評価審査会資料より抜粋。

- リニア中央新幹線では、河川法上の許可などの前提としてトンネル掘削による水資源や環境保全にかかる影響に懸念を示す静岡県との合意が得られず、静岡工区の工事に着手できていない。
- この静岡工区（9km）の遅れが品川・名古屋間（286km）全体の開業の遅れに直結し、令和9年（2027年）の開業は実現できない状況となっている。
- 今後の整備新幹線整備に際しては、関係する地方公共団体関係者等に十分な情報提供及び協議を行い、あらかじめ明確な同意を得ることがこれまで以上に重要になっている。

2013年

2017年

2018年

2024年現在

- JR東海が、環境影響評価準備書において、トンネル掘削により大井川の流量が減少する予測結果を表明

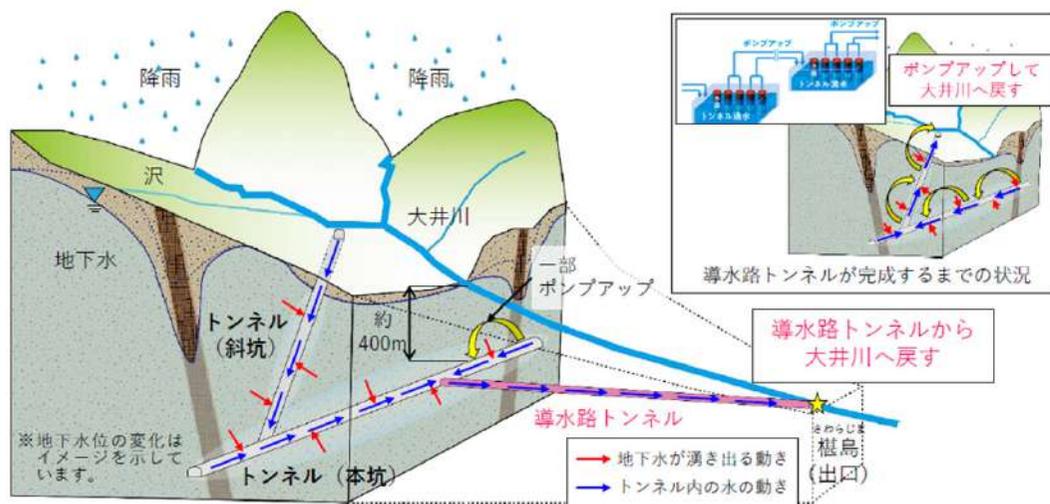
- 静岡県知事がトンネル湧水全量が大井川に戻すよう要求
- 静岡工区の工事契約を締結

- JR東海が、原則として静岡県内に湧出するトンネル湧水全量が大井川に流す措置を実施することを表明

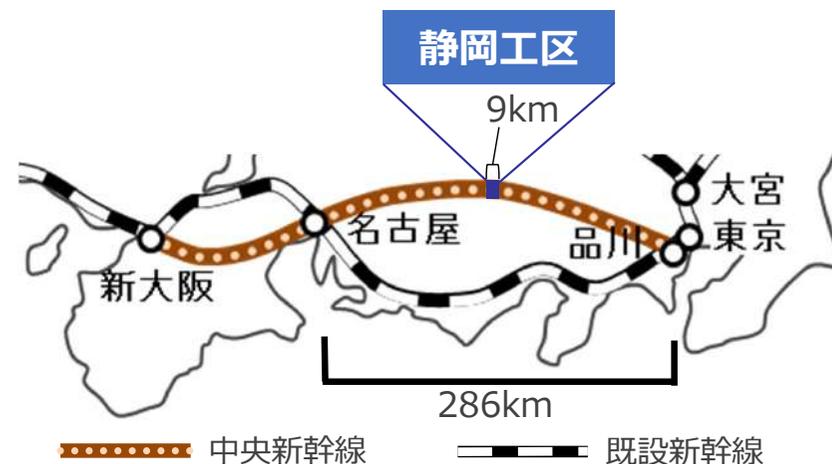
6年経過

- 水資源や環境保全にかかる懸念を払拭するためにモニタリング会議等を通じて、静岡県・JR東海・国交省による協議を継続中
- JR東海は2027年の開業は実現できない旨を表明

トンネル湧水全量が大井川に流す措置のイメージ図

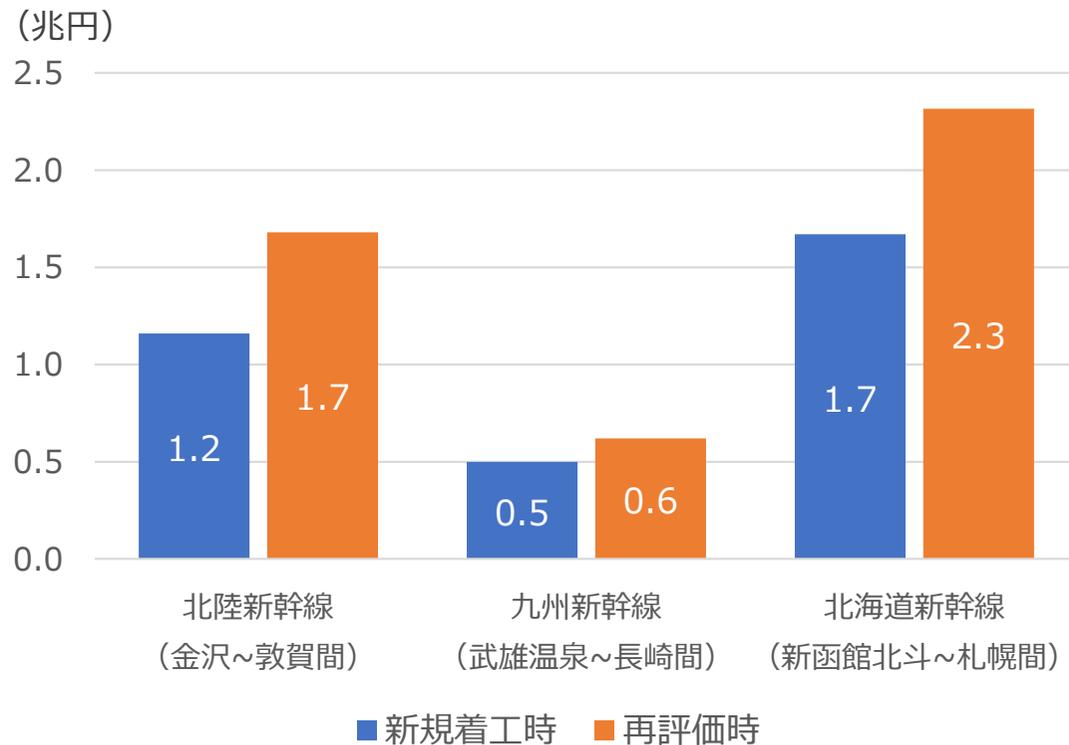


(出所) JR東海資料より抜粋。



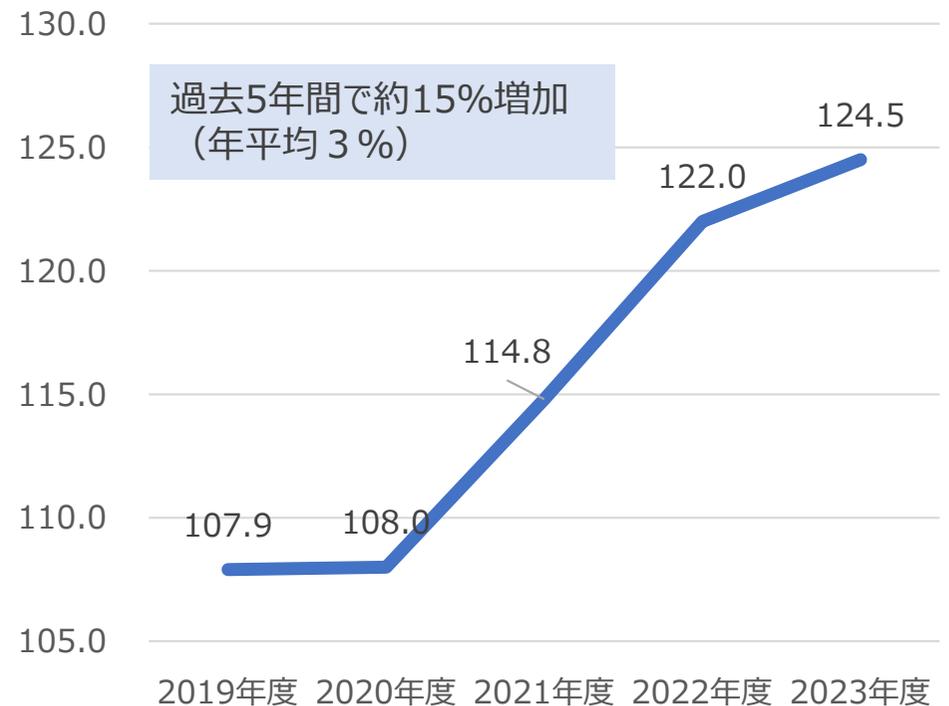
- 近年の整備新幹線事業においては、様々な要因から新規着工時の想定以上に事業費が膨らみ、国や沿線地方公共団体にとっては当初想定していない不測の負担が生じることが続いてきた。
- この点、過去の当審議会においても、事業費の見積もりに際しては将来の増加リスクを認め、これを踏まえたものとするべき、と指摘してきたところ。
- 今後の整備新幹線の整備に当たっては、事業費について、各種リスクを十分に織り込んだうえで、少なくとも政府・日銀の物価安定目標である２％程度の物価上昇の継続を前提とするべき。
- 更なる物価上昇の可能性もあるため、物価が、例えば更に＋１％上昇した場合にどの程度費用に影響を与えるかといった情報についても、あらかじめ示すべき。

新規着工時と実際の事業費（直近）の比較



(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。
 (注) 北海道新幹線については見込み。

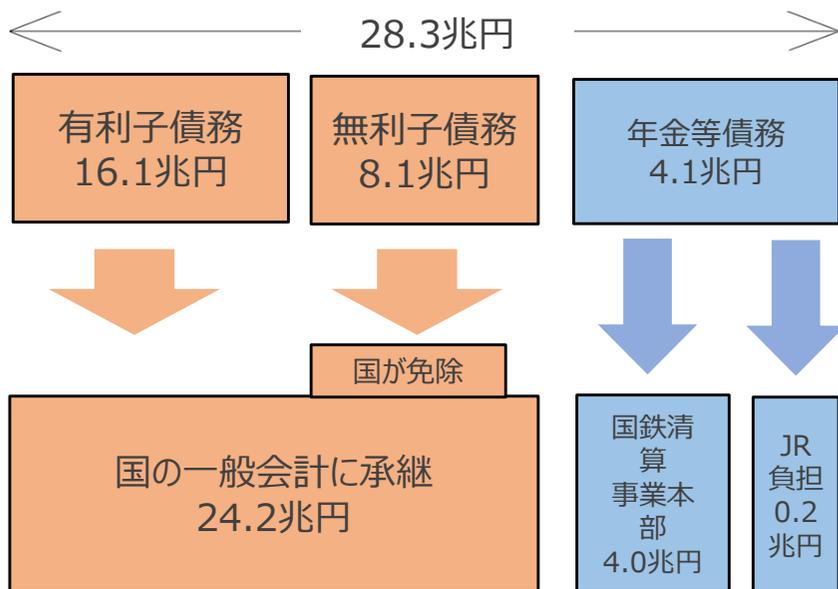
建設工事費デフレーター（鉄道軌道）



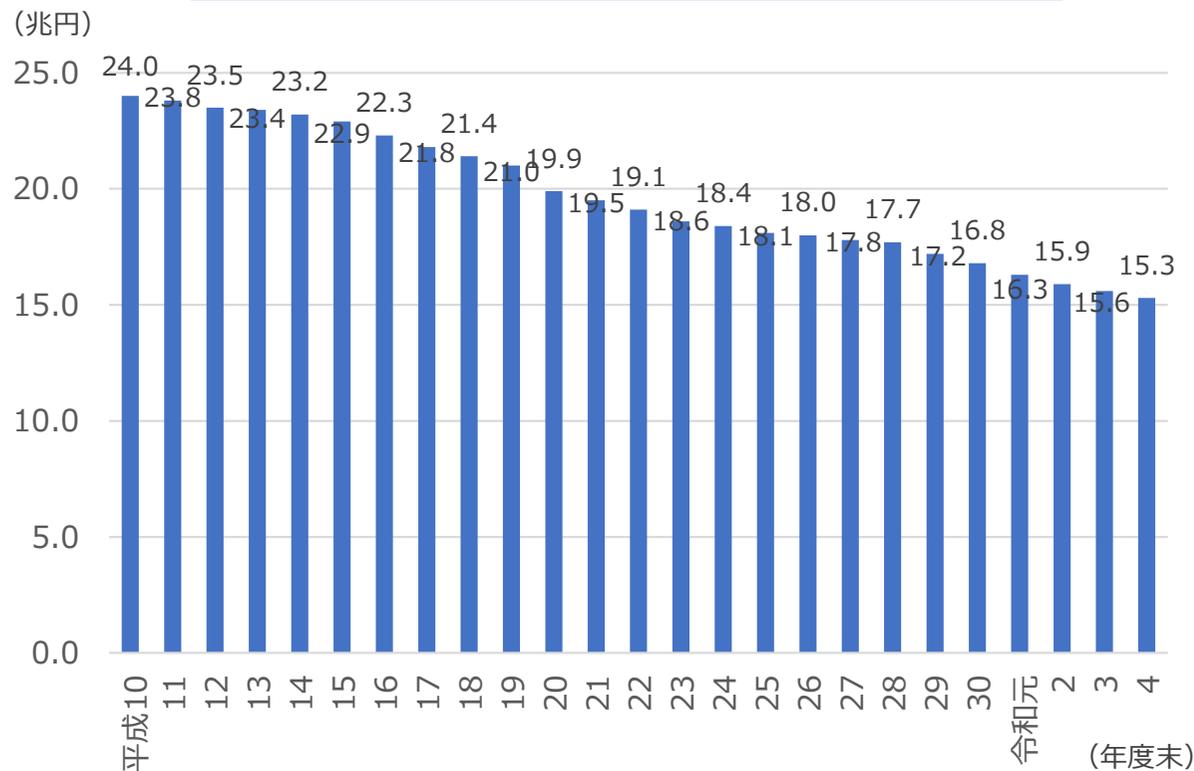
(出所) 国土交通省「建設工事費デフレーター（2015年度基準）」を基に財務省作成。

- 昭和62年に国鉄が分割・民営化された際、当時国鉄が抱えていた債務（37.1兆円）については、当時の国鉄清算事業団、新幹線鉄道保有機構、JR各社がそれぞれ承継。
- その後、平成10年10月に「日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律」が制定され、国鉄清算事業団が有していた旧国鉄の債務（28.3兆円）の一部（24.2兆円）を国の一般会計に承継し、国民負担により返済することとなった。
- 国の一般会計に承継された債務は現在も毎年返済されているところ。令和4年度では約3,100億円返済され、令和4年度末時点の債務残高は15.3兆円。

平成10年10月の国鉄長期債務残高処理



一般会計承継債務の残高推移

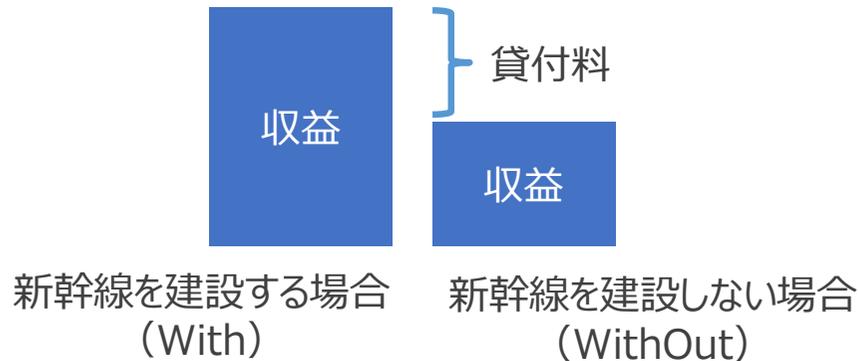


(出所) (独) 鉄道建設・運輸施設整備支援機構HPを基に財務省作成。

(出所) 国土交通省HPを基に財務省作成。

- 新幹線施設の貸付料については30年定額契約となっているが、新幹線施設が国民の共有財産であることを踏まえれば、31年目以降も引き続き適切な貸付料を徴収するのは当然。
- 同じく上下分離されている高速道路の場合には、債務返済機構から高速道路会社への貸付期間は50年以内（最大2115年まで延長可能。）。貸付料は交通量推計等を踏まえ定期的（1～5年程度）に見直されており、期中の料金収入が1%以上増減した場合には、貸付料を増減することとされている。新幹線においても、高速道路事業の事例も参考にしつつ、適切な貸付期間、貸付料を設定することが必要。

整備新幹線の貸付料の考え方



(例) 高崎～長野間 (JR東日本) の貸付料

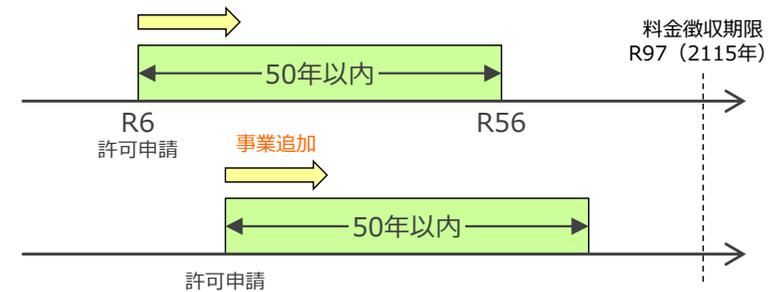
	平成9年～令和9年	令和10年以降
貸付料/年	175億円 (30年定額契約)	(取扱未定)

(参考) 31年目以降の貸付料についての国交省見解
(H27.6.2参・国交委) 藤田鉄道局長：30年経過後においても、受益が発生する限りはその範囲内で貸付料をいただくという考えに変わりはありません

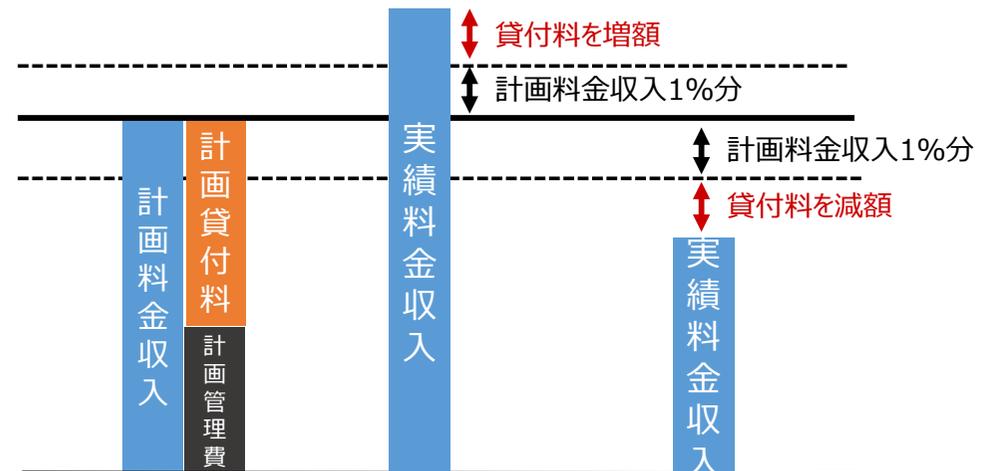
(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

高速道路貸付料の考え方

高速道路の新たな更新事業等が追加される度、貸付期間がローリング



料金収入が1%以上増減した場合には、超えた部分について貸付料を増減する

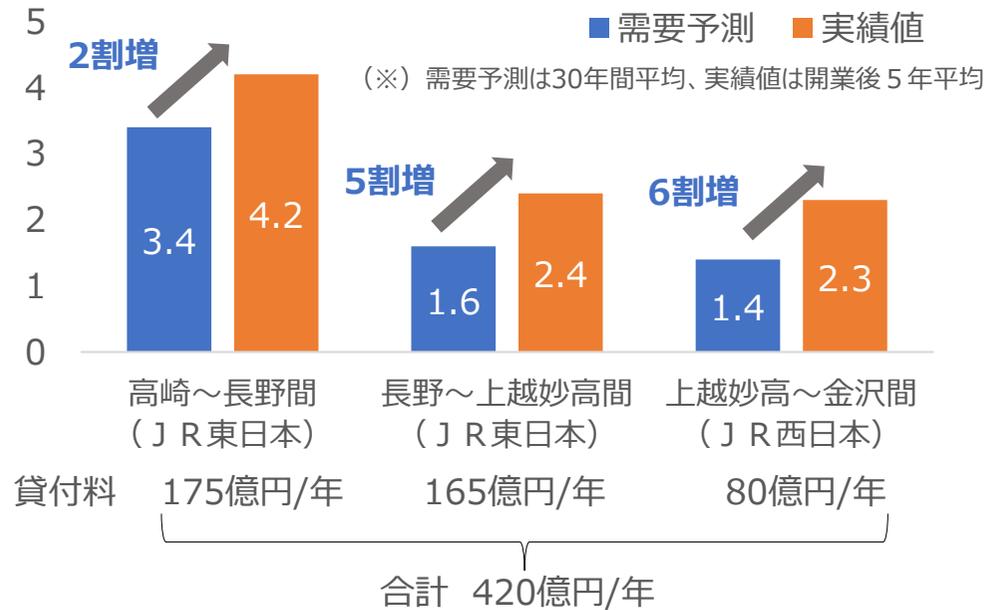


(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

- 貸付料算定時の需要予測と実績とを比較した場合、実績が上回ることが多く、金沢開業時には実績が需要予測を2～6割も上回っていた。需要予測と実績との乖離率が単純に貸付料に比例する訳ではないが、仮に単純に比例するとすれば、金沢開業の際の北陸新幹線（高崎～金沢間）では、追加的に176億円/年（+42%）を得られたであろうとも言う。
- 新幹線施設は国民共有の財産。国民・住民の負担を抑制するためにも、適切な貸付料を徴収する必要がある。今後は、貸付料算定の前提となる需要見込みを適切に行うとともに、需要の実績が貸付料算定の前提となった予測を上回る場合には、その上回る部分も貸付料として追加的に徴収できるような貸付料算定方式の見直しを行うことが必要ではないか。
- さらに、鉄道各社は鉄道事業に加えて、関連する不動産やホテル、物販などの事業で収益をあげるようになってきており、貸付料の算定にあたっては、鉄道収入のみならず、新幹線開業に関わる関連収入についても算入すべきではないか。

金沢開業（2015年）による需要予測と実績の乖離

(万人/日)



$$\Sigma (\text{貸付料} \times \text{上振れ割合}) = 176 \text{億円/年}$$

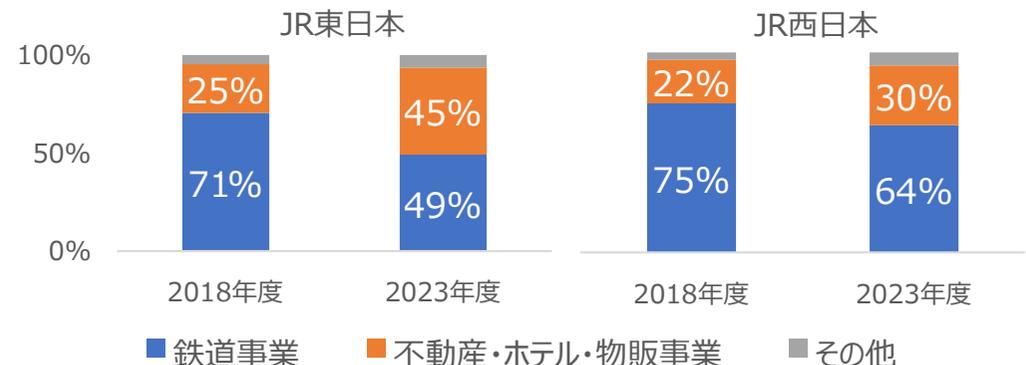
$$(175 \text{億円} \times 2 \text{割} + 165 \text{億円} \times 5 \text{割} + 80 \text{億円} \times 6 \text{割})$$

敦賀開業効果と貸付料の増

2024年4-6月期決算 (億円)



JR各社の営業利益構成比率



(出所) 国土交通省資料及びJR各社IR資料を基に財務省作成。

- 今後の整備新幹線においては大都市部での駅建設も見込まれるが、大都市部での駅建設は、これまでの駅建設費用に比べて遙かに高額となることが見込まれている。
- 大都市部では併設商業施設等による集客を見込むことができ、民営化されたJRによる創意工夫を活かす余地が極めて大きい。従来、総事業費の一部として国民・住民が負担してきた駅舎の整備に関して、少なくとも大都市部における駅舎については新幹線運営主体であるJRによる整備とすることも考えられるのではないか。

整備新幹線の一駅あたり工事費

平均

北陸新幹線
(金沢～敦賀間) 約150億円

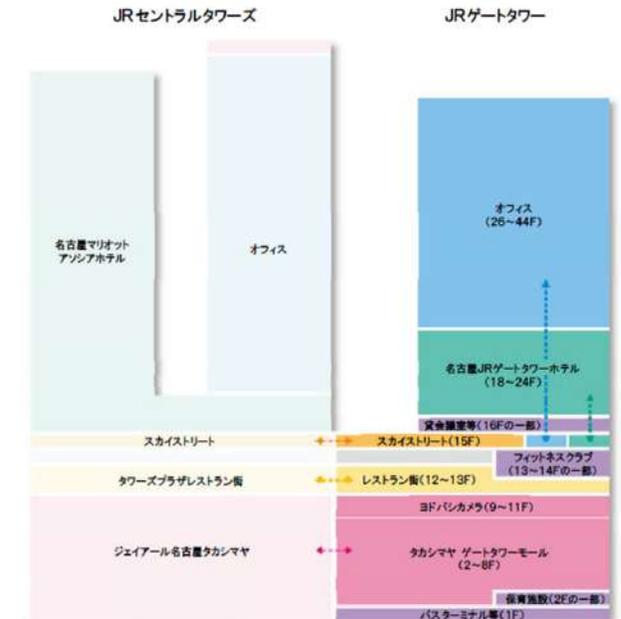
九州新幹線
(武雄温泉～長崎間) 約50億円

北海道新幹線
(新函館北斗～札幌間) 約140億円

(出所) 国土交通省資料を基に財務省作成。

駅併設商業施設の例

- 名古屋駅にホテル・オフィス・小売等の商業施設を建設（JRセントラルタワーズ・JRゲートタワー）



- 博多駅の延べ床面積24万平米の駅ビル（JR博多シティ）



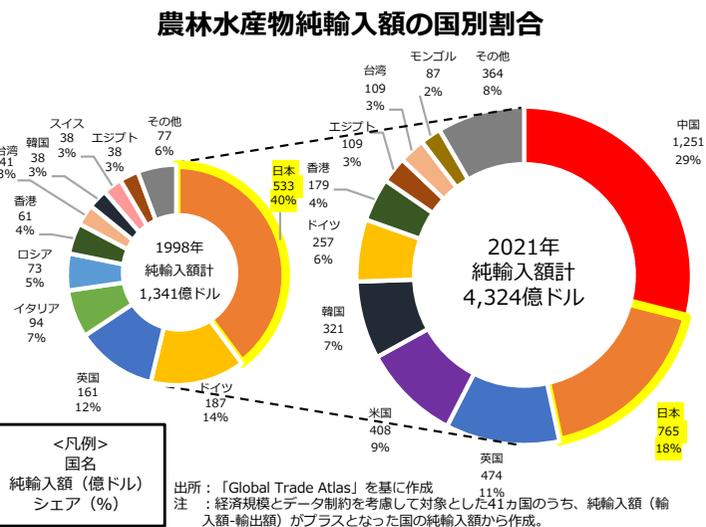
(出所) JR東海資料、JR九州資料、福岡市HPを基に財務省作成。

「食料・農業・農村基本法」の制定時からの変化

- 令和4年9月の総理指示を受けて、食料・農業・農村基本法の総合的な検証を実施し、制定から20年が経過する中で、制定時とは前提となる社会情勢や今後の見通し等が変化していることが明らかとなった。
- 具体的には、世界的な人口増加等による食料争奪の激化など、食料安全保障上のリスクが高まる中で、国内の人口減少やカーボンニュートラル等に対応した持続可能な食料供給基盤の確立を図る必要が生じており、これらに対応する政策の再構築が必要。

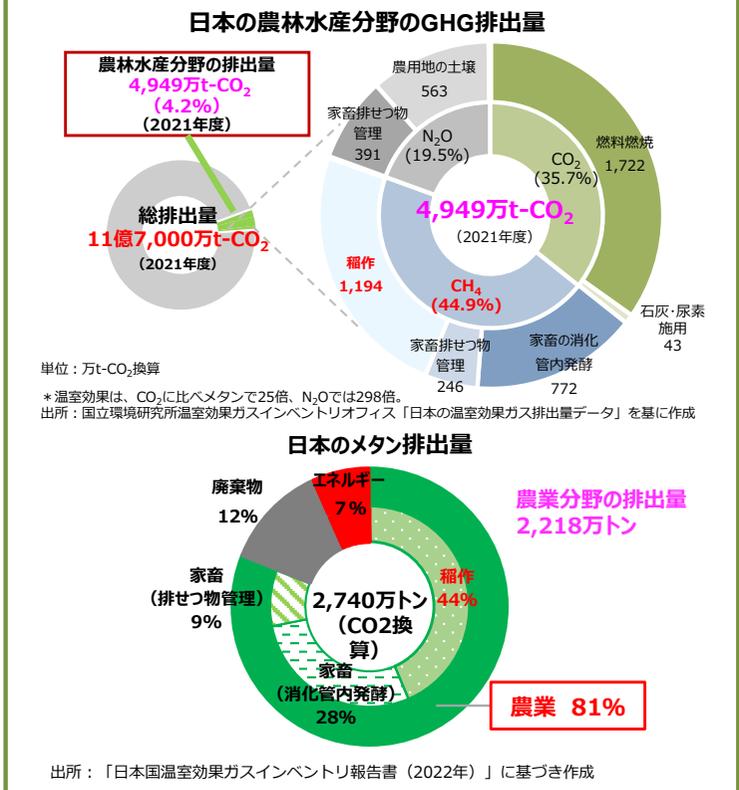
食料安全保障を取り巻く環境の変化

- 世界的な人口増加、気候変動の影響に伴う生産の不安定化等、輸入リスク(必要な食料をいつでも安価に調達できる訳ではない状況)が顕在化
- 物流の2024年問題、人口減少に伴う不採算地域からの流通業の撤退、貧困・格差の拡大等により、新たな問題として食品アクセス問題が顕在化
- 価格競争が長期化する中で、コストが上昇しても思うように価格転嫁ができない等、食料システムの持続性の観点からリスクが増大
- 国内人口が減少する中で、農業・食品産業は成長する海外市場も視野に入れる必要



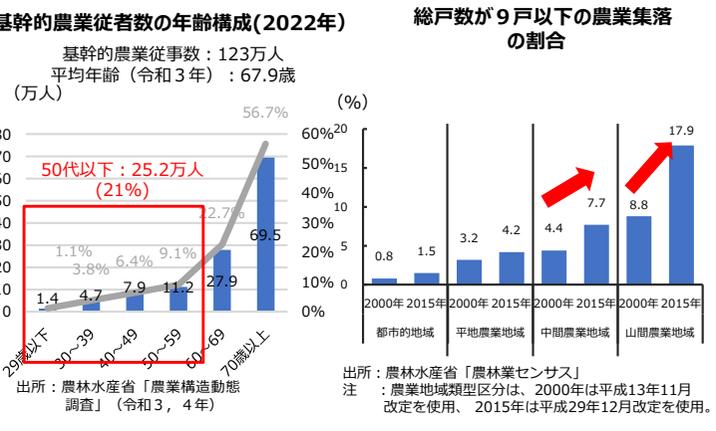
環境等の持続可能性の取組の主流化

- 地球温暖化、生物多様性など、農業が有する持続可能性へのマイナスの影響に対する国際的な議論の進展と関心の高まり
- 食品産業における持続可能性の追求の流れ(人権に配慮した持続可能な原材料調達、食品ロス削減、GHG削減等)
- SDGs 等に関する消費者の意識の高まり



人口の急減に伴い 食料供給を支える力の弱体化

- 国内人口が減少局面に転じる中で、農業・農村で人口減少の影響が先行して顕著化
- 基幹的農業従事者が今後20年で約1/4程度(120万人→30万人)に急減する一方、人口全体が減少し、人材獲得競争が激化する見込み
- 生産水準を維持するためには、受け皿となる経営体やそれを支えるサービス事業体、スマート技術の活用等が不可欠
- 農村の集落機能が低下し、中山間地域等を中心に、農地の保全・管理、末端の農業インフラの保全・管理が困難化



- 食料供給基盤の維持のための家畜伝染病、病害虫等への対応の必須化

- 「食料・農業・農村基本法」について、制定時からの変化を踏まえ、食料安全保障の確保等に向けて改正（令和6年5月成立）。

食料・農業・農村基本法の改正

食料安全保障の確保

- (1) 基本理念について、
- ①「食料安全保障の確保」を規定し、その定義を「良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態」とする。（第2条第1項関係）
 - ②国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤等の確保が重要であることに鑑み、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない旨を規定。（第2条第4項関係）
 - ③食料の合理的な価格の形成については、需給事情及び品質評価が適切に反映されつつ、食料の持続的な供給が行われるよう、農業者、食品事業者、消費者その他の食料システムの関係者によりその持続的な供給に要する合理的な費用が考慮されるようにしなければならない旨を規定。（第2条第5項関係）
- (2) 基本的施策として、
- ①食料の円滑な入手（食品アクセス）の確保（輸送手段の確保等）、農産物・農業資材の安定的な輸入の確保（輸入相手国の多様化、投資の促進等）（第19条及び第21条関係）
 - ②収益性の向上に資する農産物の輸出の促進（輸出産地の育成、生産から販売までの関係者が組織する団体（品目団体）の取組促進、輸出の相手国における需要の開拓の支援等）（第22条関係）
 - ③価格形成における費用の考慮のための食料システムの関係者の理解の増進、費用の明確化の促進等を規定。（第23条及び第39条関係）

環境と調和のとれた食料システムの確立

- (1) 新たな基本理念として、食料システムについては、食料の供給の各段階において環境に負荷を与える側面があることに鑑み、その負荷の低減が図られることにより、環境との調和が図られなければならない旨を規定。（第3条関係）
- (2) 基本的施策として、農業生産活動、食品産業の事業活動における環境への負荷の低減の促進等を規定。（第20条及び第32条関係）

農業の持続的な発展

- (1) 基本理念において、生産性の向上・付加価値の向上により農業の持続的な発展が図られなければならない旨を追記。（第5条関係）
- (2) 基本的施策として、効率的かつ安定的な農業経営以外の多様な農業者による農地の確保、農業法人の経営基盤の強化、農地の集団化・適正利用、農業生産の基盤の保全、先端的な技術（スマート技術）等を活用した生産性の向上、農産物の付加価値の向上（知財保護・活用等）、農業経営の支援を行う事業者（サービス事業者）の活動促進、家畜の伝染性疾病・有害動植物の発生予防、農業資材の価格変動への影響緩和等を規定。（第26条から第31条まで、第37条、第38条、第41条及び第42条関係）

農村の振興

- (1) 基本理念において、地域社会が維持されるよう農村の振興が図られなければならない旨を追記。（第6条関係）
- (2) 基本的施策として、農地の保全に資する共同活動の促進、地域の資源を活用した事業活動の促進、農村への滞在機会を提供する事業活動（農泊）の促進、障害者等の農業活動（農福連携）の環境整備、鳥獣害対策等を規定。（第43条から第49条まで関係）

- 今後、新基本法に基づいて、農業施策の基本的な方針や、食料安全保障の確保に関する目標等を定めた基本計画を作成し、初動5年間は、「農業の構造転換を集中的に押し進められるよう」、関連施策を実行していくこととされている。
- 新しい基本計画の策定とその実行にあたっては、これまでの取組と成果の検証も踏まえつつ、どんな「構造」にどう「転換」するのか将来像を明らかにした上で、合理的な国民負担・財政支援のあり方について検討すべき。

食料・農業・農村基本法（基本計画関係部分）

第十七条

政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画(以下「基本計画」という。)を定めなければならない。

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 二 食料安全保障の動向に関する事項
- 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
- 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。

(以下略)

農業の構造転換の推進に関する記述

【経済財政運営と改革の基本方針2024（令和6年6月閣議決定）】

食料安全保障の強化や環境と調和のとれた食料システムの確立を新たな柱に位置付けるとともに農業の持続的な発展や農村の振興を図るため、基本法が四半世紀ぶりに改正されたことを受け、初動5年間で農業の構造転換を集中的に押し進められるよう、2024年度中に基本計画を改定し、施策を充実・強化するとともに、それを確実に進めるための体制を確保し、農林水産業の収益力向上の実現を通じた所得の向上を図る。

農業を支える国民負担のあり方

- 国際的な農業保護の水準（財政負担・消費者負担）を示す指標（PSE）をOECD各国と比較すると、日本は相対的に高い状況。
- 法人経営や大規模化、輸出の推進等、可能な努力を積み重ね、多額の国民負担に支えられている日本の農業を自立した産業へと、まさに「構造転換」していく必要があるのではないか。

PSE（農業保護水準を示す指標：Producer Support Estimate）

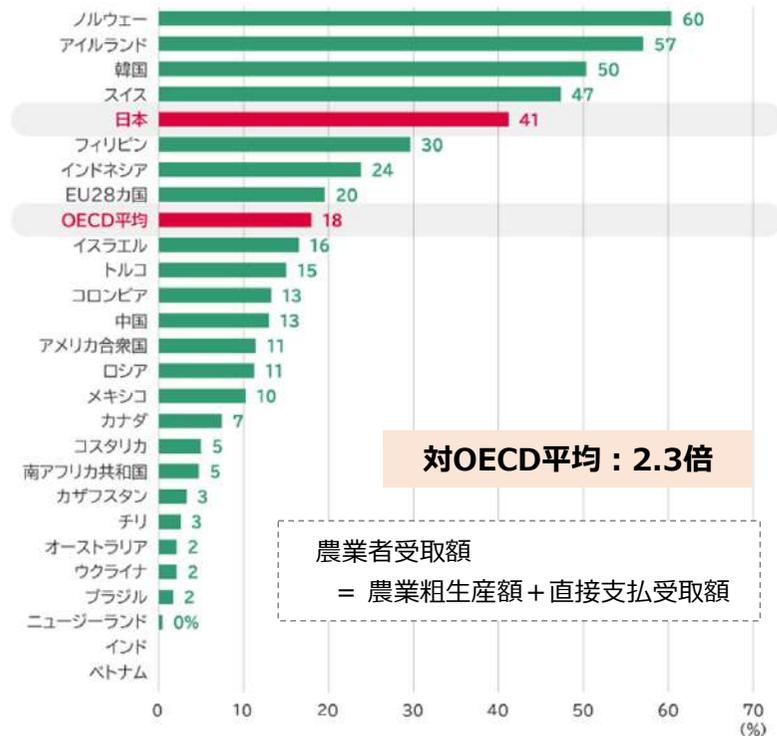
$$\text{PSE} = \text{①関税など農産物の価格形成に介入することによる生産者への間接的な所得移転（MPS）} \\ + \text{②直接支払（価格形成に介入せずに行う所得移転）}$$

※ MPS（Market Price Support）は、品目ごとの内外価格差に国内生産量を掛け合わせた集計値で推計

名目GDPに対するPSEの比率

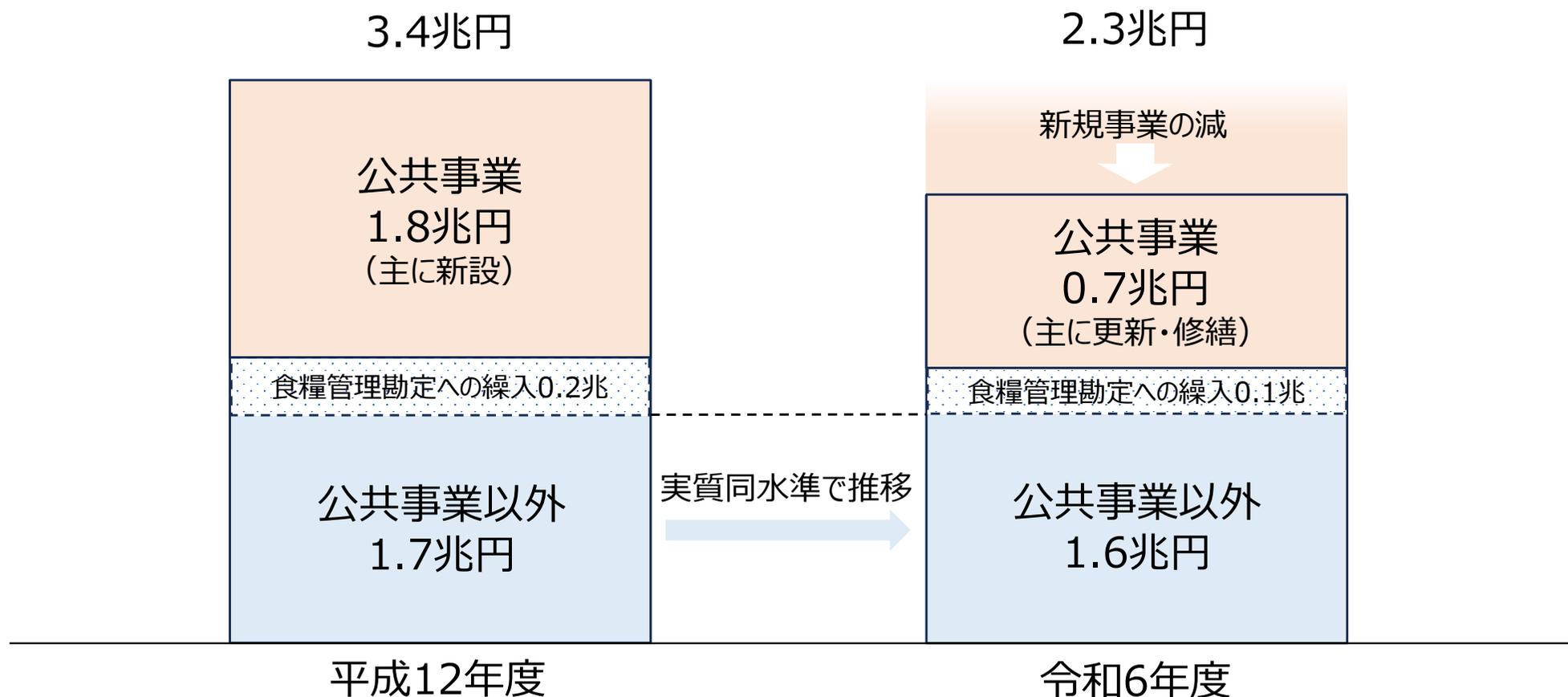


農業者受取額に対するPSEの比率



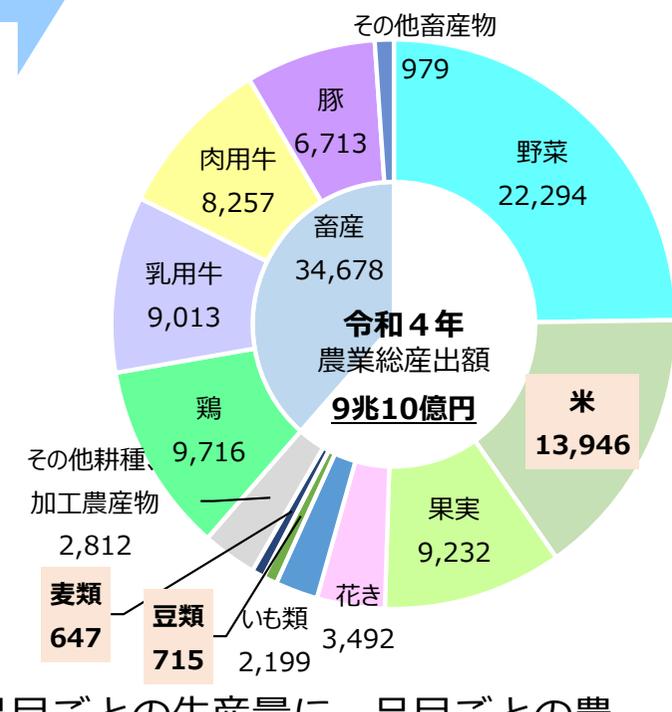
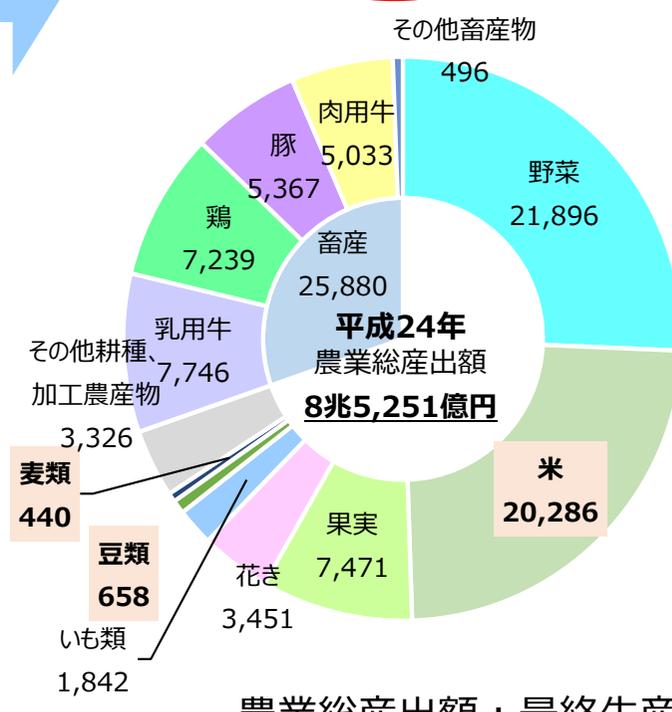
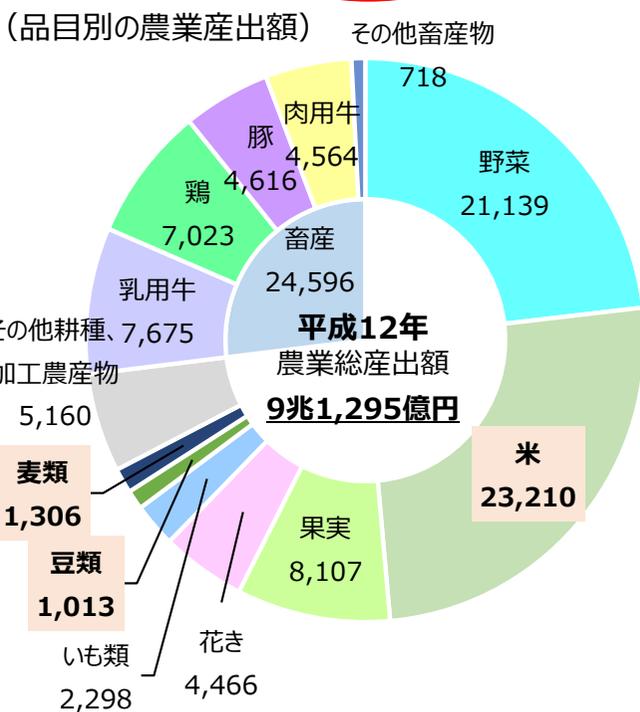
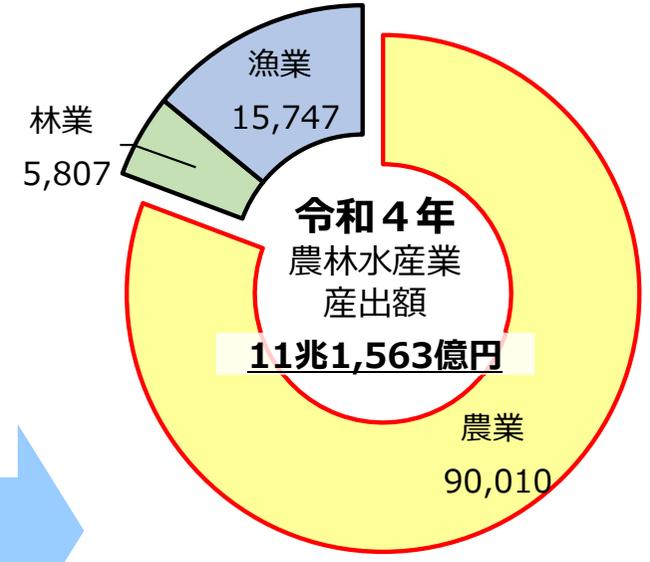
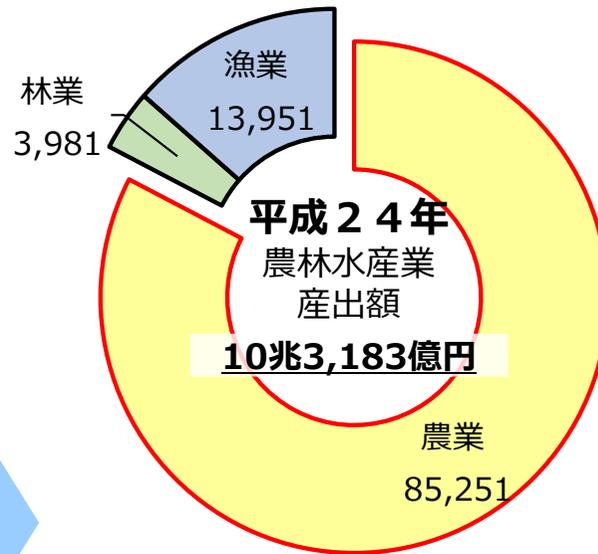
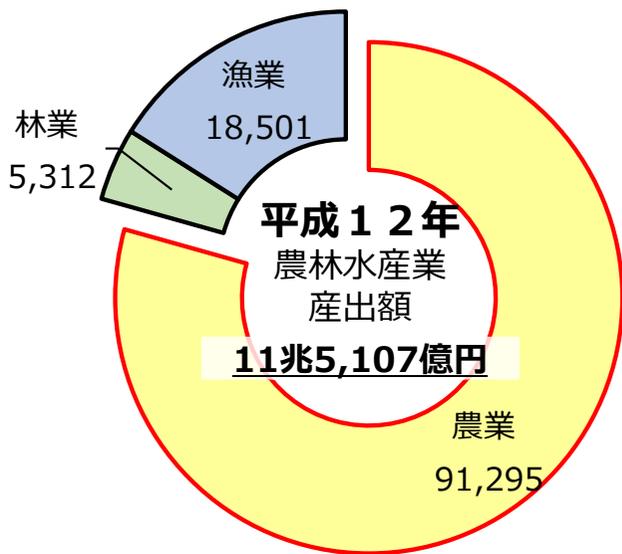
農林水産関係予算の長期的な変化

- 農林水産関係予算について、「食料・農業・農村基本法」の制定を受けた最初の予算である平成12年度当初予算（3.4兆円）は、直近の令和6年度当初予算（2.3兆円）と比較して1兆円ほど大きく見えるが、その主な要因は公共事業の規模の違い。
- 公共事業について、平成12年度当時は、大規模ダム造成や集落排水施設・農道（橋・トンネルを含む）の新設が大宗であり、相応の事業規模を必要とした一方、現在は更新・修繕が多くを占めており、新設ほどの費用は要しない状況。
- 公共事業以外は、食料安定供給特会（食糧管理勘定）への繰入（備蓄等の経費）を除くとほぼ同水準。



農業生産の規模の変化

○ 農業生産の規模について、産出額の内訳に変化があるが、総額に大きな違いはない。



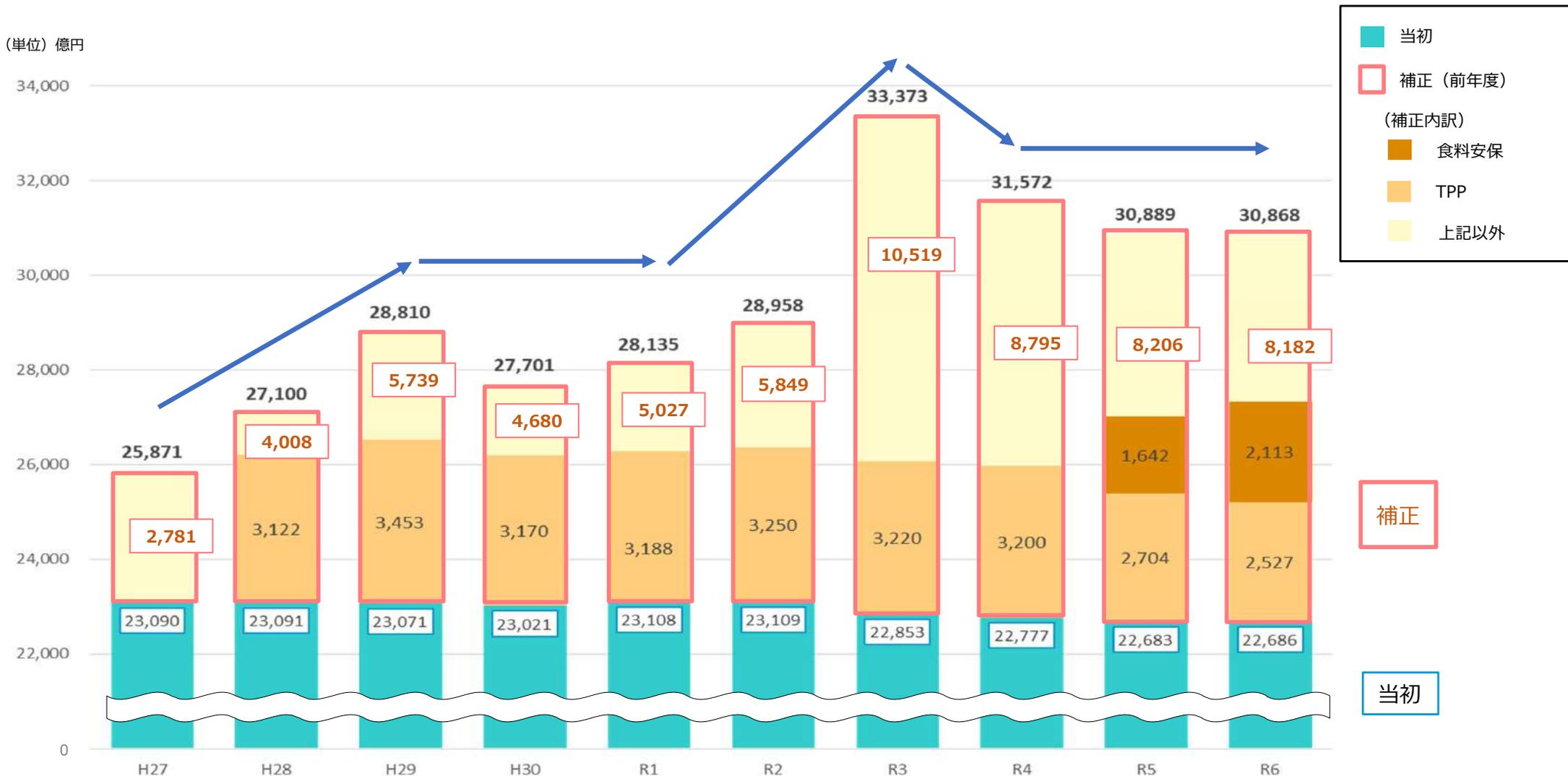
農業総産出額：最終生産物の品目ごとの生産量に、品目ごとの農家先販売価格を乗じた額を合計したもの。

(出所) 農林水産省「生産農業所得統計」、「林業産出額」、「漁業産出額」

(注) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

- 近年の農林水産関係予算は、平成28年度以降、「TPP等関連政策大綱」を踏まえた関連予算を計上し、当初・補正合わせて、2.7～2.8兆円程度で推移してきたところ、コロナ・物価高対応等により3.3兆円（令和2年度補正 + 令和3年度当初）まで急増。
- その後も、補正予算を中心に、依然として予算総額は高水準で推移。

当初予算 + 補正予算(前年度)の推移



(注) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

- 供給熱量の高い米・麦・大豆等は、食料安全保障上、重要な作物。ただし、これらを生産する土地利用型農業では、経営所得安定対策等として多額の財政負担が生じており、支出のあり方等について常に検証が必要。

経営所得安定対策等

① 水田活用の直接支払交付金

水田における主食用米以外の作付（転作）に対して交付金を支払い。

※ 水田の畑地化についても別途財政支援。

② 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）

外国産との生産条件の格差から生じる不利を補正するため、生産コストと販売価格の差額を補てん。

③ 米・畑作物の収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）

価格低下等により収入が減少した場合に、減少額の9割を補てん。

※ 収入に対するセーフティネット制度としては、収入保険も存在。

土地利用型農業に対する財政負担の推移

(億円)

8,000

7,000

6,000

5,000

4,000

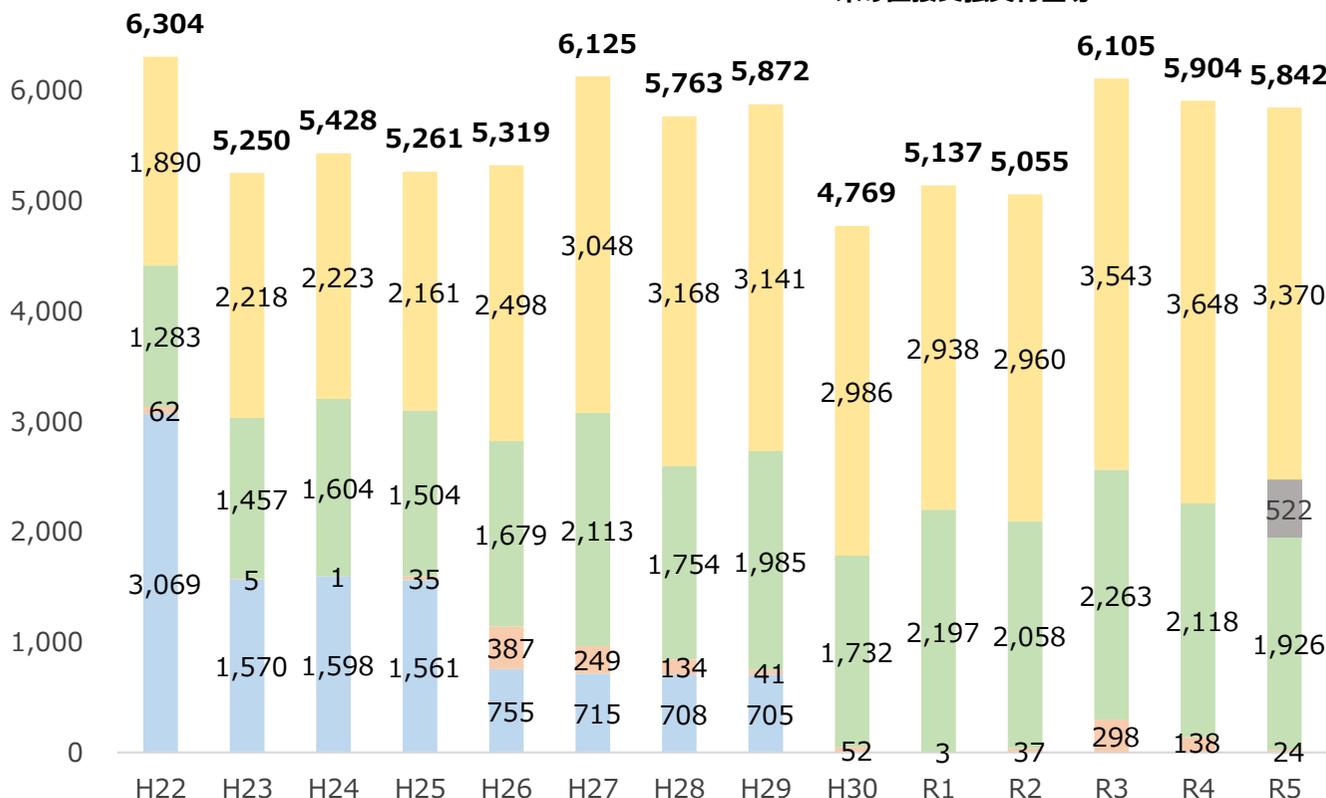
3,000

2,000

1,000

0

- 水田活用の直接支払交付金等
- 畑地化促進事業
- 畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）
- 収入減少影響緩和交付金（ナラシ対策）
- 米の直接支払交付金等



(出所) 農林水産省「経営所得安定対策等の支払実績」から財務省作成

(注) 単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

※ 野菜については、生産費や所得を恒常的に補う趣旨の財政支援は存在しない。価格変動に対するセーフティネットとして措置されている野菜価格安定制度において毎年度100～200億円程度の財政支出がある。

- 新基本法では、食料安全保障の確保を図る上で、国民に対する食料の安定的な供給については、①国内農業生産の増大を基本としつつ、②安定的な輸入、③備蓄の確保を図るとともに、④海外への輸出により食料の供給能力の維持を図ることとされている。

食料・農業・農村基本法（抜粋）

（食料の安定供給の確保）

第二条

食料については、人間の生命の維持に欠くことができないものであり、かつ、健康で充実した生活の基礎として重要なものであることに鑑み、将来にわたって、食料安全保障（良質な食料が合理的な価格で安定的に供給され、かつ、国民一人一人がこれを入手できる状態をいう。以下同じ。）の確保が図られなければならない。

2 国民に対する食料の安定的な供給については、世界の食料の需給及び貿易が不安定な要素を有していることに鑑み、国内の農業生産の増大を図ることを基本とし、これと併せて安定的な輸入及び備蓄の確保を図ることにより行われなければならない。

（中略）

4 国民に対する食料の安定的な供給に当たっては、農業生産の基盤、食品産業の事業基盤等の食料の供給能力が確保されていることが重要であることに鑑み、国内の人口の減少に伴う国内の食料の需要の減少が見込まれる中においては、国内への食料の供給に加え、海外への輸出を図ることで、農業及び食品産業の発展を通じた食料の供給能力の維持が図られなければならない。

（以下略）

第十七条

（略）

2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針
- 二 食料安全保障の動向に関する事項
- 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標
- 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策
- 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項

（以下略）

- 国内での生産に関しても、食料・農業・農村基本法では、食料自給率は複数の目標の中の1つとして規定され、位置づけが相対化されていることに留意。

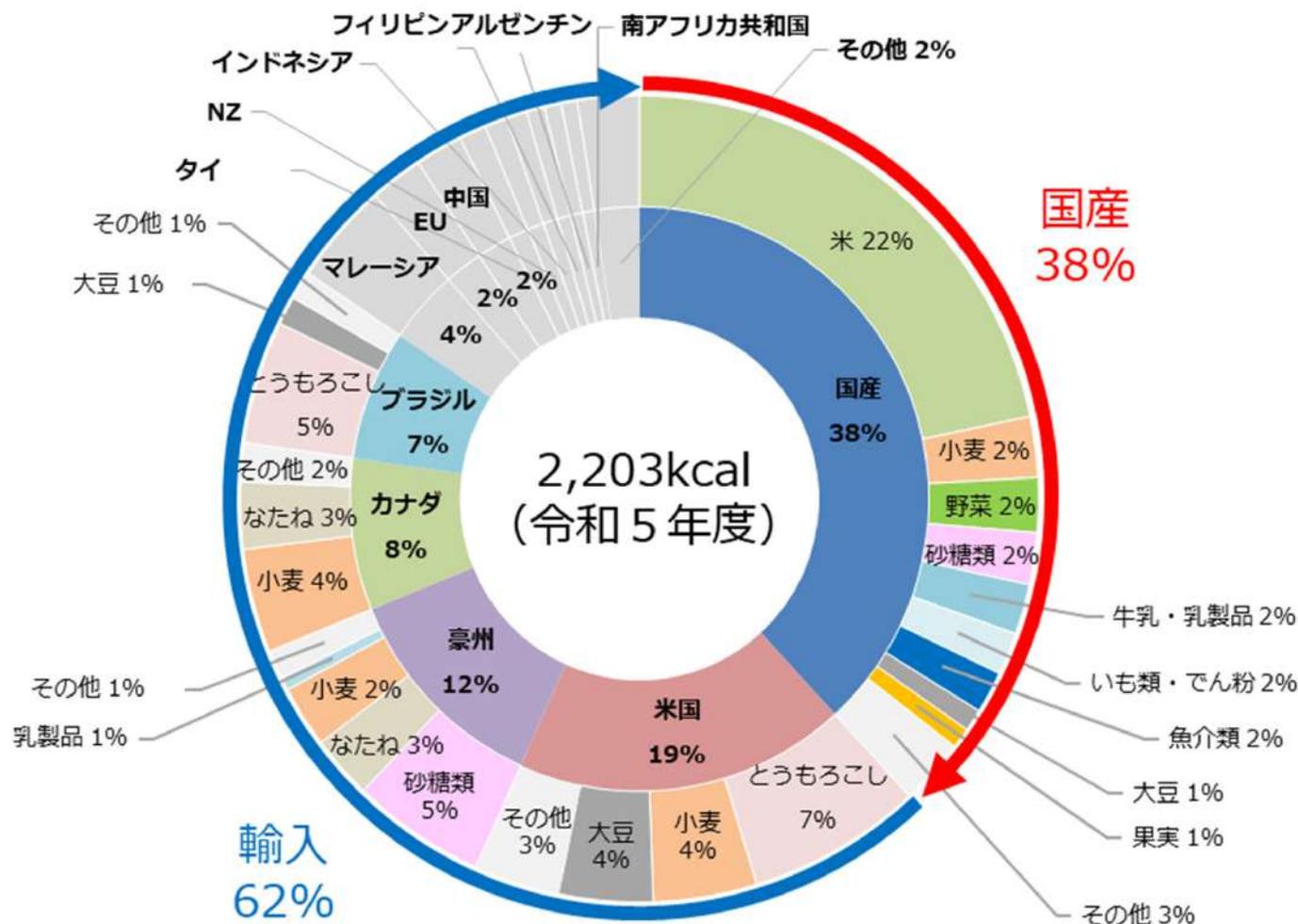
【答申（令和5年9月 食料・農業・農村政策審議会）】

食料自給率目標は、国内生産と消費に関する目標の一つとし、それに加え、**新しい基本計画で整理される課題に適した数値目標**を設定する。

改正前	改正後
<p>第二章 基本的施策 第一節 食料・農業・農村基本計画</p> <p>十五条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 二 食料自給率の目標 三 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 四 前三号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 前項第二号に掲げる食料自給率の目標は、その向上を図ることを旨とし、国内の農業生産及び食料消費に関する指針として、農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。</p> <p>4～8 （略）</p>	<p>第二章 基本的施策 第一節 食料・農業・農村基本計画</p> <p>十七条 政府は、食料、農業及び農村に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、食料・農業・農村基本計画（以下「基本計画」という。）を定めなければならない。</p> <p>2 基本計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。 一 食料、農業及び農村に関する施策についての基本的な方針 二 食料安全保障の動向に関する事項 三 食料自給率その他の食料安全保障の確保に関する事項の目標 四 食料、農業及び農村に関し、政府が総合的かつ計画的に講ずべき施策 五 前各号に掲げるもののほか、食料、農業及び農村に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために必要な事項</p> <p>3 前項第三号の目標は、食料自給率の向上その他の食料安全保障の確保に関する事項の改善が図られるよう農業者その他の関係者が取り組むべき課題を明らかにして定めるものとする。</p> <p>4～9 （略）</p>

- 現在の輸入品の大宗は、政治経済的に良好な関係の国からのもの。こうした品目については、あえて国民負担で国内生産を拡大することではなく、輸入可能なものは輸入し、他の課題に財政余力を振り分けるという視点も重要ではないか。

日本の供給カロリーの国別構成

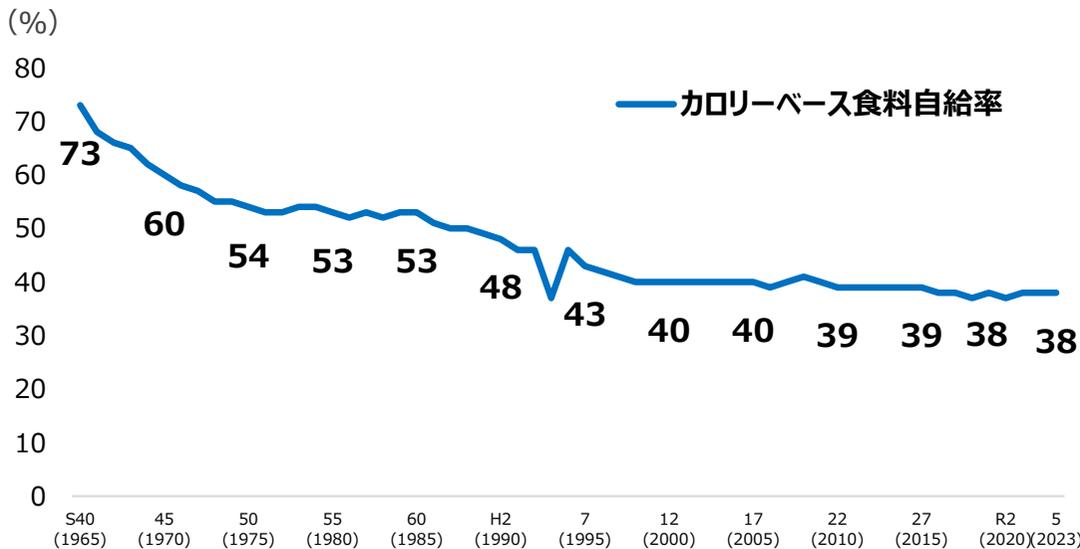


(注1) 輸入熱量は供給熱量と国産熱量の差とし、輸出、在庫分は捨象した。
 (注2) 主要品目の国・地域別の輸入熱量を、農林水産省「令和5年農林水産物輸出入概況」の各品目の国・地域毎の輸入量で按分して試算した。
 (注3) 輸入飼料による畜産物の生産分は輸入熱量としており、この輸入熱量については、主な輸入飼料の国・地域毎の輸入量 (TDN (可消化養分総量) 換算) で按分した。

食料自給率の仕組みと推移

- 現行までの基本計画においては、食料の安定供給の観点から、食料自給率の目標を設定。
- 食料自給率は、国民がどのような食生活（食事における食品の構成）により熱量を摂取しているかという点に大きく影響を受けるもの。実際、全て国内で自給している米の消費が減り、輸入の割合が大きい油脂類・畜産物の消費が増えたことにより、食料自給率は1990年代後半にかけて大幅に減少し、それ以降は40%程度で安定推移している。
- このように政策的に働きかけることが困難な個人の食生活に左右される食料自給率を、食料安全保障の確保に関する政策目標として過度に重視することは不適當。

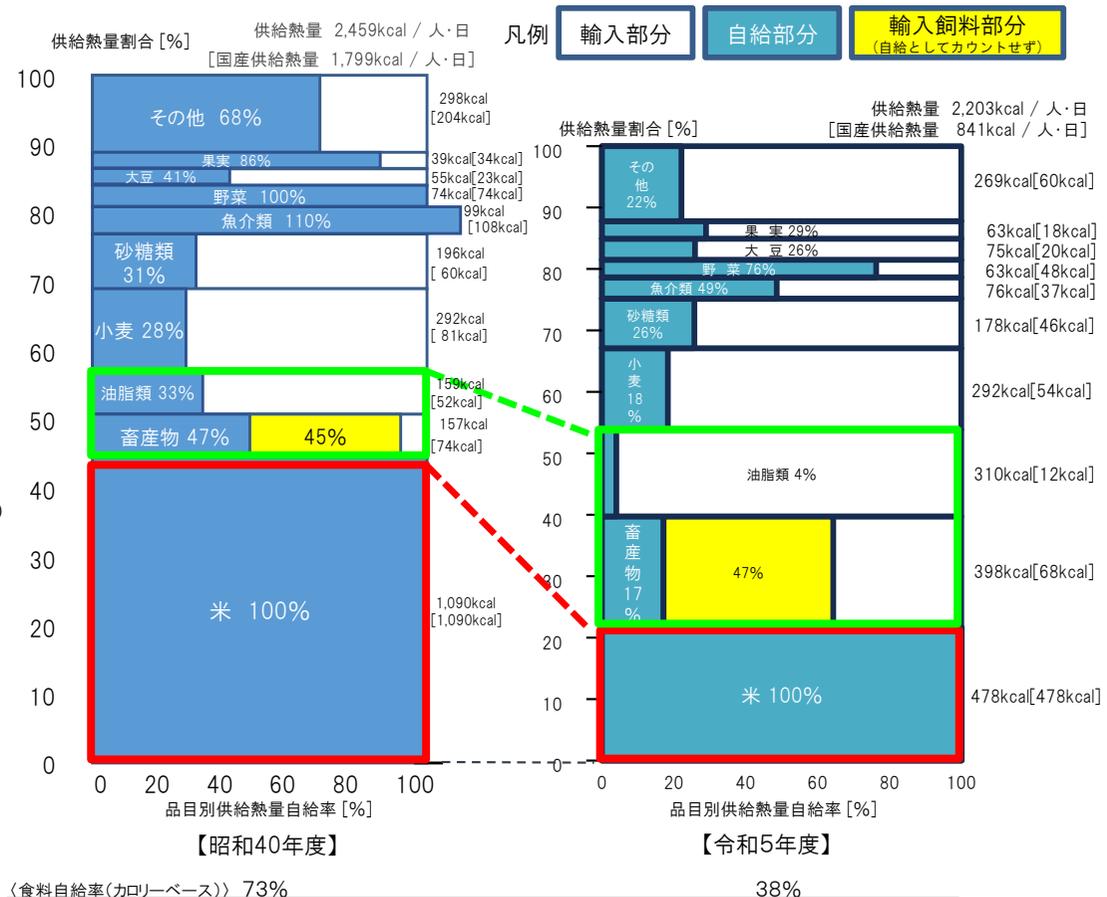
食料自給率の推移



<食生活の変化のイメージ>



日本の食料消費構造と食料自給率の変化



<食料自給率(カロリーベース)> 73%

38%

- 食料自給率は、多額の補助金を投入しても、実際に上昇効果があるのか判断が難しい面がある。
- また、例えばかなりの年月をかけて自給率を数年で数%上昇させることが可能だとしても、それにどれほどの意義があるのか熟考する必要。さらに、補助金が剥落すると自給率も落ちるのであれば、なおさら、その意義について慎重に考えざるを得ない面があるのではないか。
- 食料安全保障の確保の観点からは、常に輸入と備蓄の活用という視点を欠いてはならない。

食料自給率（全体）を1%引き上げるための国費負担（試算）

	全体の供給熱量 に対するシェア	食料自給率を1%引き上げるために			(参考) 同数量を備蓄する のにかかる国費
		必要な生産量 (万トン)	必要な国費		
			畑地	水田	
小麦	13.3%	39.4万トン	440億円	798億円	25億円
大豆	3.2%	25.9万トン	429億円	903億円	—

※1 農林水産省「食料需給表（令和4年度）」等より財務省で試算（令和4年度、カロリーベース）。

※2 「必要な国費」については、「畑地」では畑作物の直接支払交付金（ゲタ対策）、「水田」ではゲタ対策に加え水田活用の直接支払交付金を計上している。

※3 備蓄については、「食料麦備蓄対策事業」より推計。大豆の国家備蓄は行っていない。

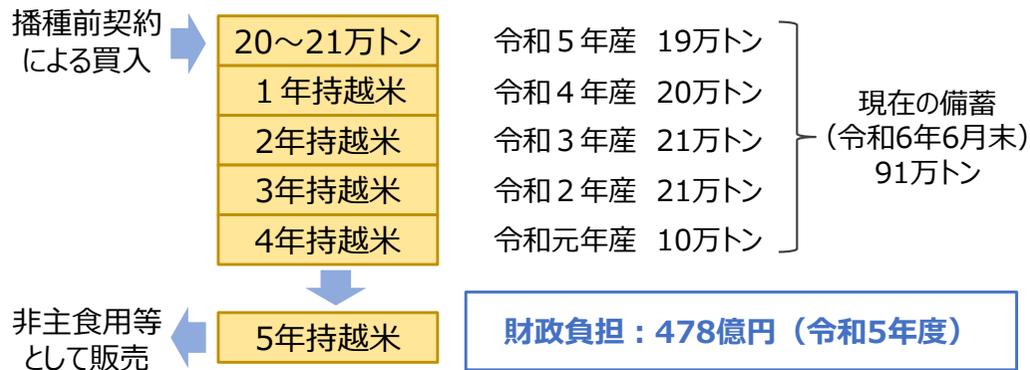
備蓄のあり方

- 本年6月には、新基本法と合わせ、「食料供給困難事態対策法」が成立。今後定めることとなっている同法の実施に関する基本方針では、食料・資材などの備蓄についても定めることとなっている。
- 「有事」に備えて食料備蓄を行うことは必要だが、そのあり方については常に検証する必要。あくまで国民への安定的な食料供給というゴールが重要であり、必要な備蓄は、民間も含めた国内における在庫の有効活用、ロジスティクス、リスクとコスト（財政負担）の関係等を踏まえた総合的な対応の中で考えられるべき。

【主要な食料・資材等の現行の備蓄のあり方と財政負担】

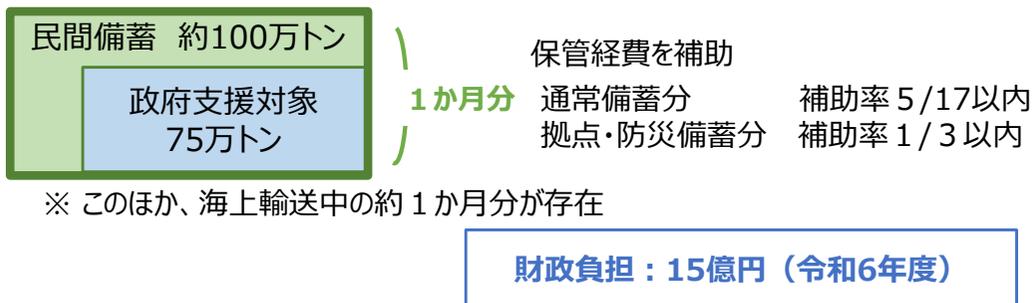
米

＜原則20～21万トン × 5年間 = 100万トン程度を備蓄＞



飼料穀物

民間企業は不測の事態に備え、1か月分の需要量に相当する約100万トンの飼料穀物を備蓄。このうち、過去の大災害に匹敵する事態にも対応可能な75万トンを政府支援対象とし、その保管経費の一部を支援。



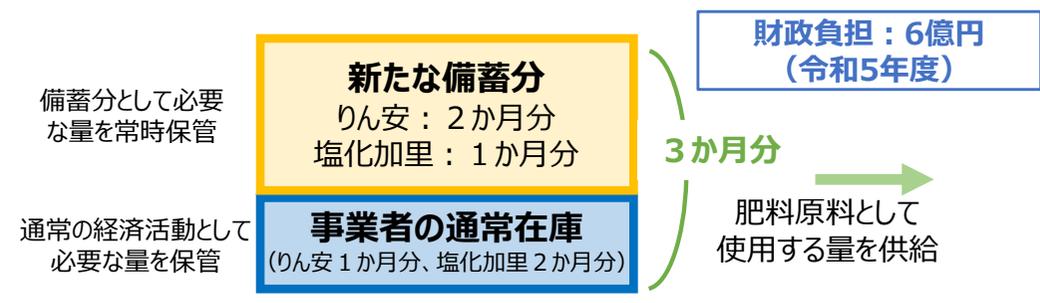
小麦

製粉企業等が2.3か月分の備蓄を行った場合、国が1.8か月分の保管経費を助成。



肥料

りん安と塩化加里について、代替国からの輸入に要する期間（3か月）と、通常の経済活動において事業者が保有する在庫量（1～2か月分）を勘案し、追加的に備蓄を要する期間分の保管経費を支援



- 米の政府備蓄については、適正備蓄水準を100万トン程度とし、毎年20万トン程度を主食用米として買い入れ、同程度を主食用米の需給に影響を与えないよう飼料用等として売却（棚上備蓄）。こうした運用による保管経費や売買差損により毎年度400～600億円程度の多額の財政負担が発生。
- 現在の適正備蓄水準は、大不作の場合などに備え、平成13年に当時の年間需要量900万トンを前提に設定されたもの。まずは、現在の需要量（700万トン程度）を前提に設定し直す必要があるのではないか。

政府備蓄米にかかる財政負担の全体

買入 (A) :

19.2万トン × 21.4万円/トン = ▲410億円

売渡 (B) :

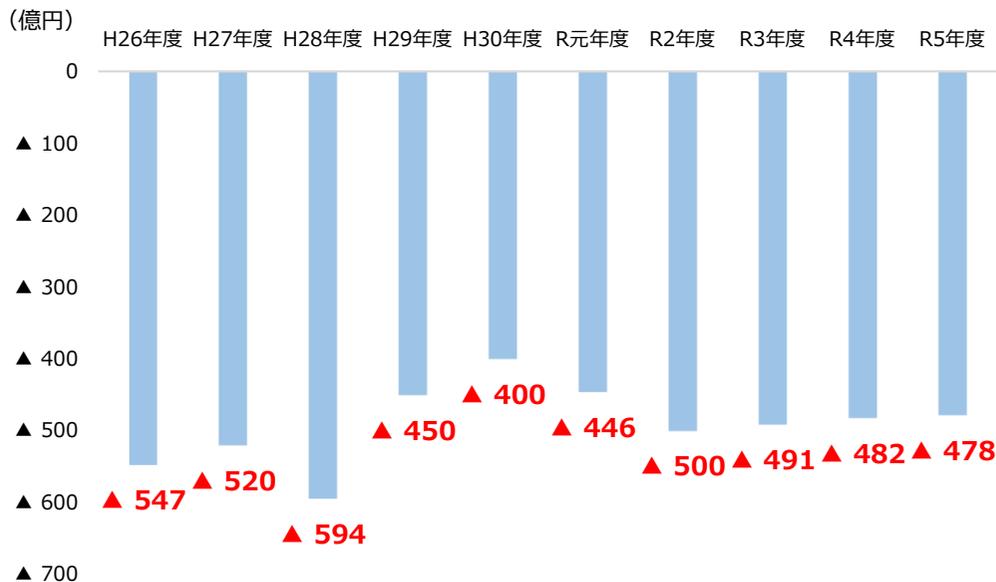
飼料用米 12.0万トン × 4.9万円/トン = +59億円

援助用米 3.4万トン × 4.3万円/トン = +15億円

管理費（保管経費等） (C) : ▲142億円

令和5年度決算
A+B+C
= ▲478億円

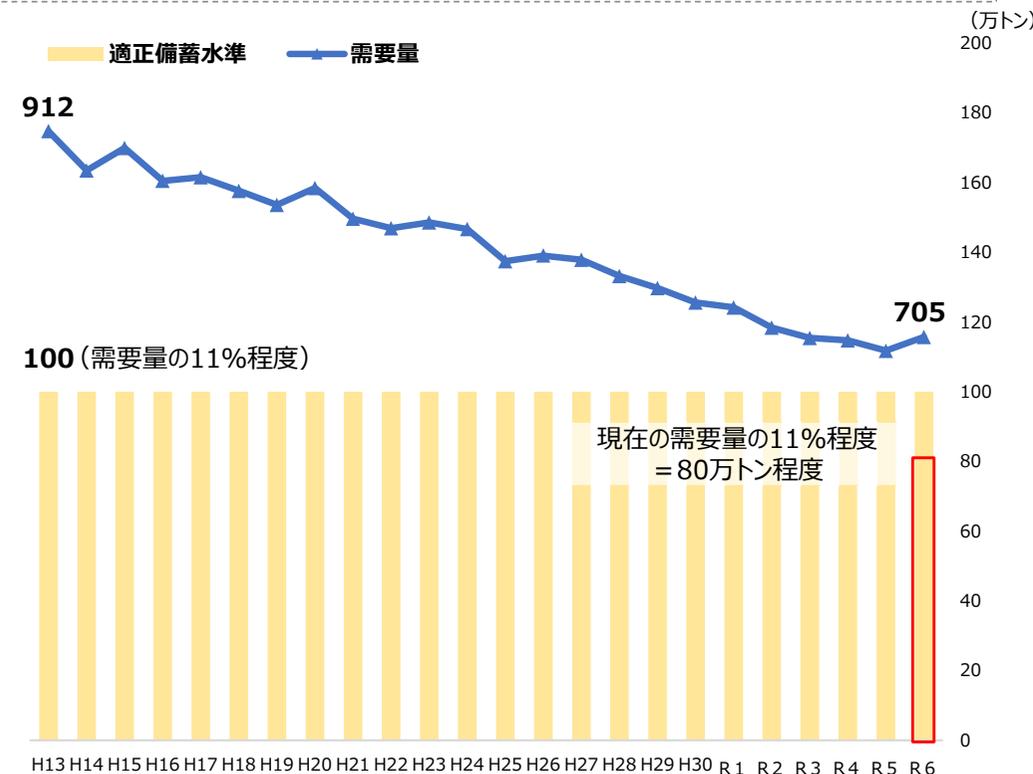
【政府備蓄米にかかる収支の状況】



主食用米の年間の需要量と適正備蓄水準

適正備蓄水準100万トンの考え方 :

- ・ 10年に一度の不作（作況92）や通常程度の不作（作況94）が2年連続した事態にも国産米をもって対処し得る水準
- ・ 年間需要量900万トンを前提



米の備蓄② (輸入米 (MA米))

- ガット・ウルグアイ・ラウンド交渉 (1986~1993年) では、日本は米を関税化の例外とするための特例措置を受入。50万トン程度だった最低限の輸入機会 (ミニマム・アクセス (MA) 機会) の提供は、76.7万トンまで上乘せされた。MA米については国家貿易により輸入を実施。
- MA導入に伴う国内主食用米の生産調整は行わないこととされたため、輸入したMA米を主食用米として流通させないよう、加工用・飼料用等として販売することで多額の財政負担が発生。例えば、緊急時には市場に影響を与えない範囲で活用するルールを設けるなどにより、前頁の備蓄水準・財政負担の減少に繋げる工夫を検討するべき。

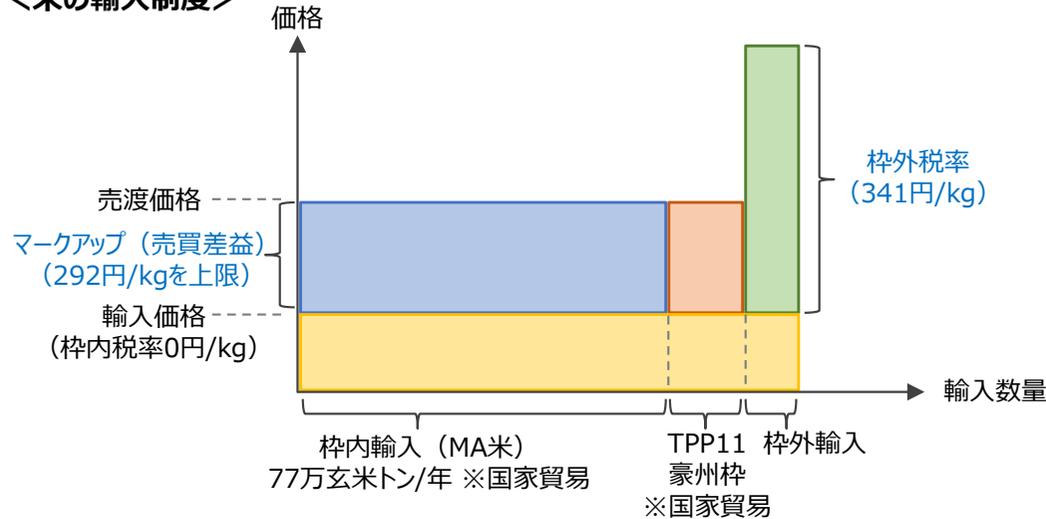
ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針

ガット・ウルグアイ・ラウンド農業合意の実施に伴う農業施策に関する基本方針 (抄)
(平成5年12月17日閣議了解)

1 米の生産・供給安定対策

米のミニマム・アクセス導入に伴う転作の強化は行わないこととし、引き続き、安定的な国内生産が可能となり、国民への安定供給を確保できるよう、中期的観点に立った備蓄と用途に応じた需給均衡を確保することができる新たな米管理システムを整備する

<米の輸入制度>

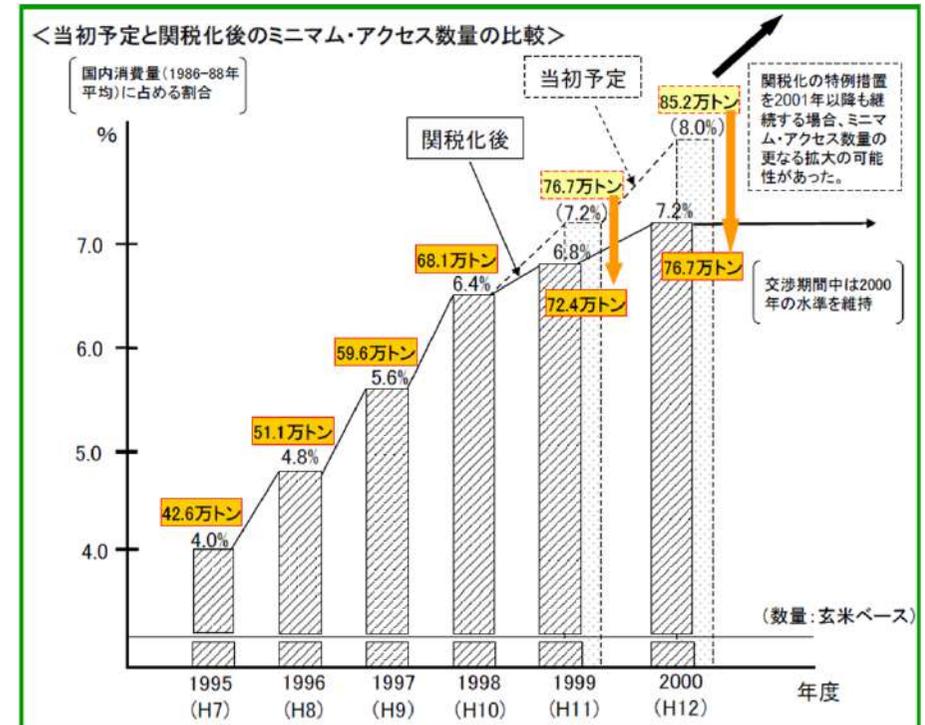


輸入米にかかる財政負担

	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	R5
収支	▲412	▲505	▲351	▲163	▲311	▲368	▲367	▲477	▲674	▲684

MA米の輸入数量

- 米の関税化 (2000年度) 以降、ミニマム・アクセスの数量は、国内消費量 (1986~88年平均) に対して7.2%の76.7万トンに固定。
- **76.7万トンは、現在の国内消費量 (700万トン程度) に対しては11%程度。**

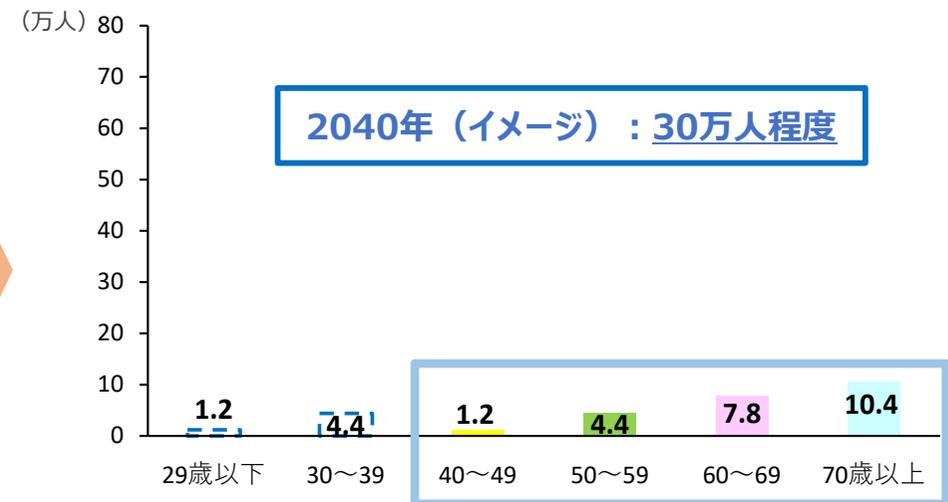
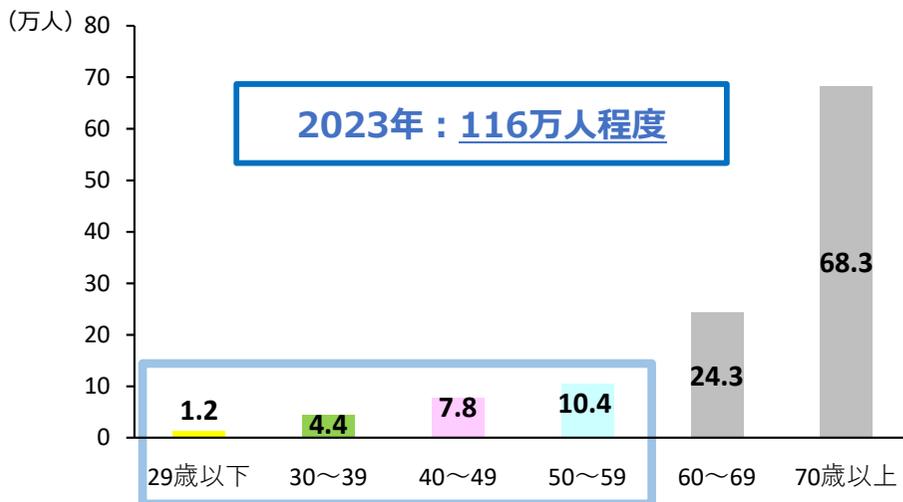


(出所) 農林水産省「ミニマム・アクセス米に関する報告書」

- 農林水産省の試算によれば、基幹的農業従事者（個人経営体）は、現在（2023年）の116万人から、今後20年で30万人程度まで減少する可能性。ただし、減少の大宗を占めるのは、稲作を中心とする副業的経営体に属する基幹的農業従事者（現在60万人）。
- 上記に鑑みると、このピンチを農地の最大限の集約化や効率的な法人経営・株式会社の参入推進といったチャンスに変えるという視点が重要ではないか。

基幹的農業従事者数の年齢構成（2023年→2040年）

基幹的農業従事者：15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者（雇用者は含まない）。



(出所) 農林水産省「農業構造動態調査」により農林水産省で試算

- 今後、総合的な米政策のあり方についての検討を行い、水田政策の見直しを令和9年度以降に実現していくこととされている。
- その見直しにあたって、食料自給率に過度に引きずられることなく、国民負担最小化の視点は重要。まずは、水田活用の直接支払交付金における(自給率の観点からも非効率な)飼料用米の交付単価について、来年度予算においても引き続き引き下げを実施し、まさに「安定運営できる水田政策」においては交付対象から外すべき。
- また、農業経営の効率化を進め、相当程度低コストの業務用米や加工用米、米粉の生産、さらには輸出により収益をあげられる、高米価に頼らない構造への転換を進めていくべきである。
- 米の輸出は容易ではなく、努力の積み重ねが不可欠。生産面においては、需要に応じた生産を行いつつ、農地の集約化やスマート農業、優れた多収性米といった工夫を結集し、コストを最大限に引き下げていくべきであり、また、需要面においても、相手国側の嗜好の研究・反映等、販路開拓に尽力する必要。

「食料・農業・農村政策の新たな展開方向」に基づく具体的な施策の内容（令和5年12月 食料安定供給・農林水産業基盤強化本部）

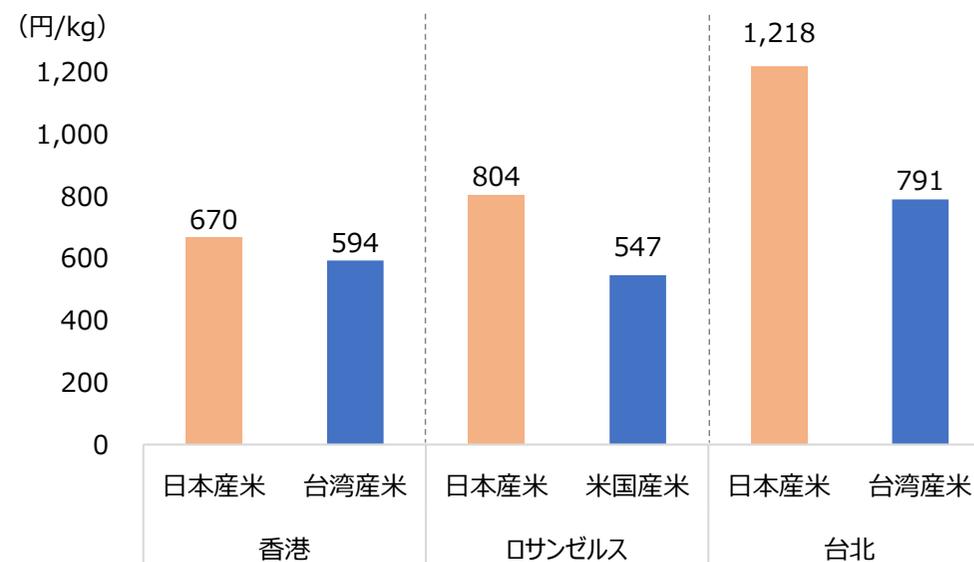
「令和9年度以降の水田政策については、米の需要が減少し続けることが見込まれる中、需要に応じた生産を基本としつつ、食料安全保障の強化を図るため、水田を活用した米・麦・大豆等の生産性向上や主食用米の需給調整を効果的に進めていく観点から、将来にわたって安定運営できる水田政策の在り方をあらかじめ示すことができるよう検討し、その実現を目指す。」

米の生産コストの推移



(出所) 農林水産省資料から財務省作成

海外での日本産米と海外産米の販売価格



(出所) 農林水産省資料から財務省作成

○ 「水田活用の直接支払交付金」は、水田において主食用米以外を作付する際、主食用米との所得差が生じないよう交付金を交付することにより、主食用米からの転作を支援。

水田活用の直接支払交付金（令和6年度）の概要

1. 国が全国共通の単価を設定する枠（戦略作物助成）

対象作物	交付単価
飼料用米、米粉用米	収量に応じ、5.5万円～10.5万円/10a※
WCS用稲（稲発酵粗飼料）	8.0万円/10a
加工用米	2.0万円/10a
麦、大豆、飼料作物	3.5万円/10a （多年生牧草について収穫のみを行う年は1万円/10a）

※ 飼料用米の一般品種について、令和6年度については標準単価7.5万円/10a（5.5～9.5万円/10a）。今後、標準単価を段階的に引き下げ、令和8年度において標準単価6.5万円/10a（5.5～7.5万円/10a）とする。

2. 地域ごとに単価を設定できる枠（産地交付金）

対象作物・取組内容	交付単価
そば・なたね、新市場開拓用米、地力増進作物の作付け（基幹作）	2万円/10a
新市場開拓用米の複数年契約※	1万円/10a

※ コメ新市場開拓等促進事業で採択された者が対象

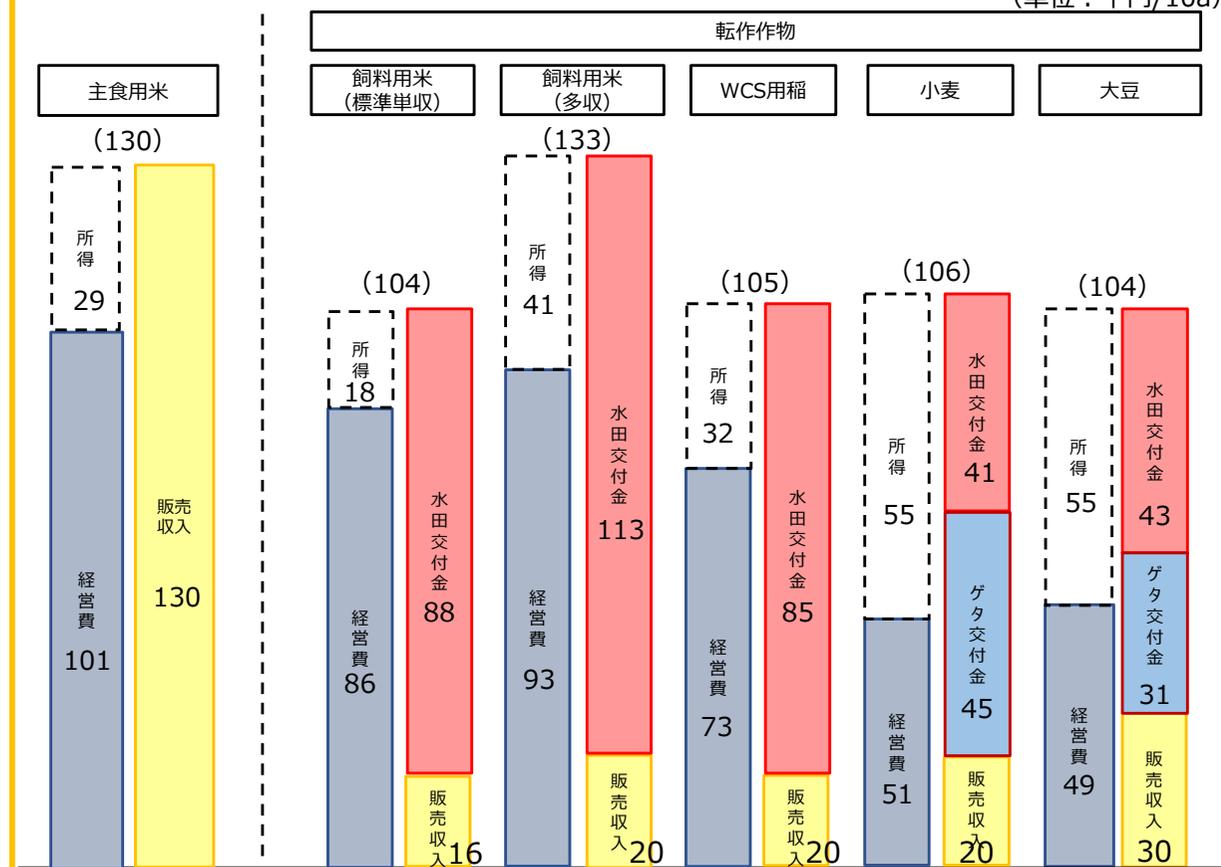
3. 高収益作物による畑地化等の支援（畑地化促進助成※1）

支援メニュー	交付単価
① 畑地化支援	14.0万円/10a
② 定着促進支援※2	2万円/10a×5年間 （加工・業務用野菜等 3万円/10a×5年間）

※1 令和5年度補正予算と併せて実施。 ※2 ②は①とセット

主食用米・転作作物の所得比較（令和6年度）

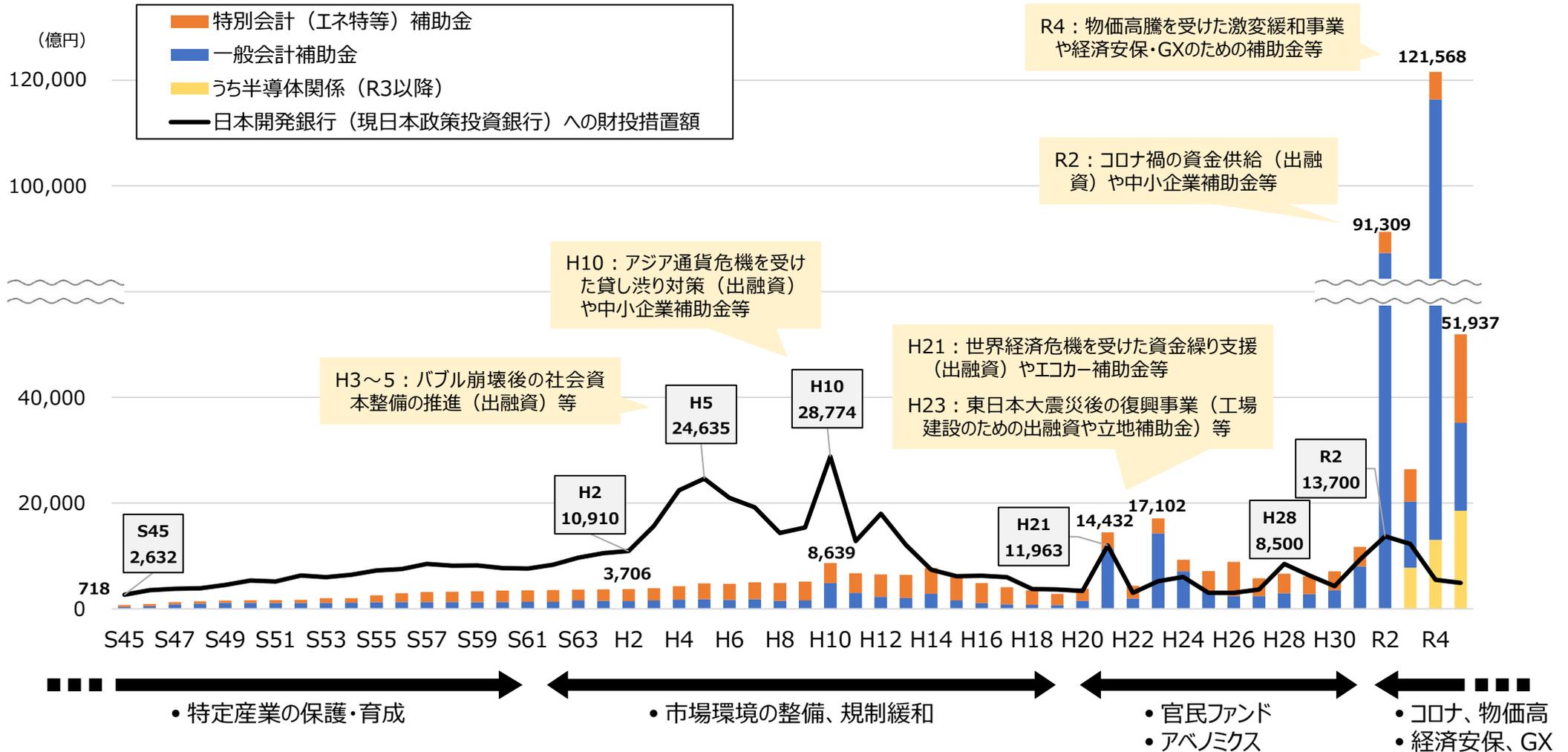
（単位：千円/10a）



（注）単位未満の関係上、計と内訳が一致しない場合がある。

産業政策関連補助金等の推移 (S45~R5)

○ これまでの産業政策は、戦後の特定産業の保護・育成や出融資による支援、規制緩和等を中心に講じられてきたが、近年は経済安全保障やGXへの対応により、産業政策のフェーズに変化が見られており、半導体支援はそのうちの一つ。



主な税制措置	<ul style="list-style-type: none"> 増加試験研究費の税額控除創設 (S42) エネルギー・中小企業関係の投資促進税制 (S53~) 	<ul style="list-style-type: none"> 法人税率引下げと課税ベース拡大の税構造改革 (H10) 研究開発税制の拡充 (総額型の創設) (H15) 欠損金繰越控除期間の延長 (H16) 	<ul style="list-style-type: none"> 賃上げ促進税制の創設 (H25) 成長志向の法人税改革 (法人税率引下げと課税ベース拡大) (H27, 28) 	<ul style="list-style-type: none"> DX・CN投資促進税制の創設 (R3) 戦略分野国内生産促進税制の創設 (R6)
--------	--	---	--	---

(出所) 財政調査会『補助金便覧』、内閣府『年次経済報告』、財務省『昭和財政史』、政府税制調査会答申等
 (注) 一般会計補助金は一般会計のうち経産省所管補助金の金額、特別会計補助金は経産省所管の特別会計の補助金の金額。補助金は補正後予算ベース。財投措置額は日本政策投資銀行に対する財政融資と産業投資の改定後計画ベースの数値の合計。

- 半導体の用途や種類は多岐にわたり、デジタル社会における基盤となっている。
- 世界各国・地域においても、経済安全保障等の観点から半導体等への産業支援を実施。

【半導体の種類と主な用途】

ロジック

高度な計算・情報処理

【用途】

自動運転



5G



データセンター



マイコン

より単純な計算・情報処理

【用途】



メモリ

情報の記憶

DRAM

【用途】

主記憶装置（メインメモリ）



NAND

【用途】

SSD



SDカード



USB



データセンター



パワー

電流・電圧を制御し、
機器を動かす

【用途】



アナログ

物理現象を、デジタル
情報に置き換える

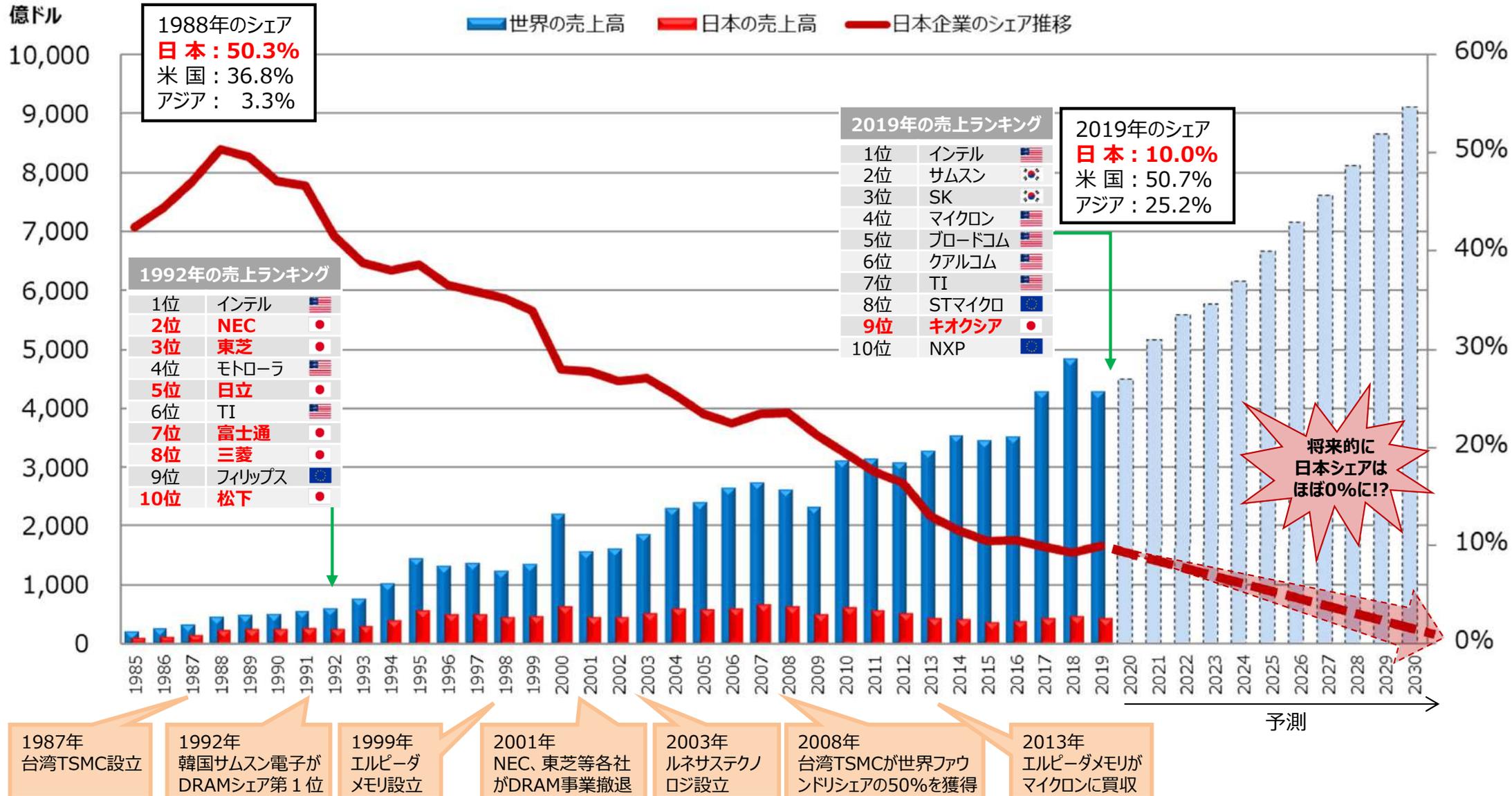


【諸外国等における半導体等への産業支援】

国・地域	支援措置の概要
米国	<p><CHIPSプラス法> 2022年8月成立</p> <ul style="list-style-type: none"> ・今後5年間で527億ドル規模の半導体製造施設・装置等への公的支援（直接資金援助、連邦政府融資、第三者融資の連邦政府保証、投資税額控除）
英国	<p><国家半導体戦略> 2023年5月公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・2023-25年に2億ポンド、今後10年間で10億ポンドの半導体関連の研究開発、知的財産、設計等への投資
EU	<p><欧州共通利益に適合する重要プロジェクト（IPCEI）> 第1弾：2018年12月公表、第2弾：2023年6月公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・欧州内で禁止している国家補助金を、欧州共通利益に資する分野への有志国による共同支援に限り例外的に認める <p><EU半導体法> 2023年9月21日施行</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半導体生産への財政支援策、許認可の迅速化等を盛りこみ、2030年までに官民で430億ユーロ投資（うち公的資金（EU予算等）の拠出分は111.5億ユーロ）
ドイツ	<p><連邦政府予算2024に基づく補助金> 2023年7月公表、 <特別基金「気候変動・変革基金（KTF）」支出計画案> 同年8月公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・連邦政府予算2024におけるIPCEI（マイクロエレクトロニクス関連）第2弾への補助金として約40億ユーロ、気候変動・変革基金（KTF）における気候中立に資する半導体の振興への支出として40億ユーロ、合計80億ユーロを2024年度の半導体関連支援の財源として確保。
フランス	<p><フランス2030> 2021年10月公表</p> <ul style="list-style-type: none"> ・半導体工場の設立、研修制度の強化のために54億ユーロを支出し、官民合わせて180億ユーロの投資を促す

半導体政策の背景②

- 世界の半導体市場が拡大し続ける中で、日本の半導体産業は、1990年代以降、徐々にその地位が低下。
- DX・デジタル化は、IT企業・製造業だけでなく、サービス業、農業なども含め、全ての産業の根幹となっており、それを支える半導体の供給不足は、国民生活やビジネスに与える影響が大きい。



1987年 台湾TSMC設立

1992年 韓国サムスン電子がDRAMシェア第1位

1999年 エルピーダメモリ設立

2001年 NEC、東芝等各社がDRAM事業撤退

2003年 ルネサステクノロジ設立

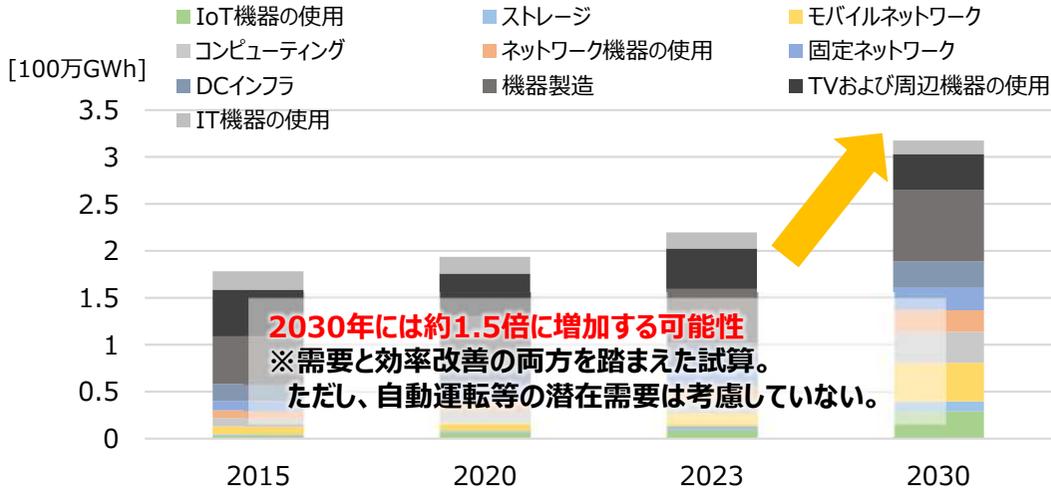
2008年 台湾TSMCが世界ファウンドリシェアの50%を獲得

2013年 エルピーダメモリがマイクロンに買収

(出所) Omdiaのデータを基に経済産業省作成

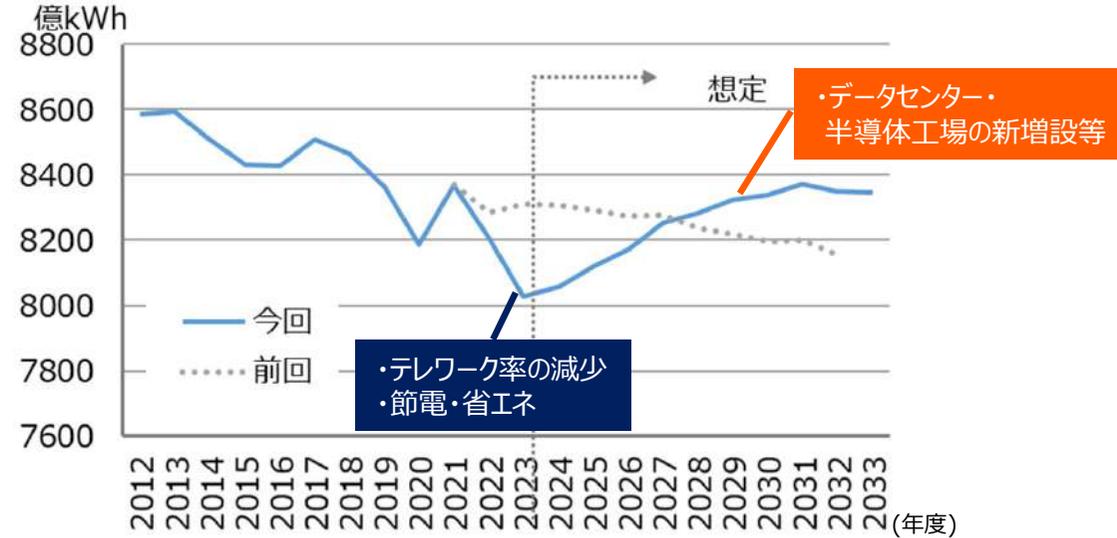
○ デジタル技術の進化により、世界における電力需要の増加が見込まれる。我が国においても、全体として電力需要が増加傾向になると想定されており、こうした中で、半導体の機能向上等によるエネルギー効率の改善が重要。

【デジタル技術の進化による世界のIT分野の電力需要の推移】



(出所) Schneider Electric Digital Economy and Climate Impact

【今後10年の日本における電力需要の想定】



(出所) 電力広域的運営推進機関HP 2024年度 全国及び供給区域ごとの需要想定について

【半導体の高性能化とエネルギー効率の改善】

高集積化



配線等を短縮し、情報の伝送・処理速度等を向上しつつ、
エネルギー効率も改善

最適化



設計・システム等の最適化により、エネルギー効率を改善

素材の進化



エネルギー損失軽減に加え、冷却など含め、全体効率化

例えば、半導体の微細化により、ゲートの幅と長さが各1/k倍となる場合、消費電力を1/k²倍に抑制する効果があると試算。



(出所) 第12回GX実行会議 (令和6年8月27日) 資料

- 我が国では、「半導体・デジタル産業戦略」（2023年6月改定）において「2030年に、国内で半導体を生産する企業の合計売上高（半導体関連）として、15兆円超を実現し、我が国の半導体の安定的な供給を確保」を目指すこととしている。しかしながら、これまで実施してきた累計3.9兆円の支援については、毎年度の補正予算を編成する過程で、支援の必要性や支援額を都度の議論で決定してきており、中期的な戦略に立った議論がなされてきたとは言えない。
- 半導体関連投資等についての民間部門における予見可能性を高めるためにも、骨太2024に基づき、必要な財源を確保しながら、出口も含めた複数年度の支援戦略を策定すべきではないか。また、その際には、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進め、国からの補助や委託等による支援だけではなく、最大限、民間部門の投資を引き出す形とする必要があるのではないか。

【これまでの半導体支援】

（単位：億円）

基金名	半導体の種類	R3年度 補正予算	R4年度 第2次 補正予算	R5年度 第1次 補正予算	支援対象
従来型半導体 （経済安保基金）	マイコン、パワー アナログ、製造装置、原料 （30nm台～）	470	3,686 （1,523）	5,754 （2,806）	ルネサス等
先端半導体 （特定半導体基金）	ロジック、メモリ （10～20nm台（産業用））	6,170	4,500	6,322	うち、TSMCへの支援は、 R3補正：4,760億円 R5補正等：7,320億円（基金執行残998億円含む）
次世代半導体 （ポスト5G基金）	次世代ロジック （2nm）	1,100	4,850 （750）	6,456 （281）	うち、Rapidus社への支援は、 R3補正：700億円、R4補正②：2,600億円 R5補正：5,900億円
計		7,740	13,036 （2,273）	18,532 （3,087）	累計 39,308

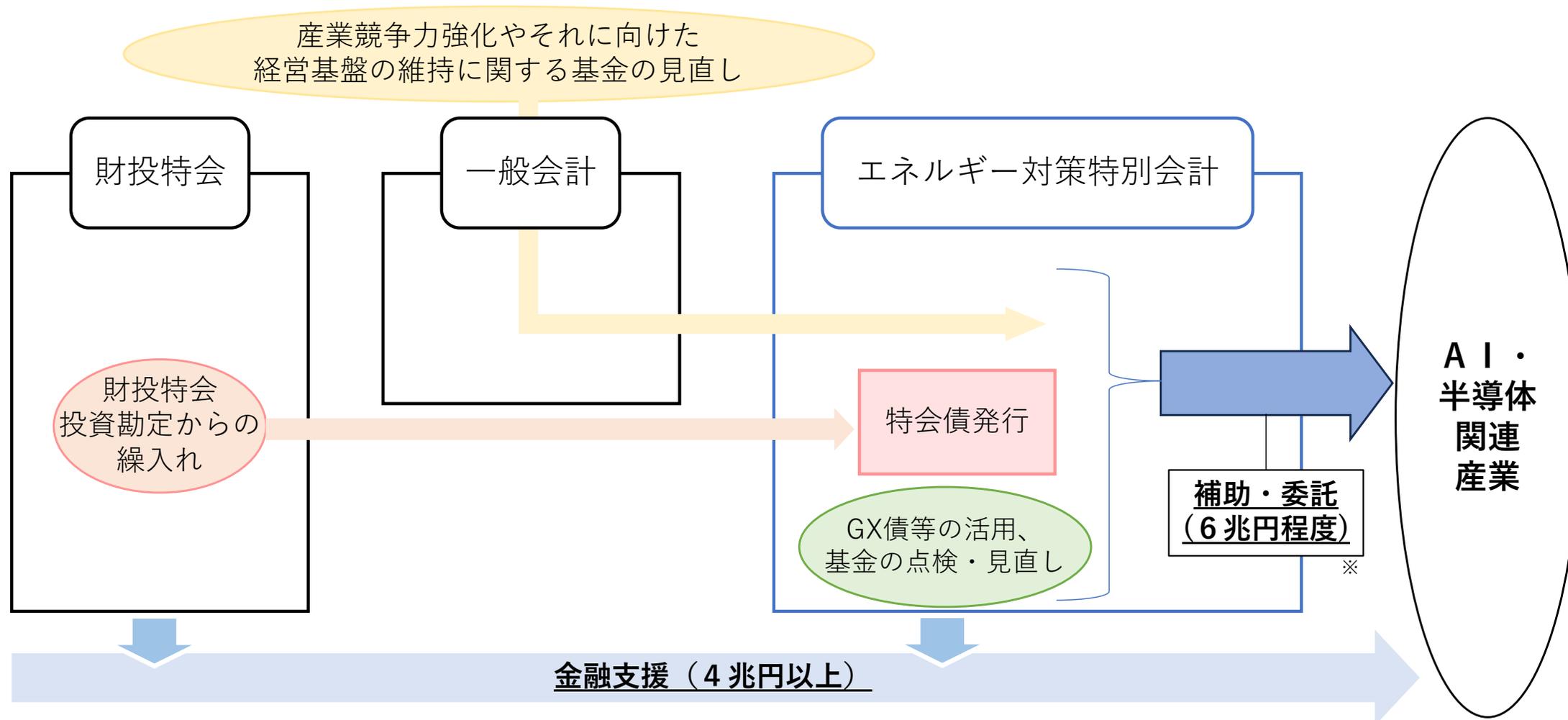
（注）表中の予算額について、カッコ書きはGX財源による内数。

【骨太2024（令和6年6月21日閣議決定）（抜粋）】

産業競争力の強化及び経済安全保障の観点から、AI・半導体分野での国内投資を継続的に拡大していく必要がある。このため、これらの分野に、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたり、大規模かつ計画的に量産投資や研究開発支援等の重点的投資支援を行うこととする。その際、次世代半導体の量産等に向けた必要な法制上の措置を検討するとともに、必要な出融資の活用拡大等、支援手法の多様化の検討を進める。

- ①財投特会投資勘定からの繰入れを償還財源とするつなぎ債の発行、②経産省所管既存基金等の国庫返納や基金執行残額の活用等、③GX経済移行債等の活用や基金の点検・見直しにより、必要な財源を確保しながら、複数年度にわたる計画的かつ重点的な投資支援を行う。
- 2030年度までの7年間で計10兆円以上のA I・半導体支援を実施し、これを呼び水に、今後10年間で50兆円を超える国内投資を官民協調で実現する。

(注) 2024～2030年度までの7年間の支援フレーム。2025年常会に、次世代半導体の量産等に向けた金融支援等を実施するために必要な法案を提出予定。



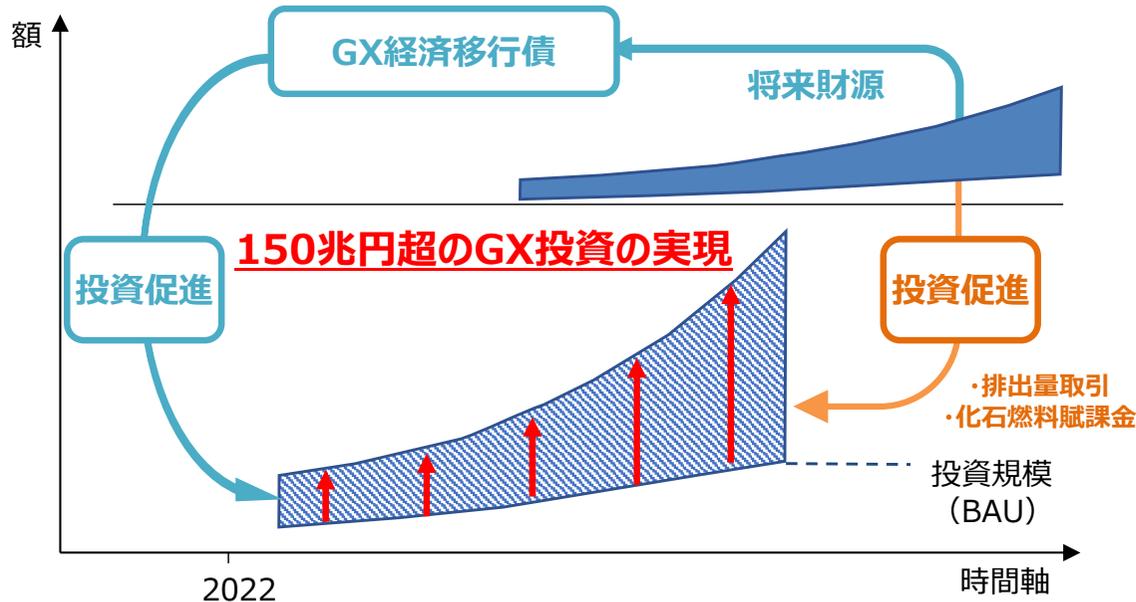
※ 従来型半導体等への支援のうちエネルギー効率に資さないものなど、エネルギー対策特別会計外から支援を行うものが一部ある。

- GX支援においては、複数年度にわたるGX推進戦略を策定し、GX推進法に基づく投資促進策の基本原則に基づき、今後10年間で20兆円規模の政府支援を行うこととし、その際、必要な財源を確保しながら、民間企業の投資を引き出す形で、官民協調で150兆円を超えるGX投資の実現を目指すこととしている。
- また、GX機構を設立し、補助金だけでなく出資や保証も活用しつつ、支援を行っていくこととしている。

GX推進戦略（令和5年7月28日閣議決定）（抄）

今後10年間で150兆円を超えるGX投資を官民協調で実現していくためには、国として長期・複数年度にわたり支援策を講じ、民間事業者の予見可能性を高めていく必要がある。そのため、新たに「GX経済移行債」を創設し、これを活用することで、国として20兆円規模の大胆な先行投資支援を実行する。その投資促進策は、新たな市場・需要の創出に効果的につながるよう、規制・制度的措置と一体的に講じていく。

【GX投資（成長志向型カーボンプライシング構想）のイメージ】



【GX投資支援策の主な実行状況と官民投資額の見通し】

	政府による先行投資支援	官民投資額
革新技术開発	既に1兆円規模を措置	49兆円～
多排出産業の構造転換	10年間で1.3兆円～	8兆円～
くらしGX	3年間で2兆円～	28兆円～
水素等	15年間で3兆円～	7兆円～
次世代再エネ	10年間で1兆円～	31兆円～

（出所）第10回（令和5年12月15日）・第11回GX実行会議（令和6年5月13日）資料
（注）措置済み以外の計数は全て精査中であり、概数。

（参考）脱炭素成長型経済への円滑な移行の推進に関する法律（GX推進法）（令和5年5月12日成立）

第五十四条 機構は、第二十条の目的を達成するため、次に掲げる業務を行う。

一～三（略）

四 脱炭素成長型経済構造への円滑な移行に資する事業活動（以下「対象事業活動」という。）を行う者に対する次に掲げる業務

イ 対象事業活動を行う者の発行する社債及び資金の借入れに係る債務の保証 ロ 対象事業活動に必要な資金の出資 ハ 対象事業活動を行う者の発行する社債の引受け ニ～ホ（略）

- これまでの支援では、3つの基金を通じ、異なる政策目標や基準の下で支援を行ってきたが、GXと同様、国として支援するにあたっての基本原則を定め、支援対象となる事業の優先順位を明確化して支援すべきではないか。
- その際、国として支援する必要性の裏付けとして、単に日本における半導体の売上高の増加につながるだけでなく、例えば、
 - ・ 我が国の産業競争力の強化、経済安全保障及びエネルギー政策上の観点から必要不可欠か、
 - ・ 開発に伴う不確実性や巨大な投資規模に鑑み民間のみではリスクを負いきれないか、等の観点が必要ではないか。

【現在の半導体支援】

特定半導体基金

- － デジタル社会において不可欠な先端半導体の安定供給を確保するため、先端半導体の国内生産拠点整備への支援を行う

経済安保基金

- － 経済安全保障推進法に基づき指定された特定重要物資として、パワー半導体や半導体製造装置等について、政府は、民間事業者が策定した供給確保のための計画を認定し支援を実施

ポスト5G基金

- － 生成AI・自動運転などに用いられ、我が国の将来の産業競争力を左右する次世代半導体の研究開発やその実現に向けて不可欠な人材育成に対して支援を実施

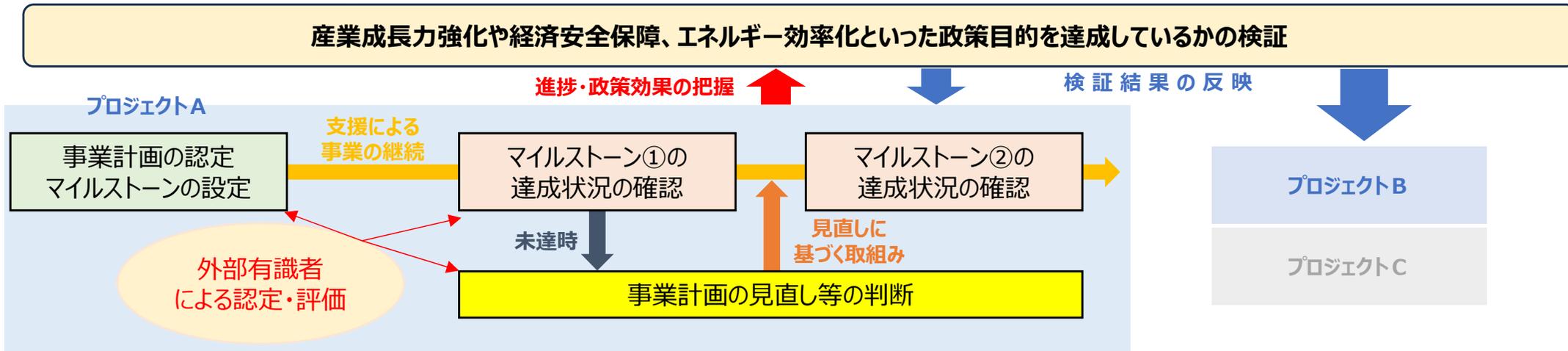
【GXにおける投資促進策の基本原則（基本条件）】

- I. 資金調達手法を含め、企業が経営革新にコミットすることを大前提として、技術の革新性や事業の性質等により、**民間企業のみでは投資判断が真に困難な事業を対象とすること**
- II. **産業競争力強化・経済成長及び排出削減のいずれの実現にも貢献するものであり、その市場規模・削減規模の大きさや、GX達成に不可欠な国内供給の必要性等を総合的に勘案して優先順位を付け、当該優先順位の高いものから支援すること**
- III. 企業投資・需要側の行動を変えていく仕組みにつながる規制・制度面の措置と一体的に講ずること
- IV. 国内の人的・物的投資拡大につながるもの（※）を対象とし、海外に閉じる設備投資など国内排出削減に効かない事業や、クレジットなど目標達成にしか効果が無い事業は、支援対象外とすること

（※）資源循環や、内需のみの市場など、国内経済での価値の循環を促す投資も含む

- 複数年度の計画的な支援を行っていくに際しては、政府による半導体産業への支援が、産業競争力の強化や経済安全保障、エネルギー効率化といった政策目的を達成しているか、定期的に検証し、改善を行っていく必要がある。
- 個別の支援策で見ても、期待される政策効果の実現のため事業の進捗状況をフォローすることが重要であり、今後の支援に際しては、第三者によるチェックの下で、適切なマイルストーンを設定し、その達成状況等を確認しながら、事業計画の見直し等を判断する枠組みが必要ではないか。

【進捗管理とPDCAのイメージ図】



【半導体等への支援におけるPDCA】

フェーズ	必要なPDCA	研究開発・実証（次世代半導体等） 【ポスト5G基金】	設備投資・量産体制整備（先端半導体等） 【特定半導体基金等】	
		補助、委託	補助	金融支援 ※今後、必要な法制上の措置を検討
事業計画の認定	マイルストーンの設定	○	△ (生産能力等の達成計画のみ)	-
	第三者による認定	○ (外部専門家)	× (経済安保基金は外部専門家が実施)	-
事業進捗の確認	進捗状況のフォロー	○ (ステージゲート審査等を実施※) ※ラピダスプロジェクトは審査結果を公表	△ (毎年度の実施状況報告のみ)	-
	第三者による評価・ 事業計画の見直し等	○ (外部専門家)	×	-

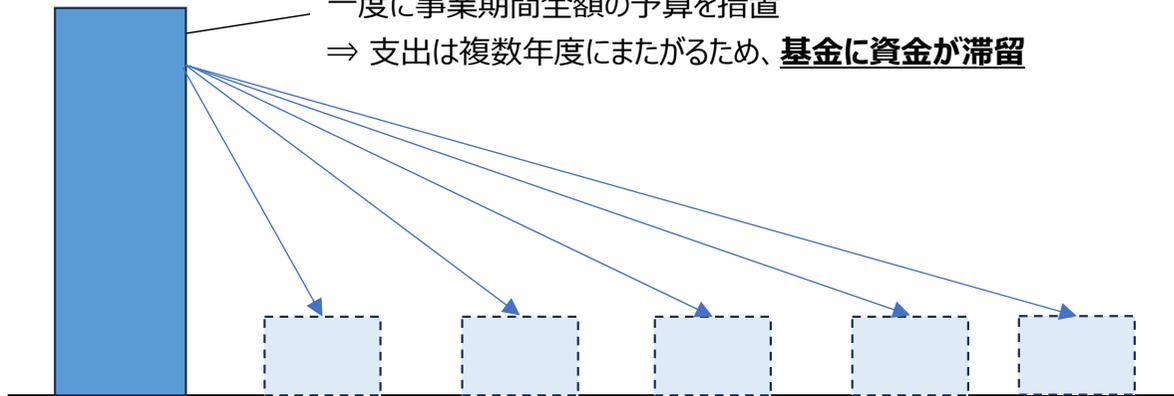
複数年度の支援のあり方

- これまでの半導体支援は、基金へ予算措置を行った上で、各々の企業に対して複数年度の支援を実施してきたが、原資の大宗を国債で調達し、一度に多額の資金を基金に積み増す手法となるため、基金に資金が滞留する一方で金利負担が発生している。「金利のある世界」が現実化する中で、その資金効率性の低さは無視できない。
- この点、例えば特定半導体基金による支援は、事業者の計画認定の際、年度ごとの助成上限額を定めた上で、各年度の所要額を予め見通しながら設備投資等への支援を実施しており、国庫債務負担行為による支援に馴染みやすいと考えられる。金利負担を抑制する観点からも、今後の支援にあたっては、国庫債務負担行為の活用等により、資金効率性を高めていくべきではないか。

【基金／国庫債務負担行為による支援の比較】

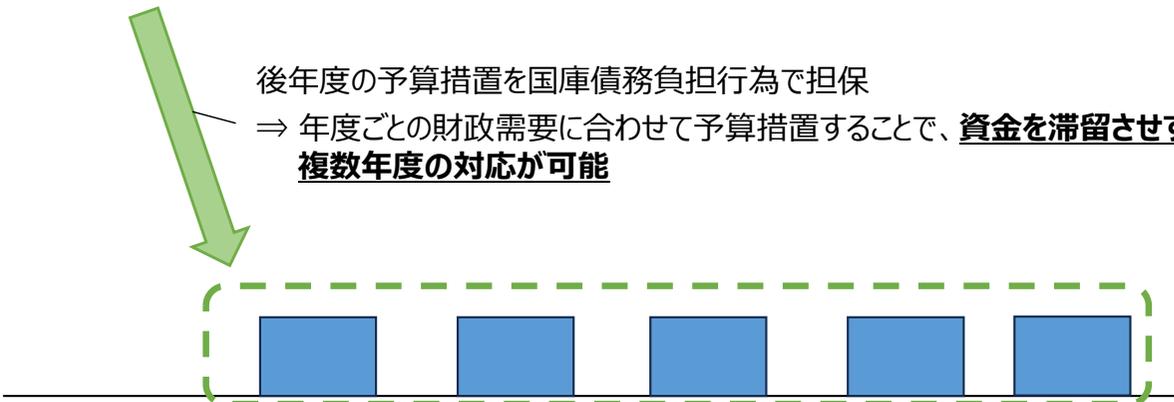
基金（イメージ）

一度に事業期間全額の予算を措置
⇒ 支出は複数年度にまたがるため、**基金に資金が滞留**



国庫債務負担行為（イメージ）

後年度の予算措置を国庫債務負担行為で担保
⇒ 年度ごとの財政需要に合わせて予算措置することで、**資金を滞留させずに複数年度の対応が可能**



【特定半導体基金における事業計画の認定イメージ】

特定半導体基金事業費助成金交付規定
第5条

4 助成事業の期間が機構の会計年度を超える交付決定（以下「複数年度交付決定」という。）の場合には、機構の会計年度毎に助成金の額の上限（以下「年度限度額」という。）を定める。

	導入する設備等の種類	助成金額
2024年度	A, B	〇〇億円
2025年度	A, C	△△億円
2026年度	D	□□億円
...
合計額	-	××億円

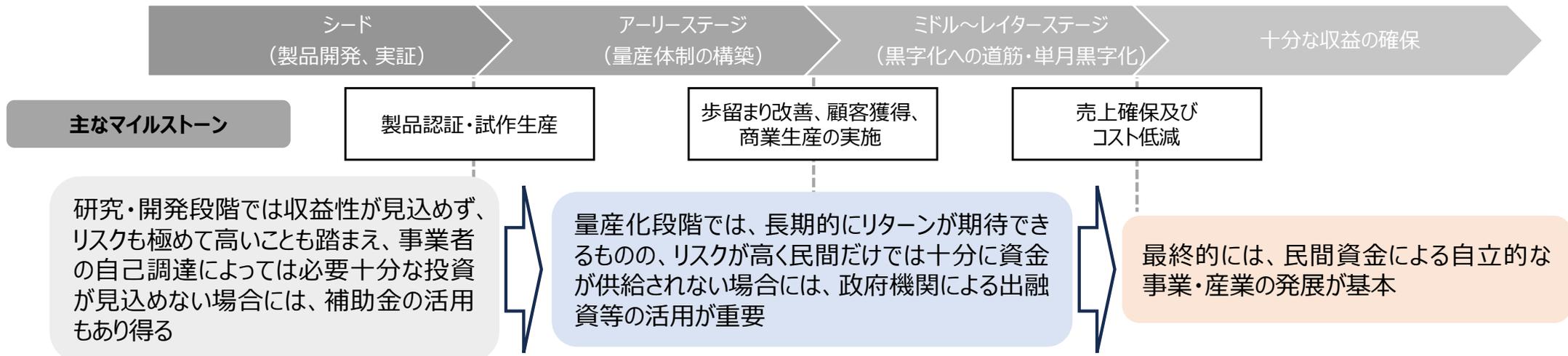
国庫債務負担行為により、毎年度の助成上限額を定め、複数年度の支援が可能ではないか

- 収益性や不確実性等の観点から民間では供給困難な分野・事業には補助金の活用もあり得るが、交付後のガバナンスが機能しにくい上、金銭的リターンもない「渡し切り」となる。長期的にリターンが期待できる分野については、ガバナンスや財政的影響の面で優れる金融支援の活用を拡大すべき。
- 事業者のステージ毎に具体的に見れば、基幹事業が量産化前の研究・実証段階である場合については、収益性が見込めず、リスクも極めて高いことも踏まえ、事業者の自己調達によっては必要十分な投資が見込めない場合には、補助金による支援も考えられる。一方で、基幹事業が量産化段階にある場合や、事業者が自己調達によって一定程度投資を実行可能な財務基盤を有する場合には、官民の適切なリスク分担の観点からも、出融資や債務保証を積極的に活用していくことが重要。

【公共部門の支援手法間の比較】

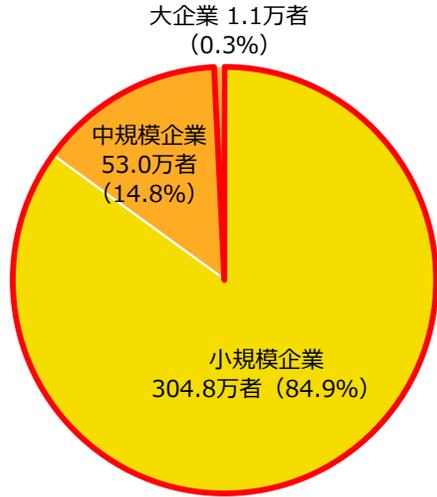
	政府機関による出融資（例：産業投資）	補助金
	<ul style="list-style-type: none"> － 政策的必要性が高くリターンが長期的に期待できるものの、リスクが高く民間だけでは十分に資金が供給されない分野へのエクイティ・ファイナンス 	<ul style="list-style-type: none"> － 収益性が見込めない分野やリスクが極めて高い分野に対し、特定の政策目的を達成するため恩恵的に交付する（特別の反対給付を求めない）給付金
ガバナンス	○ 出資者の立場からガバナンス機能を発揮	● 交付後のガバナンスは機能しにくい
財政的影響	<ul style="list-style-type: none"> ○ 利払・償還や配当という形で資金回収が可能 ○ 租税負担を回避 	<ul style="list-style-type: none"> ● 金銭的リターンはない「渡し切り」 ● 財源は租税や国民負担である国債等で賄われる

【半導体事業者の各ステージと支援のあり方のイメージ】

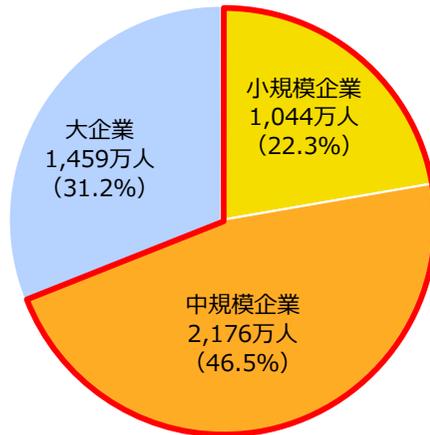


- 中小企業は全事業者数の99%超、全従業者数の約70%、全付加価値額の50%超を占める。
- 中小企業対策費は、コロナ禍において未曾有の水準まで増加。令和5年度においても、コロナ禍前の平時と比較すれば、依然として高水準となっている。

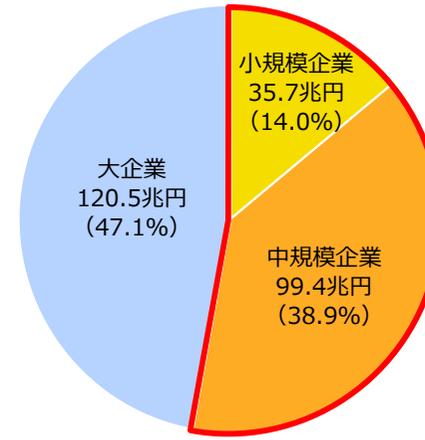
◆事業者数



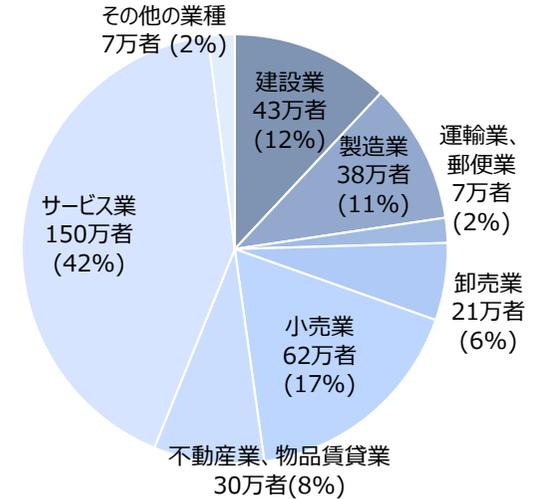
◆従業者数



◆付加価値額



◆業種別事業者数



(出所) 総務省「平成28年経済センサス-活動調査」再編加工

◆中小企業等の定義

業種	中小企業基本法における 中小企業者		うち 小規模企業者	中小企業等 経営強化法 における 特定事業者
	資本金	または 従業員	従業員	従業員
製造業その他	3億円以下	300人以下	20人以下	500人以下
卸売業	1億円以下	100人以下	5人以下	400人以下
サービス業	5,000万円以下	100人以下	5人以下	300人以下
小売業	5,000万円以下	50人以下	5人以下	300人以下

(出所) 「中小企業基本法」、「中小企業等経営強化法」、「地域経済牽引事業の促進による地域の成長発展の基盤強化に関する法律」

(注) 「特定事業者」は、中小企業から中堅企業への成長途上にある企業群

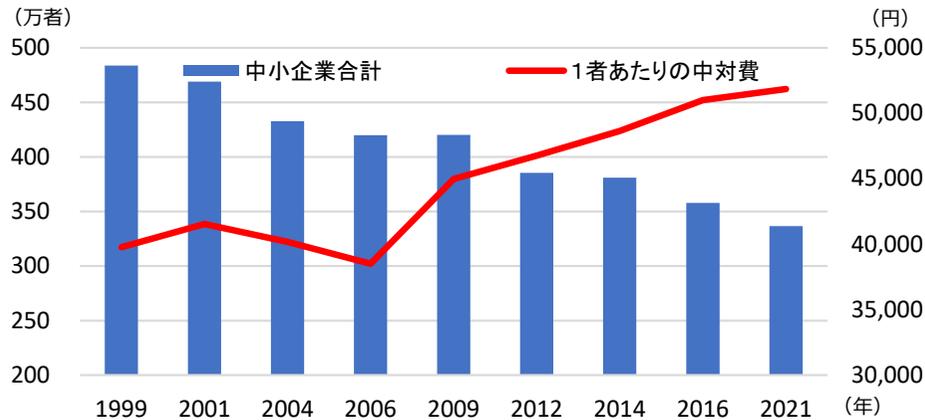
◆中小企業対策費（予算ベース）の推移



中小企業への支援のあり方①

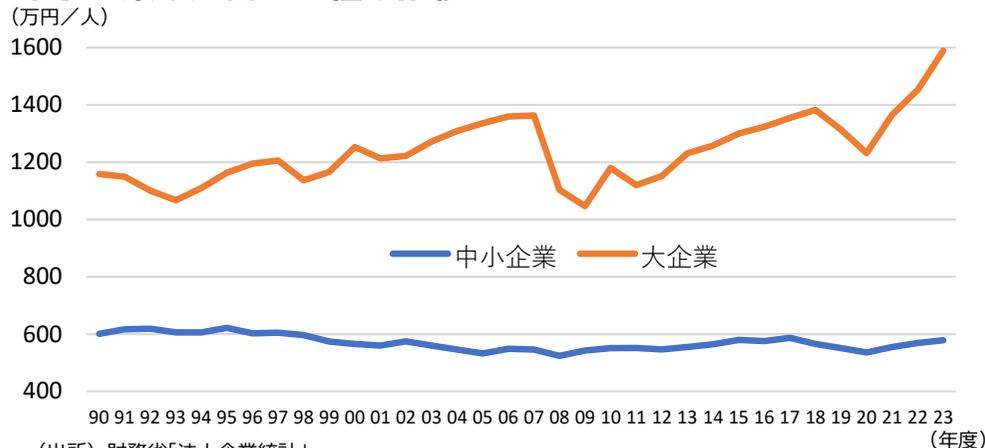
- 中小企業一者当たりの中小企業対策費は、当初予算ベースで見ても、リーマンショック以前から増加傾向。さらに、これまでの予算措置を通じて、生産性向上等を目的とした多額の補助金(※)により中小企業一者当たりで見ても相当程度の支援が行われてきたが、中小企業の生産性は横ばいで推移し、大企業との差は拡大。
(※) 予算措置額に対して採択が低調にとどまるなど、執行上の課題が見受けられる補助金も存在
- 一方で、企業の倒産件数は、特にコロナ禍において減少。これまでの補助金による支援が事業の継続にはつながったものの、かえって経済活動における資源の効率的再配分を抑制し、長期的な成長を抑制した可能性にも留意が必要。

◆中小企業一者当たりの中小企業対策費（当初）の推移



(出所) 総務省「事業所・企業統計調査」、「経済センサス-基礎調査」、総務省・経済産業省「経済センサス-活動調査」
(注) 中小企業対策費は当初予算ベース。企業数には個人事業主を含む。

◆中小企業の労働生産性の推移



(出所) 財務省「法人企業統計」
(注) 大企業は資本金10億円以上の企業。中小企業は資本金1,000万円以上1億円未満の企業としている

◆最近の主な生産性向上のための補助金及び中小企業一者当たりの金額

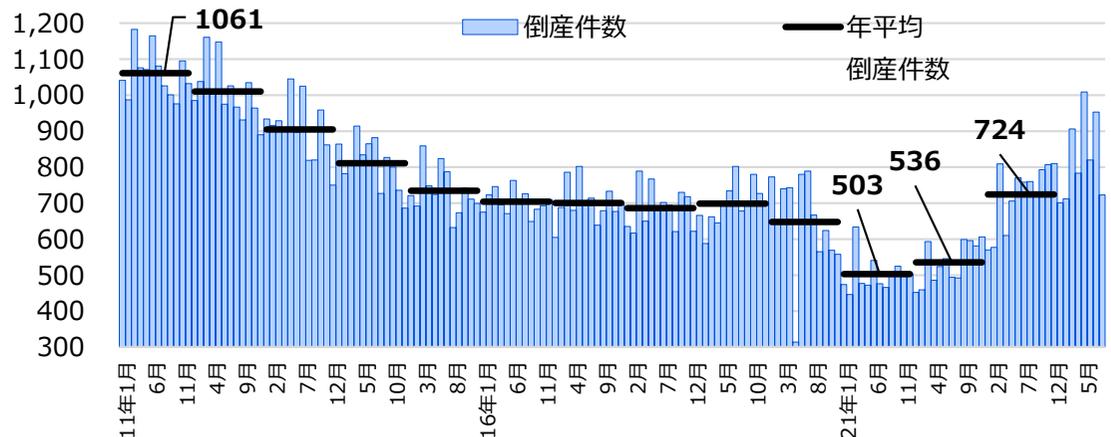
年度	主な補助金に係る予算措置額	一者当たり金額
2019	3,650億円 (生産性革命、ものづくり・商業・サービス高度連携促進)	10.6万円 (346万者)
2020	1兆5,495億円 (生産性革命、事業再構築)	45.4万円 (341万者)
2021	8,134億円 (生産性革命、事業再構築)	24.1万円 (337万者)
2022	8,810億円 (生産性革命、事業再構築)	26.5万円 (333万者)
2023	7,500億円 (生産性革命、省力化投資、中堅中小大規模投資)	22.9万円 (328万者)

(注1) 持続化給付金等、コロナ禍における各種給付金は除いている。

(注2) 2023年度における省力化投資については、既存の事業再構築基金の活用分3,500億円を含む。

(注3) 中小企業数は、政府統計上、同期間中は2021年における企業数のみ把握できるため、直近で把握できる2016年から2021年の1年当たりの減少数(▲4.3万者)を各年に反映させた企業数を便宜上用いている。

◆倒産件数の推移



(出所) 東京商工リサーチ「倒産月報」(直近は2024年8月)

中小企業への支援のあり方②

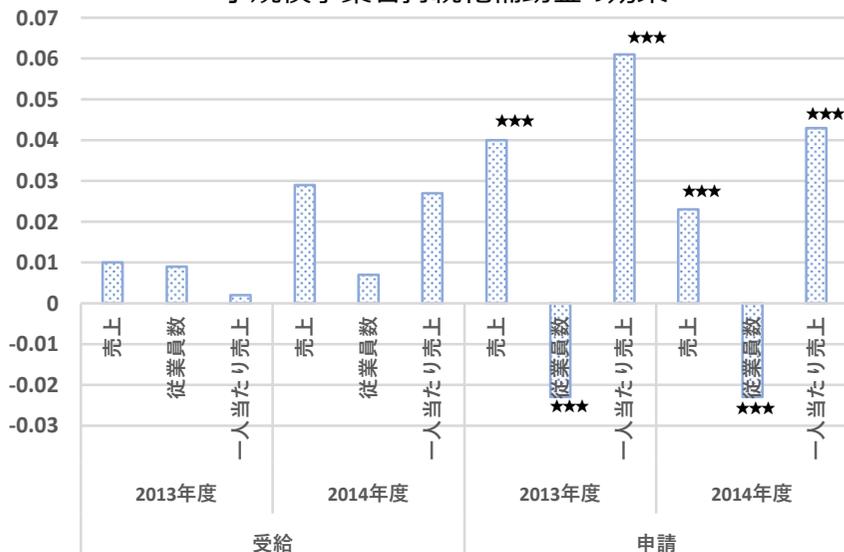
- 補助金の申請に当たっては、事業計画等の策定を要件とすることが一般的。この点、EBPMの観点からは、例えば商工会等の支援を受けながら経営計画を策定することを要件としている補助金において、補助金の受給よりも、申請の前提となる経営計画の策定自体に経営改善効果があったことを示唆する分析もある。
- 中小企業支援は、単に補助金などの直接的な手段によるのではなく、自主的な経営改善に取り組むための支援体制の整備や、価格転嫁対策のような中小企業が自ら収益を上げ、賃上げをはじめとした経営環境変化に持続的に対応できる公正な競争環境の整備にこそ軸足を置くべき。

◆補助金による小規模事業者への業績への影響

- ・ 小規模事業者支援目的の補助金について、申請して実際に受給した事業者と申請したが非受給だった事業者の間ではアウトカム（業績）に有意差が認められなかった。
- ・ 一方で、申請事業者は非申請事業者と比べてアウトカムが高かった。この結果から、申請自体に効果があり、申請過程が課題の棚卸しの機会となり課題解決につながったと推測される。

※ 商工会等の支援の下で経営計画を策定することが申請要件となっている

小規模事業者持続化補助金の効果



(出所) Kohei Takahashi and Yuki Hashimoto 「Small grant subsidy application effects on productivity improvement: evidence from Japanese SMEs」(2022)、Yuki Hashimoto and Kohei Takahashi 「Are Applying for and Receiving Subsidy Worth for Small Enterprises? Evidence from the Government Support Program in Japan」(2021)、RIETI「ノンテクニカルサマリー 小規模事業者持続化補助金の申請と受給の効果分析」(2021)

(注) 2013年に創設された「小規模事業者持続化補助金」の申請と受給が小規模事業者の売上高や生産性に与える影響について、中小企業庁から提供を受けた申請者リストを用いて分析されたもの。

◆企業支援と生産性に関する先行研究

森川正之 (2020), 「コロナ危機対策利用企業の生産性」, RIETI Discussion Paper

- ・ 新型コロナ前から生産性が低かった企業ほど支援策を利用した傾向がある。
- ・ 一時的ショックの影響を緩和する政策には十分合理性があるが、反面、そうした政策が市場による資源再配分（新陳代謝）機能を弱め、中長期的な成長力に負の影響を持つリスクにも注意する必要がある。

植杉威一郎ほか (2022), 「コロナショックへの企業の対応と政策支援措置：サーベイ調査に基づく分析」, RIETI Discussion Paper

- ・ コロナショックへの支援のために日本政府が講じた措置の財政支出規模は海外諸国に比べて大きなものであった(Elgin et al. 2020)。こうした支援措置には、倒産や廃業等を抑制し雇用を維持する積極的な役割がある一方で、資源の効率的な再配分を抑制し、生産性の低下を通じて長期的な成長を押し下げるリスクもある。

◆事業再構築補助金を巡る議論

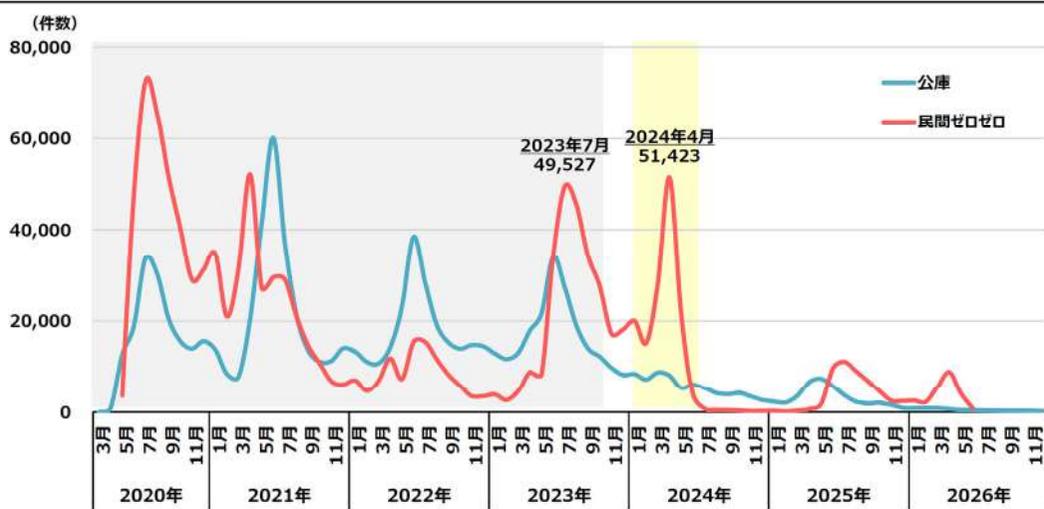
○ 行政改革推進本部 秋の年次公開検証 (2023年11月12日)

【有識者意見】

- 「経済政策における補助金の交付、給付金の交付という手法は、基本的には避けたい最終的な手段だと思います。市場の自律性とか、公平性、経営の自立性を損なうおそれなど、メリットよりもデメリットが大きい場合があります。」
- 「成長市場への参入とか、サプライチェーンの再構築というのは、ああいう事態ではあり得るのですけれども、通常だと企業の自律的経営の判断の中でトライすべき課題」
- 「産業構造を変えとか、サプライチェーンを構築するというのは中小企業の本来業務ですから、政府が支援するような筋合いのものではない」

- 中小企業における資金繰りについては、民間ゼロゼロ融資の返済開始時期の最後のピークを本年4月頃に迎える中、足もとでの振幅はあるが、概ねコロナ禍前の水準に回復。
- コロナ対応のための資金繰り支援措置の多くは既に終了。コロナ5類移行から1年以上が経過する中、足もとでは保証付債務の代位弁済率はコロナ禍前の水準を下回っており、残る特例制度についても、早期の正常化が必要。

◆コロナ関連融資の返済開始時期の実績と見通し



(出所) 中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会」資料
 (注) 民間ゼロゼロの数値は、日本政策金融公庫における保険引受件数。すべて2023年3月末時点の数値。

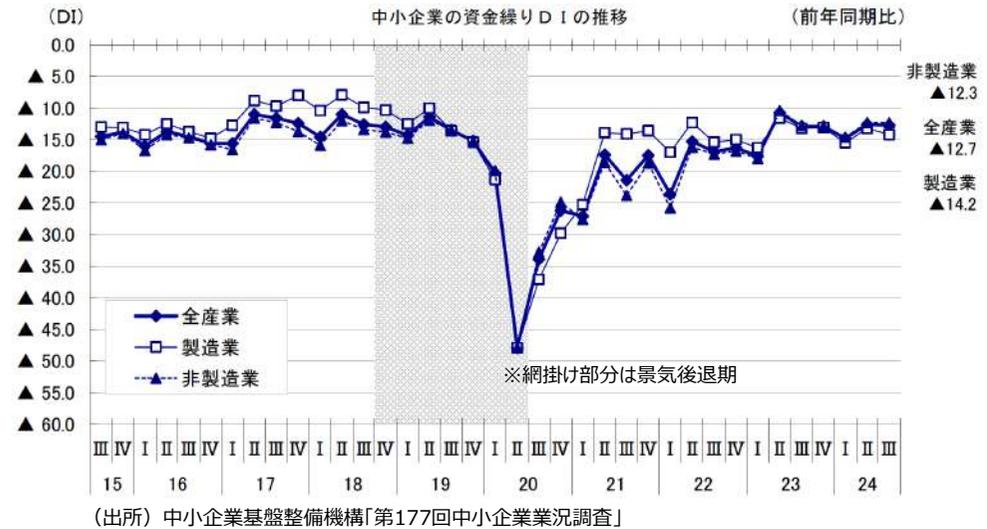
◆コロナ禍における中小企業向けの主な金融支援

- 民間ゼロゼロ融資 (当初3年無利子、保証料全期間ゼロ)
- 公庫の実質無利子・無担保融資 (当初3年無利子)
- セーフティーネット保証 (一般とは別枠で最大2.8億円を保証)
- 危機関連保証 (一般とは別枠で最大2.8億円を保証)
- 経営改善サポート保証 (保証料0.2%、上限2.8億円を保証)
- 公庫のコロナ特別貸付 (通常と比べ金利等を優遇)
- 公庫のコロナ資本性劣後ローン (通常と比べ金利等を優遇)

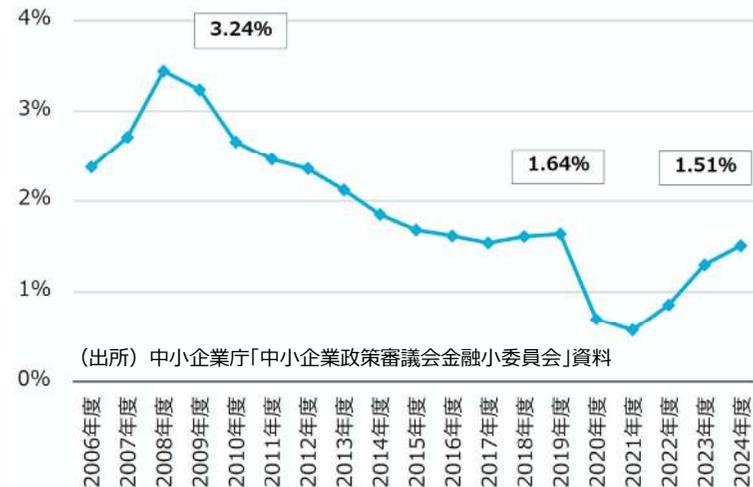
既に終了

2024.12が期限

◆中小企業の資金繰りDI



◆信用保証協会による代位弁済の状況 (金額)



(出所) 中小企業庁「中小企業政策審議会金融小委員会」資料

- グローバルサウスの市場成長力や経済安全保障上の重要性の高まりを踏まえ、我が国の産業構造の高度化・強靱化等に資する共創案件に取り組む企業を支援し、当該国との連携強化に繋げていくため、令和5年度補正予算において1,400億円を措置^(※)。
- 真に必要な範囲での支援とするためには、自己調達によっては必要十分な投資が見込めない中小企業やスタートアップの取組を後押しするものであるべき。そもそも、企業の海外展開は従来、民間企業の自律的な取組によっており、政府はJBIC・JICA等の金融支援を通じ役割を果たしてきた。これまでにない大型補助金の導入が、既存の公的支援の機能やガバナンスを損なわないようにすべき。
- その上で、本事業は不特定多数を対象とする支援ではなく、その政策目的に鑑みて、
 - ・ 二国間の「フラッグシップ」となる案件を採択することで連携強化を加速し、経済安全保障の確保に寄与すること、
 - ・ 当該案件からのリバース・イノベーションや国内雇用創出によって我が国産業力の強化に資すること、
 といった観点から国民が裨益するものでなければならず、まずはこうした成果が着実に上がっていくよう客観的にフォローアップすべき。

(※)令和7年度までの国庫債務負担行為による後年度負担分を含む。

【グローバルサウス未来志向型共創等事業採択状況^(注1)】

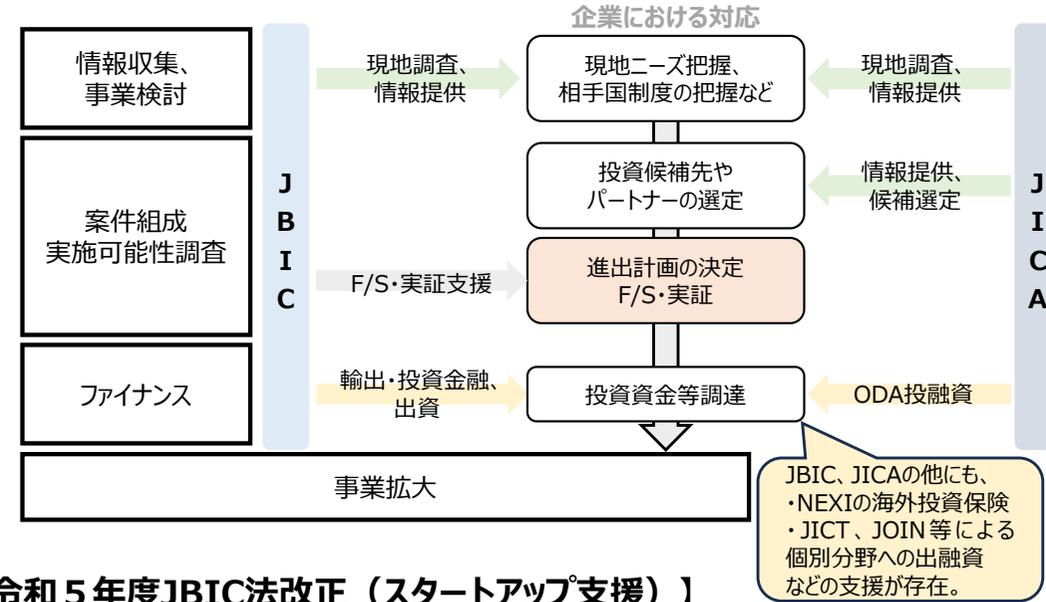
企業名	企業規模	事業実施国	対象製品・技術等	
いすゞ自動車(株)	大企業	タイ	バッテリー交換式EV等	合計採択額： 357.8億円 (1件あたり平均 27.5億円)
伊藤忠商事(株)	大企業	インドネシア	グリーンアンモニア	
岩谷産業(株)	大企業	タイ	リサイクル技術	
オリンパス(株)	大企業	ベトナム	医療機器	
Green Carbon(株)	中小企業	フィリピン	水田メタンガス削減技術等	
住友商事(株)	大企業	ベトナム	脱炭素化	
住友林業(株)	大企業	インドネシア	泥炭地管理	
双日(株)	大企業	タイ	SAF	
TSBグリーンネクス(株)	中小企業	ラオス	カーボンニュートラル化	
(株)トクヤマ	大企業	ベトナム	多結晶シリコンエッチング	
日本グリーン電力開発(株)	中小企業	インドネシア	SAF	
富士フイルム(株)	大企業	シンガポール、タイ等	AI検診イノベーション	
ミツミ電機(株)	大企業	フィリピン	アナログ半導体パッケージ技術	

(注1) ASEAN加盟国を対象とした第1回公募結果(令和6年8月15日公表)。

今後、第2回公募、及び非ASEAN諸国を対象とした公募の結果が公表される予定。

(注2) 補助金額は1件あたり5億円以上40億円以下。補助率は1/2(中小企業のみ2/3)。

【インフラ海外展開の公的支援ツール】



【令和5年度JBIC法改正(スタートアップ支援)】

今後の成長が見込まれるスタートアップ企業や、国内での事業実績を経て海外展開を目指す中堅・中小企業の海外事業資金調達を支援するため、①国内のスタートアップ企業等への出資、及び②スタートアップ企業等が発行する社債取得、をJBICの業務対象に追加

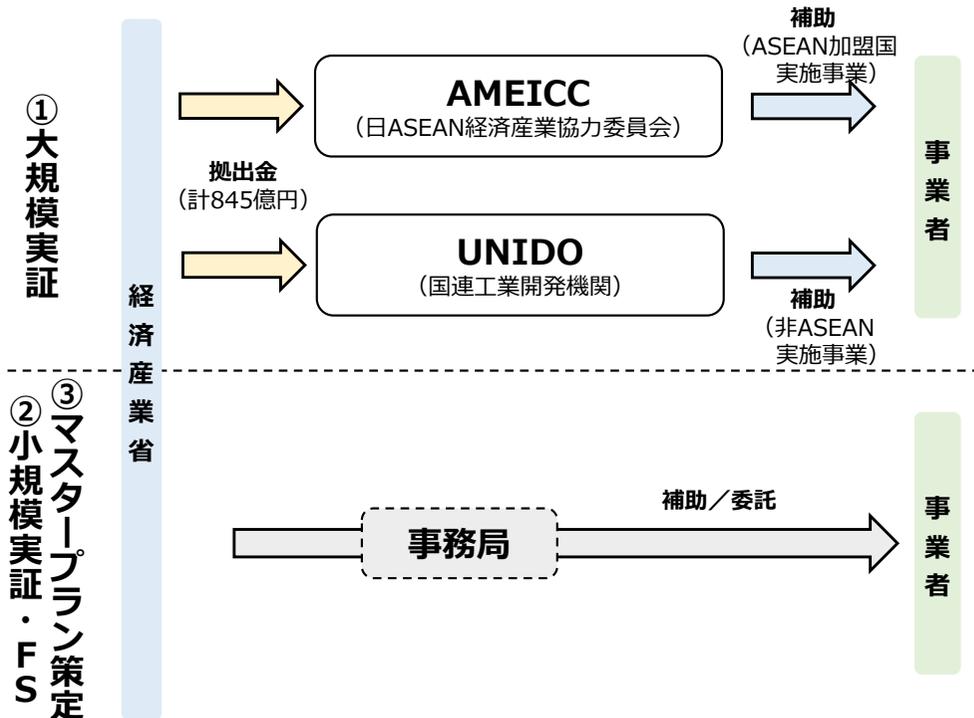
(出所) 左図：JETRO HP、右図：内閣官房HPに基づき財務省作成

- 補助金は、それに依らずとも実施されたはずの投資を代替するものではなく、当該補助金がなければ実施できなかった事業に追加的な効果が見込めるものでなければならない。
- この点、グローバルサウス未来志向型共創等事業については、公募の結果として採択された実証事業と同様の案件が、企業自らの取組みで同地域に展開されていたケースも存在。広く海外進出について、大企業も含めて補助金を活用できるスキームとした結果として、真に必要とは言い難い公的支援となってしまっているのではないか。

* 企業にとっては、海外進出のためのコストを抑制するため補助金を活用するのは当然であり、個社の判断が不公正であるというわけでは全くない。

【グローバルサウス未来志向型共創等事業の執行スキーム】

- グローバルサウスに進出する企業による、i. DX/GX等の我が国のイノベーション創出につながる共創型、ii. 我が国の高度技術の海外展開型、iii. サプライチェーン強靱化型、のいずれかに該当する案件について、支援を実施。
- 支援手法は①上限40億円の大規模実証、②上限数億円の小規模実証・FS、③マスタープラン策定の3つに分かれる。
- いずれも公募期間は2024年度中。事業実施期間は、①は補助交付契約締結から最長3年間、②③は1年程度。



【採択状況の詳細（抜粋）】

企業名	事業実施国	プロジェクト名
A社	シンガポール、タイ、フィリピン、マレーシア	健診センターの展開を通じたAI健診イノベーション実証事業

【関連報道(注)】

健診センター「NURA（ニューラ）」の新拠点をインド ハイデラバードにオープン
 (A社プレスリリース2023/11/17)

A社は、11月19日、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」の新拠点をインドのハイデラバードにオープンします。今後も「NURA」の拠点拡充を図り、新興国での健康診断（健診）サービス事業をさらに拡大していきます。

健診センター「NURA」について

当社は、2021年から2023年にかけてインドのベンガルール、グルグラム、ムンバイに「NURA」を開設。さらに2023年9月、モンゴルのウランバートルに「NURA」をオープンし、新興国での健診サービス事業の展開を強化しています。「NURA」では、当社が持つCT・マンモグラフィなどの医療機器や医師の診断を支援するAI技術を活用して、がん検診をはじめ生活習慣病検査サービスを提供。約120分という短時間ですべての検査が完了し、かつ健診終了後にその場で医師から健診結果に関する説明を、診断画像を見ながら分かりやすく受けられるという利便性から、「NURA」の利用者はすでに約17,000人上っています。（後略）

A社、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」をベトナムに展開
 (日本経済新聞2024/7/1)

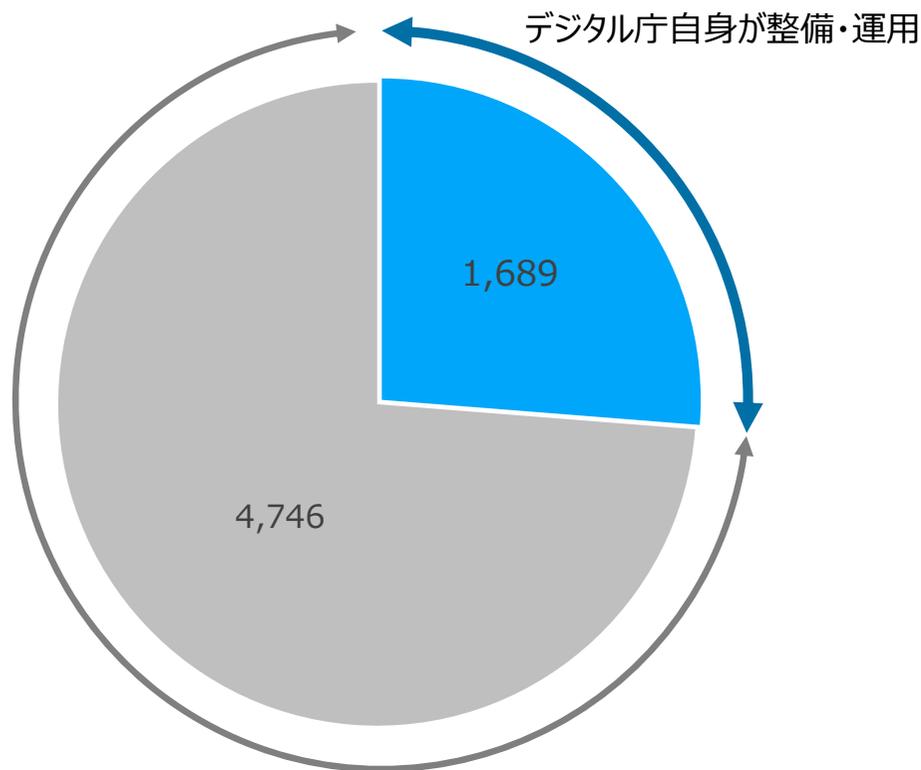
A社は、がん検診を中心とした健診センター「NURA（ニューラ）」をベトナムに展開します。新拠点は、東南アジア地域での「NURA」初拠点として、7月1日にベトナムのハノイにオープンします。ベトナムで医療機関「T-Matsuoka Medical Center」を展開する「VIETNAM JAPAN HEALTH TECHNOLOGY JOINT STOCK COMPANY（以下、VJH社）」が運営。インドやモンゴルで「NURA」を展開してきたA社子会社のサポートのもと、がん検診をはじめ生活習慣病検査サービスを提供します。当社は、今後も「NURA」の拠点拡充を図り、新興国での健康診断（健診）サービス事業をさらに拡大していきます。

(注) 関連報道の引用にあたっては、個社名を記載していない。

- 政府の情報システムは、①デジタル庁自身が整備・運用するシステム（各府省共通で利用するシステムや、各府省のシステム整備上の基盤となるシステム）と、②各府省が整備・運用するシステム、に大別される。
- 従来、情報システム予算は、各府省がバラバラに予算要求・計上していたが、デジタル庁が一元的にプロジェクト監理を行う観点から、各府省システムも含め、**情報システム予算をデジタル庁に一括計上**している。
- デジタル庁の設置以降も、各業務での一層のデジタル活用を背景に、政府の**情報システム予算は増加傾向**にある。

◆情報システム予算（デジタル庁一括計上）の内訳

※ 6当初 + 5補正の6,435億円分

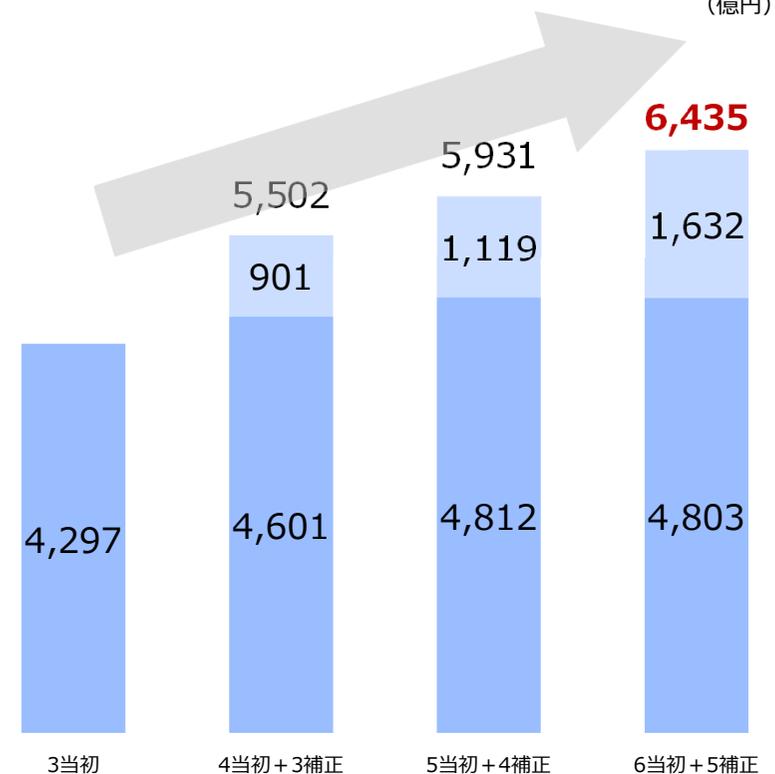


各府省が整備・運用
(デジタル庁が一元的にプロジェクト監理)

◆情報システム予算（デジタル庁一括計上）の推移

(当初予算 + 前年度補正予算)

(億円)



※なお、一括計上の対象外となる特別会計等の情報システムも、一元的なプロジェクト監理の対象としている。

デジタル庁自身が予算執行

デジタル庁システム等

デジタル庁が整備・運用

- 各府省共通で利用するシステム
- 各府省のシステム整備上、基盤となるシステム
- 他のシステムとの連携によりセキュリティ面や業務効率性に効果があるシステム
- 緊急性が高く、政策的に重要なシステム

等

1,193億円

ガバメントソリューションサービス (GSS)

ガバメントクラウド

情報提供ネットワークシステム

マイナポータル

スマートフォン用電子証明発行システム

公共サービスメッシュ

デジタル庁から各府省に移し替えて予算執行

デジタル庁・各府省 共同プロジェクト型

デジタル庁と各府省が共同で整備・運用

- デジタル庁の技術的知見等を生かした整備を要するシステム
- 各府省の固有事務と密接不可分に運用しているシステム
- 一定規模があるシステム 等

デジタル庁は、各府省と連携し、クラウド化、UI/UX改善、各府省LANの統合等の検討を進め、大規模システムについては、業務改革・刷新に向けた中長期的な取組を推進。

2,134億円

財務省 国税総合管理システム (KSK)

法務省 登記情報システム

法務省 出入国管理システム

財務省 国税庁LANシステム

財務省 国税電子申告・納税システム (e-Tax)

防衛省 防衛省OAシステム基盤

各府省システム

各府省が整備・運用

- 左記以外のシステム

重要なプロジェクトについては、デジタル庁が民間人材を派遣することで各府省を支援。

1,477億円

警察庁 共通基盤システム

法務省 戸籍情報連携システム

財務省 輸出入・港湾関連情報処理システム (NACCS)

警察庁 運転者管理システム

防衛省 自衛隊医療情報システム

農水省 農林水産省共通申請サービス

- 政府は、既存の情報システムに係る**運用等経費の3割削減**を掲げて取り組んでいるが、新規システムへの投資等の影響により総額は増加し続けている。
- デジタル化を推進する中で、今後とも、新規システム投資は継続的に発生すると想定されるが、厳しい財政事情を踏まえれば、以下のような取組みを行いながら、情報システム経費の**総額を管理すべき**。
 - ① デジタル庁において、重複投資の排除や見積もりの的確な分析、競争的な入札確保といった**一括計上導入時に期待された役割を最大限発揮**し、システムの準備・調達・運用にわたる**ライフサイクルを通じたコスト最適化を図るとともに**、
 - ② **行政事業レビューシート**など活用のうえ、**必要性の低下した情報システム・機能**について、その**運用の中止も含め見直し**を検討するとともに、システム化を通じた**行政の効率化を図る**。

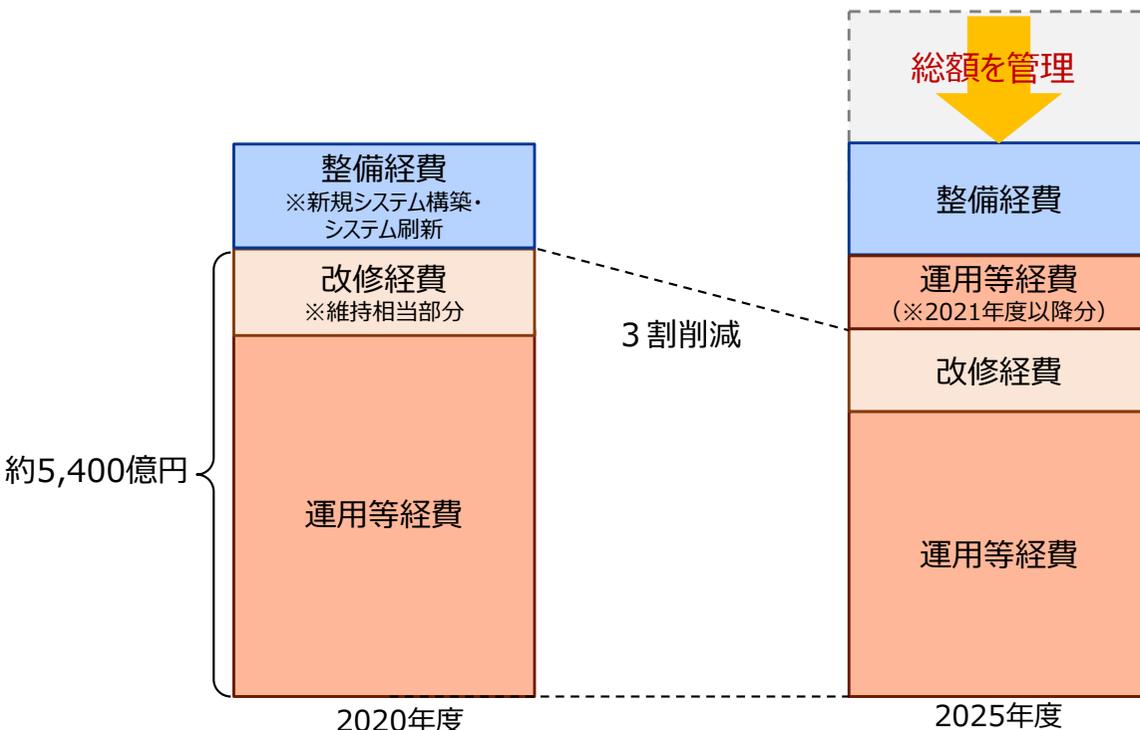
◆一括計上予算の導入時の考え方

デジタル・ガバメント実行計画（2020年12月閣議決定）

情報システム関係予算には、他分野の予算には見られない、以下に代表されるような特殊性がある。

- ① **重複投資や情報システム間の不整合**を避け、政府全体での最適投資を目指す必要がある。
- ② 過剰スペックの要求や**曖昧な作業発注、事業者の見積結果の分析不足等の要因による経費の高止まり**が生じやすい。
- ③ 安定的な運用を最優先する結果、現行の事業者に依存する傾向が強く、競争入札を実施しても**特定の事業者のみが受注を繰り返す「バンダーロックイン」**が生じやすい。

（略）一般的な行政組織の体制では、必要な経費の見積もりや配分を効率的・効果的に行うための体制として不十分である。この点、内閣官房（※注：デジタル庁前身のIT室）では、（略）**政府全体の情報システム関係予算の見積りや配分を的確に行うための体制を整備しているところ**である。このため（略）デジタルインフラの整備及び運用に係る予算については、原則として、（略）**一括して要求・計上し、各府省に配分すること**としている。



ライフサイクルを通じたコスト最適化

- システム整備・運用については、①準備時にシステムの要件が曖昧であるため正確な見積もりが得られない、②調達時に複数者の競争が生じず契約額が高止まる、③運用時に利用状況を反映した見直しが行われない、といったコスト面の課題が従来より存在。
- デジタル庁は、民間の専門人材やシステム業務経験のある職員が存在することから、ライフサイクルの各段階で、事業者に依存せず自らの専門的知見を活かし、仕様具体化やシステム見直しに取り組む必要があるのではないか。
- 例えばデジタル庁の推進するガバメントクラウドを活用したシステムについては、利用状況を勘案せず想定したピークのまま支払を続けている事例が見られる。利用状況に応じた柔軟な運用の見直しを行うことにより、クラウド利用のコスト抑制を実現すべきではないか。

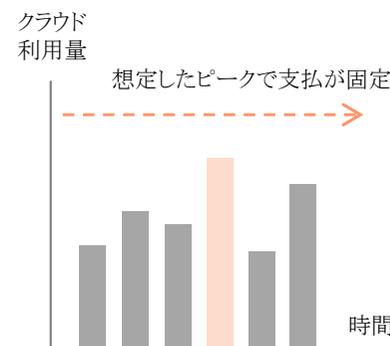
課題事例

対応例

準備時 (システム企画)	調達時	システム運用時
<ul style="list-style-type: none"> ● 見積書には「一式」とされ、内訳の記載が無い。 ● 一者しか見積もりを取得していない。 ● 事業者の情報が散逸しており、過去事例も参照できない。 	<ul style="list-style-type: none"> ● 準備時の粒度のまま、調達仕様書を作成している。 ● 現行システムを担当する事業者のみが詳細情報を把握しており、他事業者と情報格差が生じている。結果、一者入札となっている。 	<ul style="list-style-type: none"> ● システムの利用状況を確認していない。 ● (クラウド利用をしても、) 事前想定した保守的なピークにあわせたシステム構成で利用している。 ● 運用・保守契約について、作業内容を確認していない。
<ul style="list-style-type: none"> ○ 費用の正確な見積りのため、対応すべき課題や要件を具体化。 ○ 複数の事業者から見積もり等を取得の上、内容を分析。 ○ 事業者情報の蓄積、事業者との継続的なコミュニケーション。等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ システムに必要な機能などは、仕様書で更に具体化。 ○ 複数事業者による入札となるべく、事前に幅広く情報提供。 ○ 複数者入札とならなかった場合、その原因確認。等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ システム利用状況を把握のうえ、システム構成の見直し。 ○ クラウド利用のうえ、状況を踏まえたリソース配分の見直し。 ○ 事業者の運用・保守の作業実績を把握し、体制の見直し。等



デジタル庁は調達改善に取り組むものの、
いまだ調達案件のうち
39%が一者入札。



柔軟にリソース配分の見直しをすることにより、
運用段階にあってもコスト抑制につながる。

- デジタル庁・各府省は、今夏から、各府省の情報システムについても、**行政事業レビューシート**の作成・公表を開始。これにより、「費用の見える化」は**一歩前進**。注：昨年まで、一括計上した各府省システムについては、個別の行政事業レビューシートを作成せず。
- 一方、「デジタル行財政改革取りまとめ2024」では、レビューシートにおいて、行政の効率化効果等を成果目標として記載することとされているにもかかわらず、公表事例では、**成果目標が適切に設定されていない事例**が見受けられる。
- 今後は、**行政事業レビューシートの記載を充実**させるとともに、これを予算要求段階から積極的に活用して、**実績の乏しいシステムや必要性が低下した機能等について、運用中止や廃止の判断等につなげていくべき**。また、デジタル化によって**事務の効率化が図られる分野を特定の上、組織の人員削減も含め、行政の効率化にもつなげていくべき**。

◆行政事業レビュー見える化サイトでの公表事例

事業 / 事業詳細
旅費等内部管理業務共通システム（情報通信技術調達等適正・効率化推進費）

事業年度	番号	活動目標・成果目標	活動内容	成果目標	達成状況	達成率
予算	1	アウトプット				
	2	アウトプット				
	3	アウトプット				
	4	アウトプット				
実績	1	アウトカム	短期	定量的	プロジェクト進捗率	0%
	2	アウトカム	短期	定量的	利用者満足度	78.1%
	3	アウトカム	短期	定量的	利用者満足度	78.1%
	4	アウトカム	短期	定量的	利用者満足度	78.1%

旅費システムの場合

「活動・成果目標」の欄において「システム稼働率」等の記載にとどまっております、
例えば「**職員の事務時間効率化**」などの行政の効率化に係る**目標が具体的に設定されていない**。

人事給与システムの場合

現行システムへの追加投資案件だが、成果目標が、「担当者の手作業業務量削減」と、手作業との比較となっているため、**追加投資に係る効果が把握ができない**。

事業年度	番号	活動目標・成果目標	活動内容	成果目標	達成状況	達成率
予算	4	アウトプット				
	1	アウトプット				
	3	アウトカム	短期	定量的	機能強化の実現	申請の枚数
	4	アウトカム	長期	定量的	業務担当者の負担軽減	業務担当者の業務時間
	5	アウトカム	長期	定量的	専用プリンタで印刷している領票を削減する	領票の年間印刷枚数

◆デジタル行財政改革取りまとめ2024（2024年6月）

情報システムについては、透明性をもってEBPMを機能させるため、本年から順次、（略）**行政事業レビューシートを作成して、成果目標（注）、更改時期・見込み額、ガバメントクラウド等の政府の共通機能や民間サービス等の利用の有無などを記載して、費用対効果や効率化努力が不十分な場合には見直しを行う**ことができるようにする。

注①利用者の利便性向上、②行政の効率化、③情報システムの経費抑制等について効果額を示し、成果目標を設定する。

◆システムの運用を停止した事例（ワクチン接種証明）

お知らせ「**新型コロナワクチン接種証明書アプリ**」のサービス終了（2024年3月31日）について



国内では接種証明書を必要とする場面は殆どなく、海外渡航時でも接種証明書が必要な国は極めて少ない状況になったことから、2024年3月31日（日）をもって「新型コロナワクチン接種証明書アプリ」のサービス提供を終了します。多くの国民のみなさまに利用いただき、心より感謝申し上げます。（略）